

## 目 次

### ○第1号（12月1日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	3
開会・開議	4
町長挨拶	4
諸般の報告	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 議案第63号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	6
日程第 4 議案第64号 吉岡町職員の高齢者部分休業に関する条例	20
日程第 5 議案第65号 吉岡町職員の修学部分休業に関する条例	21
日程第 6 議案第66号 吉岡町職員の自己啓発等休業に関する条例	23
日程第 7 議案第67号 吉岡町職員の配偶者同行休業に関する条例	29
日程第 8 議案第68号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	30
日程第 9 議案第69号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	33
日程第10 議案第70号 吉岡町個人情報保護法施行条例	35
日程第11 議案第71号 吉岡町道路構造条例の一部を改正する条例	42
日程第12 議案第72号 吉岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	44
日程第13 議案第73号 町道路線の認定について	46
日程第14 議案第74号 吉岡町老人福祉センターに係る指定管理者の指定について	47
日程第15 議案第75号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）	49
日程第16 議案第76号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	53

日程第17	議案第77号	令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号) .....	54
日程第18	議案第78号	令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正 予算(第2号) .....	55
日程第19	議案第79号	令和4年度吉岡町水道事業会計補正予算(第2号) .....	56
日程第20	議案第80号	令和4年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第2号) .....	57
日程第21	請願第2号	安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改 善を求める請願 .....	58
日程第22	請願第3号	吉岡町犯罪被害者等支援条例の制定に関する請願 .....	59
散	会	.....	59

### ○第2号(12月2日)

議事日程	第2号 .....	61
本日の会議に付した事件	.....	61
出席議員	.....	62
欠席議員	.....	62
説明のため出席した者	.....	62
事務局職員出席者	.....	62
開	議 .....	63
日程第1	一般質問 .....	63
	◇富岡大志君 .....	63
	◇小林静弥君 .....	83
	◇廣嶋 隆君 .....	101
	◇村越哲夫君 .....	120
	◇金谷康弘君 .....	136
散	会 .....	154

### ○第3号(12月5日)

議事日程	第3号 .....	155
本日の会議に付した事件	.....	155
出席議員	.....	156
欠席議員	.....	156
説明のため出席した者	.....	156

事務局職員出席者	1 5 6
開 議	1 5 7
日程第 1 一般質問	1 5 7
◇飯島 衛君	1 5 7
◇山畑祐男君	1 7 1
◇飯塚憲治君	1 9 1
◇坂田一広君	2 0 6
◇小池春雄君	2 2 4
散 会	2 4 2

#### ○第4号（12月9日）

議事日程 第4号	2 4 3
本日の会議に付した事件	2 4 4
出席議員	2 4 7
欠席議員	2 4 7
説明のため出席した者	2 4 7
事務局職員出席者	2 4 7
開 議	2 4 8
日程第 1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員長報告）	2 4 8
日程第 2 議案第63号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	2 5 4
日程第 3 議案第64号 吉岡町職員の高齢者部分休業に関する条例	2 5 4
日程第 4 議案第65号 吉岡町職員の修学部分休業に関する条例	2 5 5
日程第 5 議案第66号 吉岡町職員の自己啓発等休業に関する条例	2 5 5
日程第 6 議案第67号 吉岡町職員の配偶者同行休業に関する条例	2 5 5
日程第 7 議案第68号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	2 5 6
日程第 8 議案第69号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	2 5 6
日程第 9 議案第70号 吉岡町個人情報保護法施行条例	2 5 7
日程第10 議案第71号 吉岡町道路構造条例の一部を改正する条例	2 5 7
日程第11 議案第72号 吉岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	2 5 8
日程第12 議案第73号 町道路線の認定について	2 5 8

日程第13	議案第74号	吉岡町老人福祉センターに係る指定管理者の指定について	258
日程第14	議案第75号	令和4年度吉岡町一般会計補正予算(第7号)	259
日程第15	議案第76号	令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	259
日程第16	議案第77号	令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	260
日程第17	議案第78号	令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	260
日程第18	議案第79号	令和4年度吉岡町水道事業会計補正予算(第2号)	260
日程第19	議案第80号	令和4年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第2号)	261
日程第20	発議第1号	吉岡町議会の個人情報の保護に関する条例	261
日程第21	請願の付託案件審査報告(文教厚生常任委員長報告)		263
日程第22	請願第2号	安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願	265
日程第23	請願第3号	吉岡町犯罪被害者等支援条例の制定に関する請願	265
日程の追加			266
追加日程第1	発委第2号	安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出について	266
日程第24	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について		271
日程第25	総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について		271
日程第26	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について		271
日程第27	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について		271
日程第28	地域開発対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について		271
日程第29	人口問題対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について		271
日程第30	議会議員の派遣について		272
町長挨拶			272
閉会			273

# 令和4年第4回吉岡町議会定例会会議録第1号

令和4年12月1日（木曜日）

## 議事日程 第1号

令和4年12月1日（木曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第63号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 4 議案第64号 吉岡町職員の高齢者部分休業に関する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 5 議案第65号 吉岡町職員の修学部分休業に関する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 6 議案第66号 吉岡町職員の自己啓発等休業に関する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 7 議案第67号 吉岡町職員の配偶者同行休業に関する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 8 議案第68号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 9 議案第69号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第10 議案第70号 吉岡町個人情報保護法施行条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第11 議案第71号 吉岡町道路構造条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第12 議案第72号 吉岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第13 議案第73号 町道路線の認定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第14 議案第74号 吉岡町老人福祉センターに係る指定管理者の指定について



## 出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	平形 薫 君
12番	山畑 祐 男 君	13番	小池 春 雄 君
14番	岩崎 信 幸 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	米沢 弘 幸 君	住 民 課 長	小林 康 弘 君
介護福祉課長	永井 勇一郎 君	産 業 観 光 課 長	岸 一 憲 君
建 設 課 長	笹沢 邦 男 君	税 務 会 計 課 長	中澤 礼 子 君
上下水道課長	大澤 正 弘 君	教育委員会事務局長	高橋 淳 巳 君
健康づくり室長	富沢 律 子 君	子育て支援室長	吉田 功 一 君

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 岸 美 穂

## 開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（岩崎信幸君） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、令和4年第4回吉岡町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 健康子育て課長の中島が、急な体調不良により出席することができません。健康子育て課案件に関しましては、健康づくり室長の富沢と子育て支援室長の吉田を本会議場に入室させ、対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 総務課長の申出のとおり、許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

富沢健康づくり室長、吉田子育て支援室長の入室を許可します。

---

## 町長挨拶

議長（岩崎信幸君） 町長より発言の申入れがありましたので、これを許可します。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 皆さん、おはようございます。

令和4年第4回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶させていただきます。

先ほど、吉岡町町政功労者表彰を受賞されました飯島 衛議員、平形 薫議員、山畑祐男議員及び岩崎信幸議員におかれましては、誠におめでとうございます。4名の議員におかれましては、長年議員として地方自治発展のためにご尽力いただいた功績であると思っております。これからも引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日、12月定例議会が議員各位出席の下、開会できますことに、心から感謝と御礼を申し上げます。

さて、本定例会では議案18件を上程させていただきました。何とぞ慎重審議の上、いずれも原案のとおり可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、大変お世話になります。

---



## 諸般の報告

議長（岩崎信幸君） これより諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおりです。それをもって諸般の報告といたします。

議事日程（第1号）により会議を進めます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩崎信幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において、5番富岡大志議員、6番金谷康弘議員を指名します。

---

### 日程第2 会期の決定について

議長（岩崎信幸君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期については、議会運営委員会に付託してありますので、山畑祐男委員長により委員長報告を求めます。山畑委員長。

〔議会運営委員長 山畑祐男君登壇〕

議会運営委員長（山畑祐男君） 12番山畑です。

議会運営委員会からの報告を行います。

令和4年11月22日火曜日、午前9時半から全員協議会室において、委員全員、議長、副議長、執行側からは町長、副町長、教育長、関係課長の出席の下、議会運営委員会を開催し、令和4年第4回定例会の会期及び会期日程について協議をいたしました。

本定例会の会期は、本日12月1日木曜日から12月9日金曜日までの9日間と決まりました。

一般質問は12月2日金曜日と12月5日月曜日の2日間と決まりました。

なお、会期日程の詳細につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上、報告といたします。

議長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

お諮りします。

ただいま委員長報告のとおり、会期を12月1日から9日までの9日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

山畑委員長、自席にお戻りください。

よって、会期は12月1日から9日までの9日間と決定しました。

なお、日程はお手元に配付したとおりであります。

---

### 日程第3 議案第63号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第3、議案第63号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第63号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年を年齢65年に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度を設けるほか、年齢60年を超える職員に係る給与に関する特例を設ける等の措置を講じるため、所要の規定の整備を行うものであります。

その他、詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

公務員の定年引上げにつきましては、国家公務員について、令和5年度から2年に1歳ずつ65歳まで定年が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、いわゆる役職定年制である管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制度が設けられているところでございます。

地方公務員については、地方公務員法第28条の2、改正後は第28条の6になるんですけれども、そちらの第2項の規定によりまして、国家公務員の定年を基準として条例で定めることとされており、地方公務員についても国家公務員と同様の措置を講じるため、地方公務員法の一部を改正する法律、以下、改正法と呼ばさせていただきますが、令和3年6月11日に公布されたところでございます。

本条例案は、当該地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和5年度から職員の定年を段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制を導入するため、所要の規定の整備を行うものでございます。

定年引上げの概要につきましては、大きく分けて7つの制度改正が行われております。

1つ目は、先ほど申し上げましたとおり、令和5年度から2年に1歳ずつ65歳まで定年が段階的に引き上げられます。なお、現在もある制度ですが、定年退職の特例として、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合には定年を延長できる勤務延長の制度も設けられております。

2つ目は、いわゆる役職定年制である管理監督職勤務上限年齢制が創設されます。この管理監督職勤務上限年齢制は、60歳に達している職員を、60歳に達した日の翌日から翌年4月1日までの間、これを異動期間と呼びますけれども、管理監督職以外の職に降任等をさせるものとなります。また、この管理監督職勤務上限年齢制の特例として、異動期間の末日以降も引き続き管理監督職に任命できる特例任用の制度も創設されます。

3つ目は、60歳到達日以後、定年前に退職した職員を、当該職員の定年退職相当日までの間、短時間勤務、パートタイムの職に再任用することができる定年前再任用短時間勤務制が創設されます。これに伴い、現行の再任用職員制度は廃止され、フルタイムの再任用職員制度はなくなることとなります。

4つ目は、現行の再任用制度と同様に、退職した職員等であって定年に達しているものを、65歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、再任用することができる暫定再任用制度が、経過措置として定年が65歳に引き上げられるまでの令和13年3月31日までの間、設けられます。

5つ目は、特定日、いわゆる60歳に達した日以後の最初の4月1日以降の職員の給料月額、いわゆる基本給なんですけれども、それを7割水準とする給料月額7割措置が創設されます。

6つ目は、管理監督職の職員が管理監督職勤務上限年齢により降任等をした場合に、降格により給料が引き下げられるとともに、先ほど説明した給料月額7割措置により給料が引き下げられることにより、二重に給料が引き下げられることとなるため、管理監督職員として受けていた給料月額の7割水準が基本給となるように、降格分に想定する額である管理監督職勤務上限年齢調整額が給料として支給されることとなります。

最後の7つ目なんですけれども、職員が60歳に到達する年度の前年度に60歳以降に適用される任用及び給与に関する措置その他必要な情報を提供し、60歳以降の勤務の意思を確認する情報提供・意思確認制度が創設されます。

本条例案は、総務省の条例の例に準拠して改正を行うものでありますが、非常に技術的に複雑な内容となっております。本則上は令和13年4月1日以降、完成後の制度を規定し、附則によって令和5年度から段階的な定年の引上げについて規定する形式を取っております。

また、段階的な引上げが行われている間の経過措置である暫定再任用制度については、

整備条例の附則、議案書の12ページ、後でご覧になっていただければいいんですけども、12ページの下段以降で規定される形式となっております。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきます。

まず、吉岡町職員の定年等に関する条例新旧対照表、第1条による改正の1ページをご覧ください。

1ページ目上段の目次及び章名の新設は、技術的な改正となっております。

1ページ目中段の第1条の改正は、地方公務員法の改正に伴う技術的改正でございます。

1ページ目下段、第3条は、職員の定年を60歳から65歳まで引き上げるものでございます。

1ページ目下段から3ページ下段の第4条の改正については、後ほど説明させていただきますので、最初に3ページをご覧ください。

3ページ下段から8ページの中段までの第3章、第6条から第11条までなんですけれども、こちら新設なんですけど、ここは、いわゆる役職定年制である管理監督職勤務上限年齢制を新設するものであります。当該管理監督職勤務上限年齢制は、改正法による改正後の地方公務員法、新地方公務員法と呼ばさせていただきますけれども、こちらの第28条の2で制度が規定されておりまして、条例では対象となる管理監督職や年齢が規定されます。

3ページをそのまま見ていただきまして、3ページの下から4ページの上段の第6条は、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職を定めるもので、管理職の手当の支給対象となる課局長及び室長を規定しております。

4ページをご覧ください。

4ページ上段の第7条は、管理監督職勤務上限年齢、いわゆる役職定年を60歳とするものでございます。

ちょっと複雑で申し訳ないんですけど、4ページと5ページ、併せてご覧ください。

4ページ中段から5ページの中段、中ほどまでの第8条は、管理監督職勤務上限年齢制により他の職へ降任等を行うに当たっての遵守すべき事項を定めるものでございます。具体的には、第1項本文で地方公務員法第13条、平等取扱いの原則等の地方公務員法に基づく遵守事項を規定し、第1号から第3号で条例による遵守事項を規定しております。

第1号は、人事評価の結果等に基づき、当該職員が能力や適性を有する職に降任等を行うこと、第2号は、できる限り上位の役職に降任等を行うこと、第3号は、職員を降任等する際に、当該職員より上位の役職である管理監督職も降任等する場合には、原則として上位職職員を降任等した役職以下に降任させるものでございます。

5ページから8ページにかけての説明ですので、併せてご覧ください。

第9条は、管理監督職勤務上限年齢制の特例である特例任用についての規定をするもの

でございます。

説明といたしましては、第9条第1項及び第2項、勤務延長型特例任用について規定するもので、第1項第1号から第3号までに掲げる事由があると認めるときは、管理監督職勤務上限年齢に達した職員の異動期間を、異動期間の末日の翌日から1年を限度として延長し、同一の管理監督職に引き続き任命することができるとするものでございます。

第1項は、1回目の異動期間の延長に関する規定、第2項は、延長された異動期間をさらに延長する場合の規定であり、最長で異動期間の末日の翌日から3年まで延長することができるものでございます。

当該特例任用にできる事由は、第1項第1号から第3号までに、いずれも公務の運営に著しい支障が生じた場合として規定しておりまして、非常に限定的に運用されるべきものであるため、現状としては、町で特例任用の規定はございませんが、将来的に特別なプロジェクトの継続等の事情が生じた場合に備え、規定としては整備するものでございます。

第9条第3項及び第4項は、異動可能型特例任用について規定するもので、職務の内容が類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない事情があるものとして規則で定める特定管理監督職群に属する管理監督職については、降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずると認められるときには、管理監督職勤務上限年齢に達した職員の異動期間を、異動期間の末日の翌日から1年を限度として延長し、同一の管理監督職に引き続き任命するか、特定管理監督職群のほかの管理職に異動させることができるとするものであります。

第3項は、1回目の異動期間の延長に関する規定、第4項は、延長された異動期間をさらに延長する場合の規定であります。

特定管理監督職群については、特例任用が非常に限定的に運用されるべきものであるため、現状として町では想定はありませんが、将来的に必要となる場合もあり得ると考えての規定として整備するものでございます。

8ページをご覧ください。

8ページ上段の第10条は、特例任用をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならないとするもの、第11条は、特例任用により延長された異動期間の末日の到来前に当該延長の事由が消滅したときは、ほかの職員へ降任等を行うこととするものであります。

ここでまたページを戻っていただきまして、1ページから3ページを併せてご覧ください。

第2条は、定年による退職の特例として定年を延長する勤務延長についての規定で、現行もある制度ですが、先ほど説明いたしました管理監督職勤務上限年齢制の創設に伴う改

正を行うものであります。

1 ページ下段から 2 ページの上段の第 4 条第 1 項本文の改正は、文言の整理を行うもので、2 ページ上段から中段の第 1 項後段の新設は、特例任用をされた職員の勤務延長は、第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定による勤務延長型特例任用に限定し、第 9 条第 3 項及び第 4 項の規定による異動可能型特例任用の場合には勤務延長できない旨を定めるもので、当該勤務延長の期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して 3 年を超えることができないこととするものであります。

2 ページ中段から下段の第 4 条第 1 項の各号の改正は、勤務延長できる事由を明確化するもので、勤務延長できる場合は、いずれも公務の運営に著しい支障が生ずる場合に限られます。

2 ページの下段から 3 ページ上段の第 4 条第 2 項の改正は、文言の整理を行うとともに、特例任用された職員については、勤務延長の期間について、当該職員の定年退職日からではなく、当該職員の異動期間の末日から 3 年を限度とするものであります。

2 ページ中段の第 3 項及び第 4 項の改正は、文言の整理です。

それではまた、先ほどのところに飛ばしていただきまして、8 ページ、9 ページをご覧ください。

8 ページ中段から 9 ページ中段の第 4 章の新設は、60 歳に達した日以後に退職した者を、採用しようとする職に係る定年退職日相当日までの間、選考により短時間勤務の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務制を新設するもので、第 12 条は、町の職員であった者、第 13 条は、町が加入する一部事務組合及び広域連合の職員であった者を定年前再任用とする場合の規定となります。

9 ページをご覧ください。

9 ページ中段の第 5 章、第 14 条の新設は、規則への委任規定を設けるものでございます。

9 ページ下段の附則第 3 項の新設は、段階的に定年を引き上げる経過措置を設けるもので、具体的には表にありますとおり、定年を令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間は 61 歳、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間は 62 歳、令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間は 63 歳、令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までは 64 歳とするものであります。

10 ページをご覧ください。

附則第 4 項の新設は、情報提供・意思確認制度を新設するもので、60 歳到達年度の前年度に、60 歳に到達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容等の情報を提供するとともに、同日の翌日以後の勤務の意思の確認をするよう努めるものとするも

のでございます。

続きまして、吉岡町職員の給与に関する条例の新旧対照表、こちらが第2条による改正のものになります。その1ページをご覧ください。

1 ページ上段、第5条第3項の改正は、文言の整理です。

1 ページ中段、第5条第9項の改正は、現行の再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制が創設されることに伴う改正で、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額を、給料表に掲げる基準給料月額に当該再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を、常勤職員の1週間当たりの勤務時間である38時間45分で除して得た数を乗じた額とするものでございます。

1 ページ下段の第5条の3の削除は、現行の再任用制度の廃止に伴って削除するものです。

2 ページから5 ページまでをご覧ください。

2 ページ中段から5 ページ下段の第13条の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の通勤手当を、現行の再任用短時間勤務職員と同様とする改正のほか、文言の整理を行うものでございます。

5 ページから7 ページを併せてご覧ください。

5 ページ下段から7 ページ中段の第15条の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の時間外勤務手当を、現行の再任用短時間勤務職員と同様とする改正のほか、文言の整理を行うものです。

7 ページをご覧ください。

7 ページ中段、第21条の改正は、定年前再任用短時間勤務職員について、初任給、昇給、昇格等の基準を新たに適用除外とするとともに、現行の再任用職員と同様に扶養手当及び住居手当を支給しないこととするものであります。

7 ページと8 ページを併せてご覧ください。

7 ページ下段から8 ページ上段の第22条の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給率を、現行の再任用職員と同様とするものであります。

8 ページと9 ページを併せてご覧ください。

8 ページ中段から9 ページ中段の第23条の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給率を、現行の再任用職員と同様とするものであります。

9 ページをご覧ください。

9 ページ中段から下段の附則第18項及び第19項の新設は、国家公務員に準拠して、職員が負傷、疾病による病気休暇または疾病による就業禁止の措置により90日を超えて勤務しないときは、当該90日経過後の当該病気休暇及び措置に係る日につき、給料の半

額を減ずる規定を設けるものであります。

9ページ、10ページ、併せてご覧ください。

9ページ下段から10ページ、附則第20項及び第21項の新設は、給料月額7割措置に関する規定を設けるもので、当分の間、特定日、職員が60歳に到達した日後の最初の4月1日、これを特定日というんですけれども、以後の給料月額を、当該職員に適用される給料表の給料月額の7割とする経過措置を設けるもので、第20条は、措置の概要を、第21条は、措置の適用除外となる職員を定めるものであります。

10ページから12ページを併せてご覧ください。

10ページ下段から12ページ下段の附則第22項から第25項までの新設は、管理監督職勤務上限年齢調整額に関する規定を設けるもので、第22項は、他の職への降任等をさせた職員で給料表の異動のない職員の管理監督職上限年齢調整額に関する規定、第23項は、第22項による管理監督職勤務上限年齢調整額と給料月額の合計が、当該職員の属する級の最高号給を超える場合には、当該最高号給の給料月額を上限とする規定、第24項は、給料月額が7割措置を受ける職員で附則第22項に規定する職員以外の職員の管理監督職勤務上限年齢調整額に関する規定、第25項は、給料月額7割措置を受ける職員で附則第22項及び第24項の規定を受けないものであって、任用の事情を考慮いたしまして、権衡上必要があると認められるものの調整額に関する規定です。

12ページをご覧ください。

附則第26項の新設は、給料月額7割措置及び管理監督職勤務上限年齢調整額に関して、規則への委任規定を設けるものであります。

12ページと13ページを併せてご覧ください。

別表第1の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を定めるものでございます。

続きまして、吉岡町条件付採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例新旧対照表、こちらは第3条による改正になりますけれども、こちらをご覧ください。

1ページの上段の第4条の改正は、管理監督職勤務上限年齢制の創設に伴い、降給の種類に当該管理監督職勤務上限年齢制による降給を追加するものであります。

1ページ中段の第5条の改正は、文言の整理を行うものであります。

1ページ下段の附則を附則第1項とする改正は、技術的改正です。

1ページと2ページを併せてご覧ください。

附則第2項の新設は、当分の間、降給の種類に給料月額の7割措置を追加するものです。

続きまして、次の新旧対照表になります。職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の新旧対照表をご覧ください。第4条による改正です。



題名の改正は、文言の整理を行うものです。

第3条の改正は、給料月額7割措置の創設に伴う改正で、減給処分の基礎となる給料月額の基準を発令の日に受ける給料の月額と明確化するとともに、減給により減ずる額が給料の月額及び地域手当の月額の合計額の10分の1相当額を超えるときは、当該10分の1の相当額を給与から減ずることとし、減ずる額が給料の月額及び地域手当の月額の合計額の10分の1相当額を超えないこととするものであります。

次の新旧対照表をご覧ください。吉岡町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表、第5条による改正をご覧ください。

1 ページ上段の第1条の3の改正は、文言の整理をするとともに、管理監督職勤務上限年齢制の創設に伴い、降給の種類に管理監督職勤務上限年齢制による降給を追加するものです。

1 ページ中段の第1条の4の改正は、文言の整理です。

同じく下段の附則を附則第1項とする改正は、技術的な改正でございます。

1 ページと2 ページを併せてご覧ください。

附則第2項の新設は、当分の間、降給の種類に給料月額の7割措置を追加するものです。

2 ページの下段の第3項の新設は、給料月額7割措置の降給の場合には、当該職員に対する処分説明書の交付を要しないこととし、給料月額が異動することとなった旨を通知することとするものであります。

次の新旧対照表です。吉岡町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の新旧対照表、第6条による改正をご覧ください。

第2条の改正は、地方公務員法の改正に伴う技術的な改正です。

第19条の改正は、企業職員である定年前再任用短時間勤務職員について、現行の再任用職員と同様に初任給調整手当、扶養手当及び住居手当を支給しないこととするものです。

次の新旧対照表です。吉岡町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表、第7条による改正をご覧ください。

1 ページ上段の第2条の改正は、管理監督職勤務上限年齢制の創設に伴い、第3号を新設し、育児休業をすることができない職員に特例任用されている管理監督職を追加するとともに、これに伴い第3号及び第4号をそれぞれ第4号、第5号とするものです。

1 ページ中段の第9条第3号の新設は、管理監督職勤務上限年齢制の創設に伴い、育児短時間勤務をすることができない職員に特定任用されている管理監督職を追加するものであります。

1 ページから6 ページと長いんですけども、併せてご覧ください。

1 ページ下段から6 ページ下段の第16条及び第20条の改正は、育児短時間勤務等を

する定年前再任用短時間勤務職員に係る給与条例の特例を、現行の再任用職員と同様とするものであります。

6ページと7ページを併せてご覧ください。

6ページの下から7ページの上段の第21条及び第22条の改正は、定年前再任用短時間勤務職員について、現行の再任用職員と同様に部分休業ができることとともに、技術的な改正を行うものであります。

7ページ、ご覧ください。

中段の附則を附則第1項とする改正は、技術的改正です。

下の附則第2項の新設は、給料月額7割措置の創設に伴いまして、当該措置を受ける育児短時間勤務職員の給料月額について規定するものであります。

7ページの下段から8ページ上段の附則第3項の新設は、育児短時間勤務の承認が失効した場合における育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている職員に係る給料月額7割措置について規定するものであります。

次の新旧対照表です。吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表、第8条による改正をご覧ください。

1ページの第2条第3項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を、現行の再任用短時間勤務職員と同様とするとともに、技術的な改正を行うものであります。

1ページ中段の第3条第1項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の週休日を、現行の再任用短時間勤務職員と同様とするものです。

1ページと2ページ、併せてご覧ください。

1ページの下段から2ページの上段にかけての第3条第2項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間の割り振りを、現行の再任用短時間勤務職員と同様とするものです。

2ページをご覧ください。

中段の第4条の改正は、交替制勤務である定年前再任用短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割り振りを、現行の再任用短時間勤務職員と同様とするものです。

3ページをご覧ください。

第12条第1項第1号の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の年次有給休暇の日数を、現行の再任用短時間勤務職員と同様とするものです。

続いて、吉岡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の新旧対照表をご覧ください。第9条による改正です。

こちらの第3条の改正は、定年前再任用短時間勤務職員を、現行の再任用短時間勤務職員と同様に、人事行政の運営状況の報告の対象職員とするものです。

続いて、次の新旧対照表です。公益的法人等への吉岡町職員の派遣等に関する条例新旧対照表、第10条による改正をご覧ください。

1 ページ目の上段の第2条第2項の改正は、管理監督職勤務上限年齢制の創設に伴い第5号を追加し、公益的法人等へ派遣することができない職員に特例任用されている管理監督職を追加するとともに、これに伴い第5号を第6号とし、第4号については技術的改正を行うものです。

1 ページ下段の第9条から4ページ下段の第16条までは、特定法人へ退職派遣をする規定を新設するものでございます。現在の町の条例では、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律、いわゆる派遣法というんですけれども、第2条の規定による公益的法人等への派遣の規定があるのみであり、吉岡町振興公社のような営利法人への退職派遣を行うためには、同法の第10条の特定法人への退職派遣に関する条例の規定が必要となるため、所要の改正を行うものです。

1 ページ下段、第9条は、派遣法第10条の規定に基づき、退職派遣をすることができる法人を定めるもので、町が資本金等を出資しているもので規則に定めるものとするものであります。

1 ページ、2 ページにかけてなんですけれども、第10条は、退職派遣をすることができない職員を定めるもので、臨時的任用職員等のほか、勤務延長中の職員、特例任用中の職員等を規定するものです。

2 ページと3 ページを併せてご覧ください。

2 ページ下からの第11条は、退職派遣をされた職員を、派遣終了後等に町で採用しなければならぬ場合を定めるもので、特定法人の役職員の地位を失った場合、引き続き特定法人の役職員として在職させることができない場合、または在職させることが適当でない場合等を規定するものであります。

3 ページをご覧ください。

3 ページ中段の第12条は、退職派遣された職員が派遣先の特定法人の職員の地位を失った場合等であっても、町が当該職員を採用しなくてもいい場合を定めるもので、特定法人の業務に従事している間に刑法等に違反し、町の職員であったならば懲戒免職処分を行うことが適当と認められる場合を規定するものであります。

3 ページ及び4 ページを併せてご覧ください。

3 ページ下段から4 ページの上段の第13条の規定は、退職派遣者の福利厚生に関する事項等の、退職派遣に際して特定法人と行う取決めに規定すべき事項を定めるものであります。

4 ページ、ご覧ください。

4ページ上段の第14条は、特定法人で従事していた業務中に災害があった場合でも、当該業務を公務とみなして、公務災害による休職の場合の給与の減額緩和措置を適用することができることとするものであります。

4ページ中段の第15条、退職派遣者が派遣終了後に町に採用される場合については、ほかの職員との権衡を考慮して号給を調整することができることとし、町の職員として在職し昇給した場合と同様の号給とすることができることとするものであります。

4ページ下段の第16条の新設は、退職派遣者の特定法人における処遇の状況及び退職派遣後に町に採用された場合の処遇状況等を町長に報告することとするものであります。

4ページ下段の第9条を第17条とする改正は、技術的なものであります。

次の新旧対照表、吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の新旧対照表、第11条による改正をご覧ください。

こちらは地方公務員法の改正による技術的な改正であります。

次の新旧対照表をご覧ください。吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の新旧対照表、第12条による改正をご覧ください。

第5条の改正は、文言の整理です。

第11条の改正は、給与条例の改正に伴う技術的改正です。

続いて、議案書にお戻りください。先ほど申し上げました附則のところ、12ページです。

この12ページから附則なんですけれども、施行期日のほか、定年の段階的な引上げ期間中であります令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間の経過措置、主に暫定再任用職員に関する経過措置を規定しております。

12ページ下段の第1条は、施行期日を定めるもので、給与の半減の規定であります給与条例附則第18項及び第19項と、改正法の施行日の前日である令和5年3月31日までの情報提供・意思確認をすべき職員を令和5年度中に60歳に達する職員とする附則第11条の規定は公布の日、それ以外の規定は令和5年4月1日から施行することとするものであります。

12ページから13ページと併せてご覧ください。

13ページの中ほど、附則第2条は、勤務延長に係る経過措置に関する規定で、第1項は、この条例の施行日前に改正前の定年条例、以下、旧定年条例といいますけれども、その規定により勤務延長され、当該勤務延長期間が条例施行日後に及ぶ職員に改正の定年条例、新条例といいますけれども、第4条第1項の各号の事由があるときは、1年を超えない範囲で期限を最長3年まで延長することができることとするもので、第3項は、当該延長に際しての職員の同意等について、新定年条例第4条第3項から第5項までの規定を準用す

るものであります。

附則第2条第2項は、この条例の施行日後に勤務延長している職員について、段階的に定年が引き上げられる令和7年、9年、11年、13年の各4月1日、これは基準日というんですけども、そこから当該基準日の翌年の3月31日までの間は、基準日における定年が基準日の前日における定年を超える職には転任等ができない経過措置を規定するものであります。

13ページから16ページまでを併せてご覧ください。

13ページ中ほどから16ページの上段まで、附則第3条から附則第6条までの規定は、定年引上げ期間中の定年退職者等を、65歳到達年度の末日まで、選考により、1年を超えない範囲で任期を定め、現行の再任用職員制度と同様に再任用ができることとする暫定再任用制度の経過措置を設けるものであります。

13ページの下から14ページの上段までなんですけれども、附則第3条第1項は、施行日である令和5年4月1日前に退職した町職員をフルタイム職に再任用する場合を規定しており、施行日前に旧定年条例による60歳定年により退職した者等を対象者として、第1号から第4号まで規定しております。

14ページをご覧ください。

14ページ上段の附則第3条第2項の規定は、施行日後に退職した町職員をフルタイム職に再任用する場合を規定しておりまして、新条例の61歳から64歳までの定年による退職した者等の対象者を第1号から第6号まで規定しております。

14ページの附則第3条の第3項は、65歳到達年度までは、1年を超えない範囲で暫定再任用職員の任期を更新できることとするもの、第4項は、第3項による任期の更新は当該暫定再任用職員の勤務実績が良好である場合に行うことができるとするもの、第5項は、任期の更新はあらかじめ当該職員の同意を得なければならないとするものであります。

14ページ下段から15ページの上段の附則第4条の第1項は、施行日前に退職した町が加入する一部事務組合等の職員、以下、組合職員といいます。が、附則第3条第1項各号に掲げる者をフルタイム職に再任用することができるとするものであります。

15ページ上段の附則第4条第2項は、施行日後に退職した組合職員で附則第3条第2項各号に掲げる者をフルタイム職に再任用することができるとするもの、第3項は、任期の更新について附則第3条第3項から第5項までの規定を準用することとするものです。

15ページ、続いてですが、附則第5条第1項は、施行日前に退職した町職員で、附則第3条第1項各号に掲げる者をパートタイム職に再任用できることとするもの、15ページの中段なんですけれども、第2項、施行日後に退職した町職員で附則第3条第2項各号に掲げる者をパートタイム職に再任用することができることとするもの、15ページ下段

の第3項は、任期の更新について附則第3条第3項から第5項までの規定を準用するものです。

15ページの下から16ページまで併せてご覧ください。

附則の第6条第1項は、施行日前に退職した組合職員で、附則第3条第1項各号に掲げる者をパートタイム職に再任用できることとするもの、15ページ下段から16ページ上段の第2項は、施行日後に退職した組合職員で附則第3条第2項各号に掲げる者をパートタイム職に再任用できることとするもの、16ページ上段の第3項は、任期の更新について附則第3条第3項から第5項までの規定を準用することとするものであります。

16ページ、附則第7条は、改正法の施行日前に採用された暫定再任用職員のうち、当該職員を転任等しようとする常時勤務を要する職の旧地方公務員法定年に達していない者を当該常時勤務を要する職に転任等を行うことができないことを定める改正法附則第8条第3項の規定を受けまして、施行日後に設置された職等の旧地方公務員法定年が定まっていない職について、その職及び旧地方公務員法定年に相当する年齢を定めるもので、第1項各号は旧条例定年が定まっていない職を施行日後に新たに設置された職及び施行日後に組織の変更等により名称が変更された職とするもの、第2項は、当該職の旧条例定年に相当する年齢を、当該職が施行日前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例による定年に準じた当該職に係る年齢とするものであります。

中段の第8条の規定は、改正法の施行日前に採用された暫定再任用職員のうち、当該職員を転任等しようとする短時間勤務の職の旧地方公務員法定年相当年齢に達していない者を当該短時間勤務の職に転任等を行うことができないことを定める改正法附則第8条第4項の規定を受け、施行日後に設置された職員等の旧地方公務員法定年相当年齢が定まっていない職について、その職及び旧地方公務員法定年に相当する年齢を定めるもので、第1項各号は旧地方公務員法定年相当年齢が定まっていない職を施行日後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職とするもの、第2項は、当該職の旧地方公務員法定年に相当する年齢を、当該職が施行日前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例による定年に相当する年齢に準じた当該職に係る年齢とするものであります。

16ページの下段の附則第9条、定年に達していることが任用条件となっている暫定再任用職員について、定年引上げ期間中の基準日、附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日の基準日ですね、それに定年が引き上げられることにより、一旦、定年年齢に達した者が一時的に新地方公務員法定年に達していないこととなった場合であっても、新地方公務員法定年に達したものとみなして暫定再任用職員に任用することができることとする改正法附則第8条第5項の規定を受け、引上げ前の定年が定ま

っていない職員について、その職並びに暫定再任用職員に任用できる者及び職員を定めるもので、第1項各号は引上げ前の定年が定まっていない職を基準日後に新たに設置された職及び基準日後に組織の変更等により名称が変更された職、いずれも短時間勤務の職も含みますとするもの、第2項及び第3項は、当該職に暫定再任用できる者及び職員を、それぞれ、当該職が基準日前日に設置されていたものとした場合における、同日における新条例定年に達している者及び職員とするもので、第2項は新規採用により任用する場合であるため「者」、第3項は異動等により任命するものであるため「職員」と、それぞれ規定するものであります。

17ページをご覧ください。

附則第10条は、定年引上げ期間中の基準日、令和7年、9年、11年、13年の各4月1日から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職その他規則で定める職、以下、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職といますが、それに、基準日の前日までに60歳以上で退職した者のうち基準日前日において同日における当該新条例原則定年相当引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者を定年前再任用短時間勤務職員として採用できず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、定年前再任用短時間勤務職員のうち基準日前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員を転任等することができないこととするものであります。

17ページ、ご覧ください。

中段の附則第11条は、改正法の施行日の前日である令和5年3月31日までに情報提供・意思確認すべき職員を、令和5年度中に条例で定める年齢に達する職員とする改正法附則第2条第3項の規定を受けて、当該年齢を60歳と定めるものであります。

17ページ、18ページ、併せてご覧ください。

附則第12条は、暫定再任用職員に関する給与条例の経過措置を規定するもので、第1項は、暫定再任用職員、フルタイムの給料月額を現行の再任用職員のフルタイムと同様とするもの、第2項は、育児短時間勤務をしている暫定再任用職員、フルタイムの給料月額を、現行再任用職員のフルタイムと同様とするもの、第3項は、暫定再任用短時間勤務職員の給料月額を、現行の再任用短時間勤務職員と同様とするもの、第4項は、暫定再任用短時間勤務職員の通勤手当及び時間外勤務手当を、現行の再任用短時間勤務職員と同様とするもの、第5項は、暫定再任用職員の期末手当の支給率を現行の再任用職員と同様とするもの、第6項は、暫定再任用職員の勤勉手当の支給率を現行の再任用職員と同様とするもの、第7項は、暫定再任用職員の初任給、昇格、昇給等の基準を新たに適用除外とする

とともに、暫定再任用職員には、現行の再任用職員と同様に扶養手当及び住居手当を支給しないこととするものであります。

18ページをご覧ください。

中ほどの附則第13条の規定は、企業職員である暫定再任用職員について、現行の再任用職員と同様に初任給調整手当、扶養手当及び住居手当を支給しないこととするものであります。

18ページ下段の附則第14条は、暫定再任用短時間勤務職員について、現行の再任用短時間勤務職員と同様に育児休業条例及び勤務時間条例の規定を適用することとするものであります。

第15条は、現行の再任用職員制度の廃止に伴い、吉岡町職員の再任用に関する条例の廃止をするものであります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第63号は、総務産業常任委員会に付託します。

これより休憩に入ります。再開を10時50分といたします。

午前10時32分休憩

---

午前10時50分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

---

#### 日程第4 議案第64号 吉岡町職員の高齢者部分休業に関する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第4、議案第64号 吉岡町職員の高齢者部分休業に関する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第64号 吉岡町職員の高齢者部分休業に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、職員の定年を段階的に65歳に引き上げることに伴い、高齢期職員の多様な働き方のニーズに応える措置を講じるため、地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業の実施に関し必要な事項を定めるものであります。



その他、詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

議案書1ページをご覧ください。

第1条は、この条例の趣旨について規定するものであります。

第2条は、高齢者部分休業の承認を、1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲で、5分を単位として行うものとし、また条例で定めるものとされている申請できる職員の対象年齢を55歳に達した者とするものです。

第3条は、職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務している場合については、その勤務しない時間1時間につき、給料月額及び、要は給与の割り返した単価に基づいて給与を減額するというものであります。

第4条は、高齢者部分休業をしている職員の取消し及び期間の短縮ですね、やむを得ない事情があるときには任命権者が当該職員の同意を得て取消しないしは短縮できるとするものであります。

第5条は、任命権者は、休業時間の延長の申出があった場合に、公務に支障がないと認めるときは延長を承認するというものでございます。

第6条は、委任規定ということで、規則への委任について書かせていただいているものであります。

附則につきましてですが、第1条は施行年月日で、来年の令和5年4月1日が施行日、第2条については、この条例の施行に伴いまして、吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について規定するものであります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第64号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第5 議案第65号 吉岡町職員の修学部分休業に関する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第5、議案第65号 吉岡町職員の修学部分休業に関する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第65号 吉岡町職員の修学部分休業に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、職員の多様な働き方のニーズに応える措置を講じるため、地方公務員法第26条の2の規定による修学部分休業の実施に関し必要な事項について定める条例を制定するものであります。

その他、詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。

第1条につきましては、趣旨について記載をさせていただいておるものでございます。

第2条につきましては、修学部分休業の承認及び対象となる教育施設及び修学に必要な期間を条例で定めることとされており、地方公務員法の規定を受けまして、修学部分休業の承認を1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲で、5分単位として行うものとし、対象となる教育施設をこちらの記載のとおり大学及び高等専門学校、専修学校、また修学に必要な期間を2年とするものであります。

第3条の規定は、修学部分休業中の給与の取扱いについてなんですけれども、こちらについては、先ほども申し上げましたが、要は給与を割り返した金額を減額して支給するということの規定になります。

第4条の規定は、修学部分休業の承認の取消し事由についてです。教育施設を退学したときや、正しく休んでいるとき、頻繁に欠席しているとか、そういった事由が認められるときには取り消すことができるという規定になります。

第5条は、詳細部分について規則へ委任できる旨を規定するものであります。

附則になりますが、この施行年月日については令和5年4月1日、附則第2条におきましては、この条例施行に伴いまして、吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正をそれぞれ読替え規定等で行うものであります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

1 3 番 (小池春雄君) これを想定されることというのは、まず当町で考えられますか。ここにありますが、第2条の中に、1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲でということですね。そして、その中で、第2項の中で、学校教育法による高等専門学校及び大学、専修学校であるとか各種学校という中で、第2条でうたっている、この2分の1を超えない範囲でということ、大変厳しいですね。その中で、休んで、こういうところに行くことが可能にするということなんでしょうけれども、実際にこれは読んでみると、何か難しいような気もするんですけども、例えばどういう人が該当になるんですかね。

議長 (岩崎信幸君) 高田総務課長。

[総務課長 高田栄二君発言]

総務課長 (高田栄二君) 実際は、一番簡単に、端的に申し上げますと、大学の修士課程等に進学され、履修し直すということがやっぱり一番想定されるとは考えております。国でも、最近リスキリングという言葉が今出てきましたけれども、大学に入って、自分の職務上のスキルを上げていくために、あるいは大学に入り直すといっても、ゼロから入り直すのではなくて、修士課程であるとか博士課程、その場合には大概、朝から勉強するというよりも、たまに、お昼過ぎに行くような学び方がされているように認識しておるところですけども、そういった部分が想定されるのではないかと考えております。

議長 (岩崎信幸君) ほかにありませんか。飯塚議員。

[3番 飯塚憲治君発言]

3 番 (飯塚憲治君) 私もそこを質問したかったんですけども、実際に職員として、実際には高校の夜間、大学の2部、これに行く人も該当すると思うんですけども、実際に該当している人は、今まで例は実際にありますか。

議長 (岩崎信幸君) 高田総務課長。

[総務課長 高田栄二君発言]

総務課長 (高田栄二君) 今この条例に対するニーズが正確にあるということを事務局として認識しているという状態ではないんですけども、過去こういうことがあったときに、自分の有休とかで行っていたという事例がどうもあったらしいということは聞いたことがございます。以上です。

議長 (岩崎信幸君) ほかにありませんか。

[「なし」の声あり]

議長 (岩崎信幸君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第65号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第6 議案第66号 吉岡町職員の自己啓発等休業に関する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第6、議案第66号 吉岡町職員の自己啓発等休業に関する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第66号 吉岡町職員の自己啓発等休業に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、職員の多様な働き方のニーズに応える措置を講じるため、地方公務員法第26条の5の規定による自己啓発等休業の実施に関し必要な事項について定める条例を制定するものであります。

その他、詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

こちらの条例のほうは、先ほどの「部分」ではなくて、休業ということになります。職員として勤務期間が2年以上ある職員が申請した場合に、公務に支障がない場合に、第4条に掲げる教育施設に通うとか、あるいは第5条に掲げる奉仕活動、こちらは独立行政法人国際協力機構が行うような、要するに海外派遣の業務ですね、こちらに行く場合に休業の申請ができるというものになります。

次のページ、ご覧いただきますと、第7条で、休業の延長でありますとか、第8条、休業の取消し事由については、要するに延長については、任命権者が特別事情を認めた場合について1回に限って認めると。また、第8条の承認の取消しというものは、やはり申請した事実が偽りがあったりとか、また継続していない場合に取り消すことがあるということです。

また、第9条は、要するに任命権者に対する報告義務があるということです。

第10条は、復職してきた場合についての、当然、休業している最中は給与が支払われませんので、そのときに当たっての号俸の調整についての規定をするものであります。

第11条は、条例の施行に関して必要な事項を規則に委任させていただく旨の規定となっております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

1 2 番 (山畑祐男君) 今回の第66号の条例ですけれども、前出の第65号とはどんな関係があるんでしょうか。第65号も自己啓発という意味で学ぶと思うんですよ。例えば、第65号の第2条で、先ほど小池議員が質問した中で、1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内という形ですけれども、例えば通信教育を受けている、スクーリングの場合は一月とかという、科目によっては1週間、2週間かかってしまうと思うんです。

その場合、これでいくと、結局休むという形になると、この第66号の啓発に該当する。その辺と関係というものはどんな関係であるのか、説明をお願いしたいと思います。

議長 (岩崎信幸君) 高田総務課長。

[総務課長 高田栄二君発言]

総務課長 (高田栄二君) 議案第65号と第66号の一番の差は、あくまでも部分休業であるか、完全に休業してしまうかの差になります。したがって、第65号の場合には、午前中は働いて、お昼過ぎは休むとか、そういう場合も想定できるんですけども、第66号の場合にはもう完全に休みということ、勤務しないという状態です。その辺が違ってくる一番大きなものになります。以上です。

議長 (岩崎信幸君) 山畑議員。

[12番 山畑祐男君発言]

1 2 番 (山畑祐男君) 休むか休まないかで変わるということ自体が、ちょっと納得できないですね。学ぶことは同じだと思うんです。そこで休んだら第66号、休まなかったら第65号というものはちょっと、その教育の内容によっては休まざるを得ない状況もあると思うんです。それは、休んだら第66号、休まなければ第65号というものは、ちょっと矛盾点があるのではないかなと思うんですけれども、いかがですか。

議長 (岩崎信幸君) 高田総務課長。

[総務課長 高田栄二君発言]

総務課長 (高田栄二君) 多様な働き方ということで、最初に認められたものが部分休業だったんですけれども、それでは本格的に通う場合にはどうするんだという議論があって、後から認められたものが、こちらの休業のほうになります。

したがって、本来だったら全部休業で一くくりにするのか、もしくは休業までは至らないけれども働きながら学びたいというようなニーズを捉えるという、細かい段階設定とご理解いただきたいと考えます。以上です。

議長 (岩崎信幸君) 山畑議員。

[12番 山畑祐男君発言]

1 2 番 (山畑祐男君) 後でしっかりまた聞きたいと思います。以上です。

議長 (岩崎信幸君) 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番(小池春雄君) 先ほどの第66号とちょっと関連をしてくるんでしょうけれども、これは第2条の中で、在職期間が2年以上であるという一つがあります。それで、公務の運営に支障がなく、公務に支障がありませんよと、かつ当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときということで、これを見ると、自分はこういうものを学びたいといっても、そのときの首長の裁量で、それは公務にあんまり役に立たないのではないかといったら、それは、この文言ですと受けられないというふうになっているんですね。

そうすると、第65号と関連もするんでしょうけれども、ここへ来ると、自己啓発等の休業と言っているんですね。この自己啓発が公務に関する能力の向上に資すると認めるときと。要するに、公務にこの能力は必要だと認めるときは休ませますよと。だから、いわゆるトップの裁量権であって、学びたいと、自己啓発というように言っているんですけども、本人からすると自己啓発で学びたいといっても、それは公務にあまり、時の為政者が、その方が自己啓発と言っているけれども、この短時間休を見ていると、公務の運営に支障がなく、公務に関する能力の向上に資すると認めるときと、それを認めないよと言ったら該当しなくなってしまうんですね。

このところというのは、あくまでも、こちらの第65号とは関係があるのかなのか知りませんが、ここの整合性というものは何か取れないような気がするんですが、この辺はどのように考えているんでしょうか。

議長(岩崎信幸君) 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長(高田栄二君) 議員おっしゃることは、今後の運用上の課題のつぼになってくるという認識がございます。当然、公務に該当するかしないかというのは、時の為政者にかかわらず、その場に置かれた状況によって、行政課題についても、本来であれば、例えば公務に直結しないような課題であっても、例えばの話で恐縮ですが、文学の研究をすることとざっくりばらんに言われた場合に、文学と公務はどう関係するのかと言われてしまった場合に、例えば町で重要な公文書が発見されて、その公文書について学ばなくてはならなくなったので行くとかという場合については、そのときの判断では、公務に資するというふうな判断になる場合もあれば、全くそういう課題がないのに、そういうことを言われた場合については公務に該当しないということになりますので。

あくまでも具体事由に当てはめて、相対的に決定されていくものでありますので、第66号も本人の自発的な意思に基づいて、公務に資するかどうかについての議論は今後深めていく必要があると考えております。

議長(岩崎信幸君) 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番(小池春雄君) 微妙な部分で、この議案第66号というものは、吉岡町職員の自己啓発ですね、自己啓発等休業に関する条例と。自己啓発ですと言っているけれども、ここでまた自己啓発だと思ったら、今度縛りが出てきて、それが公務の運営に支障がなく、休めば支障は出てきますよね。支障がなく、かつ当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときというふうになってくると、その職員の権利ではないんですね。私はこれを職員の権利かと思ったんですよ。先ほどの第65号にも関連してくるんですけども、権利ではなくて、時の為政者の判断でいい。左右されると。

できれば、ここにあります自己啓発等休業に関する条例というのであれば、私はこの自己啓発という部分をもう少し権利として認めるという制度に、まあ国からこういうものがそっくり下りてきたから、そのままやっているのかどうか、それは知りませんが、ぜひその辺を、自己啓発というのであれば、自己啓発のためなんだというふうに、働く人、町職員の権利としてそれを認めるんだというふうにするべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長(岩崎信幸君) 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長(高田栄二君) こちらは国家公務員法の規定に基づいて、地方公務員法の改正を受けて、町で定めたという制度のもので、詳細部分を条例で定めているということになるんですけども、議員おっしゃるとおり、そういう議論もあろうかと思うんですけども、公務員の身分を持った中で、どんなことで休んだのかということについて、我々も説明をしていかななくてはならない部分もありますので、あくまでも公務員として任命を受けている枠組みというものは外して考えることが難しいと認識しております。

また、先ほど議員がおっしゃるような権利の部分について、私から今ここでお答えする部分ではなくて、そういう議論があるということを受け止めさせていただくということで、答弁にさせていただきます。以上です。

議長(岩崎信幸君) 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番(小池春雄君) ぜひとも、同じ、確かに号は違いますけれども、法律は地方公務員法の第26条ですよ。その中で、先ほどの第65号の修学部分休業に関する条例と、これについては条件をつけていないですよ。でも、こちらのほうというものは今度、自己啓発等の休業に関する条例と。同じ条例の中でも号が違うにしても、要するにスキルアップしたいという場合で、ちょっと第65号と第66号の点が、こちらは権利としてあるんだと思うんですけども、こちらは、またそういうたがをはめるという部分がありますので。こ

れは時の為政者の判断によるんでしょうけれども、できれば、せっかくつくった条例ですから、ある部分では権利を認める方法で善処していくというような考えに立っていただければと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 条例制定後に、実務の積み重ねにより研さんしてまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 私も第65号に関して、これも疑問があるんですが、第65号は大体理解できているんですが、これについて第10条では休業という言葉を使っていますけれども、それは取扱い上、休職ということになるのかなと思うんですが、そして今度は、大学等課程の学業を終えて卒業して、その後、戻ってくるか。役場も辞めたと。自分は違う仕事、違う企業に行きますというものは、全くの制約、個人の自由として考えてよろしいんですか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） あくまでも条例なり、この制度設計上は、戻ってきていただく、職務に関連しての、先ほどの質問にもあったんですけれども、そういうことを前提としておりますので、そのまま辞めてしまうということは想定したことでございませぬが、考えられないことではないと思うんですけれども、想定はしておりませぬ。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） でも、この条例に関しては、全くその辺の縛りが書いていないですよ。そうすると、その辺は、行こうとする職員はどう考えたらよろしいんですか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） これは、職員はあくまでも承認を任命権者に対して申請するということが前提になっておりますので、そちらの申請行為に当たっての本人の意思表示については、最後まで誠意を尽くしていただけるものだというふうに捉えざるを得ないのではないかと考えます。

議長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕



議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第66号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第7 議案第67号 吉岡町職員の配偶者同行休業に関する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第7、議案第67号 吉岡町職員の配偶者同行休業に関する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第67号 吉岡町職員の配偶者同行休業に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、職員の多様な働き方のニーズに応える措置を講じるため、地方公務員法第26条の6の規定による配偶者同行休業の実施に関し必要な事項について定める条例を制定するものであります。

その他、詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。

第1条に目的について記載されているところですが、こちらにも公務の運営に支障がないと認められたときは、申請した職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、3年を超えない範囲で外国での勤務等により外国に住所を定めて滞在する配偶者と生活を共にするための休業をすることができるという配偶者同行休業について定めるものでございます。

こちらにつきましては、配偶者に同行するに当たって仕事を辞めなければならないというような事例が多発していて、そういった意味で有為な人材が失われているということが社会問題化したということが民間企業でも公務の現場でもあって、また国家公務員には早い時期からこういうことが課題になっていたものなんですけれども、地方公務員法でも認められたということでございます。

第2条は、配偶者同行休業の承認について定めるものであります。

また、第3条は、認める期間は3年と限定するものでございます。

第4条が、配偶者が外国にいる事由を条例で定めなければならないと法律でされておりますので、そちらについて規定するものであります。

第5条は、申請について定めるものでありまして、第6条は、期間の延長について、第7条は、延長については1回ですということを条例で定めなければならないとなっておりますのでございます。

ページをめくっていただきまして、第8条については、承認の取消し事由について記載するものであります。

第9条については、届出についての規定をするものでございます。

第10条は、要するに職員から申請があった場合について、職員の配置換えその他の方法によって職員の業務を処理することが困難な場合に、当該業務を処理するために、条例で、要するに任期付や臨時的職員を任用することができるということを定めるものでございます。

3ページ、ご覧ください。

職員が復帰したときの給与の換算率とか、そういった技術的なことを規定するものであります。

また、第12条は、このほか詳細なことを規則に委任すると。

附則に入りますが、第1条は施行年月日を令和5年4月1日、第2条で、吉岡町条件付採用職員、臨時的任用職員の分限に関する条例ということで、先ほども申し上げました、要するに、またその人がいなくなることによって雇うといった部分の規定を改正するものでございます。

また、育児休業のほうの附則第3条の改正については、育児休業をすることができない職員に配偶者同行休業に伴う任期付職員、それでまた休まれてしまったら追加しなければならないので、そういった職員を追加するものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第67号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第8 議案第68号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第8、議案第68号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第68号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、令和4年人事院勧告等に鑑み、一般職の給料月額及び勤勉手当を引き上げるとともに、特別職の期末手当を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては総務課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

まず、令和4年の人事院勧告の概要ですが、月例給については民間企業との格差921円、0.23%を埋めるために、初任給及び若年層の給料月額を引き上げる3年ぶりの引上げ勧告となっております。平均改定率は0.3%です。

特別給、ボーナスについては民間の支給割合4.41月分との均衡を図るため、現行の4.30か月分を0.10か月分引き上げ、4.40か月分とするものでございます。

本条例は、当該勧告等に鑑みて、初任給及び若年層の給料月額を引き上げるとともに、再任用職員にあっては勤勉手当を0.05か月分、それ以外の一般職にあっては勤勉手当を0.10か月分、特定任用付職員にあっては期末手当を0.05か月分、特別職にあっては期末手当を0.10か月分引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第23条第2項第1号の改正は、再任用職員、会計年度任用職員及び特定任期付職員を除く一般職の職員について、令和4年度の勤勉手当の支給率を改正するものでございます。

次に、第23条第2項第2号の改正は、再任用職員の令和4年度の勤勉手当の支給率を改正するものであります。

1ページ下段から7ページまでの別表第1の改正は、給料表の改正を行うものであります。2ページにあります高卒初任給である1級5号にあっては15万600円を4,000円引き上げて、15万4,600円とするほか、3ページにあります大卒初任給である1級25号にあっては18万2,200円を3,000円引き上げ、18万5,200円としております。

冒頭でも申し上げましたが、平均改定率については、全体では0.3%、内訳としては、1級が1.7%、2級が1.1%、3級が0.2%、4、5級がゼロ%で、6級は改定なしです。

次は、吉岡町職員の給与に関する新旧対照表をご覧ください。第2条による改正です。

こちらは、議案第63号により同一条項の改正が行われるために、同議案による改正後

の条例の規定を旧の欄に記載しております。

第23条第2項第1号の改正は、定年前再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員、特定任期付職員を除く一般職の職員について、令和5年度以降、6月分及び12月分の勤勉手当の支給率を改定するものであります。

第23条第2項第2号の改定は、定年前再任用短時間勤務職員の令和5年度以降の6月分及び12月分の勤勉手当の支給率を改正するものでございます。

次に、吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表をご覧ください。

この附則の新設は、今回の給与改定による給料表の引上げが令和4年4月1日に遡って適用されますが、常勤職員の給料表を準用する会計年度任用職員には扶養の範囲内で働く職員も多く、遡及適用されることによって、かえって扶養を外れてしまい、高額な社会保険料を追納する場合があります。そのため、給料表の改定時期を翌年度の4月1日とする特定規定を設けるものでございます。

次に、第4条、吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の新旧対照表をご覧ください。

第10条第2項の改正は、特定任期付職員の令和4年度の期末手当の支給率を改正するものでありまして、支給率の改定等は記載のとおりでございます。

別表第1の改正は、特定任期付職員の1号給の給料月額37万5,000円を1,000円引き上げ、37万6,000円とするものであります。

次に、吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の新旧対照表、第5条による改正をご覧ください。

第10条第2項の改正は、特定任期付職員の令和5年度以降の6月分及び12月分の期末手当の支給率を改正するものであります。それぞれ改正率は記載のとおりとなっております。

次に、特別職の給与及び旅費支給条例新旧対照表、第6条による改正をご覧ください。

第4条第2項の改正は、町長、副町長、教育長の令和4年度の期末手当の支給率を改正するもので、6月分にあつては100分の215、12月分にあつては100分の225とし、年間支給率を100分の440とするものであります。

次に、特別職の給与及び旅費支給条例新旧対照表、第7条の改正をご覧ください。

第4条第2項の改正は、こちらは令和5年度の6月分及び12月分の期末手当の支給率を改正するものであります。それで、6月分及び12月分の支給率をそれぞれ100分の220として、年間支給率を440とするものでございます。

議案書1ページの中ほどにお戻りください。1ページではなくて、失礼いたしました、

5 ページです。5 ページの附則をご覧ください。

本条例の施行期日を定めるもので、令和5年度以降の勤勉手当等の支給率の改正を行う第2条、第5条及び第7条の改正を5年4月1日、それ以外の改正を公布日施行とし、第2項は、第1条、第4条、第6条の改正後の各条例の規定を令和4年4月1日から適用するものでございます。

附則第2条の改正は、第1条、第4条及び第6条の改正後の各条例の規定を適用する場合には、それぞれ改正前の各条例の規定により支給された給与が改正後の内払いであったとみなすこととなります。

附則第3条は、規則への委任を規定するものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ここにあります特定幹部職員というものはどこを指すんですか。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 特定幹部職員については、給与条例の規定で申し上げますと、吉岡町の俸給表の適用する職員で5級以上、要するに室長、課長、室長級、所属長級ということになります。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） これは何名になりますか。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 今、所属長が12人いて、室長が19人かな、申し訳ありません、正確な数があれなんですけれども、およそ33人になります。以上です。

議 長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第68号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第9 議案第69号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第9、議案第69号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第69号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、令和4年人事院勧告等に鑑み、一般職員に準じて議員の期末手当を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては総務課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表、第1条による改正をご覧ください。

第6条第2項の改正は、議員の令和4年度期末手当の支給率を改正するもので、6月分にあつては100分の215、12月分にあつては100分の225とし、年間支給率を100分の440とするものです。

次に、吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表、第2条による改正をご覧ください。

第6条第2項の改正は、議員の令和5年度以降の6月分及び12月分の期末手当の支給率を改正するもので、6月分及び12月分の期末手当の支給率をそれぞれ100分の220とし、年間支給率を100分の440とするものでございます。

議案書1ページの中ほどに戻っていただきまして、附則第1条は、本条例の施行日を定めるもので、令和5年度以降の期末手当の支給率改正を行う第2条の改正を令和5年4月1月施行、それ以外の改正を公布日施行とし、第2項は、第1条による改正後の条例の規定を、令和4年4月1日から適用とするものでございます。

附則第2条は、第1条による改正後の条例の規定を適用する場合には、それぞれ改正前の条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

附則第3条は、規則への委任規定を設けるものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第69号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第10 議案第70号 吉岡町個人情報保護法施行条例

議長（岩崎信幸君） 日程第10、議案第70号 吉岡町個人情報保護法施行条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第70号 吉岡町個人情報保護法施行条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第50条及び第51条の規定により個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、町においても同法に基づく個人情報保護制度に対応するために条例を制定するものであります。

その他、詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

個人情報の保護制度については、これまで国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び各自治体がそれぞれ別々の法律や条例などに基づいて行ってきましたが、デジタル社会の進展に伴い個人情報保護とデータ流通の両立が求められる中、個人情報保護制度が見直されまして、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律、以下、個人情報保護法とさせていただきますが、そちらの法律の規定に基づく統一された制度により運用されることとなります。

それに伴いまして、平成21年に制定した吉岡町個人情報保護条例、現行条例ですけれども、こちらを廃止させていただきます。個人情報保護法の規定による地方公共団体が条例で定めることになっている部分について、本条例で規定するものでございます。

議案書の1ページ、ご覧ください。

第1条については、趣旨について定めるものでございます。

第2条については、用語についての定めなんですけれども、こちらで実施機関を町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査

委員会として定めるものでございます。

第3条は、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知ということで、こちらに関する手続等について定めたものでございます。

第4条は、町が個人情報を取り扱う事務を行う際の手続について定めるものでございます。

2ページへ移っていただきまして、第5条は、目録の作成及び閲覧ということで、個人情報を行うことを決めた届出があった事務についての目録を作成して公表するものでございます。

第6条は、不開示情報ということで、町の保有する個人情報のうちに、自己を本人とする個人情報に対する開示請求があった場合に、プライバシーの保護や公益的な理由で公開できない情報について定めるものでございます。こちらは個人情報保護法とも整合性を取るものなんですけれども、こちらの範囲については条例で個別で定めるとされているものであることから定めるものでございます。

第7条については、手数料について定めるものでございます。

第8条については、開示を受けてから、開示を決定するまでの期間について定めるものでございます。こちらは各自治体で条例で定めるということになっているんですけれども、現行条例で15日以内に開示決定をするということになっておりましたので、そちらの事情を考慮して、法律の規定の範囲に則した期間設定をさせていただいておるものでございます。

第9条は、開示決定の期限の特例について、こちらも法律に委任されて、60日以内となっているんですけれども、うちは今までの実例を勘案して44日ということで定めるものであります。

3ページ目に進んでいただきまして、第10条は情報公開・個人情報保護審査会への諮問案件について定めるものでございます。

また、こちらの第2項にある関係なんですけれども、住民の方の生命を守る観点から、災害対策基本法に基づきまして、災害発生時の避難行動の支援を要する方を記載する避難行動要支援者名簿の名簿情報については、災害の発生に備える場合において、避難支援等の実施に必要な範囲で、消防、警察等の避難支援等関係者に提供する際に、本人の同意を要しないこととするに当たって、あらかじめ審査会の意見を聞くこととするものであります。

第11条で、この条例施行の際について、必要な事項は、先ほど第2条で申し上げました各実施機関で規定を定めることになっております。

続きまして、附則ですが、附則第1条については施行期日ということで、それぞれ令和



5年4月1日から予定をしております。

第2条については、本条例の施行に併せて現行条例を廃止するものです。

第3条から第5条については、そちらの経過措置になっております。

4ページについては、今の条例の中で個人情報取扱事務の届出に係る事項の目録を継続して使用することについての経過措置及び今の条例で行っている、要するに保有個人情報の開示でありますとか、訂正でありますとか、そういった部分の経過措置について、あとは今持っている罰則規定の適用を継続させる旨の規定になります。

第4条については、改正個人情報保護法が施行される前に措置されていない現行条例に基づく従前の規制行為の罰則に関する経過措置、第5条は、現行の個人情報ファイル簿の登録の際の経過措置、第6条から第8条までは、本条例の制定に伴って所要の改正が生じる条例の改正規定になります。

第6条については、新旧対照表をご覧ください。情報公開条例の新旧対照表になります。

第12条については、情報公開制度における情報公開請求の開示の決定等の期限の延長、その他について、個人情報保護制度と同様にすると。

第13条については、特例について同じような規定にするものです。

第18条については、現在行っている事務の、写しの交付等に係る実費負担についての配慮事項について追加する改正になります。

2ページ目の、次の新旧の附則の改正なのですが、附則第7条の改正については、第1条において引用していた現行条例を個人情報保護法に基づく個人情報保護制度に改めるものでございます。

次の新旧対照表の附則第8条による改正なんですけれども、こちらは吉岡町手数料条例の一部改正になります。こちらは、条例で定める手数料の関係で行政不服審査法の読み替えて準用する規定が適用されているものでございます。

続きまして、第3条の規定なんですけれども、手数料を徴収しないものの関係について定めたものでございます。

第3条の2の改正については、第3条の改正に伴う技術的改正になります。

第3条の3、裏のページについては、個人情報保護制度による審査請求の手数料の減額、免除についての準用規定を追加するもの。

別表第1については、行政不服審査制度の、先ほども説明のあったとおりの手数料の規定を個人情報保護制度に同様とする旨の規定です。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

**議長（岩崎信幸君）** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番(小池春雄君) 6分の5ページですけれども、下のほうに第3条の3がありまして、吉岡町行政不服審査会、以下、行政不服審査会というところにあるものは、吉岡町情報公開・個人情報保護審査会というふうにありますけれども、現在は個人情報保護審査会ですね。これについてのメンバーというものはどうなっていますか。

議長(岩崎信幸君) 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長(高田栄二君) 情報公開・個人情報保護審査会については、具体的事案があったときに任命をさせていただいていますので、常設ではございませんので、今は任命されている方がいない状態となっております。

議長(岩崎信幸君) 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番(小池春雄君) すると、行政不服審査会もありますよね。これは、そういう事案があったときに、いわゆる専門的知識のある人と相談して、開示請求があった場合には、そこと相談して出すというふうになるんでしょうけれども、想定している人というものは何名ぐらいいるわけなんですか。審査会ですから、ある程度の人数がいて、代表者もいるでしょうけれども、その中で論議して、一般的なものというのは町の裁量でできますけれども、事によりますと、私も経験があるんですけども、群馬県に情報開示請求をしたときは、群馬県でそれは却下されたんですけども、不服申立てをしたら、それはやっぱりちゃんと不服審査会の中で、これは弁護士さんが入っていましたけれども、そこで、これを開示しない理由はないと、開示せよということで、開示してもらった経緯があるんですけども。同じことだと思うんですけども、このことは吉岡町では現在、あった場合には、どのような手続をして、どのような人たちが当たって、それは何名いて、どうなっているかという部分についてお尋ねしたいんですけども。

議長(岩崎信幸君) 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長(高田栄二君) 最近の事例で、行政不服審査については4名で、外部識者の方に入っていました。候補枠もあったんですけども、主に行政書士の方を中心にやっていただいたものがつい最近の事例で、その場合の構成員の方は4名でした。

議長(岩崎信幸君) 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番(小池春雄君) では、それはその都度、町が願うというふうになっているんですか。それとも、ある程度、あったときは、こういう人たちにお願うという規定というもの

は町でできていないんですか。行政書士が何名だとか、弁護士が何名だとかという、その中に、町の法務を担当する課長が入るとか、そういうシステムというものは構築されていないんですか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 実際は、条例及び規則に基づいての運用になるんですけども、制度として、常設であるかどうかということでありまして、やはり日頃から任期付で任用されている構成員の皆さんにすぐ相談するというものが筋なんでしょうけれども、今までの運用状況としては、課題が発生した時点でお集まりいただいているような運用を行ってまいりました。

今後は検討する余地があるかとも考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員、4回目。（「3回目じゃなかった。3回目だよ」の声あり）今3回目か。申し訳ない。では、小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） これから、こういう条例ができるくらいですから、こういう機会というのは増えてくるんだと思うんですよね。できれば、今、課長から答弁があったように、時にやっぱり出したくない情報であったり、出さなければならぬ個人情報であったりすると、行政手続法かなんかもありますから、そういう中で、そういうケースもありますから、そういうものがやっぱり公平に行われるためには、そういう事案があったときには、人を決めてもらうといっても、どういう人とどういう人を任命するというふうに、その決め事というのは誰としなくても、弁護士であるとか、そういう、行政に関係する課長であるとか、そういう人が、それなりの人数がいて、そういう不服申立てであるとかがあったときというのは、こういう人が対応するという決めというのはつくっておいたほうがいいのではないですかね。そうするとやっぱり私たちも分かりやすいし、いかがですかね。先ほど、検討したいということを行ったなら、それでも結構ですけども。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） いずれにいたしましても、透明性の確保、時代の要請でございます。今後、留意してまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 文言についてなんですけれども、私の考え過ぎか、ちょっと解釈の間違いかお尋ねしたいんですけども、第2条第2項に、この条例において実施機関とは、町長、

教育委員会とかと7つの機関が書いてあります。ここでいうと、町長も実施機関の中に入ると理解するんですけども、これは役場の組織のことを言っているのではないかなと思うんですが、いかがですか。

というのは、例えば第4条の第2項に、取扱事務を廃止したときは遅滞なく町長に対しその旨を届け出なければならないと。町長は町の最高責任者ですから、これは当然だと思うんですけども、なおかつ第11条の中には、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は実施機関が別に定めるという形で、実施機関がそれぞれ別のことをやった場合、調整するものはやはり町長だと思うんですよ。

そうすると、そこにおいて、やはり町長というものは、この実施機関よりもっと上のところにあるんだと思うんです。その辺のところ、私の考えなんですけれども、明確に読み取れないものですから、その辺どんな関係なんですか。お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） こちらに掲げております実施機関につきましては、こちら地方自治法で、条例、想定されております地方の機関になりますので、地方の執行機関として定められているものが、こちらの町長と教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、こちらの委員会になるんですけども、それぞれが対等で物事を決していくというふうな制度設計になっております。

実際上は、町長はじゃあどういう立場なのかという、それぞれの調整の権限しか持っていないという位置づけとなっております。

そういったことで、こちらの実施機関というものはこうなっております、いわゆる行政庁というものと、行政機関という分け方はするんですけども、例えば町に対してとか、町長に対してとかという言い方をするんですけども、この場合には町長というものは町長部局ということで捉えていただければと考えます。

ただ、うちの役場のように小さいと、併任規定で職員が入り乱れて、それぞれの委員会事務をやっているんで、分かりにくいところはあるんですけども、いわゆる執行機関というふうに日頃皆さんが言っている部分が、この実施機関に当たっていると解釈いただければと考えます。以上です。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 多分そういうことだと思うんですよ。だから、もっと易しくそういうふうに表現していただけると、もっと理解できるのではないかなと思うんですけども、その辺の調整、表現の仕方というものは変えるつもりはないですか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） こちら、条例とかそういうものは法律に基づいて行う、法律の要請がありまして、また、それぞれの定義づけ、約束事等がありますので、この表現を改めることが可能かといえば、改めることはちょっと難しいんですけども、努めて説明にさせていただくということで、よろしくお願ひしたいと考えております。（「いいですか、3回目だね」の声あり）

議長（岩崎信幸君） 3回目。山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） なかなか、これは国から決まった文言ですから、変えることはかなり厳しいと思うんですけども、やはり地方に合った表現の仕方があると思うんですよ。

例えば、先ほど言った第11条なんかでも、実施機関が別に定めるということですけども、この各実施機関が定めたものを町長が整合しなかったら、各実施機関がばらばらのことを決める可能性も出てくるわけですよ。それを統合して整合するものがやっぱり町長であると思うし、そのために町長に届出をするんだと思うんです。

そうしたら、実施機関が別に定めるだけでも、これについて、このまま言い切るのではなくて、町長の承認を要するとか、表現の仕方をちょっといろいろ考えなければいけないですけども、そんな文言があればもっと理解できるかな、分かりやすくなるかなと思うんです。いかがですか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 地方自治法上の規定で、執行機関の相互調整を行うべき立場にあるものとして町長が定められております。ただ、そのことをここに書いてしまうと、必要以上にごちゃごちゃになってしまうということで、そちらは法律の不知をもって対抗することを得ずと、よく言われるんですけども、約束事としてあるということで、そういった部分も丁寧に説明していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第70号は、総務産業常任委員会に付託します。

以上をもって休憩といたします。再開を13時といたします。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 先ほどの議案第70号 吉岡町個人情報保護法施行条例の小池議員の質問中、行政不服審査法に基づく審査会の委員の人数を4名とお答えしましたが、正しくは3名でした。大変申し訳ありません。訂正させていただきます。

---

## 日程第11 議案第71号 吉岡町道路構造条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第11、議案第71号 吉岡町道路構造条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第71号 吉岡町道路構造条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う道路構造令の一部を改正する政令施行により所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、建設課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 町長の補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う政令施行により、町道における道路構造の技術的基準を定める条例に生じる所要の改正をお願いするものでございます。

主な内容は3つございます。

1つが、自転車通行空間の整備を加速させるための自転車通行帯の位置づけ、2つ目が、道路附属物として自動運行補助施設の位置づけ、3つ目が、にぎわいのある道路空間を構築するための歩行者利便増進道路の創設を規定するものでございます。

また、これらの引用する箇所が生じる条ずれなどに対応する改正と、その他、字句、文言の整理によります改正をお願いする内容となります。

それでは、改正点について説明をさせていただきます。新旧対照表をご覧ください。

左側「新」が改正案、右側「旧」が現行の条例になります。

左側の「新」をご覧ください。

第2条は、見出しを下線引き「(定義)」に改め、同条中「以下「令」」を「以下「政令」」に改めるもので、第3条も同様に改めるものでございます。

第4条は、第1項第7号を同項第8号とし、同項第6号中下線引き「付加追越車線」の送り仮名を改め、同号を同項第7号とし、同項中第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に、第3号に自転車通行帯を加えるものとなります。

次に、2ページをお願いします。

上段の第4条第5項は、「普通道路の車道」の次に、下線引き「(自転車通行帯を除く。)」を加え、第5条第7項は字句の改めとなります。

第6条は、第2項中「副道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加え、第7条第2項は字句の改めを行うものです。

3ページの第8条の2につきましては、自転車通行帯を位置づけるための条文を加えるものとなります。内容は、自動車及び自転車の交通量が多い第3種または第4種の道路について、車道の左寄りに自転車通行帯を設ける規定でございます。なお、地形、その他特別の理由によりやむを得ない場合におけるただし書についても規定するものでございます。

第2項は、自転車、自動車のほか、歩行者の交通量が多い第3種もしくは第4種の道路について、安全、円滑な交通を確保するため、自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左寄りに自転車通行帯を設けるもので、文中ただし書を規定しております。

第3項は、自転車通行帯の幅員について、1.5メートル以上と規定するもので、ただし書を規定したものでございます。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。

第4項は、自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定める規定となります。

第9条第1項は、下線引きの「第3種(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路」に改め、同条第4項は字句を改めるものとなっております。

第10条第1項は、「自転車道」の次に下線引き「又は自転車通行帯」、第11条第1項は「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加えるものとなります。

第19条は、字句を改めるもの、第24条第2項も、字句の改めで、下線引き「100メートル」にカンマを加えるものとなります。

6ページ、7ページをお願いします。

第30条第4項は、字句を改めるものです。

第32条第3号は、「その区間の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加えるものとなります。

第33条は、第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号に自転車通行補助施設を加えるものです。

第40条は、字句の改め、第41条は、第1項中「第8条第1項」の次に下線引きの「、第9条第1項及び第2項」を加えるものとなります。

8ページ、9ページをお願いします。

上段、第1項及び第2項は、字句の改めで、下線引き「令第3条第2項」を「政令第3条第2項」に改めるもの、第42条第1項、第2項は、共に下線引き「、第8条の2第3項」を加えるものとなります。

第43条第3項は、字句を改め、第5項も同様に字句の改めとなっております。

10ページをお願いします。

第45条としまして、歩行者利便増進道路を位置づける条文を加えるものとなります。内容につきましては、歩行者利便増進道路に設けられる歩道もしくは自転車歩行者道または自転車歩行者専用道路もしくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留部分を設けるものと規定するものとなっております。

第2項につきましては、歩行者利便増進施設等の適正な設置を誘導する必要があるときは、設置する場所を確保すること、必要に応じて当該場所に街灯、ベンチ、その他の歩行者の利便増進に資する施設を設けるものと規定することとなります。

第3は、歩行者利便増進道路は、必要な道路構造に関する基準に適合する構造と規定するものとなっております。

議案書の本文にお戻りください。

最後、附則になりますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第71号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第12 議案第72号 吉岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第12、議案第72号 吉岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。



柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第72号 吉岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、議案第71号と同様に、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う道路法施行令の一部を改正する政令施行により所要の改正を行うものです。

その他、詳細につきましては建設課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 町長の補足説明をさせていただきます。

町長の説明のとおり、議案第71号と同様に、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う政令施行により、占用物件に自動運行補助施設が追加されたことから、町道におけます道路占用料について定める条例に生じる所要の改正をお願いするものとなります。

内容につきましては、道路法において、民間事業者等が自動運行補助施設を設ける場合は、その行為を占用と位置づけ、占用に当たり道路管理者の許可を受けなければならない旨の規定がされております。

これに伴い、民間事業者等から徴収する自動運行補助施設に係る占用料について、道路法施行令に準拠した改正を行うもので、主に占用物件の追加とこれに伴う占用料について、道路法施行令に準拠した所要の改正をお願いするものとなります。

それでは、新旧対照表について説明をさせていただきます。新旧対照表をご覧ください。左側「新」とありますのが改正案、右側「旧」とありますのが現行の条例になります。左側の「新」をご覧ください。

別表の改正案になりますが、占用物件としまして、「法第32条第1項第3号に掲げる施設」を追加し、「自動運行補助施設」と「その他のもの」に区分しております。

「自動運行補助施設」は、「法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として、設置する導線その他の線類」として、「地下に設けるもので」「長さ1メートルにつき」「3円」、「その他のもの」で「9円」の占用料となっております。

「道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類」としては、「1本につき1年」で「730円」となっております。

「その他のもの」につきましては、「上空に設けるもの」が、「占用面積1平方メートルにつき1年」で「460円」、「地下に設けるもの」では、「270円」となっております。

また、「法第32条第1項第3号に掲げる施設」のうち、「自動運行補助施設」以外のものにつきましては、「その他のもの」として、「占有面積1平方メートルにつき1年」で「910円」の占有料となっております。

裏面の2ページをご覧ください。

現行の「法第32条第1項第3号及び第4号」を改め、「法第32条第1項第4号」に字句の整理を行っております。

なお、各占有料につきましては、道路法施行令に規定されます所在市町村の区分に応じた占有料となっております。

議案書にお戻りください。

附則になりますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第72号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

### 日程第13 議案第73号 町道路線の認定について

議長（岩崎信幸君） 日程第13、議案第73号 町道路線の認定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第73号 町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

道路法に基づき、町道の認定により道路網の整備をするため提案するものでございます。

詳細につきましては、建設課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

今般の町道路線の認定につきましては、株式会社ジョイフル本田の開発事業に伴うものとなっております。

町道路線認定調書の1ページと2ページをご覧ください。

新規認定路線は、整理番号1の片貝5号線と整理番号2の片貝6号線の2路線でございます。

ます。

2ページは路線網図で、上のほうが北になりますが、ジョイフル本田の開発区域内については、路線網図のほぼ中央の薄い黄色で囲まれた範囲でございます。この中で、小さいのですけれども、青で着色された路線が新規の認定路線でございます。

西側が路線番号4527の片貝5号線で、東側が路線番号4528の片貝6号線でございます。なお、路線網図では路線番号の下3桁までの表示となっております。

3ページをご覧ください。

こちらはロータリー道路町道認定範囲（案）になっておりますが、新規認定路線の範囲を青色で着色したものでございます。図面の上が北になります。南側の県道南新井前橋線との接合部を起点に、ジョイフル本田の店舗敷地内のロータリー形状のところまでの道路ということになります。

道路形状は、なじみの少ないロータリー造りとなっておりますが、県道南新井前橋線の渋滞緩和、特に大松交差点から関越自動車道までの渋滞緩和を目的に、県道南新井前橋線の既設右折レーンを活用し、ジョイフル本田、開発区域内の一部を利用し、通り抜けが可能な道路形状として採用したものでございます。

新規認定路線の延長は、西側の片貝5号線が71.8メートル、東側の片貝6号線が69.8メートルを予定しております。

幅員構成につきましては、2本の認定路線ともに同様となり、標準横断では、車道部の片側が2.75メートルの幅員で、その外側に0.5メートルの路肩を設ける予定でございます。全体では6.7メートルの幅員を予定しております。

ロータリー部分につきましては、円形状の半径が約11メートルで、車道部の幅員が3.5メートル、その内側には約、幅3メートルのゼブラ帯を設ける予定となっております。さらに、その内側の中央部は緑地帯を設ける予定でございます。

今回の更新によりまして、町道の認定路線は1,671路線となり、総延長は暫定でございますけれども323キロとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第73号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

日程第14 議案第74号 吉岡町老人福祉センターに係る指定管理者の指定について

議長（岩崎信幸君） 日程第14、議案第74号 吉岡町老人福祉センターに係る指定管理者の指定についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第74号 吉岡町老人福祉センターに係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

吉岡町老人福祉センターの管理及び運営を、吉岡町公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例に基づき、現在の指定期間が来年3月末をもって終了することにより、4月からの指定管理者を同条例第6条の規定により、同施設の管理を社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては介護福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

議案書をご覧ください。

- 1、公の施設の名称は、吉岡町老人福祉センター。
- 2、指定管理者となる法人等の名称は、社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会。
- 3、指定管理者となる法人等の所在は、群馬県北群馬郡吉岡町大字南下1333番地4。
- 4、指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間です。

提案理由は、吉岡町老人福祉センターの設置目的を有効に達成し、施設の適正な運営管理を行わせるためであります。

本議案の指定につきましては、吉岡町公の施設の指定管理者選定委員会を開催し、吉岡町公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例第5条（指定管理者の候補者の選定の特例）の規定に基づく公募によらない選定となり、社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会を候補者として選定する内容の意見書を頂いております。

次ページから参考資料として、指定の申請書、事業計画書、収支予算書を抜粋し添付いたしましたので、参照していただきたいと思っております。

なお、当施設の管理につきましては、吉岡町社会福祉協議会が平成10年度から平成17年度までの8年間は委託による管理を行っており、平成18年度から今年、令和4年度までの17年間も指定管理者として引き続き管理をしております。

委託期間と指定管理期間を合わせますと、25年間にわたり施設の管理をしていただい

ております。

老人福祉センターの設置目的である高齢者福祉の推進において、社会福祉協議会が実施している各種事業は、施設の利用目的においても密接な関わりがあります。社会福祉協議会が支援しているボランティアや各種団体においても活動の拠点として、数多くの施設を利用いただいているところであります。

このようなことから、社会福祉法人吉岡町社会福祉協議会を候補者として決定いたしました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 参考にお聞きしたいんですけども、7ページの人件費、給与について、職員、臨時職員賃金とありますけれども、これは職員、臨時職員全体の年間の給与だと思わんですが、職員は、これは臨時職員も含めて何名ほどの対象者がいるんでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 臨時職員につきましては4名常駐で勤務していただいております。

議長（岩崎信幸君） 職員。永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 臨時職員4名で、正職員が1人ですので、こちらの人件費につきましては5名分ということになります。（「分かりました」の声あり）

議長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第74号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第15 議案第75号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）

議長（岩崎信幸君） 日程第15、議案第75号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第75号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,350万8,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9億4,298万6,000円とするものです。

今回の補正の主な内容ですが、歳入では、個人住民税の課税調定額の増加、障害者自立支援費の歳出増に伴う国庫負担金や県負担金の増額を計上しております。

歳出の主なものとしては、全般的事項として、給料、職員手当、共済費は、本会議で上程している人事院勧告等に鑑み給与改正を行うことによる補正となるほか、3款民生費、デジタルポイント事業導入に伴う委託料、8款土木費では北下及び大久保地内道路改良工事に伴う工事費等を計上しております。

その他、詳細につきましては企画財政課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 議案第75号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）。議案書1ページをご覧ください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額は、町長が提案理由の中で申し上げたとおりです。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表・歳入歳出予算補正」によるということで、内容は、補正の款項の区分等を含め、後ほど事項別明細書で説明します。

第2条については、繰越明許費の補正です。「第2表・繰越明許費」によるということで、7ページをご覧ください。

10款教育費1項教育総務費の小中学校ICT年度切替業務翌年度繰越額は66万円です。年度をまたいで作業となるため、翌年度に繰り越すものとなります。

1ページにお戻りください。

第3条地方債の補正については、「第3表・地方債補正」によるということで、度々申し訳ございません。8ページをご覧ください。

公共事業等債（交通安全対策事業）の限度額の補正については、事業額や国庫補助金等の増減に伴うものとなります。

続いて、事項別明細書で補正の内容を説明させていただきます。

12ページをご覧ください。

1款町税1項町民税1目個人1節現年課税分3,155万9,000円は、個人住民税の課税調定額の増に伴うものです。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金2節障害者福祉費国庫負担金2,

307万6,000円及び13ページ、16款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金2節障害者福祉費県負担金1,153万9,000円は、歳出の障害者支援の各事業費が増額になったことによるものとなります。

次に、15ページをご覧ください。

19款繰入金2項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金は、668万1,000円です。これにより、補正後の財政調整基金からの繰入額は9億8,295万円となります。

次に、16ページをご覧ください。

歳入の最後となります。22款町債については、先ほど地方債の補正で説明いたしましたので、省略させていただきます。

続いて、歳出となります。

歳出のうち、給料、職員手当、共済組合負担金、退職手当組合負担金は、全款項目を通じて、人事院勧告等に鑑み給与改正を行うことによる補正となります。また、渋川広域負担金は10月算定に伴う補正となっていますので、個別の説明については省略させていただきます。

歳出の主なものとして、21ページをご覧ください。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費12節委託料330万円は、デジタルポイント導入に伴う委託料、19節扶助費1,000万円の減は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象者の精査に伴うものとなります。

22ページをご覧ください。

5目障害者福祉費18節負担金、補助及び交付金4,404万4,000円は、対象事業費の増に伴うものとなります。

23ページをご覧ください。

2項児童福祉費2目児童手当費22節償還金、利子及び割引料1,467万3,000円及び3目児童保育費22節償還金、利子及び割引料1,739万2,000円は、令和3年度事業費の精算に伴うものとなります。

ページを飛びまして、29ページをご覧ください。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費14節工事請負費、道路維持補修費（単独）600万円は、大久保地内道路側溝等緊急補修工事となります。

30ページをご覧ください。

3目道路新設改良費14節工事請負費3,859万円は、主なものとして町道熊野・吉開戸線道路改良工事及び町道宮田・田端線道路改良工事に伴うものとなります。21節補償、補填及び賠償金2,040万円は、町道三国線整備に伴うものとなります。

ここまでが歳入歳出補正予算の主な増減内容となります。

また、37ページから41ページまでは給与費明細書となっております。

最終の42ページは、地方債の令和2年度末及び令和3年度末における現在高並びに令和4年度末における現在の見込みに関する調書です。今回の補正予算で、臨時財政対策債等、起債の借入限度額を変更いたしましたので、本調書を添付させていただきました。

また、参考資料といたしまして、本補正予算の説明資料となりますが、A4判で23ページの別冊を添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 30ページの21節で、通学道路改良工事補償金ということなんですけれども、1,990万円、この中身はどうなっていますか。議長、これはちょっと分かりにくいので、地図かなんかで、どこをどういうふうにして、改良なのか、買収なのか、買収であれば、その単価とか、分かるものを出していただきたいと思いますが。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 21節の補償金関係でございますけれども、この工事の内容でございます通学路の改良工事補償金ということで、こちらにつきましては駒寄地区、それから明治地区の通学路の安全対策ということで行っているんですが、場所につきましては、まず明治地区につきましては、明治小学校から南側に来た、第二保育園と明治小学校の間に三国線が通っているんですけれども、この三国線のところの場所になります。また、改めて図示したものを資料提出したいと思いますが、場所については、まず明治地区で1か所、それからもう一つが宮田・田端線というところで、こちらにつきましては駒寄小学校区になりますけれども、旧JA、駒寄農協のすぐ西側の道路になります。狭小道路ということですが、こちらにつきましては駒寄小学校区の通学路になっておる場所です。通学路の改良工事ということで行っておるところでございますけれども、こちらにつきましては両地区それぞれの工事箇所がございまして、

まず、明治地区の北下地区の三国線につきましては、木造住宅、それから倉庫、そして木造の門扉等がございまして、これらに対する補償金、それから宮田・田端線になるんですが、こちらは駒寄小学校区になりますけれども、こちらにつきましては道路拡幅に伴って、車庫だとか塀だとかというところで、その補償ということになっております。

内容につきましては、補償の設計に基づいて金額算定等をしておりますけれども、資料等でまた提示をさせていただければと思います。以上です。



議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、ぜひ後ほど、終わってからでも結構ですから、示してください。

議 長（岩崎信幸君） 笹沢課長、よろしいですね。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第75号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第16 議案第76号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議 長（岩崎信幸君） 日程第16、議案第76号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第76号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,894万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ19億9,195万8,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、令和4年度の保険給付費の伸びに対応するための増額補正が主なものとなります。

なお、詳細につきましては住民課長をして説明させていただきますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書にて、主な補正内容を説明させていただきたいと思っております。

まず、7ページをご覧ください。

歳入の部、5款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金1億2,600万円の増は、令和4年度において町が支払う保険給付費が伸びていることにより増加する県補助金分となります。

次に、7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金の196万円は、出産育児一時金等繰入金の増によるものとなります。

同じく、7款繰入金2項基金繰入金1目国民健康保険基金繰入金の98万1,000円の増は、出産育児一時金等繰入金の増に伴うものとなります。

続いて、9ページをご覧ください。

歳出の部、2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費の1億1,400万円の増及び2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費の1,200万円の増につきましては、令和4年度において町が支払う保険給付費が伸びていることに伴う増額補正となります。

10ページに移りまして、同じく2款保険給付費4項出産育児諸費1目出産育児一時金18節負担金、補助及び交付金の294万円の増につきましては、令和4年度の出産育児給付金の支給対象者が増加していることに伴う増額補正となっています。

補足説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第76号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第17 議案第77号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議長（岩崎信幸君） 日程第17、議案第77号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第77号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,345万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4,258万4,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、主に介護保険料の本算定に伴う歳入の増額と、保険給付費の増に対応する国、県等の支出金変更によるものでございます。

その他、詳細につきましては介護福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書で歳入からご説明いたします。

7ページをご覧ください。

1 款保険料 1 項介護保険料につきましては、第 1 号被保険者の保険料本算定により確定した特別徴収及び普通徴収の調定額を踏まえた補正予算となっております。

2 款国庫支出金から 8 ページの 6 款繰入金 1 項 1 目介護給付費繰入金までの補正は、歳出の保険給付費に対応する歳入の増額となり、対応する歳出の項目につきましては、10 ページの 2 款保険給付費 2 項 7 目介護予防サービス計画給付費となります。

8 ページにお戻りください。

6 款繰入金 1 項 5 目その他一般会計繰入金は、10 ページの 1 款総務費 1 項 1 目の会計年度任用職員と、3 項 1 目の認定調査員の報酬に係る歳出の増額を補うための補正となります。

続いて、9 ページの 8 款諸収入です。これは渋川地域介護認定審査会の令和 3 年度における各市町村負担金の精算金となります。

10 ページの歳出をご覧ください。

1 款総務費 3 項 2 目認定審査会共同設置負担金は、渋川地域介護認定審査会の共同設置に係る負担額の見直しによる補正となり、次の 2 款保険給付費 2 項介護予防サービス等諸費は、現在までの給付費の執行状況による増額となります。

11 ページの 5 款基金積立金につきましては、歳入の保険料及び各公費負担額から歳出の保険給付費及び事業費等を差し引いた額を基金へ積み立てるものでございます。

7 款 2 項 1 目の一般会計繰出金は、歳入で説明いたしました渋川地域介護認定審査会の令和 3 年度における各市町村負担金の精算金となります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第 77 号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第 18 議案第 78 号 令和 4 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号)

議 長（岩崎信幸君） 日程第 18、議案第 78 号 令和 4 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第78号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億4,010万8,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、令和3年度の精算金が広域連合から納入されることに伴うものとなります。

なお、詳細につきましては住民課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書にて説明をさせていただきます。

6ページをご覧ください。

歳入、4款諸収入5項6目雑入の広域連合返還金45万5,000円の増につきましては、広域連合から納入される前年度分の精算金となります。

7ページの歳出をご覧ください。

歳出の3款諸支出金2項繰出金1目一般会計繰出金の45万5,000円の増につきましては、広域連合より納入された精算金を一般会計に繰り出すための補正となります。

補足説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第78号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第19 議案第79号 令和4年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）

議 長（岩崎信幸君） 日程第19、議案第79号 令和4年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第79号 令和4年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）につ

いて、提案理由の説明を申し上げます。

第2条収益的収入及び支出の補正は、給与改定に伴う補正です。第1款水道事業費用は25万5,000円の増額。

次に、資本的収入及び支出の補正についても、給与改定に伴う補正です。第3条第1款資本的支出は5万2,000円の増額。合わせて30万7,000円の増額補正を行うものです。

また、資本的収入額が支出額に不足する額の補填財源についても補正をさせていただくものであります。

その他、詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

議案書10ページをお願いいたします。

水道事業会計補正予算明細書にて説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出の支出、1款1項1目配水及び給水費10万円の増額、2目総係費15万5,000円の増額、共に給料、手当及び法定福利費で、合計25万5,000円の増額補正となります。

次に、11ページの資本的収入及び支出の支出、1款1項1目配水設備工事費5万2,000円の増額、こちらも手当及び法定福利費の補正となり、給与改定に伴うものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第79号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第20 議案第80号 令和4年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第2号）

議 長（岩崎信幸君） 日程第20、議案第80号 令和4年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第80号 令和4年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第2号）に

ついて、提案理由の説明を申し上げます。

第2条収益的収入及び支出の補正は、給与改定に伴う補正でございます。第1款公共下水道事業費用は14万1,000円の増額、第2款農業集落排水事業費用は9万2,000円の増額。

次に、第3条、第1款公共下水道事業資本的支出の補正は、給与改定等に伴う補正で28万1,000円の増額。合わせて51万4,000円の増額補正を行うものです。

また、資本的収入額が支出額に不足する額の補填財源についても補正をさせていただくものでございます。

その他、詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

議案書11ページをお願いいたします。

下水道事業会計補正予算明細書にて説明をいたします。

収益的収入及び支出の支出、1款公共下水道事業費用1項1目総係費14万1,000円の増額。給料、手当及び法定福利費等の補正となります。

次に、2款農業集落排水事業費用1項2目総係費9万2,000円の増額。こちらも給料、手当及び法定福利費の補正で、給与改定に伴うものです。

次に、12ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の支出、1款公共下水道事業費用1項1目管渠建設改良費28万1,000円の増額。こちらも手当及び法定福利費の補正となります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第80号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第21 請願第2号 安全・安心の医療・介護実現のための人員増と処遇改善を求める請願

議 長（岩崎信幸君） 日程第21、請願第2号 安全・安心の医療・介護実現のための人員増と処遇改善を求める請願を議題とします。

請願第2号は、お手元に配付の請願書のとおり請願を受理したものです。

紹介議員の小池春雄議員は、この請願について発言がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） ただいま議題となっております請願第2号は、文教厚生常任委員会に付託  
します。

---

## 日程第22 請願第3号 吉岡町犯罪被害者等支援条例の制定に関する請願

議長（岩崎信幸君） 日程第22、請願第3号 吉岡町犯罪被害者等支援条例の制定に関する請  
願を議題とします。

請願第3号は、お手元に配付の請願書のとおり請願を受理したものです。

紹介議員の金谷康弘議員は、この請願について発言がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） ただいま議題となっております請願第3号は、文教厚生常任委員会に付託  
します。

---

## 散 会

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

午後1時56分散会





# 令和4年第4回吉岡町議会定例会会議録第2号

---

令和4年12月2日（金曜日）

---

## 議事日程 第2号

令和4年12月2日（金曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No.1～No.5）

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	平形 薫 君
12番	山畑 祐 男 君	13番	小池 春 雄 君
14番	岩崎 信 幸 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	米沢 弘 幸 君	住 民 課 長	小林 康 弘 君
介護福祉課長	永井 勇一郎 君	産 業 観 光 課 長	岸 一 憲 君
建 設 課 長	笹沢 邦 男 君	税 務 会 計 課 長	中澤 礼 子 君
上下水道課長	大澤 正 弘 君	教育委員会事務局長	高橋 淳 巳 君
健康づくり室長	富沢 律 子 君	子育て支援室長	吉田 功 一 君

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 岸 美 穂

## 開 議

午前9時30分開議

議長（岩崎信幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。  
本日と月曜日の両日、一般質問を行います。

本日は、通告のあった10人のうち、5人の通告者の一般質問を行います。

ここで説明をしておきます。質問と答弁を含めて、議員の持ち時間の範囲内で終了できるようにしてください。なお、持ち時間の残り時間が5分になったときにブザーが鳴ります。さらに、残り時間がなくなったときにマイクの電源が切れますので、ご承知おきください。その時点で途中であっても質問者及び答弁者は発言を打ち切るよう協力願います。

それでは、お手元に配付してあります議事日程（第2号）により会議を進めます。

---

### 日程第1 一般質問

議長（岩崎信幸君） 日程第1、一般質問を行います。

5番富岡大志議員を指名します。富岡議員。

〔5番 富岡大志君登壇〕

5番（富岡大志君） 議長への通告に従い一般質問を行います。

まず、災害時総合応援協定に関してですけれども、この協定を吉岡町と結んでいる県外市町村は現在1か所もないのが現状です。これまでに協定に向けてどのような動きがあったのか、お尋ねしたいと思います。特に、10月19日の全員協議会で相馬市との交流について報告がありましたが、ここで改めてどういうものだったか説明いただくとともに、その後、協定に関する展開があれば、併せて説明をいただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 皆さん、おはようございます。

議会2日目、本日も、土日を挟んで月曜日にかけて10人の議員方より質問をいただきました。精いっぱい答弁させていただきます。

まず、富岡議員より防災に関して、相馬市との交流の概要について質問をいただきました。答弁させていただきます。

以前より大樹町との交流を通じて、災害の際に支援物資、主に食料品なんですけれども、それを中心に支援等を行ってきた相馬市との交流については、大樹町における交流行事に際して、相馬市の阿部副市長をはじめとする歴代の副市長や議会関係者から直接の訪問のお誘いを受けていたところでした。

今回の訪問のきっかけは、災害時における支援活動を大樹町の要請なしに行えたらいいのではないかとの思いから、災害時相互応援協定の締結について、担当者に状況等を調べるとともに、相馬市に連絡を取ってもらいました。

その結果、立谷相馬市長自らが「まず相馬市を知ってほしい」というお誘いを受け、まずは私が直接、立谷市長と意見交換する必要があると感じ、相馬市を表敬してまいりました。

相馬市では、立谷市長自ら震災復興後の経過説明や、被災された市民に寄り添った施策の数々について説明があったほか、非常事態発生時における心構えや陣頭指揮の在り方などについてお話しいただき、感銘を受けたところでございます。

そして、現地視察では、特に相馬市備蓄倉庫では全国各地から寄せられた支援の様子がパネル展示してあるほか、支援していただいた全市町村名が表示されておりました。当町のほか群馬県内の市町村名も掲げられておりました。

そして、さらに他市町村の被災に際しては積極的に支援できるよう準備がしてあったことにも感銘を受けた次第でございます。

今回の視察の結果、相馬市の災害に対応したまちづくりの在り方から、さらにまちづくり全体の在り方の一端に接し、いろいろな面で学ぶべきところがあると感じてまいりました。そして、町としては多くの町民が相馬市と交流し、お互いの助け合いの機運を高めていくことが必要であるとの認識に立つことが必要であると強く感じたところでございます。

相馬市長とこれからお互いの交流を通じて、お互いの地域を知り合うことの重要性を確認し、視察の目的を達成いたしました。

そして今後、吉岡町の様々な団体が改めて相馬市に訪問したいという申出に対し、相馬市からも何らかの形で当町を訪問していただけるとのことでございました。以上であります。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 交流というのは、ふだんの交流というのが大事ということは前からの答弁でいただいているところで、今しっかり進めていただけるという形ですね、相馬市といろいろな交流を通じていく中で、そういう協定も結べていけたらなという期待を持って、次に移りたいと思います。

ただ、この協定なんですけれども、現時点で、この協定に関しては、複数の遠隔地の自治体と締結していくことが必要なのではないかと考えるんですけれども、まだ今、相馬市と始まったばかりで、これは前から一般質問でも話しているんですけれども、それで問題提起もしている中でですが、この課題についての進行は緩やかな感じがしますので、も

っと積極的に働きかけていくべきだと考えるんですけども、いかがお考えでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 災害発生時における支援の求め方については、困ったときはまず「助けてください」と言うことが大切であり、個人生活における「お互いさまのお付き合い」の基本と同様であると考えております。

毎年消防庁が発行している「災害を中心とした事例集」という報告書がございます。その報告書の中には、前年度の主だった災害の概要と、その災害において被災した市町村長の生の声が収録されております。

その中に、情報発信の大切さについて述べられていた首長のコメントが載せられておりました。「被災している現状が分かれば誰かが助けてくれるが、分からなければ助けてもらえない」とありました。確かに平時のお付き合いがなければ助けてもらえる順序も下がってしまう懸念はございます。

しかしながら、町長の先ほどの相馬市の訪問の報告にもございましたが、協定締結においては、お互いを知り合うことにより絆を深めていくプロセスが必要ですので、そういった要素も大切にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） これは進めていきたいというのはあるんですけども、現時点で、例えば被災してしまったら、じゃあどのような人たちが助けてくれるのかと考えていくんですよ。確かに吉岡町は災害が少ないとか起こりにくいと言われているんですけども、絶対はないわけで、他市町村からの応援が必要なほどの災害があった場合、本町だけでなく、県内の広範囲で被災している可能性が高いと。その場合、本町への支援が十分に行き届かない可能性も十分あるわけで、協定とか提携のない県外市町村からの応援も、実はこれがお付き合いがあれば別だけれども、現時点ではあまり期待薄なのではないかという心配があります。こちらに関して、町長、どのようにお考えなんでしょう。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 災害協定がない場合の他市区町村からの支援についてですが、災害発生時の人的支援に関しましては、総務省が制度化しております応急対策職員派遣制度という制度の活用を念頭に置いております。この応急対策職員派遣制度は、災害協定締結の有無にかかわらず、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、被災市区町村の派遣要請に基づき、災害対応に関する知見を有する全国の自治体職員が被災地に赴き人的支援を

行うものでございます。

派遣決定後の具体的な流れといたしましては、まず先遣隊として総括チームと呼ばれる災害マネジメントを総括的に支援するチームが派遣され、その後、必要な応援職員を把握した上で、対口支援チームと呼ばれる災害対応の実務を支援するチームが派遣され、避難所の運営支援や罹災証明書の交付業務に係る支援などを受けることができるようになっております。このような制度を活用することをまず念頭としております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） そういうことで足りるのであったら、災害時相互応援協定なんてどこも結ばないわけなんです。だから、そういう話ではないのではないかなと思いました。

その後、この協定の話をしようと思っていたんですけども、答弁が何かうまいことかみ合っていないのですけれどもね。その中で、でもやっぱりこれは広く、三、四件の提携について同時に進行させる形で、提携について、災害時応援協定についての取組をしていただきたいと。その課題に関して、町長、きっかけづくりとトップセールスに重点を置いて取り組んでいただきたいと考えますが、いかがでしょう。

というのは、多分、今、災害があつて、例えば千葉県で台風がありました。災害派遣に行かなければいけません。協定も結んでいないし付き合いもありませんから吉岡町からは出られませんということですよ。同じようなことなのではないかと。やっぱり結んでいればすぐ行けるのではないかと。国の制度とかそういうものではなくて、やっぱり町同士で、自治体同士のつながりが大事ではないかなと思うんですけども、町長、どのようにお考えでしょう。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 複数の遠隔自治体との協定締結に関して同時進行で進めるべきではないかとのご指摘をいただいたわけですが、私としても自らきっかけを探すとともに、議員皆様のお力添えもいただきながら、徐々に進めていけたらと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 次に行きます。次は、災害時の給水に関してなんですけれども、給水とトイレと続いていきます。いずれにしても、今年の台風被害、静岡県で2件ありましたけれども、両方とも2週間近く断水して、給水車の水に頼る生活となっていました。これらの今年の台風被害から、応急給水の重要性を再認識したところです。

本町にも地域防災計画や水道事業計画で応急給水に関する部分があることは知っている

んですけれども、より具体的に本町でのこのような災害における断水を想定した備えというものはどうなっているのか。静岡市の状況を見ると、県央第一水道ですか、もしくは群馬用水の取水口、こういうところが被災したことを想定した対策が必要なのではないかと考えますけれども、具体的にどのような対策を考えているのか、説明いただきたいと思えます。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 初めに、防災部局としての断水時の備えについては、町防災倉庫に備蓄している飲料水の随時配布をしていくほか、不足する場合には物資支援の災害協定締結事業者からも飲料水を確保し、対応に当たることを想定しております。なお、令和4年12月1日現在、町の防災倉庫での飲料水の備蓄量は1万1,748リットルとなっております。今後も、町として一定の飲料水の備蓄量を維持していくほか、町民の皆さんに対しても日頃からご自宅での飲料水の備蓄をしていただけるよう啓発等を進めてまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） 水道事業としての断水を想定した備えにつきましては、500リットルの給水タンクを役場北倉庫に用意しており、トラックに積んで給水ができる体制を整えております。また、ビニール製の非常用給水袋をストックしております。なお、災害緊急時の応急給水体制としまして、群馬県水道災害相互応援協定の締結、また渋川市、前橋市との応援給水に関する協定を締結しており、応急給水体制の強化を進めております。

さらに、公益社団法人日本水道協会に加盟しておりますので、災害時における応急給水体制のネットワークが構築されており、支援要請に応じて相互応援体制の仕組みがございます。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） そうすると、例えば上ノ原浄水場とか、湧水対策施設というものが、これはバックアップ機能として重要ではないかということになるのかなと思っているんですけれども、そこについてはどのようにお考えですか。

議長（岩崎信幸君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） 先ほどの質問で、県央第一水道が被災した場合の関係につきまして、

県央第一水道は安定した水道水を供給するための重要な施設でございます。現在、町で使用している水道水の約6割は県央第一水道から受水しております。

仮にこの県央第一水道が被災や事故などで供給不能になった場合の対策は、自己水源である小倉沈殿池の渇水対策施設のポンプからくみ上げた原水が重要な水源となります。さらに、現在更新工事中である上ノ原浄水場と深井戸ポンプ3基の自己水源を最大限に活用してバックアップ水源として確保する計画でございます。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） とすると、例えば上ノ原浄水場とか小倉沈殿池のこういう渇水対策施設というものが、これは有用とするなら、ほかの3つの井戸もそうだと思うんですけども、こういう施設の非常時の電源確保というものもきちんと対策を進めていただければなと思うんですが、こちらについてはどのようなお考えでしょう。

議長（岩崎信幸君） 大澤上下水道課長。

〔上下水道課長 大澤正弘君発言〕

上下水道課長（大澤正弘君） 非常時の電源確保に関して、上ノ原浄水場及び第一浄水場では、浄水施設に必要な電力を小型発電機で対応できると考えております。

水道事業では小型発電機を2台有しており、1台は上ノ原浄水場に常備しており、もう1台は役場北倉庫に保管しております。

また、小倉沈殿池にある渇水対策施設のポンプに関しては、地下約140メートルの水をくみ上げているため、高圧電力を使用しております。現段階では、非常用の発電設備は設置しておりません。しかし、議員のご指摘のとおり、水道施設の重要な施設でもあるため、どのような対策が有効であるか、非常時の電源確保に向けた検討を今後進めていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 特に渇水対策施設の電源というものは、難しい中ではと思うんですけども、重要な施設であるので、しっかり検討いただければなと思っております。

次、災害時のトイレ対策に関してなんですけれども、資料でお渡しした「みんな元気になるトイレ」というもので、皆さん、町長も相馬市に行ってお話しされたということで、町長自身も被災地に行ったことがあるという形であるので、よくご存じではないかと思っておりますけれども、被災地のトイレ問題というものは非常に深刻なわけなんです。水洗トイレは、給水、排水など、電気もそうですね、施設が不可欠なんですけれども、地震や土砂災害でどれか1つでもダメージを受けると使えなくなります。トイレが制限されると、エ



コノミークラス症候群など命に関わる病気になる可能性もあると。関連死にもつながる深刻な問題として捉えていただきたいと思います。と考えております。

この問題に関して、今回「みんな元気になるトイレ」というものを紹介したいと思います。災害トイレネットワークプロジェクト「みんな元気になるトイレ」というものがありまして、これは各自治体がトイレトレーラーを備え、導入し、災害時に被災地にそのネットワーク内で派遣するというものであり、群馬県ではクラウドファンディングを活用して、群馬県自身が導入、大泉町もクラウドファンディングにより導入し、ネットワークに参加予定です。

ちなみに、先ほど言いました静岡県2地区、静岡市なり、総務産業常任委員会が視察した松崎町ですね、静岡市には富士市が、松崎町には西伊豆町が、この近隣の自治体がトイレトレーラーを派遣しています。

もしこれを吉岡町で導入できれば、有事の際に被災自治体にトイレトレーラーを提供し、逆に吉岡が被災した際には全国から支援を受けられることになり、お互いのトイレ問題を解決できるのではと思います。

資料にあるとおり、総務省消防庁の緊急防災・減災事業債の仕組みで、約1,500万円かかると言われているんですけども、そのうちの7割が返済不要ということで、残り3割がふるさと納税とかで充当できるような形になり、このところでクラウドファンディングを進めているところです。

お尋ねします。このトイレ導入により、災害時のトイレの問題が大きく改善されるほか、これまであまり進んでいなかった災害対策における県外の自治体間連携の幅が一気に拡大するというメリットもあるのではないかと思います。吉岡でもぜひ導入するべきではないかと考えますが、いかがでしょう。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） トイレトレーラーに関しましては、議員のご指摘のとおり、県内では大泉町が2月、群馬県が3月と、いずれも今年度内の導入に向けて進めているようでございます。

いろいろな事情もあるということも伺っているところなんですけれども、町といたしましても、様々な状況、こういった状況も踏まえながら、今後、群馬県などからの情報を得て、牽引車の問題、ランニングコストの問題等含めて調査研究を進めたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 町長も、インフラがダメージを受けた自治体とかに支援に行ったことがあると思います。トイレの利用の難しさはよく分かっているのではないかと。トイレが使えないと、被災者のクオリティ・オブ・ライフが厳しくなるだけではなく、災害時の受援体制とか復旧にも影響するというのも改めて認識していただきたいと思います。

今後のことを考えると、決して高い買物ではないと思いますので、ぜひ前向きな検討をしていただければと思います。

次、小中学校の課題に関してお尋ねします。

最初に、中学校の校則なんですけれども、9月議会でも質問しました。校則、これは生徒との約束とか、生徒心得とか、生徒指導の決め事は全て校則とみなしたいと思います。こういうものの見直しに関しては、9月議会にも話に出ました生徒指導提要の改訂もあったので、速やかに対応しなければならない課題と考えております。

学校でも、学校関係者、生徒、PTA関係などから成る委員会を設けて、見直しの検討を開始したようですが、これまでどのように進み、今後どのように進めていく方針なのか、教育長、説明いただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） 議員おっしゃるとおり、今年度、吉岡中学校では吉岡中学校校則見直し委員会を立ち上げ、10月14日に第1回の委員会が開催されました。高校や中学校の校則の見直し論議が世論においても非常に高まっている昨今、早速、吉岡中学校でこの委員会が立ち上がったことは画期的であると捉えております。

委員の構成は、生徒会本部役員、現PTA会長、PTAの副会長、地域代表者、町教育委員会指導主事、副校長、教頭、生徒指導主事から成っております。

この後、生徒会本部役員が保護者及び生徒に、端末のグーグルフォームによるアンケートを用いまして、保護者は11月11日から15日、生徒は11月16日から21日の期間にアンケートに回答をいたしました。この結果について、生徒会本部役員がまとめ、12月21日の第2回見直し委員会にて検討することとなっております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 生徒が参加していく、これはかなりいい話なのではないかなと。生徒たちが決めていく校則という形になっていけばいいのではないかなと思うんですけれども、その中でやはり、聞いた話なんですけれども、生徒の中から、校則として定めている理由が明確でないものはなくしていくべきなのではないかなという意見が出たようなんですが、このような意見に対しては、どのように対応していくとか考えていくお考えなのか、お聞

かせいいただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） この秋に公開された文部科学省の、議員も話されました生徒指導提要の改訂案には、「学校や地域の状況、社会の変化を踏まえて、校則の意義を適切に説明できないようなものについては、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また、本当に必要なものなのか、絶えず見直しを行うことが求められます」と明記されております。

教育委員会といたしましては、ただいま質問にもあった、校則として定めている理由を明確に説明できないものは削除すべきだという意見も校則見直し委員会の中で尊重しながら、多様な立場から意見を出し合い、生徒、保護者、学校のそれぞれが、その意義や理由を納得した上で、新しい校則や決まりをつくり上げていってほしいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） そういう形でぜひ進めていただきたいと思います。

これは子どもの権利条約の中にもあることなので、そこはきちんと受け止めていただいているような形であると信じております。

次ですね、校則なんですけれども、生徒指導提要と先ほど出てきたものの中には、校則については、ふだんから学校内外の人が見ることができるようホームページなどで公開していくことが適切と言われているんですけれども、現時点で吉岡中学校の校則というのは公開されていないわけです。今後の公表、公開に関してはどのようにお考えなのか。お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 保護者及び生徒へのアンケート結果や見直し委員会での検討がされた結果につきましては、吉岡中学校のホームページにて公開されることとなっております。また、年明け1月に開催予定の第3回見直し委員会の後にも、今年度の校則見直しの内容をホームページに公開することとなっております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） ぜひ公開していただきたいんですけれども、あと一緒に、校則以外に生徒指導上の決まり事があるようなんです。入学説明会で別途プリントで配付されるものとか、口頭のみで文章化されていないような決まり事があるようなんですけれども、これら

も校則と一体と考えていただいて、これも公表していくべきだと考えますけれども、どのようにお考えでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 第1回吉岡中学校校則見直し委員会においても、校則以外の決まり事について話題に上がっておりました。生徒会本部役員からも、このことについて見直したいとの意見も出されておりました。

先ほど答弁したとおり、校則改正は生徒が中心になり、生徒向け、保護者向けにアンケート調査及び集約等を行っております。教育委員会といたしましては、この校則や校則以外の決まり事を含めた改正が、生徒にとって自分たちの意見が反映される、生徒が主役になる、生徒の考えがより一層尊重される学校への一助になってほしいと考えております。

引き続き、教育委員会事務局職員が吉中校則見直し委員会に参画し、生徒や保護者、教職員等の合意形成ができるよう意見を述べてまいります。その中で、校則以外の決まり事にも見直しが進められ、その結果についてもできるだけオープンにできるといいのではないかと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 生徒や保護者に分かりやすいように、やはり整理されていないと、どこまでが校則なのか分からないし、ブラックボックスなのではと言われても仕方がない現状があったとしたら、それは改めていくべきではないかと。そういう形で考えていただけるといって理解しました。

次、不登校に関してお尋ねしていきます。

不登校となっている児童生徒への支援、これはかなり長期化しているお子さんも多いと聞いております。今年は、小学生1,284人、中学生が2,497人ですか、全国で、2001年以降最多だったということで、増加中ということなんですけれども、こちらに関する町の支援の一つに、ふれあい教室という適応指導教室があるんですけれども、これはホームページを見ますと、説明が少なく、どういうものか理解しにくいと。自分の子供が不登校になったとき、町にどのような支援があるのかちょっと分からないなという感があります。

具体的にどのような利用ができて、どのような支援を受けられるのかについて説明を求めますとともに、より分かりやすい形での周知を望みますが、教育委員会としてはどのようなお考えでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

**教育委員会事務局長（高橋淳巳君）** 吉岡町ふれあい教室に入室を希望する児童生徒の保護者は、所属する学校長に入室の相談を行います。相談を受けた学校長は、教育委員会事務局と連絡を取り合い、ふれあい教室指導者、教育委員会事務局担当者らと教室の説明を受けたり、見学、体験を行っていただいております。これを経て保護者からの入室の申出を受けた校長は、教育長にその旨を報告しております。教育長、教育委員会事務局、適応指導教室の指導員、当該学校長と入室会議を開き、当該児童の入室を検討、決定いたしております。

ふれあい教室の開室日は、学校の休業日を除く月曜から金曜の9時から16時までとなっており、児童生徒は保護者、指導担当者らと相談しながら、自分のペースで入室し、自主的に学習やその他活動を行って帰っております。

吉岡町ふれあい教室の詳細内容ということだったんですけれども、今までは県の総合教育センターのホームページに載っているだけでした。町教育委員会のホームページにもリンクを作成させていただきましたので、現在はそちらから詳しい説明が見られるようになっております。

**議長（岩崎信幸君）** 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

**5番（富岡大志君）** 説明が載っているという形で、先ほども言いましたけれども、自分の子供が不登校になったときに、どうしようといったときに、ちゃんと情報にたどり着けるような形にしていただきたいと思います。

次ですね、それでもこのふれあい教室を紹介したり、行き着いたとしても、実際そこには行けない児童生徒もいるので、より手厚い支援をしていただけないかと。学校の復帰ができれば、やはり復帰目的と考えがちなんですけれども、復帰ができれば何よりなんです。そのみを中心と捉えず、子供たちが安心できる場所、児童生徒に寄り添えるような支援をより強化していただきたいと思います。

こちらに関しては、高根沢町の教育委員会が行っている「ひよこの家」という取組がありますので、こちらを参考に、前向きに具体的に考えていただきたいと思います。教育長、どのようにお考えでしょう。

**議長（岩崎信幸君）** 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

**教育長（山口和良君）** 不登校対応につきましては、教育委員会、教育委員会会議でも昨年度末以来、回を重ねて協議しております。その結果、学校にもふれあい教室にもなかなか行けない子供たちへの新たな手だてとして、学校の教職員とは別の関わり方で児童生徒や家庭に寄り添う吉岡町オープンドアサポート事業、通称Y' ODSと私たちは呼んでおりますが、

これを今年度立ち上げたところです。

まずは相談的アプローチにより、学校に気持ちが向きづらいお子さん、さらにその保護者の気持ちに寄り添うことに主眼を置いた相談員、これがY' ODSになるわけなんですけれども、この相談員が家庭訪問等を行って、本人が学校や家族以外の大人とのつながりを持つきっかけづくりや家族の気持ちに寄り添うなどして成果を上げております。

しかし、ふれあい教室やY' ODS事業のサポーターとのつながりもつくるのが難しく、家庭に引き籠もりがちな児童生徒もいることは確かです。そのような児童生徒へのアプローチをどのように進めていくか、また、その子供たちの家庭以外の居場所をどのように確保するかという課題が残っております。

その解決のための第一歩として、議員に今ご指摘いただいた栃木県高根沢町の「ひよこの家」を教育委員全員、事務局職員、適応指導教室職員、中学校長で今年の7月に訪問して、施設や活動の様子の見学、担当者からの説明を受けてまいりました。

当該施設は、古い農家の大きな民家を町が借り切ったもので、施設で過ごす間、何をしてもどう過ごすかは原則として本人が決めることが大きな特徴でした。勉強しても遊んでもよし、楽器を弾いても運動をしてもよし、町で配置した相談員からの働きかけはあまりせずに、子供たちのほうから相談したいことがあったら相談に乗る。学校の話も大人のほうからはしないという姿勢で運営されておりました。学校復帰を目指すのではなく、子供たちの居場所として自らを見つめたり、ほかの人と交わりながら気持ちを落ち着かせて生活をしたりするという、そのような姿勢は、不登校対策として意義ある考え方の一つであると感じました。

吉岡町でも、具体的かつ前向きにこのことについて考えていただきたいということですが、文科省においても不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方として、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること、また不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じて適切な支援や働きかけを行うことなどを挙げております。

また、本町で立ち上げたY' ODSのような訪問型支援など、保護者への支援の充実を図るほか、日頃から民間施設とも積極的に情報交換や連携に努めるという指摘も文科省の通知にはあります。

このようなことから、吉岡町としても今後、不登校対策について、学校に登校するという結果のみを目標とするのではないことを学校と再確認しながら、不登校児童生徒が主体的に社会的自立に向かうような働きかけの在り方、また民間施設との連携の在り方等について検討を続けてまいりたいと考えています。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 視察にも行って、いい取組だなと思っていただくのなら、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

次、メタバース登校というものを質問しようと思っていたんですけども、また今度に回したいと思います。

繰り返しになるんですけども、子供たちには安心できる場所と寄り添う支援が必要だと思います。そして、できれば、適応指導教室も多分お昼は出ていないのではないかなと思うんですけども、お昼ご飯も食べさせてあげられるような、そういう支援をしてあげられないかなと。一步踏み込んで、子供主体に考えていっていただきたいと思います。

次、HiBALIプランなんですけれども、9月議会の答弁などで、あと大樹町に行ったときにも話を聞いてきたんですけども、HiBALIプランの中の「遠隔地との交流による多様な学び」として、友好都市の大樹町との連携を進めるとのことだったんですけども、その後、大樹町との協議はどこまで進んだのでしょうか。

また、今後の計画が具体的に立案されていくのではないかなと思うんですけども、どのような内容なのか、今分かっている時点の部分の説明をいただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 令和5年度、文部科学省GIGAスクール運営支援センター事業に吉岡町と大樹町が共同で補助金申請できるよう、担当者同士で現在準備を進めております。仮に補助金申請が認可されなくても、GIGAスクール運営支援センター事業は大樹町教育委員会と進めていくことを確認しており、取り組んでまいりたいと考えております。

具体的な内容については、児童生徒の遠隔地交流のみならず、教職員同士の研修や授業教材、アプリ教材の共有が考えられます。また、文部科学省が推進する教育データ利活用について、民間事業者のSEの技術を借りながら、児童生徒の心身状態などのライフログや家庭学習の時間、授業の振り返りなどを可視化させていきたいと考えております。これは言うまでもなく、児童生徒が自分自身の心身や学びの蓄積ができるようになることで、自ら生活をフィードバックできるようになるものであると考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） このHiBALIプランを通じていろいろな交流を進めていただきたい。これもさらに、コメントにとどめておきたいと思うんですけども、こういう吉岡町のす

ばらしいリソースを、ぜひほかの友好関係の拡大のきっかけみたいなものになっていただければなとも思います。

それと、次です。中学校とかでのテストの採点とか成績評価において、こちらは客観性の確保とか教員の負担減少が重要な課題であると考えます。HiBALIプランにおいて、この課題への取組と今後の改善に関して、どのようなことになっているのかと、教育長に見解を求めたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 本年度の2学期より、中学校では採点補助アプリを試行的に導入しております。このアプリの導入により、選択式問題は自動的に採点ができるようになりました。記述式問題は、生徒の答案が一覧で見られますので、効率化かつ採点の判断がつけやすくなりました。

今後、採点補助アプリの本格導入の検討や授業内の小テストをデジタル化し、データを蓄積するような検討を進めてまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 私もちよっとその話を聞いたんですけども、できれば全科目でそういうことができるような形で、先生たちの負担も減りますし、採点ミスも減っていくと思うので、あとデータの蓄積というものもきちんと進めていっていただければ、これが今度、通信簿の成績をつける上で、こういうものがシステム化されていけば、より客観的になり、透明性が保たれ、さらに先生の負担も減るのではないかなということ、そういうシステムの構築もぜひ検討していただきたいと思います。

次の項目に行きます。地域の活性化に関してお尋ねしていきます。

重要な要素である関係人口、にぎわいの創出、ICTをキーワードに、あと20分で進められるだけ進めたいと思いますが、じゃあこの関係人口というものは何か。この間、総務産業常任委員会で研修をしました。フォーラムに参加してきましたが、総務省のホームページから、関係人口とは何かというところがあるので、ちょっと読んでみたいと思いますが、関係人口とは、移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉で、地方圏は人口減少、高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面しているが、地域によっては若者を中心に変化を生み出す人材が地域に入り始めており、関係人口と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されているということになっています。

お尋ねします。関係人口というものは今後の地域活性の要であるということはどういうまで



もないと思うんですけども、この創出と拡大という課題に関して、町としてはどのような見解を持っているのか、お答えを求めたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 関係人口の関係につきまして、いわゆる関係人口の論議の出発点は、国の人口減少等に伴う地域活性化策の検討の過程であると認識しております。

高度成長期に端を発する過疎対策事業から始まり、平成21年度に創設された、日本全体が人口減少の局面に入るに際し、地方への流れをつくり出すために創出された地域おこし協力隊などがあり、さらに移住・交流施策への流れと発展してきたようでございます。

そして、平成28年に国が設置した「これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会」により脚光を浴びることとなったとのこととです。

関係人口とは、ふるさと、これは特定の生まれ故郷に限らず、自分が興味を持った土地として用いられているようですが、そこで地域づくりに貢献したいという思いを抱く人に対し、つながりを持つ機会をつくり出す仕組みづくりであるとしています。

具体的には、景観維持活動や地域の伝統行事への参画者を募ることや、地域活性化に対する意見を求めたり、必要な行政サービスを提供したりして、ふるさととして選んでいただいた我が町への継続的な関わりを求めていくということでございます。

これは、町民に求めたい地域への関わりと同じ発想に基づくものであると思っております。地域を盛り上げてつくっていただく方が町内外に増えてくれることは大変喜ばしいことであると思っております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 人口減少という話が出てきたんですけども、吉岡町にとって決してこれは無縁な話ではなくて、若い子育て世代を中心に人口が増え続けている吉岡町も、現在の子供たちの多くはいずれ町から出ていき、若い世代を中心とした人口減が避けられない、そういう現実が目の前にあるのではないかと思います。

住民の減少を緩やかにさせていくことも重要ですけども、これから町外に出ていく子供たちが、町の関係人口として将来にわたって関わり続けてもらうことが非常に重要で、その関わりが、町のいろいろな活動の維持、存続につながっていく、そういうような取組を今から考えていくべきではないかと思うわけですけども、町長、見解はいかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 関係人口の定義の中にもありますが、地域への思いを持っていただく取組が重要であると認識しております。議員のおっしゃるとおり、町から転出した若者が引き続いて地域とのつながりを持ち続けられる仕組みづくりは非常に重要であると国の報告書でも結んでおりますし、町としても今後取り組むべき視点の一つであると考えております。

具体的には、地域のお祭り、イベント等に住所のあるなしにかかわらず参画し続けられるような施策につなげられるよう、地域づくりの視点へ様々な立場の人が参画できる仕組みづくりを検討していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 前向きにこれからしっかり検討していただきたいという形で思うとともに、あと関係人口の一つで、これから町外に出ていく子供たちがふるさととして吉岡としっかりつながっていただきたいということもあるんですけども、もう一つ、よそから呼び込むという話もあったんですけども、その中で、この関係人口の拡大に関しては、地域おこし協力隊も重要な立ち位置にあるのではないかと。その中で、これは地域おこし協力隊、積極的な活用をぜひしていただきたいと考えるんですけども、町としてどのような見解にありますか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 冒頭、町長のお話の中にもありましたとおり、地域おこし協力隊は、最初は過疎のほうの観点からの地方への人の呼び込みだったんですけども、最近では、先ほどの話にもありましたとおり、関係人口の一つの中に位置づけられ始めまして、各地域に新たな地域の振興のきっかけづくりを呼び込む人材であるという認識に変化してきているところでもあります。

したがって、町にとっても非常に有益であると考えてるとともに、町の課題をどういうふうにしていった外部からの人を生かしていくかということも考え合わせながら、可能性を探ってまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） それでは次、ふれあいやすらぎ公園とふれあい公園に関してお尋ねしていきます。

このふれあいやすらぎ公園、役場南側にある吉岡川に沿った親水公園です。毎年5月には地元である溝祭自治会により吉岡川にこいのぼりがかけられていることは皆さんご存じのことと思います。この公園は、役場に隣接する親水公園であり、吉岡町のにぎわいの創

出にとって重要な立ち位置にあるのではないかと思います。

しかし、このこいのぼり取付けとか私も参加しているんですけども、勤労者協会の清掃活動で年数回、吉岡川の水面のほうまで下りていくんですけども、この水が泡立っていたり、下水のような臭い、これは時期でばらつきはあると思うんですけども、そういう臭いがして、石とか川底はべとべと、ぬるぬるしています。生えている草も何か変な泥がこびりついているような感じなんです。ごみも結構落ちています。親水公園なら川遊びができそうなものなんですけれども、水も何か汚いんじゃないのと、周りも何かごみが多いし臭いし、とてもそうできないような状況にあるのではないかと。

それで、吉岡町の名前の由来はこの吉岡川だと聞いています。町の象徴とも言える吉岡川であり、特に町の顔とも言える役場周辺にある公園がこのような状況であることは非常に残念だと思います。

町として、この状況は把握しているのかと。把握しているなら、現状に対してどのような見解にあるのかお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 吉岡川のふれあいやすらぎ公園施設につきましては、県渋川土木事務所との管理協定に基づきまして、河川のり面等の除草を行うなど環境保全に努めておるところでございます。

現状把握の状況につきましてですけども、今年4月と5月に町住民課から吉岡川の異臭等について報告がございました。役場建設課職員も現地を確認しております。ただ、そのときには異臭等は確認できておりませんが、昨年度に自治会要望の悪臭の対応として、河川への排水路の上流箇所にて泥上げ清掃を行っておるところでございます。

吉岡川へ合流する排水路の上流になりますので、どの排水路が原因なのかは現在不明ですが、必要に応じて清掃等の対応をしてみたいと考えておるところでございます。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 水面近くまで下りて行って見ていただいているのかなと。その周りを歩いているだけなのかなと思ってしまうような、実際、私は下りて行って、時期が違うかもしれないんですけども、臭うなど、ごみもいっぱい落ちているなど、本当にこんな水質でいいのかなと思ってしまうわけなんですよね。

このような泡立ちとか臭いについては、原因の調査をしっかりと行っていただきたいと。そういう上で改善していく必要があるかと考えるんですけども、どのようにお考えでしょう。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） ご指摘いただいている吉岡川との合流部分やふれあいやすらぎ公園付近の吉岡川の問題についてですが、この場所においては勤労者協和会による水質検査も行われておりまして、河川の汚染度が進むほど数値が高くなるというBODの9月末の数値は0.8ミリグラムパーリットルであったと報告をいただいております。

このBODの数値は、一般的に10ミリグラムパーリットルを超えると、河川中の酸素が消費され、悪臭の発生など嫌気性分解に伴う障害が現れ始めるとされております。現時点において、この当該箇所BODの数値は基準値内ではありますが、時期によって状況が変化するというお話や、この水路の上流部では過去に臭気対策として清掃作業を行ったという事例もあるようですので、このことにつきましては、今後も庁内関係部署はもちろん、勤労者協和会とも連携し対応していくことになると考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） たしか、この川下でこの水を飲んでいる人がいるんだと、汚水処理人口が高ければいいんだという問題ではないんだと。季節によって臭っている水、先ほど、何か地元から要望があり対応もしたと言うんですけれども、その流した水というものもやっぱり下流で飲んでいるんだと、そういう意識に立って取り組んでいただきたいと思うわけです。

それと、これは役場周辺でもあり、親水公園でもあるので、川底を含めて定期的な清掃をぜひしていただきたいと思うんですけれども、どのようなお考えでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 定期的な清掃につきましては、県渋川土木事務所との協定に基づき、親水公園としての維持管理の観点から、河川内の雑木伐採の定期的な実施を検討してまいりたいと考えております。

なお、川底に堆積しております土砂等の撤去につきましては、災害防止の観点から、必要に応じて県渋川土木事務所に要望してまいりたいと考えておるところでございます。

また、ふれあいやすらぎ公園の河川部につきましては、先ほど来出ましたけれども、吉岡町勤労者協和会の皆様により吉岡川の清掃活動が実施されており、大変感謝を申し上げているところでございます。河川内の作業につきましては、雑木等の繁茂により危険が伴うことも想定されますので、活動しやすい状況を整える取組をしてまいりたいと考えております。

いずれにしても、県渋川土木事務所と連携を図りながら、現地の状況を確認し、適切な河川の維持管理に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） しっかり進めていただきたいと思います。

このふれあいやすらぎ公園に関しては、夕方以降に散歩する人も少なくないので、川沿いの通路というか、公園内に街灯設置をしていただきたいと思いますんですけども、いかがでしょうか。防犯対策にもなりますし、役場周辺のにぎわいの創出にもつながり、ソーラー充電型の街灯だったら災害時の対応も、これで充電とかそういう形でできるのではないかと考えるんですけども、いかがお考えでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） ふれあいやすらぎ公園の遊歩道につきましては、多くの方が散歩やジョギング等で利用されていることは認識をしておるところでございます。遊歩道への照明施設の設置に関してですが、公園環境の整備、また防犯対策にもつながるものと考えられますので、南側遊歩道の野田2号橋から吉岡橋の区間におきまして、今後ソーラー式の照明施設の設置を検討してまいりたいと考えます。

また、災害時におけるスマホ等の充電機能につきましても、何か対応できるような施設で検討してまいりたいと考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） ソーラーの発電のシステムと充電器があつたら、その先にUSBとコネクタでうまくことつなげるようなシステムをつくっていただければ、それほど難しくない、予算もそれほどかからないことではないかなと思うので、そちらも含めてぜひ検討いただきたいと思います。

次、ふれあい公園なんですけれども、これは吉岡町の観光情報サイトにも案内がなく間違いがちです。上野田ふれあい公園とか、ふれあいやすらぎ公園と、類似する名前があつて、その中に埋もれているような、教育委員会のちょっと東側の公園なんですけれどもね。

この公園の遊具で今回333万円の予算が組まれて、アンケート調査もしたようなんですけども、こちら設置に関しては現在どこまで話が進んでいるのか、お聞かせください。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 文化センター東のふれあい公園には、斜面を利用した滑り台の

設置に向け現在準備を進めており、12月に入札を実施し、年度末の工事完了を予定しております。設置に当たり、滑り台の座面の素材は撥水性に優れ、静電気が起こりにくく、熱伝導を抑えたもの、また滑り台の着地点は水たまりを防止し、マット等の安全対策を講じるなど、子供たちが利用する上で安全性を十分に考慮したものにしていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

- 5番（富岡大志君） それと、この公園は野外ステージとして利用できるわけなんですよね。例えば、10月には吉岡町フォークギター愛好会によって音楽フェスタが開かれていますね。このような企画をもっと増やしていただいて、多くの住民が参加、交流でき、にぎわいの創出につなげていただきたいなど、そうやっていくのではないかなど考えるわけですが、教育委員会としてはいかがお考えでしょう。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 議員おっしゃるとおり、現在、野外ステージはフォークギター愛好会が定期的に利用しております。屋外ステージに限らず、公園を利用したイベントにつきましても、毎年春、ゴールデンウィークには、そよ風図書館を実施、11月には社会教育委員及びスポーツ推進委員による親子ウォークラリー大会を実施しております。また、今年10月のふるさと祭りでは軽スポーツの会場にもなりました。

今後、屋外ステージを備えたこの公園のすばらしさを町民や各種団体の方々に向けて幅広く周知を図り、住民の交流の場として活用していければと考えております。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

- 5番（富岡大志君） 2つの公園と、文化センターとか庁舎、一体化させて、にぎわいの場の創出につなげていただきたいなと思います。

最後、ICTを活用した地域の活性化ということで、前回に引き続き電子地域通貨に関してお尋ねします。

渋川は導入することになり、伊勢崎も来年度導入ですね、前橋は電子地域通貨ではないけれども、交通系ICカードとマイナンバーカードを連携させた実証事業が開始されると。予想どおりなのかと。吉岡町はじゃあどうなのかと、予想どおり今回は空振り三振になってしまうのかという心配もあるわけです。

前回、町長答弁で、「しっかりと調査研究の下、乗り遅れることなく取り組めるよう検討していきたい」とありましたけれども、その後、具体的にどのような調査研究や検討し

たのか、お答えいただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） その後についてなんですが、介護福祉課でボランティアポイントの導入に向けて業者から説明を受けることになり、その場に企画財政課の地域通貨の担当も同席して、今後の地域通貨との連携とか、そういったところの話とかというものを聞いてきました。以上です。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 全員協議会で説明を受けたボランティアポイントなんですけれども、これは話を見ていると、これはカードとマイナンバーをひもづけしていけば、これは自治体ポイント事業という国が進めているものですね、これにもなるのかと思うし、このボランティアポイントの使用方法をアップグレードしていけば地域通貨にもなるのではないかと、そういう基盤づくりが進んでいけばいいなと思うんですけれども、こちらに関してはどうなようなお考えでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 現在、私も介護福祉課で導入を予定しているものは、様々な町のポイント事業を電子管理するためのシステムでございますので、自治体マイナポイントとのひもづけですとか、電子マネーの利用を想定したものではありませんが、今後導入するシステムの選考に当たって、クレジットカードのポイントですとか、それからマイレージ、こういったものをマイナンバーカードとマイキーIDを活用しまして、自治体ポイントに交換できるような機能を、こちらを附属推奨機能、または将来的に追加が可能な機能ということで仕様書に付記するということが今後検討していきたいと考えています。（「終わります」の声あり）

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、5番富岡大志議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を10時50分とします。

午前10時33分休憩

---

午前10時50分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

---

議長（岩崎信幸君） 1番小林静弥議員を指名します。小林議員。

〔1番 小林静弥君登壇〕

1 番（小林静弥君） 議長への通告に従い一般質問を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染症第8波について。

マスク着用について。

国の考え方の変化に対して町の考え方に関する質問をさせていただきます。

この11月下旬頃から新型コロナウイルス感染症第8波と見られる感染症拡大の波が日本全国で広がっています。第7波が収まりかけた10月の中旬頃、政府はマスク着用についての考え方を改めて発表し、屋外では原則着用の必要なしで、室内においても、会話をしなかったり、距離が十分取れるところでは必ずしも着用の必要はないという見解を発表しました。しかしながら、日本全国で見ると、まだまだマスクを着用している人が室内はもちろんのこと、屋外でも多数派を占めています。

この11月下旬にカタールで開幕したサッカーワールドカップでは、何万人という観客で埋め尽くしたスタジアムで応援に熱狂するサポーターたちの映像をテレビで見ました。今朝も日本中で多くの人が喜んでいるニュースを見てきました。そのニュースの中でも、現地ではマスクをつけている人はほとんど見られませんでした。世界ではウィズコロナの段階に入っているようです。

マスク着用は個人の自由ですし、外すことを推奨するわけではありませんが、マスク着用による感染症拡大防止の効果もあることは重々承知している上で、逆にマスク着用による様々な人と人とのコミュニケーションの弊害が少なからずあるようにも個人的には感じています。

6月議会でもお聞きしました熱中症対策と合わせてのマスク着用についての考え方で、国の方針に沿って対応を考えていくと答弁をいただきました。これから年末に差しあたり、インフルエンザとの同時流行の懸念も考えられます。町として、マスク着用についての考えをいま一度伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 以前の質問でもお答えさせていただきましたが、マスクの着用につきましては、飛沫の拡散防止に有効であると考えておりますので、基本的な感染対策として着用をお願いしているところでございます。

マスクの着用につきましては、国の考えに沿ったものになります。屋外でのマスク着用については、他者との距離が確保できる場合など、マスクを着用する必要はない場面ではマスクを外していただくことを推奨しております。屋内でのマスク着用については、他者との距離が確保できており、会話がほとんどない場合はマスクの着用は必要ないこと、距



離が確保できない場合や会話を行う場合はマスクの着用を推奨することが示されております。

今後につきましても、国からの状況により具体的な対応策等が示される場合は適切な対応をしていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

- 1 番（小林静弥君） 国から示されることに対して適切に対応されるというご答弁をいただきましたが、個人的にちょっとお聞きしたいんですが、町長は朝のラジオ体操会とかにも参加され、私も一緒に体操させていただく機会があるんですけども、朝のラジオ体操のシチュエーションは、今お話にあった、周りに人が2メートル以上離れているところにおいて、話す機会もない、そんな中で私はできるだけ、眼鏡をかけている都合、マスクがないほうがすっきりするので、マスクを外す機会が多いんですが、町長はいつもマスクをされていらっしゃると思います。立場もあるんでしょうけれども、町長自体、今後自ら脱マスクへ向かう可能性というものはどのようにお考えでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 毎週土曜、日曜、小林議員と一緒に温泉センターの庭でラジオ体操をさせていただいていることに喜びを感じているところでございます。自分は朝、薄暗い中ではございますけれども、出かけるときには外しております。ただ途中、同行者が一緒になりますので、そういう同行者と一緒に歩いているときにはつけさせてもらって、ラジオ体操会場では着用させてもらっているんですけども、それは自分に対していろんな方が話しかけてきてくださいます。そういった中で、自分からその場で外さずにラジオ体操会場ではつけさせていただいて、終わったらまた自分1人で散歩に回るんですけども、そのときには外して行動をさせていただく、そんな状況でございます。人との接触がないときにはできるだけ外すように心がけているところでございます。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

- 1 番（小林静弥君） ありがとうございます。町長のマスクに対するお考えをお聞きできて、私も自分なりに納得をさせていただきました。ありがとうございます。

次に、子供を取り巻く環境についてお聞きします。

教育現場において、新型コロナウイルス感染症対策に日々取り組まれていらっしゃる関係者の皆様のご尽力には、この場をお借りして感謝申し上げます。子供たちを取り巻く感染症対策も、マスク着用や手洗い、うがい、手指の消毒の徹底、給食時の黙って食べる

黙食など、様々な対策を講じていただいていると思います。

そんな中でも、どうしても学校で感染者複数発生により学級閉鎖との連絡を受ける機会がこのところ多くなってまいりました。感染を防止するために、これ以上ないほどの注意や努力をしてくださっていると思いますが、それでも感染者は出てしまう。学校医と相談の上で、学級閉鎖の選択を余儀なくされるという説明もいただいていたのですが、学級閉鎖の間、子供が家にいるわけですので、保護者の皆さんの負担もそれぞれあると思います。学級閉鎖時における保護者負担の現状と対策について、学校ではどのように把握、対応されていますか。お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 学級閉鎖中の保護者の皆さんへの負担について把握しているかということについてお答えさせていただきます。

学級閉鎖につきましては、ご存じだと思うんですけども、学校保健安全法という法律で定められている法的措置です。この法律の目的が総則の第1条で規定されているんですけども、引用させていただくと、「この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに」、ここからが非常に重いんですけども、「学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする」という法律です。

学級閉鎖につきましては、この法律の第19条における校長の出席停止措置、20条における学校設置者による学校の全部または一部の休業措置の規定、これらに基づいて行われておまして、議員、今おっしゃいましたけれども、11月以降、小学校2校においては合計9学級の学級閉鎖措置が取られました。もちろん学校医と相談をして、学校医も法律に基づいて設置されております。その際、教育委員会及び学校は、1人1台端末を活用してオンラインによる健康観察、また朝の会、他クラスの授業の配信であるとか、最後の終わりの会などを工夫して、それらを実施してまいりまして、学級閉鎖期間中の子供たちの学習保障、そして規則正しい生活習慣を確保するための工夫、これらに努力をしているところです。

閉鎖期間中、子供が家にいることで保護者の負担となるというご指摘ですが、学級閉鎖措置等の臨時休業措置は、感染症の予防上必要があるときに行われるため、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保を図るというこの法律の趣旨からすると、家庭以外の場所にこの子供たちの居場所を確保するということは大変

難しいと考えております。

したがって、教育委員会として特別、休業中の保護者の皆様の負担等の把握については行っておりません。ただし、できるだけ学級閉鎖の決定を早くして、早い時間に、翌日から閉鎖をすとかと、そういう努力はしております。それでも決定が、学校医との連携、連絡が取れなくて遅くなってしまうという例もあるんですけれども、そのような工夫をしながら、できるだけ保護者の皆様の予定について配慮できるような対応をしているところです。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 今、できるだけ早い段階で学級閉鎖の予定等を発表されるというような対策を取っていらっしゃるということですが、実際に子供の面倒を見なくてはならなくなった保護者の声というものは今後確認をして、有効な手だてを取っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、黙食についてお伺いします。

保育、教育現場の現状に関して質問をさせていただきます。

教育現場での有効な感染症対策として、給食を黙って食べる黙食が日常的に習慣となっているようです。吉岡町の保育園、こども園、また小学校、中学校での給食時間の在り方についての現状をお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 各学校では、給食について会話を控え、前を向いて食べております。学校においては、あえて黙食という言葉を使わずに、静かに落ち着いて食べるという指導を行っている学校もあります。その時間を利用し、大型モニターを利用して集会活動を補う機会とすることもございます。

こうした状況下、11月25日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、今まで新型コロナウイルス対策の基本的対処方針の中で、「飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底する等を促す」との記述が削除されました。それに伴って発出された11月29日付文部科学省初等中等局健康教育・食育課からの事務連絡の内容に沿った今後の対応をどのように進めていくか、早速学校と検討を始めているところでございます。

議長（岩崎信幸君） 吉田子育て支援室長。

〔子育て支援室長 吉田功一君発言〕

子育て支援室長（吉田功一君） 保育現場における黙食の状況についてでございますが、町内の各保

育園、認定こども園について確認いたしましたところ、感染拡大防止の観点から、各園とも静かに給食を食べるよう指導しているほか、園によっては園児の机の位置などについて配慮をしているところもあるという状況でございます。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） ちょうど通告書を出した後の展開についてのお話もいただきまして、多少その黙食についての考え方が国としても変わってきているものだと思いますが、黙食という言葉、これは実際には最近できた言葉のようではありますが、その効果と弊害に関する考え方について、改めてお伺いいたします。

義務教育の9年間を含め、その前の幼稚園や保育園、それ以降の、高校以降の学生生活において、昼食の時間、クラスメイトや気の合った仲間との会食の時間が、普通に会食を楽しみながら食べられていたのは3年前です。コロナ禍におけるこの3年間、進学や入学で環境が変わった新しい学校生活で友達と話をしながら給食の時間を楽しむという、普通に考えれば日常的なことがほとんど行われていないという現状、これは学校教育の場として、幾らコロナ禍とはいえ仕方のないことと片づけてしまっていていいものなのでしょうか。

先日ニュースで、名古屋のある小学校で小学3年生が入学以来初めて給食時間に大きな声にならないよう注意しながら会話を制限しない取組について紹介がありました。生徒たちの感想は、「とても楽しかった」や「面白かった」「いろいろな話がこれからしてみたい」という想像に難くないものでした。

また、11月19日付毎日新聞の特集では、「そもそも黙食は子供たちにとって好ましいことではなく、感染症に注意しながら緩めるところは緩めて、いろいろなことをできるようにするのが本来の学校の姿なのでは」との記事もありました。

先ほどもお話にありましたが、11月29日には文科省が黙食を求めないとする通知を出したというニュースもありました。

今後の吉岡町の方向性としては、どのようにお考えでしょうか。お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） ただいま小林議員が引用されました11月19日付の毎日新聞の特集につきましては、私も大変興味深く読ませていただきました。その特集には、児童精神科医の方の話として、「ほかの子と向き合って話しながら食べたり、大きな声が飛び交ったりする従来の給食の在り方がつらかった子もいるかもしれないことにも注意すべきで、感染流行前に当たり前だと思っていた給食の在り方が心地いい子もいれば、そうでない子もいるはずです」という、そちら側の意見もございまして、大変悩むところです。新聞は、新聞

を教育に用いるという観点からも、非常に多角的な見方、考え方を載せているものですが、そういう新聞の機能として、改めていろんな考えを載せているんだなというのは大変参考になったわけなんですけれども。

また、11月29日付の、今の議員おっしゃる事務連絡につきましては、こう記述されております。「座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において児童生徒の間で会話をすることも可能ですので、感染状況も踏まえつつ、地域の実情に応じた取組をご検討いただくよう、よろしくお願いいたします」というふうになっております。

学校では、これまで教育活動一つ一つについてコロナ感染予防対策が始まってからいろんな工夫をしまっていました。遡れば、議員ご存じだと思うんですけども、内閣総理大臣が全国一斉休業を始めると伝えたときにも、吉岡町では休業中何かできないかということで、地区別少人数登校を3月いっぱい行いました。多くのところが休校になったと思うんですけども、それでもやっぱり先生とのコミュニケーション、この卒業期を前にして、このままでいいのかと、そういう先生方の思いをどうやったら実現できるかということで、そのような工夫をしました。

それ以降、その思いをずっと続けて、この感染状況に鑑みつつ、子供たちの様子や考え、また子供たちへの影響、学校教育の果たすべき役割、保護者の方々から寄せられる意見や心配、そして先ほどの法律で定められた学校の義務である子供たちの健康、安全の確保、これらの視点から総合的に判断して、何ができるのか、どうしたらできるのか、どう改善すべきか等を工夫して実施してまいりました。

給食の時間における今後の方向性ということではありますが、給食の時間も教育活動の大変重要な時間であり、先ほど申し上げた多角的な視点からいろいろ判断して対応してきておりまして、他の教育活動と同様、いつまでもこのまま会話をしないで食べる今の状態を続けることでよしとしてきたわけではありません。感染状況に注意しながら、めり張りを付けて対応することは必要であるということを考えてまいりました。

このたびの文科省の事務連絡内容にある会話可能の条件、先ほど読ませていただきましたけれども、1つは座席配置の工夫、2つ目が適切な換気の確保等の措置を講じること、そして3つ目の学校や町内の感染状況を踏まえること、4つ目の地域の実情に応じた取組を行うこと、これらを吟味しながら、小中学生の学年の発達の段階に応じた楽しい食事の時間になるよう検討を進めます。

ご存じのように、今、小林議員の通告書の内容が、新型コロナウイルス感染症第8波についてとありますけれども、まさに今、第8波と言われて、今朝、11月分の集計がまとまりましたので持ってまいりましたが、中学校では10月が陽性者13人が、11月23

人で、およそ1.8倍、明治小が23名が47名で、およそ2倍、駒小が10名だったのが56人ということで5.6倍、このような状況の中で、町内の学校で、しかも学級閉鎖も取らざるを得ない状況でありますので、今の町の学校の実態をどう考えるかと問われれば、どうしても感染が拡大状況にあると判断すると言わざるを得ない状況です。

各校ではご家庭の協力も得ながら感染拡大を防ぐべく努力をしている真っ最中です。保護者の皆様の中にも、感染拡大に懸念を持つ方もいる現状です。また、非常に重いものが、感染症法上も2類相当に分類されていることもあり、今すぐこの対応を、子供たちのことを考えても、なかなか変えることは難しい今であると捉えております。

そこで、感染が落ち着いてきたと判断できる状況になったときに、子供たちが会話をを行うなどしてコミュニケーションを取りながら給食の時間を楽しめるように、今から学校と連携して、その準備をしていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） お話をお聞きしました。今、感染第8波真ただ中ということで、学校の立場も厳しいところはあると思いますが、やはり子供たちのことを思って、考えて、いろいろと対策を考えていただけたらということですので、今後、感染防止と教育的見地からの制限の緩和をバランスよく考えていただけて、進めていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

次の質問に参ります。ワクチン接種について。

5回目までの接種状況についてお伺いたします。

コロナワクチン接種状況について、町で把握している5回目までの接種状況を年齢別、回数別に人数や割合を教えていただければと思いますので、お願いたします。

議長（岩崎信幸君） 富沢健康づくり室長。

〔健康づくり室長 富沢律子君発言〕

健康づくり室長（富沢律子君） オミクロン株対応の新型コロナワクチン追加接種を10月から開始しております。令和4年10月の改正により、オミクロン株対応ワクチンの接種間隔が前回接種から3か月後に接種可能と短縮されたことにより、町では11月から5回目の接種対象者への接種を行っております。

接種状況につきましては、令和4年11月28日現在で、令和4年1月1日の対象者人口での割合ということで述べさせていただきます。なお、転出入等により接種率が100%を超える年代もあります。

年代等の内訳につきましては、ゼロ歳から4歳につきましては、接種者ゼロ人。

5歳から11歳が1回目218人13%、2回目206人12.28%、3回目46人

2. 74%です。

12歳から19歳で1回目の接種1,411人75.54%、2回目1,391人74.46%、3回目746人39.93%、4回目104人5.57%。

20歳代が1回目1,898人86.27%、2回目1,881人85.50%、3回目1,274人57.91%、4回目272人12.36%、5回目9人0.41%。

30歳代が1回目2,374人83.21%、2回目2,370人83.07%、3回目1,746人61.20%、4回目486人17.03%、5回目21人0.74%。

40歳代が1回目3,029人86.47%、2回目3,018人86.15%、3回目2,424人69.20%、4回目860人24.55%、5回目50人1.43%。

50歳代、1回目2,600人95.13%、2回目2,590人94.77%、3回目2,264人82.84%、4回目1,016人37.18%、5回目82人3.0%。

60歳代が1回目2,298人93.45%、2回目2,292人93.21%、3回目2,169人88.21%、4回目1,749人71.13%、5回目459人18.67%。

70歳代が1回目2,307人100.57%、2回目2,305人100.48%、3回目2,226人97.04%、4回目2,010人87.62%、5回目737人32.13%。

80歳以上が1回目1,610人113.94%、2回目1,600人113.23%、3回目1,478人104.60%、4回目1,251人88.53%、5回目334人23.63%。

全体といたしまして、1回目1万9,156人83.77%、2回目1万9,044人83.28%、3回目1万5,119人66.11%、4回目7,852人34.34%、5回目1,692人7.4%となっております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 大変多いデータをゆっくり発表いただきまして、ありがとうございました。おかげさまで、こちらも全部控えることができたんですけども、こうして見てみますと、やはり年齢が高いほど、また回数が少ないほど多い接種人数、接種割合になっておりまして、4回目以降どうしても、5回目は最近始まったということもあるんでしょうが、4回目からぐんと少なくなっているような現状が今見て取れたと思います。

これはワクチンの接種の状況なんですけれども、この状況をなぜお聞きしたかといいますと、この接種された中で感染された方、感染に陽性反応が出た方がどのくらいいらっしゃるかというデータを調べていらっしゃるかどうかということがお聞きしたかったわけな

んですけれども、そのことについて改めてお伺いいたします。

町内の接種者と感染者の把握について。

町としてワクチン接種者と陽性者の関係は分析されているのでしょうか。例えば、町内での感染者数は全人口の何%までになっているのかとか、ワクチン接種済みでの感染者の割合はどのくらいなのかとか、感染を防ぐにはワクチン接種が有効であるのか、ワクチンを接種しても感染リスクは変わらないのかとかです。このような分析が今後のワクチン接種に対する町民の考え方につながってくると思います。

ちなみに、そのような分析がインターネット上であるかどうか調べてみましたら、大樹町を通して吉岡町とつながりのある福島県の相馬市のデータが発表されていました。そのデータによりますと、ワクチンの適回数接種者の陽性率に比べ、適回数未満接種者の陽性率は約4倍あり、適回数接種の優位性を数値化したというものでした。

国や県からの情報を含めて、そのような研究は吉岡町ではなされている、または把握されているのでしょうか。お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 富沢健康づくり室長。

〔健康づくり室長 富沢律子君発言〕

健康づくり室長（富沢律子君） 町のワクチン接種者と陽性者の関係につきましては、町民のワクチン接種者については把握しておりますが、感染者につきましては、個人情報や県全件把握の見直し等により、町内の感染者の把握ができない状況になっておりますので、町での分析は行えない状況になっております。

また、群馬県に確認を行いました。接種者と陽性者の関係性についての数値の提供はありませんでした。

国等が発表するデータを基に関係機関と連携しながら、今後について検討していきたいと考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） これはコロナ禍が始まった頃、新聞発表でも、吉岡町あるいは榛東村というのは渋川保健所管内ということでの発表でしか私たちは知ることができず、そのことについて以前質問させてもらったときには、町としては数は報告を受けているというようなことをお聞きした覚えがあります。

今の答弁では、感染者の個人情報もあるということで、町としてその数は把握されていないということなんですけれども、ほかの市町村、自治体ではこういった、先ほど申し上げた相馬市のようなデータも出されているということですので、町として感染者数が今何人か分からないというような、そんな答弁では、ちょっとこちらとしても、それで大丈夫



なのか、ちょっと心配になるんですが、その辺のお考えについては、町としてはどのように今後検討とか、県とも連携してとかありましたけれども、今現在、感染者が何人いるかわからない状況というものはどうにお考えでしょうか。そこについてのご意見をお尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 富沢健康づくり室長。

〔健康づくり室長 富沢律子君発言〕

健康づくり室長（富沢律子君） 以前につきましては、感染者につきまして、保健所に全員報告が行っているような状況でしたので、群馬県で何人、渋川保健所管内で何人といった報道がされておりました。ただ、その報告方法が変わりまして、保健所に届出が行くものが基礎疾患がある方ですとか、そういった特定の方に絞られました。それ以外の方につきましては、自らが群馬県のホームページから感染の状況を登録しまして、そちらでいろんな支援を受けていくという形に変わっておりますので、感染者全員の方のデータが保健所に行くわけではありませんので、そういった観点から、町としても渋川保健所管内というデータは頂いておりません。また、そういったことによって、残念ながら感染者の状況というものの把握がより一層難しくなっている状況であります。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 感染者の状況がつかめない、以前と報告の方法が変わってしまったということで、これは簡単に例を挙げれば、町内で風邪を引いている人が何人いるか、そういったことも分からないということと似てきたような状況になったのかなと思います。ということは、やはりそれだけ感染後の重症化のリスクも低くなっているのかなとは思いますが、やはり今現在、先ほどからお聞きしているように、コロナの感染症防止について、町でいろんなところで手を尽くされているわけですので、感染者の把握、町内あるいは近隣のお医者さんに聞くとか、何かしらの方法はあると思いますので、町民の安心・安全の気持ちを守るためにも、今後そういったことで研究を進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に参ります。様々な支援についてお聞きします。

支援の種類と方法に関して。

1月14日の臨時会で可決された補正予算第6号の中で、物価高騰やコロナ禍支援についての臨時交付金が、どれも財源は国庫支出金の地方創生臨時交付金が充てられていました。今回は子育て世帯や農業関係の支援金でしたが、今後もコロナ禍に対する支援策について、町民からの要望や町で考えているところがありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、令和2年度に創設された交付金で、その後、コロナウイルスの感染症の拡大等々により、国の予算により追加の交付金がかかっているところとあります。

11月14日の臨時会で可決されました補正の内容につきましても、この交付金を活用したのですが、この交付金につきましては、その用途につきまして、国から推奨事業ということでメニューが提示されております。その中から、町としては、先ほど議員答弁の農業支援であるとか子育て支援に充てたいというようなことになっております。

したがって、今後についても国からある程度そういった用途について提示なりメニューというものが示されるとお思いますので、そのときにつきましては、町としてもその辺を勘案して支援策というものを考えていきたいと考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 国からそういったメニューがあるということをお聞きしました。そういったいろいろな支援がこれからあるということなんですが、対象者の周知についても考えていかなければならないこととお思います。

支援策は継続して、全ての町民に公平に注意深く続けていく必要があるとお思います。支援に関わる国からの交付金がいつもあるとは限らないとお思います。様々なコロナ禍に対し、できるだけ全ての町民に公平に支援をしていくために、対象となる人たちへの支給の方法や周知の徹底なども大切だとお思います。それら方法について、知っている人や詳しい人だけが恩恵を受けるような形にならないための対策は取られていますか。お聞きします。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 周知の方法ということでご質問なんです。こちらにつきましても、臨時での補正であるとか、そういった形で、物を配るとかという形での周知というものなかなか難しい状況であります。そういった中でも、広報よしお等に間に合うのであれば、スペースはともかくとしても、そちらに入れる。あとは最近であればホームページがありますので、ホームページで周知する。あとはSNSを町でも始めましたので、登録された方に限定されてしまいますが、そういったところで周知を行う。あとは、支援の内容によっては関係団体等がありますので、そういった関係団体等を通じてお知らせすると。

そういった形で、せっかく支援のメニューがありますので、それに漏れる町民が出ないような形で、行政としても支援を行っていきたいと考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 様々な支援を町民に広く、例えば役場内にワンストップでコロナ支援を聞きにいけば、そこでいろいろなところを教えてくれるというような窓口などもつくっていただけるとありがたいと思いますので、今後よろしく願いいたします。

次に、子育て支援についてお聞きします。

小学校1年生の壁について。

人口増加の町、吉岡町。この人口増加の要因について、自然増加に比べ転入による社会増加の割合が高くなっているという現状の比率を確認させていただきたいと思いますが、お伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 全国的に本格的な少子高齢化と人口減少を迎えている中、本町は比較的若い世代の方々に選ばれ、現在も右肩上がりの人口増加を維持しております。そのため、今後も子供が増え、活気にあふれた元気な町として成長していくものと期待しているところでございます。

詳細につきましては、企画財政課長に答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 人口の増加のデータということで、群馬県移動人口調査のデータでお知らせしたいと思います。令和元年10月から令和2年9月までの、まず1年間の人口増加率につきましては8.2%で、内訳ですが、自然増加率、こちらは死亡と出生の足し引きということになると思うんですが、こちらが2.1%です。次が社会増加率、こちら転入と転出というような形になりますが、こちらが6.1%。続きまして、令和2年10月から令和3年9月までになりますが、こちらが人口の増加率9.9%、そのうち自然の増加率はゼロ、0.0%です。社会増加率が9.9%ということになっております。

これは今までのデータですが、令和4年11月1日現在で人数だけ出ていますが、こちらでいきますと、自然増はマイナス4です。社会増がプラス27ということになりますので、吉岡町でも自然増よりも社会増のほうが大きいということになっております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

- 1 番 (小林静弥君) 最新のデータを教えていただき、ありがとうございました。今お聞きした社会増加の中には、「子供を育てるなら吉岡町」に転入されてくる若い子育て世代の家族の世帯の割合も多くあると推測されます。しかしながら、このキャッチフレーズには、今現在、若い子育て世代の要望や利便性を満足させることができているのかという疑問があります。

小学校1年生の壁という言葉をご存じでしょうか。未就学児の幼稚園、保育園環境から小学校1年生に上がるタイミングで、子育てに係る時間の増加などから仕事を辞めたり職種を変えたりすることを余儀なくされる若い子育て世帯のお父さん、お母さんが少なからずいらっしゃるといふ、そのような悩みや相談を耳にしたことがあります。

この件について、町では今までに新1年生の保護者の方から相談を受けたりお話をされたりしたことがありますか。また、何かしらの対策を取ったことがありますか。お伺いいたします。

議長 (岩崎信幸君) 吉田子育て支援室長。

〔子育て支援室長 吉田功一君発言〕

子育て支援室長 (吉田功一君) いわゆる小学1年生の壁に特化したご相談は受けておりませんが、お子さんの発達や子育てに関する悩みなど、子育て全般に関するご相談については、保健師や心理士により随時受けております。

議長 (岩崎信幸君) 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

- 1 番 (小林静弥君) 町に相談するという事柄もなかなかハードルが高いところはあるかもしれませんが、そのような声があることは事実ですので、今後そういった方々の対策についても考えていただければと思います。

次に、児童の放課後や長期休暇の居場所についての質問をさせていただきます。

学童保育の時間帯や、夏休みや冬休みの長期休暇など、小学校に上がると家庭で面倒を見る時間が増加する傾向があり、また高学年であれば1人でも子供だけで家で過ごせる時間も考えられると思いますが、低学年の子だけであれば、やはり保護者の目の行き届く環境が必要であるということは想定されることです。

この問題解決に当たる方法、例えば学童保育やその他の子育て支援に関わる制度や助成、それがより充実されることが、この「子育てするなら吉岡町」の町民に対する満足度の充実を図られることではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長 (岩崎信幸君) 吉田子育て支援室長。

〔子育て支援室長 吉田功一君発言〕

**子育て支援室長（吉田功一君）** 学童施設につきましては、学童ニーズの高まりに合わせて施設整備等を行っているところでございます。さらなる施設の確保について検討をしておるところです。

また、子供たちの居場所づくりにつきましては、児童館や子育て支援センターなどもご利用いただいております。

さらに現在、子ども食堂などを実施していただいている自治会やボランティア団体などに対しても、子供の居場所づくりにつながり、さらには世代間交流の場ともなることから、他の事業とも連携、協働し、団体への支援について検討を行っていきたいと考えているところでございます。

**議長（岩崎信幸君）** 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

**教育委員会事務局長（高橋淳巳君）** 教育委員会につきましては、今年度から、これは1年生の壁、1年生だけに特化したものではないんですけれども、放課後に家で子供だけで留守番をしている児童のための居場所づくりを提供するために、吉岡町放課後見守り教室を試行的に実施しております。今年度は、北下、寺上自治会の2か所で、地域の皆様のご協力により教室の運営がスタートしております。

また、来年度からはその2か所に加えて、上野原、駒寄自治会でも実施を予定しており、本活動も徐々に広がりつつあります。

また、夏休み期間は文化センターの研修室と視聴覚室を利用して、これも1年生ということではないんですけれども、夏の学習会を開催しており、今年度から小学校1年生から3年生の低学年の児童も参加できるようにしております。

**議長（岩崎信幸君）** 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

**1番（小林静弥君）** 様々な方策を考えていただいているようで、今後についても、それらの有効性を確認しながら進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、ファミリー・サポート・センターについての質問をさせていただきます。

先ほどの子供の居場所について、一つの案として、ファミリー・サポート・センターを吉岡町で運営するという案件につきましての進展を6月の議会で質問しましたが、その後進展はありましたか。その質問をした後で、渋川のファミリー・サポート・センターへ町から連絡があった話もお聞きしました。そして、吉岡町の児童館の企画の際に、ファミリー・サポート・センター登録の受付窓口を設置してみるという試みを今回初めて企画されたという話も聞きました。そのことについて、経緯とこれからの方向性を教えていただければと思います。

議長（岩崎信幸君） 吉田子育て支援室長。

〔子育て支援室長 吉田功一君発言〕

子育て支援室長（吉田功一君） ファミリー・サポート・センターにつきましては、そのスケールメリットを生かした、吉岡町、渋川市、榛東村の3市町村の広域圏の枠組みにて共同運営を行っているところです。育児援助を受けたい方、育児援助をしたい方、またはその両方で構成される子育ての相互援助活動となります。

今回検討した結果、ファミリー・サポート・センターの一部業務を町内施設で実施することとなりました。

ファミリー・サポート・センターとの協議の中で、登録受付についてはファミリー・サポート・センターの職員の方の出張方式により可能であるとのことから、先月11月28日の月曜日に、子育て世帯が多く集まる児童館にて実現をしたところです。当日は児童館にてリズム遊びのイベントがあり、多くの親子連れが集まることから、そのイベント終了後にファミリー・サポート・センターの方に事業活用の啓発や登録受付を行っていただきました。実際に登録をしていただいた方は2名です。

今後につきましては、育児援助を行いたい方、いわゆる「まかせて会員」の確保、それから共同実施におけるメリット、財政状況等を踏まえ、継続して渋川広域圏での実施を考えております。

今後につきましても、事業の普及啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 一歩進んだ感じがして、うれしく思います。今後もよろしく願いいたします。

次に、子ども食堂、フードバンクについてお尋ねいたします。

子供の居場所に関する考え方では、町内にある子ども食堂の団体などが動き始めているようです。子供の居場所づくりを行政で手が足りないようであれば、民間やボランティア団体に子供たちのための施設運営の門戸を開くこともいいのではないかと考えます。

今後ますます子育て世代からのニーズも運営する側の希望も増えてくると思います。それに対し、やはりどうしても初期の段階では町や県からの経済的な支援だったり、地元や近隣の企業、団体からの物質的な支援だったりが必要になってくると思います。そのような支援についての町の考えはいかがでしょうか。お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 町では、町内の子ども食堂、それからフードドライブの活動に対し

て、各種団体代表者の方との定期的な連絡を取り合いながら、支援の方向性を模索しております。

これまでに団体から相談を受けた中で、一番大きな課題としましては、事業をサポートしてくれるボランティアスタッフの不足でございます。こちらについて、町ではボランティアを確保するための支援策といたしまして、11月14日の全員協議会でもご説明したとおり、現在行っていますボランティアポイント事業を刷新いたします。こちらのポイントをデジタル化することによって、会員に対してのポイントの付与、こちらの団体の負担を軽減するとともに、スマホのアプリを活用しまして活動のお知らせなどを流すインフォメーション機能も利用していきたいと考えています。

また併せて、ボランティア活動に対するインセンティブも充実をさせまして、広く町民の関心を集めることによって、新たなボランティア人材の発掘と育成を強化したいと考えております。

また、団体には所属しないフリーの個人ボランティアさんの募集も開始しまして、スタッフが足りていないボランティア活動のスケジュールを曜日とか時間帯、または活動内容によって細かく情報を分類しまして、同じくスマホのアプリを使って、その条件に合う個人ボランティアの方宛てに効率よく情報を発信するということが現在検討しております。

最後に、食料の調達についても支援を行っております。余った食材を提供してくれる個人や団体、または企業など、町が総合窓口となって広く募集します。子ども食堂やフードバンクと直接結びつけることによって実施する事業、吉岡町フードサポート事業を先月から開始しております。この事業は、SDGsの取組の一つでありますフードロスの削減、それから生活困窮世帯への食糧支援を目的とした、町内における余剰食糧の循環サイクルを構築する取組ということになります。

今後につきましても、団体の意向を直接酌み取りながら、側面支援という形で連携を強化していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

- 1番（小林静弥君） ただいま、ボランティアのスタッフ、人や、それから支援の物資、物についてのお話を聞きましたが、場所についてはいかがでしょうか。例えば、今、吉岡町にも空き家が増えてきていると思いますが、そういった子供たちの居場所なり、ほかの活動をされるときに、空き家をどこか使える場所がないか、その、使いたい人と使ってもらいたい人をマッチングするような、そういった働きは町では考えていらっしゃるでしょうか。お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

**建設課長（笹沢邦男君）** 空き家利用ということで、現在町では空き家バンクということで施策をしておるところですけれども、現状では、まだ具体的な活用案については考えてございません。以上でございます。

**議長（岩崎信幸君）** 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

**1番（小林静弥君）** せっかくそういった空き家バンクという制度もあるようですので、今後そういういった必要な人と必要としてほしい人とのつながりなども町で見ていただけたらと思いますし、そういった空き家はやはり古い家が多いと思いますので、いろいろなインフラ整備も必要になると思います。その辺が町としてどのように助成、援助ができるかという方法も考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

残り時間僅かとなってきましたので、上野田ふれあい公園の新遊具については、これはワークショップに参加させていただいたということですので、割愛させていただきまして、その次の、町内の公園遊具の点検保守についてお聞きします。

町内の集会所などにある公園、そこに設置されている遊具については、以前にも質問させていただきましたが、点検が年1回であると聞いております。そして、壊れてしまった場合、修理や新設は難しいので撤去のケースが多いと聞いています。管理面からすると、やはり安全性や費用対効果のほうで仕方ないことだと思いますけれども、子育て世代からすれば、近くの公園で子供を遊ばせられる安全な遊具があることが望ましい環境だと考えるものが普通のことだと思います。

新しい遊具の設置や古い遊具の修理がかなわないのであれば、子供たちの安心・安全のために定期的な保守点検をもっと増やしたほうがいいのではないかと思います、その辺はいかがでしょうか。

**議長（岩崎信幸君）** 吉田子育て支援室長。

〔子育て支援室長 吉田功一君発言〕

**子育て支援室長（吉田功一君）** 町内の公園遊具の点検につきましては、国土交通省が定める「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき年1回の定期点検を実施しているところです。また、この点検結果に基づきまして、必要に応じ修理、修繕、安全基準に満たない遊具については撤去を実施しているところです。

今後につきましても、国が示した指針に基づき年1回の定期点検を実施していく予定です。

自治会等からの遊具の新規の設置のご相談については、補助金等の活用もございまして、担当部署におつなぎしているところです。



議長（岩崎信幸君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 国からの指針ということで年1回というお話ですが、やはり年1回の点検で子供たちの安全が守れるのかどうか、そこはとても疑問に思うところです。自治会の見回りもあると思うんですけども、それだけに頼らず、町としても積極的に子供の安全・安心を考えて、国のお達しだけでなく、独自の方法で今後そういった点検、保守を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

質問が残りましたが、時間ですので、これで終わりとさせていただきます。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、1番小林静弥議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を午後1時とします。

午前11時52分休憩

---

午後 1時00分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 先ほど、小林静弥議員の一般質問の中で、私の発言したところに誤りがありましたので、訂正させていただきます。

小学校1年生の壁についての中で、吉岡町の人口増加率のところになりますが、単位をパーセントと私が発言したんですが、正確にはパーミルということで、1,000分の1ということになります。訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

---

議長（岩崎信幸君） 4番廣嶋 隆議員を指名します。廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君登壇〕

4番（廣嶋 隆君） 4番廣嶋、議長への通告に基づき一般質問をいたします。

1、渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場候補地選定について。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場候補地について、これまでの流れを振り返ってみますと、広域事業として昭和47年4月1日に開始され、関係8市町村の持ち回りで焼却灰などの埋立てを行いました。

最終処分場の設置場所は、昭和56年1月28日に当時の8市町村で協定書の締結がなされ、用地選定順位として、榛東村、小野上村、伊香保町、赤城村、北橘村、子持村、渋川市、吉岡村の順位が決定しました。

渋川市の合併により、改めて平成20年2月8日に吉岡町、渋川市、榛東村で最終処分

場の用地選定の協議が締結され、用地選定順位として、渋川市、吉岡町、渋川市、榛東村の順番となりました。

これに基づき、次期最終処分場は合併後の渋川市となり、平成21年1月に小野上処分場の覆土置場を決定、現在のエコ小野上処分場となりました。これまでの経緯に基づき、吉岡町が次期最終処分場候補地となったわけです。

吉岡町は渋川広域組合へ候補地の選定報告をすることを目的に、「吉岡町地内における渋川広域組合最終処分場候補地選定委員会」を設置し、令和2年11月25日に第1回選定委員会を開催してから令和4年8月5日までに6回開催しました。

令和4年8月5日に最終処分場候補地選定委員会が候補地として、上野原地区②、面積が一番広い地区を選定し、町長に答申。これを受けて、町では令和4年8月9日付で渋川広域組合管理者に対し協議書の提出を行いました。

令和4年9月29日付、渋川広域組合管理者より次期最終処分場候補地のさらなる絞り込みについて報告がありました。広域組合が検討した区域について、改めて吉岡町は庁内協議を行った結果、妥当であると判断し、町として「上野原地区②（最も広い区域）のほぼ中央（ウ地区）」を次期最終処分場候補地案として決定したわけです。

(1) 広域組合が絞り込んだ候補地（ウ地区）を町が妥当であると判断した理由について伺います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長（柴崎徳一郎君） 町が妥当と判断した理由につきまして申し上げます。

吉岡町では、次期最終処分場候補地のさらなる絞り込み等について、渋川地区広域市町村圏振興整備組合に協議を行っておりましたが、広域組合からは、上野原地区②の中央部に位置するウ地区を建設適地と考える旨の報告書が町に提出されました。

町では、選定を行う自治体の立場から、広域組合が検討した地区について改めて評価を行い、その結果、ウ地区は森林伐採（立ち木伐採に係る整備コスト）や残地森林（森林法に係る整備コスト）、跡地利用（施設の跡地利用）、安全性（災害対応）、植生自然度とレッドデータリスト（環境保全）の項目で、他の地区より評価が高かった半面、搬入路②（道路整備に係る整備コスト）や生活環境への影響②（景観への影響）、農用地区域（農業振興地域整備計画対応）の項目の評価については、他の地区より低い評価となりました。なお、土工量（土工に係る整備コスト）、搬入路①（地域に与える影響）、生活環境への影響①（生活への影響）の項目については、他の地区と評価が変わりませんでした。

このように総合的に検討を行った結果、吉岡町としても広域組合が示した上野原地区②ウ地区が最も有利であると評価し、渋川地区広域市町村圏振興整備組合から報告された建

設適地については、町としても妥当であると判断したものでございます。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） ただいまの説明の中で、評価、比較検討をされた。これは候補地選定の過程で、その公平性、透明性を担保するため、評価方法、評価項目、評価基準、配点等の選定の過程を示すべきで、なぜ比較検討の表が10月19日の全員協議会で示されなかったのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 11月19日に行われた議会の全員協議会では、評価の詳細として、今回選定されたウの地区に関する比較項目と選定候補地の状況と評価内容を抜粋した資料を配付させていただいております。本資料は、上野原地区の皆様を対象として開催した報告会で配付させていただいたものと同じものになっております。

本資料は、町が案として決定したウ地区の状況をベースに、ア地区、イ地区と比較してどのようになっているかという部分について記載されており、議員皆様に対しましても、地域にお渡しした資料と同じもので説明させていただいたほうがいいのではないかという考えによるものとなります。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） それで、私ども議員に対しては11月14日に表が届いたわけです。この中で、立ち木伐採に係る費用とか、道路整備に係る費用などの概算というものは出したんですか。伺います。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 町では、広域組合から示された地区について、改めて3地区を対象とした比較評価を行い、森林伐採（立ち木伐採に関する整備コスト）及び搬入路②（道路整備に係る整備コスト）についても同様の対応とさせていただいております。

評価の方法につきましては、設定した項目ごとに、ア地区、イ地区、ウ地区のどの地区が最も適しているかを検討したわけですが、現状においては、現地での測量等も行われていないこともあり、その3地区についての具体的な費用という形では算出しておりません。あくまで3地区を項目ごとに相対的に比較検討した結果ということになっております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） そうしますと、現在トータルの概算として44億円という数字が出ているわけですね。この44億円という数字の根拠について伺います。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 44億円という概算費用につきましては、令和3年に広域組合から提示された「吉岡町地内に整備する一般廃棄物最終処分場の概略構想」という資料に記載されていたものであります。この数字は、他県において整備された同規模の最終処分場の工事費等を参考にしており、44億円という費用の内訳としては、用地買収にかかる費用は約1億円、測量や地質調査等にかかる費用は約1億円、基本設計や実施設計、建設費等にかかる費用は約4.2億円ということでございます。ただ、この数字はあくまでも吉岡町が候補地を選定する中で説明資料として示されたものであります。実際にどのくらいの費用がかかるかということにつきましては、最終的に候補地が決定し、今後行われる測量や地質調査、各種設計等の中で明らかになるものと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 今のお話は、1億円、1億円、4.2億円のトータル44億円と。であれば、現在、小野上にあるエコ小野上の建設地というものは3.2億3,700万円で建てられたわけです。このうちの、今の区分けについての内訳というものはお分かりになりますか。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） エコ小野上処分場のデータについては、現在持ち合わせておりません。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） データを持っていないということは、44億円と、8年前にできた3.2億3,000万円の比較をされていないということですよ。例えば、44億円は埋立施設に幾ら、水処理に幾ら、搬入道路に幾ら、大ざっぱでもこれぐらいの数字が出てきて当たり前だと思うんですよ。それに、小野上の3.2億3,000万円の内訳についても分からない。こんなことでは44億円、これからも資材が今、高騰しています。7年後に建設完成するわけですよ。工事を考えたら、5年後には工事に入るわけですから、この辺の比較データを持っていないというものはいかなるものですかね。町長、こういう対応でよろしいんですか。町長の考えをお伺いします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） この件に関しましては、あくまで広域組合が実施を進めるものでございますので、そちらからの案内を待っているということでございます。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 広域組合がやるから町が知らないということではよろしいんですか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 知らないということではなくて、広域組合とまた協議をしていきたいと思っております。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） なぜこちらからそういうことを広域に対して質問しないんですか。普通だったら疑問を持てば、広域が中心になって施工するわけですから。その広域に対して町が、どうなんだと、当然向こうから答えが来る前にこっちが質問すべきだと思います。この辺で、町がこの事業に対する本気度が全然ない。こんなことではいいんですか。受け身では駄目なんですよ。もっと町は広域に対してどんどん質問をぶつけて、地元の住民を説得させる材料をつくってください。こんなことでは全然、地元住民は納得しない。

さて、次に行きます。候補地案は買収するのか、それとも借地として考えているのか伺います。

議 長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） このことにつきましては、過去の事例等からとなりますが、原則として用地買収、買上げという形になるものと認識しております。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 当然これは町が買上げをするわけではなくて、広域が買上げとなれば、広域が買上げをするということではよろしいんですか。

議 長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） そういうこととなります。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 絞り込んだ候補地は、大部分が現在この土地で農業を営んでいる人がおります。現に農業を営んでいるんですから、町はこういうことに対してどう考えているのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 町では、広域組合から示された地区について、11項目に関する比較評価を行っております。その中で、農用地区域に対する評価も実施しております。その評価としましては、農用地区域について、「当該地区には他地区にはない農振農用地が存在しているため、町の農業振興地域整備計画との調整が必要になるとともに、農振農用地からの除外や農地転用に関しても調整する必要がある」としてC評価となっております。

なお、比較対象であったア地区、イ地区については、いずれも農振農用地がないことからA評価でありました。

この項目だけを見ると、今回、候補地案として決定された地区は、他の地区よりも評価は低くなっておりますが、ほかの項目等も含め総合的に評価した結果、上野原地区②のウ地区が最も有利であるとの評価となりましたので、このような状況を踏まえ、町では上野原地区での報告会において、上野原地区②のウ地区を候補地案と決定したこと、そして、このことについて地域の同意をいただけるようお願いしたものといたします。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 絞り込んだウ地区の地権者というものは何人いるのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 現時点でしっかりとした数字を報告できるような状況にはありませんが、担当課で地籍図等を基に候補地案の中に含まれている筆数等について数えてみたところ、大体関係しそうな筆が約35筆、関係する地権者は18人くらいになるのではないかと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 仮に地権者が買収に応じなかったら、広域組合はどのような対応を取るのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 次期最終処分場を整備、設置する主体はあくまでも洪川地区広域市町村圏

振興整備組合でありますので、用地買収に係る対応についても広域組合が行うものとなります。

先日、上野原地区で行われました報告会の中でも同様の質問がございましたが、広域組合としては、地権者のご理解をいただけるよう丁寧に説明をする旨の回答をしておりました。

町の対応はというご質問ですが、町では住民の立場に立ちながら、広域組合の構成員として本事業がスムーズに進捗するよう、町としてできることをしていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） これは地権者が応じなかったら、広域組合は強制執行をしますかね。いかがですか。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 次期最終処分場を整備、設置する場合は広域組合となるわけですが、一般的に事業認可された公的な事業において用地買収が調わなかった場合、代執行という手続が取られることがあります。この代執行というものは最終手段ですから、そこに至らないように丁寧な説明をして、用地買収等を進めることになるのではないかと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 先ほどの答弁の中では、理解できるよう一生懸命努めるというお話がありました。代執行にならないように十分に配慮いただきたいと思います。

上野原地区内の住民以外に商店などがありますが、最終処分場についての説明をしたのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） これまで町では、上野原地区にお住まいの方々に対しまして説明会や報告会を開催しておりますが、例えば前橋伊香保線の沿線等にあるお店の方々などに対する説明会は行っておりません。

今後、町からの候補地選定報告を受け、広域組合で整備に向けた具体的な手続が開始されることとなりますが、このことにつきましては、これらの手続の中で対応されるものと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） そうすると、商店に対しては、広域組合が対応することになるんですか。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 今のところはそういう考えになると思います。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） では、商店に対して、町は何もしないということによろしいんですか。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 現在、町では案となっている候補地の状況を地区の方に対しまして報告会を開催し、地域の同意をいただくためのやり取りを進めているところでございます。今後、町としての候補地が決定した後は、何らかの形で周知を図っていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 候補地が決まったら何らかの方法でお知らせしたいと。では、現時点では商売している人たちには、町は何も関係ないよ、知りませんよと、そういう立場でいいんですか。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 繰り返しになりますが、町としましては、今、上野原地区にお住まいの方々の同意をいただくためのやり取りを進めております。今回、最終処分場に持ち込まれるときのルート等につきましても、例えば前橋伊香保線は使用しないことを考えておまして、そういった面から、まずは住民の方々への説明ということで対応させていただいているところでございます。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 少なくとも上野原地区で商売をしている人たちにも、こういう処分場ができますよという案内をしなければいけないと思います。それまでの、決まるまで無視していることと同じではないですか。

それで、選考委員の中に商工会議所の人が委員として入っていますよね。なぜこういう



人を活用しないんですか。商店をやっているのであれば当然商工会に入っているお店もあるわけですから。委員の中にこういう人がいるのであれば、そういう人を活用して、こういう事業が今進んでいます。何年後にはこういうことになります。現在、地元住民に説明しています。そういうことを丁寧に説明する義務があるのではないんですか。いかがですか。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 商工会会長に今、選考委員に入っているわけですが、この選考委員のときには、ふだん各種団体でそれぞれの役割を担っている方々の知見をいただきたいということで加わっていただいたものでございます。その商工会に加盟している方、商店ですかね、商店の方々ということなんですが、それにつきましては報告会等で説明をさせていただいていると考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 報告会で説明させていただいているということは、町に対する報告会で説明しているという意味ですか。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 上野原地区の説明会という意味でございます。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） しかし、商売をしている人たちは、自治会に入っていれば、自治会からこういう説明会があるという話が行きます。しかし、自治会に加盟していない商店であれば、こんな話は全然分からないわけですよ。

それから、選考委員の中に商工会の関係者がいるということは、そういう方の知見等をいただきたいというお話をしていましたけれども、なぜこういう人を利用して商店に説明させないのか。そういう考えがなぜ持てないのか。これにしても、地元に対する説明不足というか、ここに、上野原にいるものは住民だけではない。商売をしている人もいます。何でそういう人を除外しなければいけないんですか。その説明を求めます。除外する理由を説明してください。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 説明についてですが、決して商店の方々を除外しているという形ではあり

ません。その地区にお住まいの方々がまず第一ですので、そちらの方々に説明させていただいて、その後につきましては、また広域組合と相談をしながら対応していくと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） しかし、地元説明会というものはもう何回も開催しているわけですよ。であれば、もうこの時点で何か文書を配るとか、そういうアクションを起こしてもいいのではないですか。誠意がないですね、これは実に。誠意というものは、地元民だけではなくて、ここで商売している人に対しても、きめ細かく説明する義務が町にはあると思います。そういうところがちょっと認識が甘いと思いますよ。

次に、搬入経路として、現在、県道水沢足門線より進入することを想定しております。農免道路から町道201号線を使って最終処分場に運ぶということは絶対にあり得ないんですか。伺います。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） このことにつきましては、今の段階で候補地選定の準備を進めているわけですが、広域組合としても、できるだけ地域の方々がメインで使っていられる道は通らない方式で対応したいというようなことも確認しておりますので、具体的には、やはり水沢足門線のほうから直接入るような、そういった経路になっていくと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） であれば、広域農道から201号線を使って入るということはありませんか。ということではないんですかね。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） そのようなお話をさせていただいております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 最終処分場には、清掃センターの焼却施設より排出される焼却灰や集じん機にたまった集積灰、あとはガラス、陶器などの不燃残渣などが埋め立てられるわけですが、エコ小野上で使用されている遮水シートがガラスや陶器などにより破損し漏水した事故などはありましたか。伺います。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 現在、渋川地区広域市町村圏振興整備組合で管理しているエコ小野上処分場につきましては、これまで遮水シートを破損し漏水するような事故は発生しておりません。エコ小野上処分場では、最終処分場の跡地形質変更に係る施工ガイドラインに基づき、漏水防止対策として遮水シートの表面部に50センチ以上の保護土を敷設しておりまして、遮水シートと埋立物が直接触れないように遮水シートを保護しながらの埋立作業を行っているとのことでございます。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） エコ小野上では、底面部に使用されている遮水シートには自己修復材が使われていますが、のり面の遮水シートには自己修復材が使われておりません。使われていない理由について伺います。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 遮水シートでございますが、最終処分場の遮水工は、省令では平成30年に改正になりまして、遮水シートと不透水性土質等の組合せによる遮水工の二重化、保護層の設置等、遮水機能の強化等が図られました。この基準省令では、不透水性の物質と遮水シートとなっておりますが、一般的にはコンクリート吹きつけ等の不透水層と二重遮水シートというものを設置しております。

エコ小野上処分場では、この二重遮水シートに加え、独自の対策として漏水検知装置及び自己修復材を設置しております。また、のり面につきましては、鉛直に近い角度になっており、圧力もそれほどかからず、遮水シートの表面には、先ほど申し上げたとおり50センチの厚さの保護土も敷設されていることから、自己修復材は不要と判断したものでございます。

埋立地の形状にもよりますが、全国的にも自己修復材の使用は底面部のみの施工となっている例が多く、エコ小野上処分場につきましても同様の対応となっているようです。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 先ほど数字を申した総事業費の概算が44億円とありますが、この44億円の中に地元対策費等は含まれておりますか。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 広域組合から示された概略構想に記載された44億円という事業費につきましては、あくまでも最終処分場の建設事業にかかる費用であるとのことですので、地元対策費等は含まれていないということでございます。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） このところ広域の数字を見ていますと、ごみの排出量が前年比、減っていると思います。町から出るごみの量を減らすため、今後の対策について伺います。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） ごみの減量化への取組につきましては、広報、チラシ等での周知のほか、自治会や子ども会、婦人会、老人会、PTA等の営利を目的としない団体を対象として実施している資源ごみの回収事業や、廃タイヤやバッテリーの回収、小型家電回収、民間事業者との協働による使用済みインクカートリッジの回収や、フードドライブ事業、美しいまちづくりの一環として、家庭厨芥類の減量と清掃思想の普及を図り、町民の快適な生活環境をつくることを目的に、令和4年度から町生ごみ処理の機器の購入費補助金として、コンポスターや電動生ごみ処理機の購入に係る補助事業等も実施しております。

また現在、可燃物として排出されているプラスチック製品等につきましては、令和6年度中に分別回収が実施可能となるよう、現在、渋川地区広域市町村圏振興整備組合及び構成市町村と検討を進めているところでございます。

こちらもしっかり周知を行い、住民の皆様のご協力をいただきながら、ごみの減量等に取り組んでいきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 分別も含め、3R、リサイクル・リユース・リデュース、最終処分場を小さくすることが可能です、量が、減ってくれば。そうすれば、今15年で計画していても、もっと寿命が延ばせる可能性も出てきます。一番いいのは施設をコンパクトにすることだと思いますが、今後ごみの量を減らすために町は努力していただきたいと思います。

最後になりますが、今後、町は地元対策をどのように考えていくのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 小林住民課長。

〔住民課長 小林康弘君発言〕

住民課長（小林康弘君） 吉岡町では現在、次期最終処分場の候補地案を決定しまして、その候補地が所在している上野原地区に対しまして、地区の同意をお願いしている段階でございます。町としては、一般廃棄物の最終処分場について設置の同意をいただくことになる地域が環

境悪化等の不利益を被ることがないように、渋川地区広域市町村圏振興整備組合とも連携してしっかり対応していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 町長、これからも誠意を持って地元対策を実施してください。

次に2番、上野田十字路の右折レーンと歩道設置について。

令和元年7月に、上野田、小倉、上野原3自治会長名で県道前橋伊香保線と県道高崎安中渋川線の交差点、いわゆる上野田十字路の右折レーン設置と歩道設置の要望書が出されております。

水沢観音から下ってきて、上野田十字路には右折レーンがないため、右折車両により直進の野田宿方面への車両が渋滞します。ひどいときには上野田ふるさと公園の信号よりさらに西まで数珠つなぎになります。交通円滑化のためにも右折レーンの設置と、併せてバス停と歩行者の安全のために歩道設置が必要と考えます。

（1）要望書提出から4年がたちましたが、進展が見られておりません。経過説明を求めます。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 上野田交差点につきましては、榛名、伊香保を訪れる観光の主要ルートとして、観光シーズンの週末を中心に渋滞が頻繁に発生する交通量の多い県道でございます。渋滞緩和と歩行者の安全確保を図るためにも、上野田交差点の道路改良事業の必要性は強く感じているところでございます。

小倉、上野田、上野原の3自治会連盟で要望をいただきました主要地方道前橋伊香保線及び高崎安中渋川線が交差する上野田交差点に関わる右折レーン設置及び歩道整備につきましては、周辺地域の渋滞緩和と歩行者の交通安全対策に伴う自治会要望として、令和元年8月23日付にて道路管理者であります群馬県渋川土木事務所へ陳情しております。

また、県渋川土木事務所と吉岡町では意見交換会を毎年度実施していますが、上野田交差点改良整備は継続要望として、その都度協議をしているところですが、詳細については建設課長より答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 上野田交差点道路改良整備の陳情に係る経過について説明を申し上げます。

上野田交差点道路改良につきましては、渋滞緩和と歩行者の安全を図るための重要なインフラ整備であることから、令和元年8月の陳情書提出以降も要望事項として継続して協

議をしております。

令和2年度の群馬県渋川土木事務所と吉岡町による意見交換会におきましては、道路など社会資本整備を進める群馬県県土整備プランに沿った地域計画の事業に位置づけがされていないことから、新規事業の立ち上げにおいて、道路改良の必要性や問題点の確認と地元に対するアンケートの実施などが必要であり、事業化へ向けては準備を要するとの結果でございました。

また、当時町は水沢のホテル街を通らない新たな県道のバイパス整備などについても要望をしておいたことから、新規事業の要望に当たって明確な必要性や整備の目的が整理されておらず、現状ではなかなか予算がつきにくい状況にあるとのことでございました。

令和3年度に行いました意見交換会におきましては、令和4年度に向けて調査費の要求をしたが予算措置はされていない状況であるとのことでございました。以上でございます。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） この交差点については、大久保上野田線の計画があるわけです。町の資料を見ますと、吉岡町都市計画道路の見直しでは、上野田交差点における交差角が75度未満になるため、交差点構造の変更の検討が必要だという吉岡町都市計画道路見直し検討の結果が載っているんですね。この道路が進まないと右折レーンの設置ができないということなんですか。いかがですか。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） ただいまご質問いただきました、都市計画道路の見直しにおきましても、上野田交差点、吉岡町の計画する大久保上野田線との交差角については、非常に交差角が道路構造令からいっても、基準に沿った交差角は取れないということでございます。県との協議の中でも、ここについては非常に大きな協議点になっております。渋滞緩和のために右折レーンをつくるにいたしましても、町の都市計画道路との兼ね合いについては継続して調整をしていく必要があるだろうということでございます。以上です。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） ちょうどこの交差点の野田宿方面から伊香保に向かっていきますと、十字路の交差点を過ぎた左側が森林だったわけです。この森林が今、伐採され、開発が進んでおります。この開発について、町はどのように理解しているというか、何か情報をつかんでいるのか。その辺をお知らせください。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 樹木伐採につきましてですが、所有者にて伐採した後に開発事業者による建て売り分譲住宅建設事業を予定しておるといふことでございます。

町の対応でございますけれども、建て売り分譲住宅建設事業が進んだ場合には、要望しております上野田交差点右折レーン設置や、それから歩道整備事業に支障が生じることから、今年の10月に県渋川土木事務所と協議をしております。渋川土木事務所からは、事業化は定かではないが検討を行うとの方針は示されております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） この形状を見ますと、伊香保から下っていきますと、左側は滝の沢があって、道路幅が非常に狭いですよね。将来、右折レーンを設けようとする、北側、左側の滝の沢が、川に対して道路幅が非常に短いものですから。一番いいのは、今、開発しているほうへ土地を広げることがいいと思うんです。しかし、現時点では開発が進んだ以上、県にしても買収が不可能になりますよね。

町は今後この右折レーン設置に関してどのように検討、考えていくのか、お答えください。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 今おっしゃいましたように、北側には土地が道路用地としては伸ばすことは難しいだろうというところで、南側の、現在の伐採したところが右折レーンを設置するのに当然のことながら合理的にもよしいということでございますけれども、こちらにつきましては当然町としても要望に対して継続して県にお願いする中では危惧しておるところでございます。

現状では、この事業を計画している事業者の方には、町が要望している経緯については説明はしております。一定のご理解はいただいておりますけれども、内容につきましては十分な調整ということではございませんので、あくまでも状況をお話ししておるといふ状況です。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） このままでいけば、しばらくの間、右折レーン及び歩道は難しいということではよろしいんですか。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） あくまでも事業主体は群馬県でございます。今後、群馬県とともに検討しながら、町としては要望を続けていきたいと考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 3自治会長名で申請して4年がたって、今後も検討していくということですが、これは町が事業を行っているわけではなくて、県道ですよね。その辺も含めて町長にもお願いしたいんですが、実現に向けて今後も努力していただきたいと思います。

最後、3番、通学路の交通安全点検について。

全国各地で登下校中の児童生徒が巻き込まれる痛ましい事故が発生しております。令和3年6月28日に千葉県八街市で発生した下校中の小学校の児童の列に飲酒運転のトラックが突っ込み、児童5人が死傷した交通事故を受けて、文科省から各都道府県教育委員会に「通学路における合同点検の実施について」の通知が出されております。これにより、実施対象は市町村立小学校の通学路で、実施期間は遅くとも令和3年12月末までに実施するとあります。

（1）吉岡町はこれを受けて、通学路における合同点検を実施したのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 昨年の3月に発生した千葉県八街市の通学路での痛ましい事故を契機とし、文科省及び国交省からの通知に基づき、吉岡町におきましては令和3年9月に明治小学校地区と駒寄小学校地区の通学路の緊急合同点検を実施しております。

また、吉岡中学校の通学時の危険箇所につきましても、同時に緊急合同点検を実施しております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 令和3年9月、この点検により危険箇所や対策必要箇所は何か所あったのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 令和3年9月に緊急的に実施をしました通学路の合同点検では、対策を必要とする25か所の危険箇所について、現地において点検を実施しております。内訳でございますが、明治小学校地区で12か所、駒寄小学校地区で6か所、吉岡中学校地区で7か所、合計で25か所となっております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。



〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） この25か所の危険箇所や対策箇所に対して、安全確保のため何か所が改善されたのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 失礼しました。改善箇所でございますけれども、令和3年度に点検を行った危険箇所のうち、現在のところ、明治小学校区で7か所、駒寄小学校区で4か所、吉岡中学校で4か所、合計で15か所の改善を図ったところでございます。また、未改善箇所の10か所につきましては、関係機関と連携しながら継続して改善ということで取組を進めていきたいと考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 次に、令和4年度、小学校の通学路において関係機関合同による明治小学校通学路安全点検が9月13日に実施されました。点検の結果に基づき、危険箇所の解消を図っていることと思います。この点検は毎年実施されているのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 通学路の合同点検につきましては、近年、毎年実施しております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 明小については9月13日に実施して、駒小については何月何日点検したか伺います。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 令和4年度の駒小地区でございますけれども、明治小学校区と同様に9月13日に合同で点検をしております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） この安全点検の参加者というものはどのような人たちか伺います。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 合同点検の参加者の関係でございますけれども、町関係につきましては、

建設課、教育委員会事務局、総務課の職員が参加しております。それから、その他関係機関としましては、群馬県渋川警察署、群馬県渋川土木事務所、そして学校関係者ということで、先生方、PTA会長さんが参加をし、現地において合同で点検を実施したところでございます。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 令和3年度の指摘された危険箇所というのは、これは令和3年度に今おっしゃった参加者たちが点検しているわけですが、令和3年度に指摘された危険箇所、明小、駒小、それぞれ何か所あったか伺います。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 令和3年度の緊急の合同点検では、対策が必要な危険箇所として、明治小学校区で12か所、駒寄小学校区で6か所、吉岡中学校で7か所、合計25か所となっております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） その中で、令和3年度中に何か所改善されたのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 改善箇所でございますけれども、現在のところ、明治小学校区で7か所、駒寄小学校区で4か所、吉岡中学校で4か所ということでございます。以上です。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） それでは、今年点検がされた9月13日分に関しては、危険箇所は何か所あったのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 令和4年度の通学路の合同点検につきましては、対策が必要な危険箇所ということで、明治小学校区で8か所、駒寄小学校区で4か所、吉岡中学校で7か所、合計で19か所の危険箇所を点検しております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） ありがとうございます。危険箇所が全部で19か所あるということですね。

町には通学路交通安全プログラムというものがあります。通学路の交通安全点検について、どこが所管なのか伺います。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 現在の交通安全プログラムにつきましては、主として道路のハード面における安全対策を講じる観点から、建設課が所管となっております。以上でございます。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） そうしますと、今後、学校関係者、保護者が通学路に関して相談するところは建設課ということによろしいのでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 相談箇所につきましては、建設課が窓口となります。ただ現状では、危険箇所の改善に関して、ハード面だけではなくソフト面での要望というか、アプローチをする必要性もかなり出てきております。建設課で相談内容を確認した上で、関係機関とさらに連携を図っていきたいと考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 町のホームページの中では、吉岡町通学路交通安全プログラムがホームページ上に載っております。このページを開けますと、添付資料1として危険箇所一覧と、添付資料2として危険箇所の地図が入っております。ただし、危険箇所一覧を見ますと文字が小さくて、ほとんど読めません。これは改良する考えはありますか。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 通学路危険箇所一覧表のホームページ掲載のデータでございますけれども、非常に文字等が小さい、分かりづらいということでございます。こちらにつきましては、内容は関係者に、皆さんに周知するということが一番の目的でございます。危険箇所一覧表を周知して、幅広く皆様に知っていただくということでございますので、今後、内容を踏まえて検討してまいりたいと思います。以上です。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 次に、ホームページ上にある危険箇所と、今年、明小、駒小が実施した危険箇所の重複箇所というものはありますか。

議 長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） ホームページで公開しております危険箇所と、今年の合同点検箇所の重複箇所につきましては、駒寄小学校区で1か所ございます。吉岡中学校で1か所、計2か所ございます。重複箇所につきましては、対策が困難と考えられた箇所について、改めて点検を行って、その改善のための提案、方策について確認を行っておるところでございます。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） この一覧表によりますと、実施済みというものが、駒小6件中ゼロ件、明小11件中1件、吉中7件中1件、今のお答えのとおりなんです、実施済みが少ないと思うんですね。この辺どうお考えですか。

議 長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 確かに実施済みにつきましては、当然、早急にできるものと時間のかかるものがございます。中には地権者等の関係があるものもございます。とはいいつつ、当然対策はしていかなければなりませんので、引き続き関係機関と連携しながら改善に努めてまいりたいと思います。以上です。

議 長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 対策には、町や県、警察が関係しています。町の関係では、すぐにでも実施できる場所もあろうかと思えます。関係機関が連携して必要な対策を取り、児童生徒が安全に通学できるように願っております。

以上、4番廣嶋の一般質問を終了させていただきます。

議 長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、4番廣嶋 隆議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を14時15分とします。

午後2時01分休憩

---

午後2時15分再開

議 長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

議 長（岩崎信幸君） 8番村越哲夫議員を指名します。村越議員。

〔8番 村越哲夫君登壇〕

8 番（村越哲夫君） 8番村越、議長への通告に基づき一般質問をさせていただきます。

1として、小中学生について。

①として、小中学生の道路教則についてお尋ねします。

交通の方法に関する教則を改正との記事があり、歩行者に自らの安全確保を促し、死亡率の中で最も多い歩行中の事故を減らすことが狙いとのことで、手上げ横断が43年ぶりに復活とのことです。

手上げ横断は1978年に教則で全面改正で、理由は不明とのことですが、手上げ横断は削除され、1970年頃は7,000人余りが亡くなり、その後何年かは交通戦争と呼ばれ、それから50年余りで6分の1まで減少したと。だが、日本では欧米に比べ、事故死者に占める歩行者の割合が高い。最近では全国で3,000人弱と言われていますが、その中の35%に当たる1,000人が歩行中の死者とのことです。

最近では、車を走らせていますと、横断歩道で手を上げて横断していく者を見かけます。その中で、歩行中の教則を、横断道路を含めてどのような指導が適切ですか。また、指導しているのかお尋ね申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） 村越議員より、小中学生の歩行中の教則についてご質問いただきました。

議員おっしゃるとおり、交通の方法に関する教則の改正により、改めて手上げ横断が明記されました。この当たり前とも思える、道路の横断時には手を上げるという行動は、運転者に対して横断する意思を明確に伝えるものであり、体の小さい子供たちにとっては特に有効であると考えます。私も、横断歩道などで子供たちが元気に手を上げている姿を見ると、ハンドルを握る者として、歩行者を守ろうという責任を強く自覚するものです。

小中学生への具体的な指導等につきましては、教育委員会事務局長に答弁させます。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 交通の方法に関する教則は、歩行者と運転者がそれぞれの責任を自覚して、安全、快適な社会を築いていくための手引となり、これらにのっとり各学校では交通安全教室など様々な指導を実施しております。

まず、小学校では、年度が始まってすぐに新1年生向けの交通安全教室を実施して、横断歩道の渡り方など、徒歩での登下校の際に気をつけることを渋川警察署の警察官から指導してもらっております。その中で、毎年手上げ横断をするということを指導しております。

ちなみに、今年の広報よしおか6月号の表紙でも、交通安全教室で1年生が手を上げて横断歩道を渡っている様子が掲載されております。

また、5月には全校児童向けに交通安全教室を実施し、高学年は自転車の乗り方を中心に指導する中、新4年生には自転車に乗って公道に出る時期であるため、道路の走行の仕方や信号の進み方など実地練習も行っております。そして、低学年は内輪差や車の空走・制動距離実験などを通して、児童も走行している車両に注意する意識を高める指導も実施しております。

次に、吉岡中学校では例年、警察などの協力により交通安全教室を開催し、こちらは中学生ということで、歩行というより自転車になるんですけども、自転車の安全な乗り方、自転車に乗った生徒が加害者になり得ること等についても学習しています。また、自転車マナーアップ運動として、下校時において教職員がパトロールを行い、交通安全に関わる下校指導を行っています。

また、今後はコロナ禍前に実施していた、長期休業前の町交番からの交通安全講話なども実施していければと考えております。

議長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） 今の答弁、ありがとうございます。

それで、やっぱり群馬、特にこの辺は車社会というか、車が大変多くございます。その辺、だからやはり子供たちの安全を守るためにも、本当に指導をしていただいたらよろしいかなと思います。

そしてまた、交通事故の一環としてお尋ねします。町の通学路は、整備された歩道もありますが、歩道のない通学路の危険場所などの調査をなされていると思います。どのような調査をしているかということなんですが、先ほど廣嶋議員の質問の中で、本当に詳しくご説明いただきましたが、私の質問ということに対しては、要するに危険な場所が約25か所、前年15か所が改善ということで話が先ほどございましたけれども、また、その調査というものはどのようなというか、こうだから危険なんだよというような、具体的なことが分かるようでしたらお尋ねしたいんですが、よろしくどうぞ。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） まず、先ほど廣嶋議員のご質問でもあったように、合同点検につきましては、教育委員会で危険箇所の調査については、まず各学校にて保護者の方などから、通学路で改善が必要と思われる危険箇所の報告を募ります。一番そちらに精通しているというか、実際に使っている子供たちの保護者という形になりますので、その方たちから危険箇所の報告を募っております。その中で、特に対策が必要である、高い危険性があるといったものに対してリストアップを行っております。

議長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） ありがとうございます。やはり子供の安全というものを我々は第一に考えなくてはいけないという、今の時代、特に車の多さには皆さんもご承知のとおり、危険な運転をする方もいっぱいありますから、やはり子供を守るため、子供たちにいろいろお教えを願いたいなと思っております。よろしく申し上げます。

2として、学校の防災水準についてお尋ねします。

東日本大震災の津波で宮城県の石巻市立大川小学校の児童74名が犠牲となったことをきっかけに防災水準が強化されたものですが、ハザードマップで示す危険区域や想定規模を超える災害にも手厚く備えるよう求める水準とのことですが、群馬で達成しているところが、高崎、桐生、沼田、館林、安中、吉岡、上野村、下仁田、南牧村、片品村、玉村、明和の12市町村とのことですが、「対応の難しさを感じる」と答えたところが24市町村で、7市町村は回答がなかったとのことであります。

ハザードマップをも超える災害の想定で対応の難しさを感じる点を上げる24の市町村で課題として上がったものが、「災害に詳しい教員ばかりではなく、完全な備えは難しい」という声もあり、水準に達したと答えた自治体でも、複数の避難経路を想定しにくい学校や、家庭や地域との連携が難しい規模の学校もあると、様々な指摘がある中で、文部科学省は令和元年12月、ハザードマップを超える災害に備えて、複数の避難場所や経路を確保することを都道府県に通知したとあります。

吉岡町ではどのようなことが学校の防災水準に達したとお考えですか。お尋ね申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 令和元年12月に文部科学省総合教育政策局が発出した「自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について」の通知の中で、学校安全計画や各関係機関との連携、協働の体制等の見直しを行う際に留意すべき事項として、まず学校安全計画の策定、見直し、次に、学校設置者である町は、学校の施設または設備並びに管理運営体制など必要な措置を講ずるよう努めるものと列挙されております。

吉岡町といたしましては、ソフト的な部分についてですが、令和元年以前から各学校で実践的な避難訓練の実施や、地震や台風、水害、土砂崩れなどの自然災害を対象にして、災害発生時の流れや避難訓練計画などが記載された学校危機管理マニュアルを策定し、適時更新を行っているほか、町の防災部局とも連携し、学校の防災面でも取組を行っているところであり、このような状況を踏まえまして、当時、共同通信の調査ではございますが、

「求められる水準をおおむね達成した」と回答させていただいたものでございます。

しかしながら、気象災害、地震災害、火山災害などは、いつ、どこで発生するかは分かりません。町教育委員会としては、児童生徒等の命を守り抜くため、引き続き施設の状況等にも留意しながら、学校防災体制の構築及び実践的な防災教育の推進を図ってまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） 今の答弁でよく分かりましたが、やはりいつ何どき起きかねないものがこの災害でございますから、ぜひ、確かに吉岡町は今までも私の知っている限りでは、ほとんど大きい災害はなかったと思われます。しかし、先ほども繰り返すようですけれども、いつ何どき起きるか分かりませんので、ぜひその辺のところを十分に考慮しながら、子供たちの安全を守っていただければと思っています。よろしくお願ひします。

③として、不登校の児童についてお尋ねします。

県内の公立小中学校で、2019年度、不登校だった児童生徒2,608人だったそうですが、県の教育委員会で、問題行動・不登校調査で分かったことが、小学校が772人で7年連続増えているとのこと。中学生の場合は836人で、小中学校での割合は1.8%とのことでした。

県で、2017年度では35人に1人ぐらいでしたが、最近は急に増加しているようです。中学生になると、環境の変化というものが一番と思われますが、環境の変化といってもいろんな諸問題があると思われます。

今、町では不登校生を把握されていると思ひますが、町の小中学校でどのくらいの生徒がいるのでしょうか。お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 令和3年度の人数となりますが、年間の欠席日数が30日以上の子童生徒数は、小学校で17人、中学校で27人となります。

議長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） また、そのような生徒たちにどのようなケアとか、また教育といていいのかわからないのですが、行っているのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 今までも、そういった児童生徒には、教職員をはじめ関係する



者が丁寧に寄り添ってはおりましたが、今年度、午前の富岡議員の質問でも触れさせていたいただきましたが、今年度から、学校にもふれあい教室にも行けない子供たちへの新たな手だてとして、学校の教職員とは別の関わり方で児童生徒や家庭に寄り添う吉岡町オープンドアサポート事業、通称Y' ODSを立ち上げました。まずは相談的アプローチにより、学校に気持ちが向きづらい児童生徒、さらにその保護者の気持ちに寄り添うことに主眼を置いた相談員が家庭訪問等を行って、本人が学校や家族以外の大人とつながりを持つきっかけづくりや家族の気持ちに寄り添うなど成果を上げております。

議長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） ありがとうございます。やはり今も、吉岡町でも小中学校の不登校の生徒がかなりとは言いませんけれども、おるわけですから、ぜひその子供たちがまた登校できるような形を取っていただけるように努力をしていただければと思っております。よろしくをお願いします。

④として、中学校の自転車通学についてお尋ねします。

自転車の原点はドイツで考えられ、2つの輪が縦に並び、ハンドルを切ることができ、地面を蹴って動かし、そのところで時速15キロぐらいのスピードが出たとの話を聞きました。

日本に入ってきたのは幕末の頃で、明治12年の県令には「最近自転車と称するものに乗るものが出てきたが、道路では危険があるので使用してはならない」と告示されたことがあると書いてありました。

やはりそう見ると、自転車は昔から危険なものと思われていたようですが、では今、高校生のおよそ8割が通学に使い、日常生活と切り離せないものになっている。また、吉中の生徒もかなり自転車通学をしていると思われま。

自転車通学の質問ですが、既に何回となく出ている質問ですが、いま一度させていただきたいと思います。というのも、群馬県の中学生の交通事故は全国で最も高く、全国ワースト1位が続いていました。他県のワースト2位の香川県から見ると1.8倍以上の開きがある1位とのことで、最近では香川県と群馬県では1位、2位が入れ替わっていますが、1位と2位は、3位の徳島より1.3倍ぐらいの開きがあると聞いております。約1万件当たり約34人ぐらいだということです。ただ、この数字は表に出ている数字であって、実際にはこれより大きな数字になるのではないかと思います。

中学1年生では、全体的に多く、約4件強とのことです。自転車通学は、慣れない中での通学路の危険箇所の確認や自転車の交通ルールの厳守などの指導が必要と思われま。一時停止や通行区分等の違反が事故を起こす要因に、またヘルメットの着用が義務化され

ました。ヘルメットの着用によって自転車事故の致死率が3分の1に抑えられると言われて  
います。群馬県でも令和3年4月1日より自転車保険の加入が義務化され、ヘルメット  
の着用も努力義務化されましたが、吉中の生徒の現在の状況はどのようになっていますか。  
お尋ねします。

議 長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 吉岡中学校では、自転車保険加入の義務化などが位置づけられ  
た県交通安全条例の一部改正を受けて、昨年度、令和3年度から自転車通学の申請条件に、  
自転車保険に加入していることを追加しておりますので、今年度、令和4年度につきまし  
ても、昨年度に引き続き、自転車通学者の全員が自転車保険に加入していることとなっ  
ております。

次に、ヘルメットの着用につきましては、登下校時などは義務づけており、放課後や休  
日に自転車に乗る際においても、自身の身を守るためにヘルメットの着用の重要性などを  
指導しております。

議 長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） そういう指導が大変必要だなと私も思っております。

一方で、並列走行や右側走行など禁止されているのにいまだに見かけるとの声がありま  
す。また、最近はヘルメットの着用が進み、傘さし運転はあまり見なくなったが、一方  
スマートフォンを手にしながら「ながら運転」を見かけることがあります。このようなこ  
とも学校で指導はしていていると思いますが、生徒に交通ルール厳守の指導をさらにさ  
れていくことも大事だと思いますが、町としてはどのように考えていますか。お尋ねしま  
す。

議 長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 自転車の運転における交通ルールの指導につきましては、最初  
のご質問でも答弁させていただきましたとおり、交通安全教室や長期休業前の町交番から  
の交通安全講話など、様々な活動や指導を通じて、「自転車を運転する人が交通ルールを  
守り、無理な運転をしなければ自転車事故の多くを防ぐことができる」ということに併せ  
まして、「自転車に乗ることは、他人に危害を及ぼす可能性がある」ということなど、自  
転車の安全運転も含めた交通安全に対する意識づけを図ってまいりたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番 (村越哲夫君) 今回の答弁、よく分かりました。ぜひ、今、車もよく「ながら運転」ということで非常に、車を運転しながら電話しているという方もかなり多く見かけますから、自転車についても、この「ながら運転」だけはなるべく避けるように。なるべくではないです、絶対避けるようにご指導いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

⑤として、学校での生理の貧困についてをお尋ねします。

経済的理由で生理用品を購入できない生理の貧困への支援について、県内の教育現場では模索が続いているようでございます。児童生徒が周囲の視線を気にして利用を遠慮しながらの心理に配慮し、従来の保健室に加えて、女子トイレに生理用ナプキンを置いたり、トイレに相談を呼びかけるメッセージを掲げるなど、各学校が工夫しているようでございます。そこで、生徒にも設置方法などを考えてもらい、社会課題への理解を深めようとする試みもあるようです。

県内の市の教育委員会では、生理の貧困という言葉が広がる前から、保健室に生理用ナプキンを置き、理由にかかわらず受け取れることが一般的。ただ、経済的な理由を明かすことに気後れし、申出をためらう生徒もいると。そうした事情を配慮し、館林、藤岡、みどり市の3市の教育委員会では小中学校のトイレ内に設置を始めたとのことですが、吉岡町の小中学校での設置についてはどのようにお考えでしょうか。お尋ねいたします。

議長 (岩崎信幸君) 高橋教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言]

教育委員会事務局長 (高橋淳巳君) まず、村越議員ご指摘の、経済的理由で生理用品を購入できない生理の貧困への対応ということですが、町では今年度から就学援助対象世帯に対しまして、対象児童生徒1人当たり年間5,000円を限度に支給する制度を始めております。

生理用品をトイレに常備することは、学校の保健教育計画、性に関する指導の内容に大きく関わることであり、生理用品という安全で衛生的に管理する必要があるものを必要とする児童生徒が可能な限り気軽に遠慮なく利用できるようにするためにはどうしたらいいかということなどについて、学校の教職員の間で、また学校と教育委員会との間で十分な理解をした上で決定する必要があると考えております。

現状、中学校では生理用品を保健室で配付しているとの案内チラシを貼り、うっかり準備を忘れた場合など、必要な場合には生徒がいつでも遠慮なく保健室で取得できるよう周知、指導を図っております。

小学校でも同様に、養護教諭等が保健室で生理用品を手渡しで提供しておりますが、これは児童生徒が困ったり、不安を抱いたり、悩んだりしたときに養護教諭等に相談できるSOSを発信する機会の一つとなっており、今、教育界で重視されつつある「困ったとき

や心配なときは、それを信頼できる大人や友達、各種相談機関に伝えられる力の育成」、すなわち「SOSの出し方教育」の点でも重要であると考えております。

議長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） 今の答弁で分かりましたけれども、じゃあ現状では今まだ各トイレに設置ということはないわけですか。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 現状は、先ほど申し上げたとおり、保健室での手渡しでの配付という形になっております。

議長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） これは、だけど吉岡町の小中学校に対してトイレに設置するという事は考えていないでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 議会の皆様からそのような要望をいただいております。今、事務局長から答弁をさせていただいた考え方で今いるわけで、現状トイレには設置しておりません。このことについては、定例の教育委員会会議においても教育委員の間で話し合いをさせていただきました。生理の貧困ということで、生理用品を置くことについてどうあるべきか。結論から申し上げますと、今、事務局長が申し上げたような考え方をお伝えしまして、体制をこういうふうに整えているということをお伝えして、定例教育委員会会議の中では、現状で、学校とまた協議を続けるということではないかということで結論が出ております。

もちろんこのままでずっといいということではなくて、要望もいただいておりますので、引き続き学校とも協議をしながら進めていきたいとは考えております。

議長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） 今のお答えでよく分かりましたけれども、誰もが気にせず使えるように、やはりトイレ設置をぜひ進めていっていただきたいなと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

では、次に移ります。⑥として、中学校の部活動についてお尋ねします。

少子化と働き方改革を背景に、長く学校が担った中学生の部活動の指導員に変革が起き

ているとのことですが、我々が育った中学生の頃は、先生が50人以上の生徒の授業をこなして、放課後は毎日のように練習に指導に当たっていました。1年間を通じてもほとんど休みのない先生方でありました。休日返上は当たり前のことでした。

今でもこのような状態が続いているかと思われませんが、ある教員の家庭でのことですが、週末の予定を話し合う妻と娘から、「週末はどうせ部活でしょう。休むわけにはいかないでしょう」と何回となく言われたとのことでした。

また、経験のない競技の顧問になり、ルールを学ぶことも負担だと言う教員もかなりいたとのことでした。

2016年度の頃は、教員が部活動に従事した時間は2時間以上とのことでした。過酷な労働実態は、教職員という職業の人気の低下にもつながっているということでもあります。

そのようなことから、指導員獲得の問題の解決に取り組み、地元の企業や地域のOB方をお願いしている自治体もあるようです。前にもこのような質問が出ていましたが、吉中ではこの問題に最近はどうのように対処しているのかお尋ねします。

**議長（岩崎信幸君）** 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

**教育委員会事務局長（高橋淳巳君）** 町では現在、中学生がスポーツ、文化芸術活動に継続して親しめる持続可能な体制の構築とともに、部活動における教職員の負担軽減を図る目的とした休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、吉岡中学校の生徒が参加する地域クラブ活動の在り方を検討するため、吉岡町部活動地域移行検討委員会を設置し、地域の子供は学校を含めた地域で育てるという国の方針に沿って、地域移行を進めております。

令和4年度は、運動部活動の地域移行から準備を始め、令和5年度以降、文化部活動も含めて進めていく予定です。

運動部活動の地域移行では、長い伝統と実績を有するスポーツ少年団を受皿の核として考えております。以前から中学生を受け入れているスポーツ少年団も多いため、地域移行の核としてお願いすることとしました。今後は、受入れ範囲を中学生まで拡大していただく予定でおります。

また、スポーツ少年団がない競技につきましては、スポーツ協会専門部や民間団体、企業に協力をお願いして進めています。

地域移行をお願いしている地域指導者の皆さんは、中学生の受入れを大変前向きに考えてくださっており、感謝に堪えません。

今年度、主な取組といたしましては、生徒・保護者対象アンケート実施、中学校部活動顧問との意見交換会、地域スポーツ指導者との意見交換会、地域指導者と吉中顧問の意見交換会、柔道部・剣道部による地域運動部活動の先行実施、ヤマダホールディングス陸上

教室等を実施いたしました。

今年度、皆様からいただいた貴重なご意見やそれぞれの思いを大切に、また本年度の取組から生じた課題に対しまして丁寧に向き合いながら、今後、休日部活動の地域移行を段階的に進め、持続可能なスポーツ、文化芸術活動体制の構築を図っていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） ご答弁、よく分かりました。ぜひ先生方の負担をなるべく軽減していただければなと思って、勉学に力を入れていただけるほうが生徒たちにもいいかなと思われまので、よろしくをお願いします。

また、子供の競技成績や母校の伝統に執着する保護者もいると思われま。また、このような方々は指導者確保に力を入れていると思われまが、このような問題に対してどのように対処するのか、お聞かせください。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 子供の競技成績や母校の伝統を重んじる保護者の方々もいらっしやることは認識してあります。

国が示している今回の改革、部活動の地域移行は、部活動の教育的意義の継承、発展、新しい価値の創出といった狙いも含んであります。つまり、今までの部活動を否定するものではなく、部活動の価値をさらに発展させるものと考え、地域移行を進めてまいります。

そして、保護者の皆様には、今回の改革の狙いをご理解いただく場を設定、活用しながら周知を図っていきたくてあります。

指導者の確保についてですが、競技、種目によって変わりますが、スポーツ少年団指導者に加え、スポーツ協会専門部、地域民間団体、包括連携協定を結んでいる企業、大学等と連携しながら指導者を確保していく予定であります。

議長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） 答弁ありがとうございます。今のようなお話の中で、やはりぜひこの問題をうまく取り計らっていただければなと思ってあります。よろしくをお願いします。

また、この間の読売新聞に、吉岡の地域のことが載っていたのですが、休日の部活動を段階的に地域移行させる吉岡町は、吉中の部活動の顧問と地元のスポーツ指導者の意見交換会を同校で開いたと。ソフトテニスや卓球をはじめとした25人の関係者が課題を共有したとありましたが、学校と教育委員会ではどのような方々がこれに参加されたの

かお尋ねします。

議 長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 教育委員会からは、まず教育指導主事と、あとは生涯学習室の、今この担当で動いている社会教育主事の先生、また中学校での顧問の先生などが参加しております。

議 長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） 今の話、すみません、続けさせてもらいますけれども、町の教育委員会の生涯学習室の方々が、指導者同士の連携が必要という意見が出て、つながりの場を設けたいというような話を共有したと書いてございましたが、これからはどのような進め方でいくのかお尋ねします。

議 長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 今後も、今ちょうど、まずアンケートを取る、それから顧問の先生方とも協議をする、また先週は各部活動の保護者の方の責任者等とも懇談をしております。その中で、詳しい説明等、ご理解等を得ながら、今後も、来年度から本格的な移行の期間となるわけですが、吉岡町といたしましても、まずそういった方、とにかく指導者の確保と、あとは関係者のご理解を念頭に置きまして、地域移行を進めていきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） ぜひうまく進めていていただきたいと思っています。よろしく願いたします。

2として、福祉政策についてお尋ねします。

2の1で、8050問題について質問させていただきます。前もさせていただいたことかもしれませんが、もう一度させていただきます。最近、新聞紙面で何度か取り上げられているので、質問させていただきます。

8050問題とは、ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題を主に、50代前後のひきこもりの子供を80代前後の親が養っている状態を指すとのことですが、経済難から来る生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されています。

2010年頃の調書の多くは、15歳から39歳を対象としていたため、40歳以上の

ひきこもりは可視化されていなかったと。18年11月より、40歳から64歳くらいの5,000人を対象とした全国調書を行い、支援案づくりに着手する方針とのこと。また、ひきこもりの子供が同居する世帯の孤立化、困窮に伴ういろいろな問題が、一般的に社会との接点が少なく、高齢の親が無収入の子を預金や年金で支えているという世帯も多いことから、社会問題として顕在化することはなかったということでございます。

しかし、2019年5月頃、川崎での殺傷事件や、元農水省の次官による長男殺人事件などひきこもりの者をめぐる事件が起きたので、関心が向けられるようになったようだが、40歳から64歳ぐらいの年代のひきこもりは全国で推計で約61万人以上いるとのこと。

吉岡町では、このようなひきこもりと思われる方がどのくらいいるのか、お聞かせください。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 町では、ひきこもりの実態調査は行っておりませんので、正確な数字は把握できておりません。しかし、昨年4月に県が実施したひきこもりに関する実態調査の結果を参考までに申し上げます。これは、国からの依頼に基づき、民生委員児童委員に対して、自分の担当地区で把握しているひきこもりの実態について全国的に行われた調査でございます。この調査結果は、今年3月の定例会において、富岡栄一議員の一般質問に対しても答弁しておりますので、あらかじめご承知おきいただきたいと思います。

昨年4月時点で民生委員の方が把握している町内のひきこもりの人数は、男性が5人、女性が1人の計6名です。年代別では、20代が3名、40代が1名、50代が1名、年齢不明が1名です。

当事者から民生委員の方に相談がなければ実態が分からないことが多いため、実際のひきこもりの人数はこの数より増えると考えられます。

議長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） なぜこのような話というか、質問をするかということ、本当にこれは見えないう数です。確かにそうだと思います。でも、私の周りを見ると、ほんの何十人かのうちに何人かおるわけです。三、四人、だから、これが町全体になるとかなりの人数になるかと私は推測するんでありますけれども、これは確かに、うちはそうですよと手を挙げる人はなかなかいないと思うんです。

そこで、2020年6月5日に改正社会福祉法が成立しました。問題を抱えている家庭に相談や支援に対応できるとのことで、市区町村を国が助ける仕組みが始まったわけです。



が、吉岡町ではどのように取り組んできたのでしょうか。お聞かせください。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 令和2年、こちらの社会福祉法の改正に伴いまして、重層的支援体制整備事業というものが新しく創設されました。

これまで我が国での社会福祉については、子供や障害者、高齢者といった対象者の属性、あるいは生活のリスクごとに制度が分けられており、課題の解決を目指すアプローチというものが重視されてきた経緯がございます。

しかしながら現実社会においては、先ほど議員がおっしゃったように8050問題、こういった問題のように既存の福祉制度の対象になかなかかなりにくいケース、あるいは複数の生活上の課題を同時に対応しなければならないような、そういった特殊なケースが数多く存在しております。

令和2年のこの国の法改正は、こういった様々な制度ごとにあるはざまを補うために、全ての人々にとって暮らしやすい環境を整えることを目的としたものと考えられております。

各分野の縦割りを超えた相談支援体制をつくるのが、この重層的支援体制整備事業の大きな役割ではありますが、相談体制だけを充実させたとしても、実際の支援の受皿が不足しては事業の効果自体が半減してしまいます。

当課では、まず重層的支援体制整備事業に取り組むための前段階として、これまで培ってきた専門性、地域資源を生かしつつ、創意工夫によって新たな課題に向き合える、そういった事業をコロナ対策の交付金なども活用して開始しております。それが、高齢者等のごみ出し支援と買物代行支援、また吉岡町フードサポート事業、リモート型学習支援事業、こういったものがそれに該当します。これらの事業は全て国が推奨する新しい生活様式にも対応する事業で、住民等による地域活動の取組そのものをサポートしたり、あるいは子供たちへの貧困の連鎖を防止するための新しい取組です。

来年度には、高齢者のひきこもりを防止するためのキッチンカーによる移動カフェや、地域課題を地域で解決するために必要な福祉ボランティアを増やすためのボランティアポイントのデジタル化事業を実施して、全ての人々にとって暮らしやすい、また、ひきこもりの方に対しても、地域に出やすい、接しやすい、そういった環境を整えるための基盤強化をさらに推進していく予定でございます。

議長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） 今の、分かりました。ただ、私の周りで聞こえてくるものは、やはりひき

こもりを養う親が大変な苦勞をしているということを実感しておるわけですから。ぜひ、これは解決する方法というものはなかなか難しいと。それは私も分かりますから、これからもどうか、どうしたらいいのかを私もよく分かりませんが、とにかくそういう方々が1人でも少なくなるような施策を取っていただければと思っています。よろしくお願いたします。

次に、②としてヤングケアラーについてお尋ねしたいと思つたんですけれども、時間が、都合もございますので、これは省略させていただき、③の使用済み紙おむつについてをお尋ねさせていただきます。

布おむつが主流だった時代は、バケツとおむつを持って幼児を保育所なり園に預けていましたが、今では紙おむつが主流で、子育てや介護には負担の軽減がされてきましたが、保育施設の紙おむつは廃棄処分の問題があるようです。

子育て支援に取り組むベンチャー企業が3月に結果公表した全国調査によると、公立の保育所・園がある1,461市町村のうち、「持ち帰り」は39%に当たる576自治体、関東では3割程度、甲信は比較的持ち帰りが多く、地域差が大きいと見られるようだが、東京23区は持ち帰りゼロとのことです。

高崎市は今年度より約21の市立保育所や園で保護者が持ち帰っていた使用済みおむつについて、それぞれの施設で廃棄する方式に変えるとのことでした。衛生面や車の中に臭いが広がってしまうなどの理由で持ち帰りを希望しない保護者の希望に応える形となったとのことでした。

そこで、町の保育園ではどのような対処の仕方をしているのでしょうか。お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 吉田子育て支援室長。

〔子育て支援室長 吉田功一君発言〕

子育て支援室長（吉田功一君） 保育園等における使用済み紙おむつの処理状況につきまして、町内の各保育園等に確認してみましたところ、排せつ物、いわゆる便のみ園のほうでトイレに流して処分をさせて、おむつを保護者に持ち帰っていただくというような状況でございます。

議長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） 園ではいまだに紙おむつは個人が持ち帰るというわけですね。

議長（岩崎信幸君） 吉田子育て支援室長。

〔子育て支援室長 吉田功一君発言〕

子育て支援室長（吉田功一君） そのとおりでございます。

議長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番 (村越哲夫君) また、紙おむつをまとめて処分することによって、保育士が園児ごとに保管することなく業務の削減ができる。しかし、施設で廃棄すれば町の負担は増えるわけですが、「子育てするなら吉岡町」というキャッチフレーズがあるように、実現に向けた取組ができるようお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

議長 (岩崎信幸君) 吉田子育て支援室長。

〔子育て支援室長 吉田功一君発言〕

子育て支援室長 (吉田功一君) ある園からのご意見なんですけれども、保護者の方が園児のおむつを健康状態確認のために持ち帰りたいのではないかと思うような保護者もいらっしゃるのではないかというようなご意見もございました。

おむつの一括処理につきましては、各施設、各園のご意向、それから状況によっては保護者の方のご意見なども伺いながら、その処分方法について検討をしてみたいと考えております。

議長 (岩崎信幸君) 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番 (村越哲夫君) 今のは分かりましたけれども、これからやっぱりおむつをそのまま保護者に渡すのではなく、各保育園で処分となれば町の負担になるわけでしょうけれども、それを進めるような考え方はないでしょうか。お尋ねします。

議長 (岩崎信幸君) 吉田子育て支援室長。

〔子育て支援室長 吉田功一君発言〕

子育て支援室長 (吉田功一君) 各園のご意向、それから場合によっては保護者のご意見などもお聞きしながらの検討を進めてまいりたいと考えます。

議長 (岩崎信幸君) 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番 (村越哲夫君) 園児の健康状態を見るには、確かにそれは必要性はあるかと思いますが、ぜひ保育士の方々の労務の削減を図るためにも、このような形を取っていただければありがたいと思って、よろしく願いいたします。

以上をもって、8番村越の一般質問を終わります。

議長 (岩崎信幸君) 以上をもちまして、8番村越哲夫議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を15時30分とします。

午後3時14分休憩

---

午後3時30分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

---

議長（岩崎信幸君） 6番金谷康弘議員を指名します。金谷議員。

〔6番 金谷康弘君登壇〕

6番（金谷康弘君） 6番金谷です。それでは、議長への通告に従い一般質問を行います。

前回、時間が足りなくて割愛した、1、地域の課題、川原田山不動尊東斜面について。

川原田山不動尊と聞いて、おやと思うかもしれませんが、通称川原田不動尊、正式名称、川原田山不動尊。山号がついております。扁額にもそう明記してありますので、ご承知のほどお願いします。人の名前とか物の名称とかはきちんと発信しないと失礼に当たり、また間違った認識を持たれます。何年か前、天皇即位の三宮神社のお祭りのポスター、「山車5台巡行」。がっかりしました。大久保の5台は屋台です。町の広報、上毛新聞社の記者には、「山車でなく屋台です」とはっきり申入れしました。京都、八坂神社の祇園祭では「山・鉾」、大阪岸和田では「地車」と書いて「だんじり」。きちんと名称があります。話を戻します。

これは私が議員になりたてのとき、平成27年第4回定例会にて質問したものです。利根川右岸、川原田山不動尊東側崖部分。この崖は社、手水場まで迫ってきていて、崖部分には大きな広葉樹等の根が露出していて、台風等が来て倒壊したら社まで壊れてしまう危険があるのでと質問したものです。当時の町長答弁。「県の森林部局と検討を重ねている。併せて工事要望をしている」との答弁でした。

質問したのが2015年、今は2022年、7年経過していますが、一向に進展がないようです。その後の7年間、どのような検討をされてきたのか。その後の県森林部局との検討内容を確認いたします。

その場所から北側の部分、体育館ベル・アスレックス東側崖部分では工事がなされたようですが、これがその根っこのところなんですけれども、これが手水場がありまして、もう根っこの下の部分、雨が降ってえぐれていますので、大変危険だと思います。多分、柴崎町長もこれは十分確認されていることだと思いますけれども、よく見てください。川原田山不動尊東斜面、一向に進む気配がないので質問いたします。柴崎町長、お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 川原田山不動尊の東側斜面については、平成27年第4回議会定例会にて金谷議員より質問をいただき、地元からの要望があることも承知しているところでございます。

この場所は、昭和57年から58年にかけて群馬県による治山工事により土留め工事や斜面の吹きつけ工事が実施されております。その後、平成24年に実施された施工箇所の点検においては、不良箇所等は確認されておられません。

議員ご指摘のとおり、現地は急斜面に樹木の根が露出している状況も見受けられます。引き続き、群馬県渋川森林事務所との協議において、現地の状況に対応できる有効な工法があるのか、また一度施工した箇所の再度の工事が可能なのか等について検討している状況でございます。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 昭和57年、58年の工事なんですけれども、私も森林事務所にちょっと一応話は聞いてはいるんですが、川原田山不動尊の下の工事というものは、下から階段で上っている途中、右側に入るところがありまして、そこに広い、ちょっと広場的なものがありまして、そのところの土留めというか、擁壁で造った形跡があります。私も確認しております。ただ、それは上のほうの、この根っこの安全対策には一向になっておりません。これを見て、再度、柴崎町長、森林事務所へ対応をきちんとお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） もちろん渋川森林事務所との安全について確認をさせていただきたいと思えます。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） ありがとうございます。崖下には天狗岩用水があり、また用水脇にはサイクリングロードがあります。崩れたりしたら被害が大きなものとなります。大きな被害が起こる前に安全対策よろしくお願ひします。渋川森林事務所にはさらなる要望をお願いいたします。

次の質問に行きます。機構改革。開発課の設置について。前回の継続。

吉岡町大型商業施設が次々と出店し、ますます変わりゆく中で、周辺の道路整備が何もできていない状況について、開発課の設置の必要性を質問しました。企画財政課長答弁。「先ほど来、議員が述べているとおり、駒寄スマートインターチェンジ付近の商業予定棟の進出により、その周辺地域で予想される交通事情への懸念というものは当然あります。そうした中で、現在、町では以前より開発事業を伴う土地利用に関して、庁舎内の所属の課長を集め協議を重ねることにより、起こり得る問題を事前に提起し、対応策や最善策を

導いてきました。今後もこの体制を継続していくことで、開発に特化した部署はございませんが、課の垣根を越え、横断的な業務連携を図ることで町の発展を進めていくことが可能であると考えています」との答弁でした。

ところで答弁の中に、「現在、町では以前より開発事業を伴う土地利用に関して、庁舎内の所属の課長を集め協議を重ねていることにより、起こり得る問題を事前に提起し、対応策や最善策を導いてきた」とのことですが、前回9月の質問以来、3か月たっております。その間に、庁舎内、所属課長を集めた協議、どのようになされてきたかをお尋ねします。企画財政課長も、駒寄スマートインターチェンジ付近での商業施設等の進出により、その周辺地域で予想される交通事業への懸念というものは当然ありますと認識しております。お願いします。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 前回の答弁も交えてご質問いただいておりますので、それを踏まえてお答えいたします。

以前より開発案件に該当する事業につきましては、吉岡町土地開発指導要綱に基づき、事前協議申請書を提出していただき、その後、三役及び各課局長で構成する土地利用委員会で慎重審議が行われます。委員会では、起こり得る問題等があれば、その改善策も含めて提起されるほか、土地利用の観点から周辺への影響について議論が交わされております。その後、各課局内で協議が行われ、詳細な協議事項が示された後に、事業者との協議確認書を取り交わし、最終的に開発事業が承認されます。

この工程を踏まえ、前回の答弁した経緯があり、現状では各所属間において開発の内容については共有されております。

町では令和2年に機構改革を行って、その検証を随時行い、現状の機構についての課題、問題などあれば、今後、機構の変更等をしていく必要があるかと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） 分かりました。前回の質問では、開発課の設置について、関越道駒寄スマートインターチェンジ西側の工業団地にも触れました。進捗状況が全く見えてきていない状況です。それで私は、「所管は産業観光課と思いますが、この事案は開発課で推し進めるべきと考えていますがいかがでしょうか」と質問しました。ここで、ただ私1人が工業団地の進み具合を認識していないだけで、開発課の設置というもおかしな話なので、ここで進捗状況の確認をしておきたいと思います。工業団地の進捗状況、どのような状況なんでしょうか。町では着々と進んでいるとの認識なんでしょうか。着々と進んでいると

の認識ならば、その進捗状況を。地権者会議をもう何回も開催して意見交換しているとか、進出企業についても数社と協議しているとか。着々と進んでいないとの認識なら、何がボトルネックとなって進展していないのか。具体的に説明をお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 駒寄スマートインターチェンジ西側の地域につきましては、平成27年度に策定された都市計画マスタープランにおいて工業誘致エリアとして示されております。これまで群馬県企業局や前橋市との情報共有や勉強会を行い、また他の地域の事例について視察等を行ったりしてまいりました。

町では年内、今月中にはエリア内の土地の所有者を対象としたアンケート調査を実施したいと考えているところでございます。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） アンケート調査ですか。分かりました。

午王頭川を挟んだ隣、前橋市の工業団地に関しては進んでいるという話を聞いていますが、町はどこまで把握しているのでしょうか、気になります。「前橋市のことは知りません」でも構いませんが、以前ほかの議員の質問に対して、工業団地等に関して、前橋市とは駒寄スマートインターチェンジ周辺での産業振興に関する覚書を交わして進めているとの答弁もありました。前橋市の工業団地の進捗状況、把握している範囲内での回答を求めます。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 前橋市の進捗状況はとのご質問でございますけれども、前橋市では事業計画地の用地買収を既に開始しているということは聞いております。そのほか、今年度の事業としましては、詳細設計や移転補償調査を進めているということでございます。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 大分進んでいるようです。

また、吉岡町は前橋市と先ほどの覚書を交わして、一緒に産業団地を進めるという話があったと思いますが、前橋市と一緒に進めるという話はどうなったのでしょうか。お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 前橋市におきましては、先ほど進捗状況でもお答えしたとおりでございますけれども、地権者の交渉、用地買収をもう既に始めているということなど、町よりもかなり先行して事業が進められております。

前橋市の予定地と吉岡町の工業誘致エリアは午王頭川を挟んで隣接しており、土地利用の観点からも密接に関係していることから、情報共有や調整協議が必要であると考えております。

今後、両市町で結ばれた覚書の趣旨に沿って進めていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 前橋市は着々と進んでいるようです。本来なら前橋市と一緒に進めて、午王頭川ですか、橋の関係だとか、あとはインターチェンジ下りの出口の利用をどのようにするか、そういう検討も一緒に進められたほうが本当はいいのかなとは思いますが、ちょっとここに来て足並みがそろっていないということで、今後も前橋市といろいろ連携を取りながら、そのところはうまくやっていただきたいと思います。

先ほどから話に出ている、前橋市と交わしている覚書ですが、内容は私は知りませんが、覚書の全文、説明をお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 前橋市との覚書につきましては、駒寄スマートインターチェンジ周辺での産業振興に関する勉強会を設置するものとしております。この勉強会は、双方が有する知識及び経験、技術などを提供し合い、相互に連携をすることにより同地域での産業振興に資することを目的としております。

また、情報や意見の交換を行うとともに、連携、協力をするものとして、産業団地に関すること、企業立地に関すること、産業団地及び企業立地に伴う地域の活性化に関することとしております。

この勉強会の組織は両市町の職員とするものですが、特別の事情があるときは双方の職員以外の者も参加することができるとしております。

なお、覚書の有効期間は年度末を有効期間満了の日としておりますが、終了の意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長することとなっております。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 議長、この前橋市との駒寄スマートインターチェンジ周辺での産業振興に関する覚書ですが、議員全員に資料の提供をお願いしたいのですが、許可をお願いいたし



ます。

議長（岩崎信幸君） 今、金谷議員からの、許可の提出をお願いするという形で申出がありました。町長、その辺の申出に対して、提出は可能ですか。お答えください。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 議長からの申出に従いたいと思います。

議長（岩崎信幸君） かしこまりました。では、お願いいたします。  
金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 機構改革、開発課の設置ということで質問してきましたが、私が危惧することは、行政が新しい事案に対して反応が鈍いと感じるからです。今までやってきたことに関しては迅速に対応できていると思います。ただ、新しい試みですか、大型商業施設の進出による周辺地域での交通渋滞の対策、工業団地への企業誘致など、難しいものは分かりますが、吉岡町役場の仕事ですから。来春には、ジョイフル本田、ヤマダ電機、カワチ第二店舗、続々とオープンです。県道南新井前橋線、歯科医院脇の児童通学路の整備、近々の課題です。交通渋滞は目に見えています。分かっているながら、交通事故が起きたでは話になりません。

開発課の設置が無理なら、企画財政課長のおっしゃる「現在、町では以前より開発事業を伴う土地利用に関して、庁舎内の所属の課長を集め協議を重ねることにより、起こり得る問題を事前に提起し、対応策や最善策を導いてきた。今後もこの体制を継続していくことで、開発に特化した部署はございませんが、課の垣根を越え、横断的な業務連携を図ることで町の発展を進めていくことは可能であると考えております」とのこと。吉岡町役場の優秀な課長の英知を重ね、対応をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。都市計画関連。大型商業施設営業開始後についてです。

まず最初に、来春オープン予定のジョイフル本田、ヤマダ電機、カワチ第二店舗オープン予定日などどこまで把握しているでしょうか。お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 町が把握している各店舗のオープン予定日につきましては、大規模小売店舗立地法に基づく届出におきまして、新設をする日または変更を予定する日として記載されたものをお答えいたします。

ジョイフル本田及びヤマダ電機につきましては令和5年3月30日、カワチ薬品第二店舗につきましては令和5年6月1日となっております。ただし、今後の工事や準備の状況により、実際のオープンの日とは必ずしも一致するものではございませんので、その辺は

ご了承願います。

議 長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） また、大久保周辺では既にオープンしている上毛ハウジング・ツルヤがあります。来春以降、これらの商業施設、全て営業開始です。相当の混雑が見込まれます。特に土曜日、日曜日は周辺民家の道路まで車両の進入が予想されます。まして南側にはカインズ、ベイシア、ケーズデンキ、ドン・キホーテ、スポーツデポ、フレッセイ、ダイソー、スターバックス等の商業施設があります。来春以降、ジョイフル本田の開店等により吉岡町への人の流れが大きく変わります。

また、これを契機に吉岡町の人々の流入、すなわち人口増、生活のしやすさを求め若い世代の転入に加速がかかると思います。

そこで、大型商業施設の来春開店以後、少し落ち着き始めた夏場以降ですが、車両の流れ、人の動線、物流経路、関越道駒寄スマートインターチェンジの利用状況等、もろもろの流れの調査の必要を感じます。場合によっては、吉岡町の都市計画やマスタープランを大きく変える変換の岐路になるかもしれません。ここで時間をかけて緻密に分析をかけたほうが良いと思いますが、いかがでしょうか。柴崎町長、お尋ねします。当然、今の現状をしっかりと捉えてのことですが、お尋ねします。

議 長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） ご質問の交通量調査等につきましては、道路交通にかかわらず、吉岡町の都市計画やマスタープランを見直すに当たっても、施策、策定の場面で必要な基本的な調査になります。調査で得られました客観的資料は、道路計画、渋滞対策、土地利用方針など多様な施策の影響把握にも有効でございます。

大型商業施設店舗出店後の周辺地域の交通状況を踏まえ、地域全体におけます有益な交通ネットワークの構築を図るためにも交通量調査は不可欠であり、内容を検討し、実施してまいりたいと考えております。

いずれにしても、議員ご指摘のとおり、大規模商業施設開店後の町の動きの変化をしっかりと見ていきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） よろしくお願います。

さて、このような吉岡町の状況下におきまして、ましてやジョイフル本田、ヤマダ電機、この建物が一日一日と進むにつれ、どんどんできてきます。そのような状況を運転しながら

ら横目で見ていると、私の中で心境の変化があります。夢のまた夢の吉岡新駅です。

次の質問に移ります。都市計画関連。夢の吉岡新駅について。

はっきり言って、現状において実現は困難です。まして私は議員になり最初の議会において、吉岡町都市計画マスタープランの議決において反対を示した口ですから。その理由として、できっこない新駅を2つの核の1つとしての位置づけに自分なりの理解ができなかったからです。閉会后、山畑先輩議員とかなりやり合った記憶があります。

ところで、先ほどの私の中での心境の変化であります。開発が進み、変化を遂げる吉岡町において、将来、上越線に駅ができれば、どんなに住みやすい魅力ある町になるのかなという心境の変化です。5%ぐらいはあってもいいのかなという考え方です。

住基台帳人口約2万2,000、面積20.5平方キロメートル、町村において3番目の面積の小さい町、そんな吉岡町が群馬県の中心的存在になれるのかなという、あくまでも私の身勝手な希望的観測ですが、まだまだ序章に過ぎず、今後の柴崎町長のかじ取り次第ですが、ここで以前検証した新駅設置に関する可能性検討を確認したいと思います。

マスタープラン策定が平成28年ですから、検証は前年、27年、10年前かと思えます。当然、吉岡町を取り巻く状況は大分変わってきています。最初に新駅設置に関しての技術上の問題はどのような検証がなされたのでしょうか。お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 議員ご質問の新駅についてですが、議員が先ほど言われたとおり、これから答弁する内容につきましては、吉岡町公共交通マスタープランに沿って答弁させていただきます。このマスタープランにつきましては、平成27年に策定したものとということでご了承いただければと思います。

新駅設置に関しましては、当時ですがJR東日本と協議を行っており、その際、相手方から提示された設置条件が、議員ご指摘の技術上の問題であります。新駅設置が想定される場所では、停車場内における勾配に制限があり、5%以下でなければなりません。また、ホームに沿う最小曲線半径が800メートル以上の制限もあります。

現在、新駅設置が想定される上毛大橋から町民グラウンドの範囲において、勾配が0.2%でほぼ平坦と見ることとできるほか、上毛大橋から北側1,500メートルぐらいの範囲内にホームが設定されることとであれば、最小曲線半径が約1,000メートルとなり、技術上の勾配、曲線半径はクリアできることとなります。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 駅間距離に関してはいかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 駅間距離についてもクリアできます。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） それでは、新駅設置に関して、新規利用客に関してお尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 新駅設置における新規利用者の予測については、公共交通マスタープラン策定時に行われた調査結果から、新規需要者が推定されています。平成24年度における群馬総社駅、八木原駅の1日当たりの利用者実績は、それぞれ1,500人、1,000人ということになります。そこから新駅が設置された場合、転換されてくる人数が、群馬総社駅からは81人、八木原駅からは191人であり、新たに発生する需要が223人ということで、合計495人と推定されています。

結果として、新規需要者が群馬総社駅、八木原駅と同程度の需要が必要となるため、収入の確保の面から非常に厳しい状況となっております。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 新駅設置に伴う増加経費を賄う新規利用客による収入の確保に関しては困難ということですね。しかし、10年前に比べ吉岡町の状況は変わってきていることなので、何とも言えないことだと思います。

次に、新駅設置に関する費用に関してお尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 当時のコストということでご理解いただきたいんですが、新駅を設置する場合につきましては、原則、地元の市町村の負担となります。吉岡町に新駅を設置する場合の周辺整備を含め、おおむねの費用ですが、イニシャルコストとして21億3,000万円、ランニングコストとして年間1,700万円と推定されています。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） イニシャルコスト21.3億円、ランニングコスト1,700万円、年間とのことですが、10年前、そして現状の物価の高騰を加味して約1.5倍とすると、イニシャルコストは約30億円、ランニングコストは年間2,550万円というところでは

かね。

請願駅として新駅を設置の場合、原則、地元市町村の負担ということで吉岡町負担、結構な金額です。費用のことを言い出し始めますと、話がここで終わってしまいますので、こっちに置いておくとして、ほかの協議事項として何かあったかお尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 新駅設置に関しましては、技術上の問題をはじめ、新規利用者の確保、設置に関する整備費のほか、住民合意が必要不可欠となります。その点につきましては、住民アンケートが行われておりまして、その中で「財政負担が伴っても新駅を設置すべき」という答えが3割、「そう思わない」とする人が5割弱という結果が出ています。アンケートでは、新駅ではなく、結果として既存駅の群馬総社、八木原、両駅周辺の整備が求められていますというような結果が出ております。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 分かりました。

また、新駅設置に関する可能性の検討にて、マスタープラン策定に当たり、何かほかに記述はありませんでしたか。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 吉岡町公共交通マスタープランでは、最後に新駅設置に関して検討結果を整理しております。新駅はまちづくりの観点から欲しい施設ではありますが、これまでの答弁等の結果を踏まえ、長期的視野に立った検討課題であると締めくくっています。それを受け、公共交通マスタープラン策定に当たっては、新駅設置を前提としないと示しています。

今後、新駅設置は、公共交通という交通手段の一部として議論すべきものではなく、大きな視点に立ったまちづくりの観点から整理していくことが必要であると認識しています。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 「新駅はまちづくりの観点からは欲しい施設ではありますが、長期的検討課題とします。よって、今回の公共交通マスタープランの策定に当たっては、新駅設置を前提としない計画づくりを行うもの」ですか。片方では、2つの核の1つとして、片方では、新駅設置を前提としない計画づくり。将来的、理想的観点からは是が非でも欲しいですが、コストの面において現実厳しいということですかね。

今現在、吉岡町の立ち位置は、前橋市に対して、群馬総社駅西口の整備に関して連携を図ります。渋川市に対しては、八木原駅へ吉岡町からアクセスする道路の整備について長期的視野に立って検討するという、両方の駅に対して連携を図るという立ち位置で、何でその間に新駅をつくるのかという意見もあるのかもしれませんが、お互い切磋琢磨し、共存共栄を図っていけばいいのかなとも思います。

はなからできないではなく、どうすればできるかが大切だと思います。時期尚早と考えるか、将来を見据え、今から「新駅」という産声を上げるのが潮どきか。柴崎町長の考えをお尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 新駅に関しましては、これまで企画財政課長からお答えしたとおり、技術上の問題以外は非常に厳しい状況であり、新規需要者の問題、設置に関する整備費、既存駅の整備動向や有効活用の在り方など、多くの要素が含まれている状況を鑑みた場合、現時点においては長期的課題として捉えざるを得ません。

ただし、設置に関して私のところにもよく住民から、「新駅は」との要望が多く寄せられております。この件については、議員各位を含め、今後の機運の醸成を期待するところでもございます。

そんな状況下、難しい課題ではありますが、今後の町の社会情勢の変化も含め、金谷議員おっしゃるとおり、新たなまちづくりの観点からどうすればできるのか、その可能性を探ることも、2つの核づくりに近づく選択の一つと認識させていただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 分かりました。

また、都市計画関連、大型商業施設営業開始後について、先ほど触れた質問ですが、大型商業施設、来春開店後、少し落ち着き始めた夏場以降ですが、車の流れや人の動線、物流経路、関越道駒寄スマートインターチェンジの利用状況等、もろもろの流れの調査の必要を感じます。場合によっては、吉岡町の都市計画やマスタープランを大きく変える変換の岐路になるかもしれません。調査を要望したわけですが、その中に、町民意識ですか、来春オープン後の混雑に対する苦情、問題点、改善等のアンケートとともに、大きく発展を遂げる吉岡町において、吉岡新駅に対する意識調査も付け加えられたらいいかと思いますが、柴崎町長、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 今後様々な、そういった計画等を達成するに当たって、アンケート調査、行われると思いますので、そのときに関係課と調整して、できるようにであればそういった形で進めていければと考えております。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） よろしく申し上げます。

次の質問に移ります。三津屋古墳についてです。

三津屋古墳をよく知らない人もいるかもしれませんので、少し紹介します。三津屋古墳は全国でも極めて珍しい八角形墳です。墳丘は2段築成で、周堀を持ち、その規模は墳丘対角間で23.8メートル、残存高4.5メートル。八角形の一辺の大きさは、下段で9メートル、上段で6メートルあり、墳丘の設計には唐尺、1尺約30センチが使用されたと推定されます。古墳の年代は、墳丘構造や石室の特徴等から7世紀後半と考えられる。

八角形墳は7世紀中頃から8世紀初頭にかけて、畿内地方の天皇陵古墳などに代表されますが、発掘調査で本来の姿が確認されたわけでもありません。その意味で、八角形の墳丘形態が確認できた本古墳の資料的価値は非常に高い貴重な古墳ですと町の記述にはありますが、今年4月に奈良県明日香村で斉明天皇と間人皇女が合葬された八角形墳が整備され、公開に至っております。確認の上、上文の記述に関して対応、検討をお願いします。このことについてはまた後で触れますので。実際に、奈良県明日香村まで行って見てきましたので。

まずは三津屋古墳から。本古墳は、調査時のふき石、列石、盛土を一部修復し、欠損部分は調査結果から復元しました。また、古墳内の見学施設は、石室根石状況及び盛土の土質断面を発掘調査時のまま展示しております。県指定は平成7年3月。全国でも10例ほどしか知られていない非常に貴重な古墳です。

三津屋古墳の近くを通るとき、ときどき寄って中を見学します。版築など確認でき、見事なものです。見学するとき、入り口にはドアがあり、鍵がかかるようになっておりますが、管理はどのようにしているのでしょうか。中には防犯カメラがありますが。まずは素朴な説明からお尋ねします。管理について。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 金谷議員より町文化財関連の質問をいただきました。

まず、三津屋古墳見学室の鍵管理は、隣接する住民の方をお願いしております。365日、朝8時30分から夕方5時まで開けていただいております、その間でしたらいつでも見学することができます。また、異常の有無や、連絡やパンフレットの補充などもお願いして

おります。さらに、令和2年度から来場者の安全のために防犯カメラを設置しており、より安心して見学していただけます。また、県指定でもありますので、県の文化財保護パトロールが定期的実施されております。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

- 6番（金谷康弘君） きちんと管理されているので安心しました。吉岡町において数少ない県指定史跡の三津屋古墳、全国に見ても貴重なものです。このすばらしく資料的価値が非常に高く貴重な古墳は、小学校などの校外学習などに活用されているのでしょうか。周知方々、吉岡町にはこういうすばらしい古墳があるという吉岡町のことの学習の一環は非常にいいものだと思いますが、柴崎町長、お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 教育委員会では、町の歴史、文化、施設、産業などを学んでもらうために、小学校3・4年生に向けた「わたしたちの吉岡町」という社会科副読本を作成しております。その中に三津屋古墳も掲載されており、駒寄小学校では児童が学習の一環として見学をしております。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

- 6番（金谷康弘君） 小学校3年生、4年生の副読本ですか。多分これかと思うんですけども、「わたしたちの吉岡町」。これは小学生にアピールするには、吉岡町の全体のことを書かれていて、非常に分かりやすくいいものだと思います。しかし、南下の古墳群なんかは、南下にたくさんある大昔の有力者が土を盛り立てて山のようにしたお墓で、三津屋古墳に関しては、今から1300年以上前に造られた正八角形の有力者のお墓。これだけの記述しかないんですけども、駒寄小学校に関しては現地へ行って見学されているということで、少しはいいのかなと思います。

ここに三津屋古墳の調査報告書があります。明日香村に古墳を見学に行く前に、三津屋古墳をよく勉強しようと精査したものです。驚きました。中の記述に、「発掘調査から報告書制作に当たり、次の方々に指導、助言、協力いただきました」のところで明日香村教育委員会の名前がありました。驚きました。報告の記述には、「かつて吉岡町には424基の古墳が存在し、本古墳の存在する大久保地区だけでも約80基に上る数が知られていた。しかし、戦後の開墾や近年の土地改良等により、大久保地区では僅か17基、町全体でも70基程度にまで激減している」とあります。

報告書は1996年で、今は2022年です。26年たっていますが、現存する古墳と



いうものは何基あるのでしょうか。また、石室完存の古墳は何基あるのでしょうか。台帳で調べられると思いますが、お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 1988年から1992年にかけて実施した町内遺跡詳細分布調査によりますと、現存する古墳は71基で、石室完存に近い古墳は13基となっております。復元したものは2基で、そちらは三津屋古墳と滝沢古墳となります。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 石室完存に近い古墳が13基ですか。復元完了は2基、三津屋古墳、滝沢古墳。石室完存古墳は、南下古墳がA、B、C、D、Eで5基、源兵衛山古墳で計6基、残りの7基は民有地であるため手つかずという現状なのでしょうか。お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 公有地の古墳は、金谷議員の言われているとおりでございますが、民有地の古墳に関しましては、当時の調査から年数が経過しているため、現時点において手つかずで、現存かどうかは把握できておりません。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） できれば町で借り受け、整備し、13基全て石室が見学できればいいのですが、民有地ですと駐車場などの問題で無理がありますか。残念なところですが、ところで源兵衛山古墳前面、今ジョイフル本田の関係で道路工事をしております。もともと町道でありましたが、開発行為ということで道路の拡幅、舗装をしておりますが、源兵衛山古墳のほうが高く入れません。

源兵衛山古墳は3方が民有地で、前面からの出入りしかできません。源兵衛山古墳は民有地から町に寄附された町有地です。今、施工中の道路、認定道路として町道となる予定だと思います。町道と町有地の取り合いはどのように考えているのでしょうか。工事中で中を詳しく見ることはできないのですが、普通ですと舗装があれば切下げをして、あの敷地の入り口を設けるとか、やると思うんですけれども、そして高さが大分違います。関係部署、担当部署との打合せはどのようになっているのかお尋ねします。

そしてまた、源兵衛山古墳所管は教育委員会だと思いますが、今後、源兵衛山古墳についてはどのような見解なのでしょうか。お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

**教育委員会事務局長（高橋淳巳君）** まず、都市建設室に確認したところ、現在施工中の道路拡幅、舗装工事につきましては、対象となるのは道路部分ということで、源兵衛山古墳側の町有地への出入りの部分につきましては対象外とのことです。

次に、源兵衛山古墳につきましては、石室が完存しており、その形状から築造は7世紀後半と推定されております。石室は自然石の乱石積で、広さは幅約2メートル、奥行き2.4メートル、高さ1.9メートルです。天井石は1枚で、玄室の境には切り石の玄門があります。

源兵衛山古墳は今後、ジョイフル本田のオープンに伴い見学者が増加することが予想されます。現状では、金谷議員が言われるように、道路から高い位置にあることや駐車場もないことから見学しづらい状況です。今後、できる限り見学しやすいように整備したいと考えております。

また、ユーチューブなどの映像配信やホームページでのPRに努め、吉岡町の魅力向上に貢献できればと考えております。

**議長（岩崎信幸君）** 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

**6番（金谷康弘君）** 開発行為ということで、建設課のほうは考えていない。それでも一応、教育委員会のほうではいろいろ整備として検討しているとのことで、ぜひよろしく願いいたします。

源兵衛山古墳の周辺は、ジョイフル本田、そして住宅と、開発が進んでいます。人が多く集まります。駐車場を備えた公園整備、お願いします。

ところで、ここに群馬県で発行している「東国文化副読本～古代ぐんまを探検しよう～」という冊子があります。明日香村に行く前に古墳の勉強をしようと、高崎市の保渡田古墳群、ここには3基の大型前方後円墳、井出二子山古墳、全長108メートル、保渡田八幡塚古墳96メートル、保渡田薬師塚古墳105メートルを見学し、そして高崎の綿貫観音山古墳、全長97メートルの前方後円墳、ここでは天井石が落下して入り口を塞いでいたため、副葬品がそっくり発見されて、県立歴史博物館に展示してあるとのことで、見学をした際に買った冊子です。

歴史博物館は旧石器時代から近代までいろいろと展示してあり、すごいです。しかも、入館料300円で安いです。この冊子、税込み259円、安いです。そして、盛りだくさんですごく勉強になります。県内の主な古墳、遺跡の紹介、解説があります。当然、三津屋古墳の記述もあり、ポイントとして、奈良県で7世紀中頃以降造られた八角形の古墳は6基で、全て天皇か皇子の墓と限定される。それらと同時期だとすれば、群馬県に正八角

形古墳が造られているということの意味は非常に重大であると記載されております。

三津屋古墳の造られた時期に関しては、右島先生は、八角形墳は天皇陵の墳形と定まった時期に造られたものである可能性が十分にあるとコメントしております。右島先生に関しては後で説明します。

副読本には、東日本最大の古墳、群馬。かつて1万3,000基もの古墳があつて、現在でも約2,000基の古墳が残されている。古墳時代の群馬県地方は上毛野国と言われ、東日本随一の大国であつたと。そして、太田には太田天神山古墳があり、前方後円墳で全長210メートル、東日本最大で、出土した埴輪「挂甲（けいこう）の武人」は国宝です。ヤマト政権から大化の改新を経て中央集権国家となった飛鳥・藤原京へと強いつながりがあつたこと。実際、694年から710年まで都が置かれた飛鳥京の次の藤原京跡からは、「上毛野国車評桃井里大贄鮎」と書かれた木簡が発見されております。これはその資料です。「車評」は群馬郡一帯、「桃井里」は榛東、吉岡の地域、「贄」は特産品で、干したアユを現物で納める税として都に運ばれた。その荷札がこの木簡です。

そんなことで、明日香村まで行ってしまいました。

ところで柴崎町長、この漢字、何と読むかお分かりでしょうか。お尋ねします。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 「けんごし」でよろしいでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） 「牽牛子（けんごし）」です。アサガオのことをいいます。「牽牛」はわし座の主星アルタイル、牛飼いですね。「子」は種のことをいい、古代中国ではアサガオの種は妙薬で、人々はこの薬を交易のため牛を引いて出かけたとか。また、牛と取引されるほど高価だったとかで、「牽牛子」はアサガオのことをいいます。

先ほど触れた奈良県明日香村の斉明天皇と間人皇女が合葬された八角墳ですが、牽牛子塚古墳が名称です。八角形は、アサガオの花が開いた形に見えるからです。

この古墳、江戸時代から存在は確認されていましたが、平成30年1月から整備工事が始まり、令和4年2月に完成し、4月より一般公開されています。何せ明日香村は高松塚古墳の発見で、明日香法、「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」という法律で縛られていて、古墳の整備をするにも法の整備をして、そして整備工事と至っております。明日香法、あらゆる開発を原則として禁じる凍結的保存が目指されましたが、これにより同村は急激な人口減、経済活動の衰退等が顕著となり、1999年の歴史的風土審議会答申において、「歴史的風土の創造的活用による地域活性

化の必要性」が盛り込まれました。そして現在に至っております。

財政力指数、平成28年0.236、歳入に占める地方交付税45%と高く、地方交付税の依存度が高い村です。

話はそれだったので、元に戻します。

牽牛子塚古墳は、日本書紀、天智天皇、6年条に記載されている斉明天皇と間人皇女が合葬された可能性が高いとされています。そんな明日香村の牽牛子塚古墳。吉岡町の三津屋古墳との因果関係、接点を探しに、わざわざ奈良県明日香村まで行ってきました。さすが天皇陵、周囲を見渡せる山の上にあります。明日香村教育委員会文化財課の専門調査員の西光さんが案内、説明してくださいました。説明していただいたのでよく分かりました。ただ見ただけでは意味も分からず、印象にも残らず、説明文を読むのも「そうなんだ」くらい、人間はものぐさで、他人から話を聞いたほうが分かりやすいみたいです。

隣の塚越御門古墳はプロジェクションマッピングがあり、すごく分かりやすかったです。このプロジェクションマッピング、三津屋古墳にもぜひ欲しいものです。分かりやすく印象に残ります。

柴崎町長、明日香村に行つて八角形の牽牛子塚古墳、ビデオで撮つて、町長も映つて、「三津屋古墳は明日香村の斉明天皇の八角形古墳、塚越古墳と深い関係がある全国に数少ない希少な古墳です」とアピールしてもらえないでしょうか。三津屋古墳の周知、吉岡町の地域振興、魅力アップ、小学生の校外授業等と大いに役立つものと思います。柴崎町長、お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 金谷議員がおっしゃるように、三津屋古墳をアピールする手段として、プロジェクションマッピングは非常に魅力的ではございますが、現状、屋外は石積みで、石室内は狭いために、実現に向けてのハードルは高いと考えます。

今後、三津屋古墳の魅力を伝えられるような取組を検討してまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） ここに上毛新聞の記事があります。これなんです、2010年9月26日に、記事、「牽牛子塚（奈良・明日香村）三津屋（吉岡）二つの八角形墳「天皇陵」との関係は？」というキャプションです。執筆者は右島和夫。さっき名前が出てきた右島先生です。現在は県の歴史博物館の特別館長を務め、県文化財保護審議会委員、明日香村の高松塚古墳、牽牛子塚古墳等の飛鳥の諸遺跡の調査をした、群馬県における考古学の第一

人者です。吉岡町の南下古墳群を独自調査し、朱線の発見、全容の解明をしたのも右島先生と聞いております。

新聞の記事では、「牽牛子塚古墳も三津屋古墳も南辺開口スタイルである。三津屋古墳は八角形墳が天皇陵の墳形として定まった時期に造られた可能性が十分にある。その被葬者がいかなる人物であったか、なぜ八角形墳が採用されたか、三津屋古墳に課された問題はますます大きくなってきた」と締めくくっております。

さきの明日香村教育委員会文化財課の西光さんにお話ししたところ、私の大学の先輩でよく存じていること。右島先生は群大、そして関西大学大学院ですから、大学院の後輩ですかね。また、我が吉岡町にも八角形墳があり、調査、整備がなされて公開されている旨お話ししたら、以前に見学に来たとのこと。国内において数少ない八角形墳、そして初めて調査及び復元された八角形墳、興味津々だったのかと。牽牛子塚古墳の調査、復元はその後ですから、当然、西光さん、牽牛子塚古墳調査、復元に携わり、隣の塚越御門古墳を発見したものは西光さんと聞いております。

明日香村は古墳、遺跡の宝庫です。高松塚、キトラ古墳、石舞台とあります。

柴崎町長、将来的な話ですが、三津屋古墳や南下古墳群の校外学習で古墳、遺跡などに興味がある小学生、中学生を対象に、大樹町のように学習派遣の検討をできないでしょうか。友好都市とかなどではなく、教育委員会の文化財部門程度の関係で牽牛子塚古墳と三津屋古墳の2つの八角形墳の因果関係ということで、取りあえず検討を柴崎町長、お願いします。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 宿泊が伴う校外学習などは、子供たちの安全・安心を確保する上で、引率者の手配等、予算面だけではなく人的面でも考慮しなくてはならないなどの課題もあり、現状においては難しいと考えますが、今後、子供たちがもっと古墳、遺跡などに触れ合うことができるような取組について学校と検討してまいります。

議長（岩崎信幸君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 終わってしまうな。現在、明日香村では、橿原市、桜井市と3市村で世界遺産に登録を進めております。世界遺産に登録されましたら、牽牛子塚古墳はますます脚光を浴びます。今現在でも全国から見学、視察者が多いです。「八角形墳、全国に数少ないものが群馬県吉岡町にあり、三津屋古墳といい、全国で最初に調査、復元された」なんてコメントされたら一躍クローズアップ間違いありません。

そんなことで、三津屋古墳、ぜひ町としても大いにアピールしていただいて、いろいろ

なことで利用できればよろしいかと思ひます。柴崎町長、よろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

議 長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、6番金谷康弘議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の会議で予定されておりました一般質問は全て終了しました。

来週12月5日月曜日は、通告のあった10人のうち、残り5人の通告者の一般質問を行います。

---

散 会

議 長（岩崎信幸君） 本日はこれをもって散会とします。

午後4時30分散会

# 令和4年第4回吉岡町議会定例会会議録第3号

---

令和4年12月5日（月曜日）

---

## 議事日程 第3号

令和4年12月5日（月曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No.6～No.10）

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（11人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	平形 薫 君
12番	山畑 祐 男 君	13番	小池 春 雄 君
14番	岩崎 信 幸 君		

## 欠席議員（2人）

5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
----	----------	----	----------

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	米沢 弘 幸 君	住 民 課 長	小林 康 弘 君
介護福祉課長	永井 勇一郎 君	産 業 観 光 課 長	岸 一 憲 君
建 設 課 長	笹沢 邦 男 君	税 務 会 計 課 長	中澤 礼 子 君
上下水道課長	大澤 正 弘 君	教育委員会事務局長	高橋 淳 巳 君
健康づくり室長	富沢 律 子 君	子育て支援室長	吉田 功 一 君

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	福 島 良 一	主 事	岸 美 穂
---------	---------	-----	-------



## 開 議

午前9時30分開議

議 長（岩崎信幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

先週金曜日に引き続き、本日も一般質問を行います。

本日は、通告のあった10人のうち、残り5人の通告者の一般質問を行います。

これより、手元に配付してあります議事日程（第3号）により会議を進めます。

---

### 日程第1 一般質問

議 長（岩崎信幸君） 日程第1、一般質問を行います。

10番飯島 衛議員を指名します。飯島議員。

〔10番 飯島 衛君登壇〕

10番（飯島 衛君） それでは、議長への通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

コロナ禍、物価高の中の支援に関してということで、（1）さらなる支援を望むということで質問をさせていただきます。

私は昨年の6月に生理用品の無償配布などを一般質問させていただきました。また、今年5月、生活困窮や性被害など困難な問題を抱える女性を支援するため、困難女性支援法が成立し、2024年4月の施行を見据え、基本方針の検討を進めているとのことでございます。

さて、この無償配布ですが、私がこの一般質問を考えると、町のホームページを見ておりましたら、ホームページに「生理用品を無償でお渡ししています」とあったんですが、そこをクリックしますと、「生理用品の無償配布は終了しました」とありました。その理由が「配布分が終了しました」などと書いてあって、その後また継続したということでもありますけれども、それで実際に役場の窓口には何人ぐらい見えたのか。また、費用的にはこういうものはどのくらいかかったのか、まずお伺いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 今日、飯島議員、そして4名の議員さんから質問をいただいております。精いっぱい誠意を持って答弁をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

ただいま、飯島議員より生理用品の無償配布について質問をいただきました。貧困に悩む女性への支援として、昨年の6月から介護福祉課の窓口で配布を開始した生理用品の無償配布について、新型コロナウイルス感染状況がまだまだ先行き不透明感が強く、急激な円安や原油高が家計を直撃しております。町ではこういった実情を配慮し、生理用品の無償

配布について現在継続中でございます。

今年11月までの1年5か月間で、現在194セットを配布し、延べ171人の方が利用されております。その時点までにかかった費用につきましては、13万7,420円でございます。

以上でございます。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 分かりました。実は私がこの質問をしたのは、今窓口でカードか何かを提示すると渡すというようなシステムになっておりますね。お聞きしますと延べで171人、194セット、多いのか少ないのかちょっと分かりませんが、今こういうアプリを、要するに窓口に行かなくても無料でやってくれる会社があるんですよ。これは千葉県の流山市なんですけれども、役所の女子トイレに機械をセットして、そこをスマホのアプリでこういうふうにとると用品が出てくると。

その会社は実に奇妙な会社で、O i T r（オイテル）という会社なんです。実に本当に奇妙な会社ですよ、立派な会社。商業施設、学校、公共施設、オフィスなどの女性個室トイレに生理用ナプキンを常備し、無料で提供するサービスを展開している会社なんです。これだけで無料でやっているんですよ。要するにこの会社と協定を結んだりすると、その機械とかみんな無料でしてくれるという。その会社はどうして利益が出るかという、ディスペンサーというその機械があるんですね。要するにスマホでこういうふうに触ると出てくる、そのディスペンサーに備えられたデジタルサイネージを通じて動画広告の配信を行って、その収益で日常的に必要なサニタリー用品である生理用ナプキンの無料提供を実現していると。ぜひ、これは流山市である女性議員がこういう、見つけて町に提案してやっているんですよ。ぜひこのO i T rという会社に問合せしてやっていただきたいと思えます。

なるべく、私なんかは思いますけれども、窓口に来て、要するにカードをあげるんでも何でも、そこに来るといのはちょっとね、心理的にどうかなと思いますので、ぜひこういうあれがありますのでちょっと相談していただいて、そして役場のトイレでそれが受け取れるような形、そういうのもありではないかと思うんですけれども、ぜひ検討してみてください。

それでは、続きまして、今の学校の状況なんですけれども、やはりどのような現状になっておるでしょうか、お伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 現在、学校での生理用品の配布につきましては、ご承知おきのとおり、養護教諭等が保健室にて手渡しで提供しております。それぞれの学校に生理用品の配布実績などを確認したところ、本年4月以降、明治・駒寄両小学校で3人ずつ、吉岡中学校では4人程度ということで報告を受けております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） これも人数が少なく、結構なことですよ。要するに、保健室にこないということは困っていないというふうにも考えられますしね。実は、やはりこれは広島県の府中市というところの学校なんですけれども、この夏に子供さんにアンケートを取ったんですね。「トイレに生理用品を置くことに賛成ですか」というので、そしたら8割の子供が賛成だということで、そして実験的に10月から来年の3月まで実施してみると。それで、その利用状況を見て、要するに継続するかを決めるというような、そんなところもあるんですよ。

ですから、さっきのO i T rという会社もそうですけれども、生理用品というのが要するに特別ではなくて、トイレットペーパーと一緒にもう常時、当然のようにあるような社会を目指している会社なんです、このO i T rという会社が。だから、今は確かに困窮世帯という形で手を差し伸べてそういうふうに行っているんですけれども、将来的にはトイレにはもう当然のようにあるような世の中をだんだん目指していただきたいなと思います。実際、学校で養護教諭と相談してやるというのは実にいいことだと思いますよ。やはり対面でそこでいろんな状況も聞けるし、それは大事なことだと思います。将来的にはそういった方向でなりつつあるのではないかと私も思いますので、町のほうとしても調査研究をしていただきたいと思います。

続きまして、暫定的に学校給食費の無償化ということで実施しているということで、玉村町はこの12月から3月まで4か月間無償にするなんていうので記事が載っております。上毛新聞の10月26日、費用が3,000万円、人数が2,500人、これは地方創生臨時交付金を使ってということで、これは暫定な処置で4か月間無償にしましょうという、今本当に大変な時期でございます。こういったことがありますので、町でも学校の給食費の無償化に対しては、様々な議員が以前もずっと話しております。将来的には太田市もたしか無償化するなんていうふう聞いておりますけれども、渋川市は無償化しているし、だんだん本当に子育て、みんなが本当に大事に育てるといえるか、もう費用的にもだんだんこういうふうになんていうふうに向かっているのではないかと、問題はその財源なんですけれどもね。そういうことを踏まえて、暫定的でもいいかと思っております。こういうご時世ですから、本当に1か月でも2か月でも3か月でも、そうい

う玉村みたいな期間を暫定的に設けていただけないでしょうかということなんですけれども、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） 議員おっしゃるとおり、国からの交付金などを活用して、暫定的に学校給食費の無償化を実施している自治体があることは承知しております。今年度、吉岡町では、食材費高騰分を保護者への負担に転嫁することのないように、国の臨時交付金を活用して対応しております。

今後、国の交付金などを活用せず、暫定的でも学校給食の無償化を実施することは、財政面などを考慮いたしますと厳しい状況ではあります。しかしながら、現在でも物価の高騰は続いております。教育委員会といたしましても、引き続き、食材費高騰分を保護者への負担に転嫁せず、子供たちに安全でおいしい給食を提供できるように取り組んでまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひ、できることをお願いしたいと思います。

それでは、続きに移ります。10月28日に閣議決定した総合経済対策に盛り込まれた新事業「出産・子育て応援交付金」に関してでございます。これは去る12月2日に第2次補正予算が成立したわけですが、この出産・子育て応援交付金というものなんですけれども、この目的といたしまして事業の目的、核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で孤立感や不安感を抱く妊婦、子育て世帯も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備は喫緊の課題である。こうした中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金ということでございます。

事業の内容といたしましては、市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や、特にゼロ歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産・育児関連用品の購入費助成や、子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援（10万円相当）を一体として実施する事業を支援するというものなんです。これは実施主体というのは市区町村ですが、民間等でも委託も可ということでございます。

補助率は、国が3分の2で、都道府県が6分の1、市町村が6分の1、システム構築等

導入経費は全部国が持つという交付金でございます。たしかこれは来年の1月からもう基準日ということで、妊娠のときに5万円、そして出産のときに5万円というような経済的支援もあるわけですが、それに伴って伴走型ということで、市町村がいろいろ工夫して寄り添っているようなシステムみたいなんですけれども、その辺を町はどのように考えているか。ちょっと町長の見解をお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 富沢健康づくり室長。

〔健康づくり室長 富沢律子君発言〕

健康づくり室長（富沢律子君） 出産・子育て応援給付金につきましては、現在国会で審議されておりますので、その詳細が決定しましたら、町においても遅れることがないように実施していく予定でございます。

具体的な町で実施するような妊娠期の支援につきましては、妊娠届出時の保健師等の専門職による面接、あとは産休に入る頃の妊娠期3週から34週間後の面談につきましては、現在方法を考えております。また、出産後、出生届出が出てからの支援になりますけれども、また出産届出時の申請に基づく具体的な方法は決まっておりませんが、給付及びその後の育児期の支援という形で、様々現在やっている事業等を利用してながら伴走的な支援を実施していく予定になっております。

以上です。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 吉岡でも、産前産後のサービスとかいろいろやっております。そのほか先進的にいろいろやっているところは、北海道の旭川市ですか、こういうところは妊娠中または産後1年未満の方にヘルパー事業者の家事や育児の支援を受けることができる利用券を交付したり、本当に様々、沼田なんか、吉岡もそうですけれどもチャイルドシートの購入費を助成しております。そういった形でクーポンを支給したり、おむつ、お尻拭き等を注文し、それを宅配してくれる業者に委託するとか、様々な本当に大変なときの支援の方法があるかと思います。ぜひ町でもじっくり考えていただきまして、その辺の応援体制をよろしくお願ひしたいと思います。

次に移ります。新型コロナ禍で結婚や出産を控えるカップルが増え、2022年は年間の赤ちゃんの出生数が初めて80万人を割る可能性があるとのこと。我が国における最大の構造的な課題は、人口減少、少子化だと言われています。ぜひともさらなる支援の一環として、先ほども応援資金がありましたけれども、ゼロ歳から2歳児の保育料の暫定的な無償化はできないでしょうかということで、町長の見解をお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 吉田子育て支援室長。

〔子育て支援室長 吉田功一君発言〕

子育て支援室長（吉田功一君） 現在、吉岡町の保育料につきましては、国や県、町の独自制度によりまして、3歳以上の子供及び3歳未満の第2子以降のお子さんについては保育料が無償化となっております。現在、保育料については、第1子の住民税課税世帯のみご負担いただいている状況でございます。子育て世代のさらなる支援のため、令和5年4月より完全無償化を実施できないか、財政状況等も踏まえ、検討を進めているところでございます。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひ本当に、実現に向けて努力していただきたいと思います。今吉岡町、物すごく住宅団地ができています。要するに若い人がどんどん入ってきているということは、まだまだ子供さんがたくさん生まれるということで、本当に大変な時代でありますので、その支援のためやはり何が一番助かるかという、そういった費用の面ではないかと思えます。学校給食とか、そっちを無償にしてこっちも無償と、要するに要求がちよっと多過ぎますけれども、今吉岡はせっかく3歳未満児の2子以降を無償化しておりますので、あともうちょっと頑張ると、ゼロ歳から2歳までは無償化できるのではないかと私は思いますので、ぜひこの辺は検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、町役場のデジタル化の推進についてということでございます。

1番、新たなサービスと業務の効率化の考えはということでございます。

私も下へ行って久々にこの住民票の交付申請書というのをちよっともらってきたんですけども、こういう申請書ってもう何十年も使っていますよね。私も久々に1か月ぐらい前、ちよっと利用したんですけども、何とかな、まごついてしまうこともあるかと思えます。これはだんだん字も小さいし、そばに眼鏡を置いてありますけれども、やはり今このデジタル化の時代でいつまでもお年寄りにもこれを書かせて提出する、全ての書類にこういうふうを書くというのはそろそろ時代がもう古いのではないかとそう思います。

そして、「書かない窓口」なんていうことをやっている自治体があるんですよ。埼玉県鴻巣市ですね。これは要するに届けの請求書に書かないで済むんですよ。それはなぜかという、市役所の職員がまずパソコンか何かを置いておいて、それで住所とかを聞いて必要事項をパソコンに入力してくれるんですね。それで、完成したやつを本人が確認して署名するだけという、そういう書かない窓口を開設したなんて、そんなのがあるんですよ。今、若い人は別にもう苦もなくこういうのは多分問題意識ないと思います。これはたまたま私がちよっと前に久々にこれを書いたら、いや、だんだんこれはもう書けなくなるんだろうなと思ったもんですから、そうしたらこういう書かない窓口という記事を見つけまして、こういうのは導入してもいいのではないかと思います。

町長ね、柴崎さんが町長になってから総合案内をつくったり、受付票のああいうのをやりましたよね、銀行みたいな順番待ちする。そういうことももうやっておりますので、この書かない窓口、これはもうすぐ導入していただきたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 自治体におけるデジタル化の推進の意義は、1つが、デジタル技術やデータを活用した住民の利便性向上、2つ目が、業務効率化を図り人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげること、そして3つ目が、データ様式の統一化を図りつつ、多様な主体との連携により新たな価値等が創出されることであります。

詳細につきましては、企画財政課長に答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 議員ご指摘の「書かない窓口」についてですが、まさに深谷市の方法ということになりますが、各種証明発行から印鑑登録、住民異動等に関する書類について、職員が住民の方から住所・氏名・生年月日などの情報や申請内容を聞き取りし、職員が申請書の作成を支援するシステムということになっています。これにより、住民の方は印刷された申請書、または画面上になるかと思うんですけども、そういったところで確認をして、署名欄に記入するだけで申請書作成手間が軽減されるほか、手続漏れもなくなり分かりやすい窓口が実現できるというような形になろうかと思います。

また、住民票の写しがマイナンバーカード、こちらを利用してスマートフォンで請求できるシステムというのもあります。一例としては、専用アプリをインストールし、マイナンバーカード、署名用電子証明書、クレジットカードのほか、利用アカウント登録等で郵送で請求できると、こういった形になっております。こちらにつきましては、時代の趨勢がデジタル化というような形になっておりますので、デジタル化に伴いまして住民の利便性、また職員側からすると業務の効率化、こういったことで様々なメリットもあるというようなことになっておりますので、この辺は費用対効果相当ありますし、今吉岡が使っているシステム等、そういったような兼ね合いもありますので、関係課と検討して、業務に導入できるものについては導入したいというような方向では考えております。

以上です。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 今、郵送してくれるというのも言うていただきましたけれども、本当にマ

イナンバーカードをこういうふうにスマホにかざすと、もううちで送れて24時間申請できるというそういうところもあるんですね。要するに全然もう役場に行かなくても、コンビニに行かなくても、スマホで24時間申請して郵送してくれるなんてね、本当にありがたいというかすごい時代になってきて、今でも確かに証明書はコンビニでマイナンバーカードで証明書を取れるようになりました。どんどん、どんどんよくなっておりますので、吉岡町がそういう行政事務の簡略化というところで最先端に行くようにぜひよろしくお願いしたいと思います。

さっき言い忘れてしまったんですけども、その鴻巣市はセルフレジもやっているそうなんです、その申請手数料のレジを。今コンビニでももうセルフレジというのが結構ちらほら出てきて、もう本当にだんだん人の手を煩わさないで、みんなこういうハイテクになってくるので驚くばかりなんですけれども、そういったのも検討していただきたいと思います。

それでは、地域の課題といたしまして、これは自治会要望の現在の状況についてということで、私たちはこの自治会要望一覧というのをもらっているわけなんですけれども、これは要するに地元のことなんですけれども、我が陣場の自治会の、このNo.52というのが側溝の工事で、これが令和元年に側溝の工事を、すみません、資料の1番で見てください。これが令和元年に要するに要望している。そして、昨年にも要望していて予算措置ということになっております。この予算措置を検討中というのがずっと続いているんですけれども、そういった予算措置をするというのは、令和元年に要望を出して、費用的なものがあるとしても予算措置が2回続いて、令和元年と令和3年も続いてしまっただけで実施できていないというのは、この辺の見解を伺いたいんですけれども。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 道路等建設関係の自治会要望につきましては、道路関連の修繕・整備を中心に多種多様、数多くの要望をいただいている状況でございます。その中におきましては、やはり危険箇所の改善を最優先に対応させていただいているところでございます。

未決案件につきましては、道路の拡幅や舗装改良整備などの比較的大きな予算を伴うものが多いものと認識しております。こうした案件につきましては、緊急の度合いやそのときの財政事情、また計画整備路線等々を照らし合わせながら予算措置を行っているところでございます。

個別の案件等につきましては、建設課長より答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕



建設課長（笹沢邦男君） 町長の補足説明をさせていただきます。

議員ご指摘の令和元年と令和3年度の陣場自治会からの側溝の段差解消に伴います改修要望につきましては、予算措置の検討を行っておりますが、財政事情、また緊急の度合いの観点から予算措置まで至らなかった経緯がございます。

しかし、当該箇所につきましては、計画的に整備を行う観点から、道路長寿命化計画に組み込み、令和6年度以降に側溝改修を実施したいと考えておるところでございます。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 今課長、あれですか、令和6年以降ですか。ということは、これより前の案件がいっぱい詰まっていると考えてよろしいですか。この辺の町長ね、予算的なものはどうなっているんですかね。要するに、道路計画はもう予算でどこどこ造るというふうな、もうそれは予算を組むと思うんですけれども、自治会の要望というのは突発的に結構上がってくるのではないですか、軽微なものから大変なものから。それは大がかり工事はね、「はい、分かりました、来年」というわけにはいかないと思いますけれども、ある程度の自治会要望のこういうので、令和元年に出ていて令和6年なんて、そんなにかからないでどうにかもう少し予算を取っておいて、自治会要望用の予算みたいなものを少し取っておいていただかないと、全体の中で見ていくと、自治会の要望はどんな軽微なのでもなかなかできなくなってしまうということになるかと思しますので、軽微なやつは、これからちょっとその後質問するんですけれども、では、その後も言いますよ。この後の資料No.2、これはこの道路のすぐ東側が住宅地なんですけれども、これは役場の人か何か、ここの振動の件で見に来てくれたと聞いているんですけれども、その辺の見解は課長、聞いていますか。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） まず最初に、時間がかかるというところの観点なんですけれども、こちらにつきましては、町としては吉岡町の道路長寿命化計画におけます小型構造物の個別の施設計画というものがございます。この計画に沿って進めておるところでございますけれども、かなりの数がある中で順位づけをさせていただいた中で進めているということでご理解をいただければと思います。

それから、続いて質問をいただきました道路の振動の件でよろしいでしょうか。こちらにつきましては、令和4年の5月に陣場自治会からの要望がございましたが、町道小倉陣場線の道路の振動ということで、道路長寿命化計画により令和7年度以降に舗装の補修をする計画で予定をしておるところでございます。ほかの舗装補修に関する要望も同様にな

りますけれども、町道小倉陣場線のように県道から町道へ移管となった道路につきましては、町の幹線道路でもございますので、中長期的な計画の下に着実に補修等を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

議 長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） この資料2のこれは、本人に聞いたら、車で私も通って見ますけれども、車だとそんなに違和感ないんですよ。要するに深夜、大型トラックがスピードを出すと、僅かな段差でもタイヤが硬いもんだからがたんと、それで結構振動がするらしいんですよ。それで、私のうちが古いからもう壊れてしまうなんて言われてしましましてね。要するに乗用車で走っている分には全然分からないんですよ。私も何回も通ったけれども、全然がたんというもないし。それで、これは僅か本当に2センチメートルあるかないかの段差なんですよ。これを直すのに、現在の状況、役場の回答、中長期的な舗装計画、そんな悠長なこと言わないでこの段差のところだけを直すとか、それはできないでしょうかね。本当に僅かですよ。別にその辺を全部10メートルぐらいを平らにしろというのではない。その段差ぐらい何とか対処できるんじゃないかと。

今年その要望があって、それで令和7年以降にならないと、令和7年度以降は多分範囲広くきれいにやってくれるということなんでしょうけれどもね。それは結構ですよ。でも、要するに特定されている場所があるので、ここを平らにするのに7年も待つというのは、町長、いかがですか。この辺は本当に取りあえずちょっと削って平らに埋めてみると、ちょっとここの幅20センチメートルぐらいカットしてそこを舗装して平らにしてみて、それでよければいいんだから、よければもう住民も納得しますから、僅かこの本当に1センチメートルぐらいの段差のために7年間を待つなんて、そういう何というのかな、もう少しその辺は柔軟にやってほしいと思いますけれども、町長いかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 今ご意見をいただいたところでございますけれども、要望の路線につきましては、かなり長い路線区間でひび割れ等が確認されておるところでございます。根本解消といいますと、かなり舗装だけではなく路盤面からの修繕が必要な箇所ということで、費用負担も多くかかるということで想定はしておりますけれども、部分的な箇所ということでは再度確認をし、検討してまいりたいと思います。

以上です。

議 長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番(飯島 衛君) こういった形の僅かな溝で、やはりみんなどこもトラックとかダンプが通ったときの振動を言っているんですよ。それで、実際に行ってみるとやっぱりくぼんできたりね。あと、よく下水工事なんかをやって業者が止めるではないですか。場所によっては、取りあえず下水の業者がこうやるではないですか。その後、本式にプロの舗装屋さんがきれいにする、そういうのもあるんですよ。どうも吉岡なんか見ていると、設備屋さんがもう工事をやったら設備屋さんが舗装というか、あれは自分ところで多分やってしまうと思うんですけども、そんな感じでやっているもんだから段差ができたりしているという。

だから、さっきも課長言ったように、軽微なもの、そんな路盤の下までやるのは、それは取りあえず中長期的に考えなければ駄目ですよ、それは。取りあえずこのひびがこれだけあって、ここだと言っているんですから、そこを取りあえず舗装を持ってきて埋めるだけでもやってみるとかね、そういった形で速やかな対策を。後でまた地図持ってきますけれども、あとほかにも2か所、ちょうどこの振動の件が重なってしまいまして、今回はこの地元の件だけなんですけれども、速やかな対応をお願いいたします。

それと、この中に役場のほうの回答で、「地域要望として把握します」というこの文言があるんです。町長これはどういうふうに解釈したらよろしいのでしょうか。

議長(岩崎信幸君) 笹沢建設課長。

[建設課長 笹沢邦男君発言]

建設課長(笹沢邦男君) 自治会要望の進捗状況の一覧に「地域の要望として把握します」と、このように表記をさせていただいている案件がございます。その意味合いにつきましては、自治会要望を受理したときの財政事情、それから緊急の度合い等を照らし合わせ、短期間での対応が困難であると考えられる案件につきましては、地域の要望として把握をし、これも中長期的な視点ということになってしまうんですが、これらの視点から対応を検討している案件となります。

地域の要望につきましては様々でございますけれども、それぞれの地域での切実な思いがあつてのものと認識しております。早急な対応が困難な場合も多々ございますけれども、周辺環境、また状況の変化に対応できるように、現地の状況等の把握につきましては随時努めてまいりたいと考えております。

議長(岩崎信幸君) 飯島議員。

[10番 飯島 衛君発言]

10番(飯島 衛君) 本当に言葉のあやでつつくようで申し訳ないんですけども、この「中長期的な」という文言と「地域の要望として把握する」というのは、どちらが優先順位は高いんですか。この「地域の要望として把握する」というのは、把握はしておきますよと

いうだけで、予算措置するのはいつになるか分かりませんよということでもよろしいんですか。「中長期的な」ほうというのは、ある程度計画的にこれはやっていきますよというふうに解釈でもよろしいでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 地域の要望について把握ということでございますけれども、決して放っておくとか、そういった意味合いではございません。当然内容的にどうしても予算的な負担等が大きくなる案件につきましては、計画的にやってまいりたいという考え方でございます。

以上です。

議 長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひ町長、これは土木費、道路工事費ね、ちょっと予算を少し取っていたで、何年も延ばさないようにぜひお願いしたいと思います。

それでは、次に移ります。特殊詐欺対策電話機の補助事業についてでございます。

これは、私、2019年の9月で一般質問をさせていただきました。本当に吉岡町の実績として、この補助事業で2020年が8人で、昨年が24人、計32人ということでございます。ちょうどこの2日の一般質問の日の上毛新聞に、吉岡町で被害に遭われた方が出ましたね。町職員を装う電話で15万円の詐欺被害ということで、吉岡町の64歳女性なんていうので新聞に出ました。これはすごいですね。2012年頃からもう年間、県内で4億円詐欺に遭っているんですよ。私がこの特殊詐欺の対策の電話機の導入を一般質問したら、交番所長が喜んでいましたよ、「いや、よく飯島さん、言ってくれた」と。年間、群馬県で4億円がだまされてしまっているんですよ。

それで、今前橋なんかも録音機能付電話機というのはそれに補助金を出しているんですけども、何か後づけでできる録音機があるらしいんですね。今そういうのを一生懸命申請していて、それで警察のほうでも固定電話に後づけできる録音機について、県警が約1,300世帯に貸し出していると。そうすると被害がないと新聞に載っておるんですけども、このように本当に各市町村結構やっておりますけれども、吉岡はちょっと人数的にどうかと思います。もう少し啓発というか推し進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 特殊詐欺対策の電話機等購入補助事業につきましては、令和2年4月1

日より開始しており、町内に住所を有する65歳以上の方、またはその方が属する世帯の方を補助対象者としております。なお、事業実績に関して、令和2年度、令和3年度については議員ご説明のとおりですが、令和4年度の補助金交付については、12月1日現在、8名となっております。

さて、この事業の一層の推進ということに関しては、これまでも特殊詐欺被害防止の啓発は、吉岡町防犯委員会や渋川警察署、吉岡町交番が中心となって進めていただいておりますが、今後は、被害防止啓発だけでなく、補助金の利用促進のための取組も併せて行っていきたいと考えております。

具体的には、町広報やよしおかほっとメール、町公式LINEなどを活用した補助制度の周知、さらに吉岡町防犯委員会や渋川警察署、吉岡町交番に引き続きご協力をいただきながら、高齢者等が集まる機会に合わせて補助金の紹介を行うなど、関係機関と連携、協力し、補助制度の周知を進め、事業を推進していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひ、本当に吉岡町でも出てしまったということで、この辺は一生懸命強ちに推し進めていただきたいと思います。なかなか年配の人は広報とか読むかどうかちょっと分かりませんが、かなりこういうのがあって、みんなね、まさか自分になるとは思っていないんですね。それで、ちょろりこういうふうになんかだまされてしまうんですね。連日、新聞に載っていますもんね。みんなお金持ちの人が多いうか、本当に平気で1,200万円とか、そういうのをちょろり持っていかれてしまう。カードをすり替えられてとかね。実際に私の知り合いも農家の庭先で作業していたら、見知らぬあれが来て「キャッシュカードを持っていますか」なんて言うので、変な人が宮下で出たという話ですよ。だから、うろうろしているんですね。本当に全く頭がよ過ぎるといふか、悪知恵が強過ぎるといふか。ぜひ、町でもこの対策をしっかりとやっていただきたいと思います。

それでは、最後の駒寄インター西の産業団地計画の現状はということでございます。

その進捗状況についてお伺いするものですが、取りあえずあそこは産業団地化ということで吉岡町は計画しておるわけですが、どのぐらいの面積と事業費を見込んでいるのか。まだそういうの見込まれていないのか、その辺を町長にお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 駒寄スマートインターチェンジ西側の工業誘致エリアについての進捗状況・事業費の見込みはとのご質問いただきました。

先週2日の金谷議員よりいただいたご質問の答弁と重複いたしますが、今月中にエリア

内の土地所有者の皆様を対象にアンケート調査を予定しております。また、事業費の見込みにつきましては、事業の区域の範囲により増減することとなりますが、あくまで概算となりますが、60億円から65億円程度が目安になると見込んでおります。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 度々一般質問をさせていただいておるわけですが、やはり上毛新聞なんかで見ますと、7月では高崎、京都にNTTが本社機能移転とか、大規模災害時の復旧拠点にするんだとか、また11月11日、本社県内移転、全国4位なんていうふうに記事が載っておりました。今年上半期、東京圏からの移転企業数で1位が茨城県が18社、2位が大阪の17社、3位が愛知13社、4位が群馬9社、5位が新潟の8社ということで、本当に今災害も少なく、群馬県は玉村もそうですけれども物すごく企業が進出してきております。

また、ここの1位の茨城18社とありましたけれども、私も度々一般質問をさせていただいたんですけども、茨城の境町、何度もちょっと一般質問で名前を出させていただいたんですけども、これも私なんかが視察に行ったときに、やはり吉岡と同じで本当にインターの近くに平らなこういうところがあって、そこは民営の大和地所かなんかだったですかね、民営が造成していましたね。だから、もう真っ平なところでいいところです。それでインターの近くということで、本当に吉岡と同じような条件のところで行っていました。

そういった形で群馬県、駒寄の西、前橋も一緒にもう取りかかっておりますけれども、本当にもうこの平らでいいところは、玉村のほうへ行けばまだまだ田んぼがうんとありますけれども、この近辺だとすると渋川のほうでもこんな平らで利便性のいいところというのはもうないかなと思います。町長、こういうタイミングで町長でいらっしゃるということは、実に本当に大事なことだと思います。このあれを逃したら将来の税収も望めないし、ぜひ、入るを量りていずるをなすなんていう言葉があります。そこを、いずるを量りて入るをなすにしていきたいと思います。

吉岡町はまだまだ将来、給食費の無償化もしていただかなければなりません。また、この庁舎もあと10年、20年迎えれば、もう解体しなければ、建て替えなければならない時期が来るのではないかと思います。この秋10月、大樹町のほうにもお邪魔しましたけれども、大樹町も立派な庁舎を造りました。そうしたら、今結構エコのこういう建物を造るとうんと補助金が、たしか5億円だったかな、補助金が出るんですね。町長もご存じだと思いますけれども、そういうエコな今近代的な建物を造るとうんと補助金が出ますので、そういうこともありますので、ぜひ町長、英断をしていただきまして、将来の吉岡の町税

の税収増に向けて投資だと思って始めていただきたいと思います。ましてや町長、今ちよ  
うどこのタイミングのときにこれをやるのは柴崎町長しかおりませんので、ぜひよろしく  
お願いいたしまして、飯島の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございます  
ました。

議 長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、10番飯島 衛議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を10時50分とします。

午前10時23分休憩

---

午前10時50分再開

議 長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

---

議 長（岩崎信幸君） 12番山畑祐男議員を指名します。山畑議員。

〔12番 山畑祐男君登壇〕

12番（山畑祐男君） 12番山畑です。

議長への通告により質問を行います。

最初に、町の男女共同参画事業についてお尋ねいたします。

今年6月に国から2022年版の男女共同参画白書が刊行され、人生や家族の姿が多様  
化したこと、配偶者控除の見直しなど、世帯ではなく個人単位の制度への移行を提起しま  
した。さらに、離婚件数は年間およそ20万件で、女性の経済的自立を可能にする環境整  
備が重要であるとしています。また、白書は女性の社会進出を促す改革を求め、多様な人  
材が活躍できる環境を整えることは経済成長にもつながるとし、ジェンダー平等は日本国  
政府の重要かつ確固たる方針であるとしています。

町でも2019年から2023年までの男女共同参画基本計画を作成し、事業を実施し  
てきました。最終年まであと1年ありますが、今日までどのような成果が見られたでしょ  
うか、お尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 山畑議員から、男女共同参画事業について質問いただきました。

議員ご指摘のとおり、現在の吉岡町男女共同参画基本計画は2023年までの計画とな  
っております。この計画の取組の成果についてですが、町民の意識の変化等につきま  
しては、今年度9月から10月にかけて行い、現在のところ集計作業を行っている「男女の意  
識の現状等に関するアンケート」の結果を受けて十分分析したいと考えております。

また、意識の変化以外の部分につきましては、男女共同参画社会への環境づくりという

面で、町役場という一つの事業所として取り組んだ成果がございますので、ここに申し上げさせていただきます。

まず、職員が気兼ねなく育児休業や介護休暇を取得できる環境整備の一環として、令和2年度より任期付職員制度を設け、令和3年度には育児休業取得を理由とした任期付職員を2名採用しております。

さらに、男性職員の育児休業取得についてですが、対象者が少なく、各年度でのばらつきもございますが、令和元年度及び令和2年度においては取得率100%を達成しております。

以上でございます。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） さらに、男女共同参画事業について意識アンケート結果により、性別役割分担の固定観念の解消につながる施策の推進を、男女共同参画の意味や意義についての周知・啓発活動とともに重点的に推進していく必要があるとしていますが、その後どのような啓発事業を行ったのでしょうか。また、それによる効果はあったのでしょうか。それぞれについてお尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 町としてこれまでにどのような啓発事業を行ったかについてですが、幾つか例示させていただきます。役場職員対象の男女共同参画研修、男性の子育ての促進の沐浴・育児体験の実施、LGBTQ等への理解の促進に向けてパートナーシップ宣誓制度の実施、ふるさと祭りの一つのメニューといたしまして、男女共同参画の啓発を兼ねた大人も子供も楽しめるアニメ映画の上映、その他、町の広報やホームページ、パンフレットの配布等で啓発を図ってまいりました。

続いて、この様々な事業による効果についてですが、啓発活動の効果といいますと、なかなかすぐその場では見えづらいものでございます。こういった点も踏まえまして、今年度実施いたしました男女共同参画の現状等に関するアンケートの結果を検証したいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 地方での男女共同参画の意識改革の先導役は行政によるところが大きいのではないのでしょうか。行政が中心となり、積極的行動により男女共同参画への意識改革が地域に波及していくのではないのでしょうか。男女共同参画事業について町も強い決意を抱



いていることと思いますが、再度お尋ねいたします。男女共同参画事業に対する町の決意をお尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 男女共同参画事業についての決意ですが、まず、男女共同参画という考え方が浸透するためには、議員ご指摘のとおり町民の意識改革が必要であると同時に、社会全体の変革が必要であると考えております。

このため、意識啓発と併せて環境整備が重要であると考えております。このことは現在、吉岡町男女共同参画基本計画にも記載している部分でございますが、基本的に男性の育児参加を促進するための施策や子育て支援策の充実、自治会役員や町内の各種団体の役員への女性の登用の働きかけなど、環境整備を進めてまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 白書では、地方公共団体の政策方針決定過程への女性の参画拡大を求めています。町では女性の役職についての参画は積極的に行っているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 町としての女性の役職参加への姿勢としては、能力や適性に応じた女性職員の管理職への登用に関して、積極的に行っております。具体的には、吉岡町男女共同参画基本計画策定時に目標としていた管理職に占める女性の割合は15%だったのに対し、令和4年4月1日現在では25%となっております。

また、そのほかに町に設置されている協議会や審議会においても、積極的に女性を登用するよう全庁的に呼びかけ、取組を進めているところでございます。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 女性の積極的な管理職の登用ということで、今25%という数字が明示されましたけれども、町の課長職の女性の数は少ないのではないかなと思います。これはいろいろな考え方があると思うんですけども、やはり課長職というのは町民から目につく職でございます。その辺についての考えはいかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 管理職といいますと課長職が一般的にイメージされるところでありますけ

れども、順次、管理職につきましても、当然、今課長職の下の段階の職員もおるわけですので、順次進めてまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） やはり町の鏡になる職でございますので、しっかりとお願いしたいと思っております。

次に、町の小中学校は昨年から男女別名簿から混合名簿へ移行されました。男女共同参画事業への大きな第一歩ではないでしょうか。学校での男女共同参画事業は最も重要と思われれます。子供たちはこれから思考力が育つ新しい考え方を学ぶには絶好の年齢ではないでしょうか。この場合、指導する側の先生の男女共同参画事業に対する意識の度合いによりその効果は異なると思いますが、学校では今後子供たちに対して男女共同参画事業について何をどのように指導しようとしているのでしょうか。また、指導する側の先生への男女共同参画事業についての理解はどのように求めるのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 学校における男女共同参画に関する現状についてお答えいたします。

学校現場においても男女共同参画の取組の一つとして、議員ご承知のとおり令和2年度から男女混合名簿を導入し、学校生活における男女共同参画の意識は確実に高まってまいりました。

具体例を挙げます。男子の仕事、これは女子の仕事というように学校生活の役割分担を男・女で分けるのではなく、一人一人の興味関心や得意・不得意に応じて選択することが当たり前になってきています。小学校の低・中学年においては、ほとんどの学校教育活動を性差の別なく取り組んでおります。校外学習、班別の学習形態をつくる時等にも基本的に性差を意識しておらず、教室の席順も性差による指定はありません。

高学年になると、男女の身体的特徴や体力差等が現れ始めると体力差に応じた対応を取ることがございますが、男女の特性を考えた配置が必要だと思われる一部の委員会や係活動を除いては、基本的には男女の性差なく教育活動を行っています。また、教職員が児童生徒の名前を呼ぶときには「さん」づけで統一するよう努めております。

このように、男女共同参画に向けた学校の理解と対応はしっかり行われるようになっており、これらの取組は今では当たり前のように進められておりますので、今後ともこれは引き続きしっかりと継続していきたいと思っております。

一般的に学校教育には隠れたカリキュラムというものが存在することが知られております。ただいま議員さんがおっしゃった、子供の頃のこの意識がとても大事だということが

ありますけれども、その雰囲気为学校全体でつくる、そういうことがとても大事です。学習や学校生活全体を通して中で、児童生徒が無意識のうちに身につけていく考え方や能力習慣が隠れたカリキュラムと言われております。

男女混合名簿の導入など、男女共同参画への取組による変化がもたらした最大の効果は、学校のこの隠れたカリキュラムを変えたことにあると考えます。無意識のうちに子供たちが身につけてしまう「男が先、女が後」、「これは男の役割、あれは女の役割」のような考え方を排除し、学校の取組に男女共同参画の考え方が自然と定着してきています。

また、これも大事なことですが、生徒自らの進路や職業選択に当たって、性差にとらわれず一人一人が自分らしさを生かして役割を果たしていこうとする態度を育てることも学校の大切な役割であると考えます。

今後も引き続き、子供たちが自然と性差を認める意識の向上、そして学校現場における男女共同参画の考え方のさらなる定着を図るために、教育委員会と学校が連携し、進めてまいりたいと思います。

2つ目の指導者側の先生の男女共同参画事業への理解を求めるということについてですが、学校現場においては、各教科の指導内容や指導方法がもう既に男女共同参画の考え方に基づいており、生活様式にも浸透してきております。この考え方は学校で日常的に行われている人権教育の重要課題の一つにもなっています。学校では、常時指導により男女共同参画の視点を取り入れた学級経営、生徒指導、環境整備の充実、育てたい能力・態度を明確にした授業実践を心がけております。日常的に教職員の人権意識の高揚に努め、男女共同参画を含む一つ一つの人権課題の正しい理解の研修も計画的に行っているところです。

今後も、教職員が学校教育全体を通して、性別に関わりなく児童生徒一人一人の個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に取り組んでいきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 今の教育長の答弁、本当に感銘するものがあります。できれば町の行政もこういったことを基本にやっていけば、もっと町民の皆様に明るくその男女共同参画が分かるのではないかなと今感じた次第です。

町でも2023年に男女共同参画基本計画が終了します。その後の男女共同参画基本計画の策定準備は行っていると思いますが、その準備している内容の要点をお尋ねいたしますとともに、特に基本計画の項目で重要課題とし、重要視している項目はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 2024年からの第2期吉岡町男女共同参画基本計画の策定につきましては、先ほどもお話しいたしました今年度実施しております男女の意識の現状等に関するアンケートの調査を踏まえまして、令和5年度初めに着手し、年度末までには策定する予定です。

なお、重要視している項目についてですが、アンケート調査等の結果により、現状を踏まえ、男女共同参画の意識づくりという点を引き続き重要視しつつ、第2期吉岡町男女共同参画基本計画の内容を協議していただきます吉岡町男女共同参画推進協議会、こちらの会議の中でご検討いただくことになると考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） しっかりとお願いしたいと思うんですけれども、男女共同参画事業は人々が差別なく平等な社会を築くための第一歩となります。行政の強い指導を望みますが、町のトップとして、町の男女共同参画事業の取組の決意を再度お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 先ほど総務課長から話がありましたように、この第2期吉岡町男女共同参画基本計画の中において推進協議会、しっかりと検討していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） これは難しい問題で長くかかる問題かと思えますけれども、しっかり取り組んでいただければと思います。

次に、町の農業についてお尋ねいたします。

都市化の進んでいる町では、農地面積は年々減少しています。町への企業進出は目をみはるものがあります。町が発展することは喜ばしいことですが、農業者の側から見ると、企業進出により耕作地の減少につながることは手放しで歓迎できる状況ではありません。しかし、農業後継者も減少している事実は見逃すことはできません。近年、町の農地面積は年にどのくらい減少しているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 農業の現状と将来についてご質問をいただきました。

上毛大橋や吉岡バイパスを代表とする道路網の整備や大型商業施設の進出、それに伴う人口増など、町の発展・活性化が進むことは大変喜ばしいことと思えます。しかし、その

一方で、議員ご指摘のとおり農地が減り続けている現状がございます。

近年の町の農地面積の減少についてですが、令和元年度における農地転用された面積は約10ヘクタール、令和2年度については20.9ヘクタール、令和3年度では約14.7ヘクタールとなっており、大型商業施設の進出に伴う減少も影響している状況でございます。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 大分減少しているのが数字でも分かります。町の発展のためには開発も必要かと思いますが、農業を維持するためには農地面積の確保が重要です。食料自給率が40%を切っている我が国にとって、食料自給率アップは大きな課題ではないでしょうか。今日の世界情勢を見れば当然のことと思われまます。町の昨年と今年の新規就農者は何名で、現在の専業農家及び兼業農家数は何人でしょうか。また、それは増加しているのでしょうか、減少しているのでしょうか、含めてお尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 新規就農者の人数についてですが、まず、昨年令和3年度につきましては1人もいらっしゃいませんでした。ゼロ人でございます。今年令和4年度につきましては2人、新規就農された方がいらっしゃいます。

次に、専業・兼業の農家戸数でございますが、町では統計を取っておりませんので、2020年の農業センサスで示された経営体数でお答えいたしますが、専業農家・兼業農家統計が廃止され、主副業別統計となっております。それによりますと、主業・準主業経営体は53、副業的経営体は164となっております、2015年の農業センサスと比較いたしますと、主業・準主業経営体はマイナス28、副業的経営体はマイナス67、合計ではマイナス95となっております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 正確な数というんですか、それは分からないところですけども、専業農家としては、取りあえず認定農業者が現在約20人ぐらいかと思うんです。プラスして、専業農家に入っていない人を入れたとしても、数としてはかなり少ないんじゃないかなと思います。高齢化により農業者数の減少がさらに加速するのではないかなと思うんですけども、10年後の町の農業者数は1桁に近いのかなと感じました。

新規就農を希望する場合の必要条件としては、当然耕作地、耕作のための用具及び耕作のための技術が最低限必要です。具体的には、町で農家と認定されるには40アール以上、

4反以上の耕作地、これは借地も含めてだと思っんですけれども、の取得が条件だと思っます。作物を作るには耕作のためのトラクターや小型の耕作機械をはじめとする耕作のための道具が必要です。耕作技術は専門学校や農業者からの指導や書物からの情報収集及び本人の創意工夫で対応できるのではないでしようか。

しかし、町で新規就農を求めても実態はどうでしようか。耕作地については誰が仲介やあっせんをしていただけるのでしようか。農業機械も新品では高価です。中古品を含めて誰が紹介するののでしようか。技術習得は誰が支援するののでしようか。町にはこれら新規就農者を支援するためにどのような制度や組織があるののでしようか。身近な組織としては農協がありますが、町は農協とどのような連携を取り新規就農者を支援しているののでしようか。新規就農者に対する町の支援体制についてお尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 吉岡町では、新規に就農を希望する方からの相談が年に数件程度ございます。県の農業指導センターや北群渋川農業協同組合と連携し、技術面、資金面等の支援ができるよう、情報共有を行いながら対応している状況でございます。

また、研修先や農地の紹介、農業機械の購入や経営安定のための補助事業などについて情報提供を行い、支援に努めているところでございます。

議 長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 今世界の国々では、農業の重要性を再認識しているのではないでしようか。我が国も決して例外ではありません。国も町も農業政策をさらに重要政策とすべきではないでしようか。農業後継者を育成するための策を立てるべきと思いますが、何をどのようにすればよいと思っますか。この課題は国を挙げての策かと思っますが、各地域、土地に合った独自の農業政策が最も重要ではないでしようか。例えば政策の一つとして、先ほど出た新規就農者の育成支援です。新規就農しても、短期間で販売できる品質の作物が生産できるでしようか。販売価格はどうでしようか。これらを含め、農業全体に対してきめの細かい指導や支援が必要なのではないでしようか。町独自の支援をすべきと思っますが、新規就農者に対する町の支援について町の考えを再度お尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 先ほどもお答えをさせていただきましたけれども、やはり各関係機関、また連携をさせていただきながら、技術面等も含めまして支援をできるようにとということ で検討しております。各関係機関との協力、最も大事であるというふうには認識しており

ます。

以上です。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 現実の厳しさというのがありますから、答弁の中身もよく理解しているつもりですけれども、しっかりと支援をお願いできればと思います。

また、新規就農者がいれば、離農者もいます。離農者の実態を把握するのは難しいと思いますが、5年以内で離農者の数は何人ぐらいいたでしょうか。離農により耕作放棄地が出ますが、耕作放棄地の有効活用については農業の規模拡大を希望する者に利用していただくのがよいのでしょうか、農地の利用に対する仲介にはどのような制度があるのでしょうか。それぞれについてお尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 高齢の農業者が農業から離れることに伴いまして、後継者のいない農家が増加しております。このような状況において、農業を支える人材となる青年等々の新規就農者を確保し、定着を促進することは、吉岡町のみならず農業全体の大きな課題となっております。先ほどの答弁と重複してしまいますけれども、県の農業指導センターや農業協同組合と連携をさせていただきながら、きめ細かい支援ができるよう情報共有を行い、継続的な支援を実施し、後継者育成に取り組んでいきたいと考えております。

また、耕作放棄地につきましては、現在離農者の耕作放棄状況、具体的な数値等を把握はしておらないわけなんですけれども、農業委員会で実施させていただいた令和3年度の耕作放棄地調査におきましては約15.4ヘクタールが耕作放棄状態であるということで確認をしております。

耕作放棄地と判定された農地については、所有者に対し、利用意向調査を実施しております。その中で貸付けを希望された農地につきましては、農地中間管理機構に情報提供を行い、規模拡大などを希望する農業者へのマッチングを行いまして、条件が整えば利用権設定により貸借が行われ、耕作放棄地の解消につながるようになっております。

また、農地の機能を回復するために必要な草木の刈り払いとか、また伐根等に必要な経費の一部を助成するような制度もございます。このような中間管理機構による仲介等を利用することによりまして、耕作放棄地の解消についても今努めているという状況でございます。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

1 2 番（山畑祐男君） この耕作放棄地というのは大変問題が簡単げで難しいものかと思えますけれども、しっかりとお願いしたいと思うんです。昔は農地を借りるときは、耕作料を払って、使用料を払ってやっていましたけれども、今は逆に地主さんがお金を払って面倒を見ていただくという時代になっていますので、しっかりとその辺も含めて考えていただければありがたいと思います。

第6次吉岡町総合計画での適正な土地利用では、無秩序な市街化を抑制し、豊かな自然・田園環境との調和を図りながら、あらゆる世代が暮らしやすく、少子高齢化に対応したまとまりのある土地利用を図りますと明示していますが、何をどのようにしようとしているのかを具体的にイメージできるでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） まとまりのある土地利用を具体的に明示できないかというご質問でございますけれども、土地利用でございますので、具体的にこれがこうといったものがお示しできるわけではございませんが、まとまりにつきましては、抽象的な表現になりますが、将来の人口減少を見据え、人口密度やコミュニティの維持を図るため、空き家の発生を防ぎ、無秩序な宅地開発の抑制を行うことや、商業施設の規模や用途、立地の制限を定めることにより、土地利用の用途の混在を防ぎ、めり張りをつけることがまとまりづくり、ひいては持続可能なまちづくりの重要な要素でございます。当然そこには、農業振興との調和が図られなければならないという考えがございます。

以上です。

議 長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔1 2 番 山畑祐男君発言〕

1 2 番（山畑祐男君） 将来の土地利用というのは非常に難しいと思うんですけれども、しっかりと精査してお願いしたいと思うんですけれども、町では土地の利用に他の地域のように用途地域の指定はできないのでしょうか。現在の町での指定は一部ですが、将来の農業を確実にするのであれば用途地域の指定をすることも必要ではないでしょうか。町の考え方をお尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 将来の農業基盤を確実にする上での土地利用の在り方として、用途地域拡大による制限も考える必要があるのではというご質問でございますけれども、令和元年に行った都市計画法に基づく用途地域の指定に当たっては、農村振興局長通知「都市計画と農林漁業との調整措置について」に基づきまして、農業上の土地利用との必要な調整が図



られた上での指定を行っておりますので、農業振興を阻害するようなことがないように調整はされておると認識はしております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 俗に言う線引きというのは、非常にこれは難しい。逆に吉岡町は線引きがなかったからこれだけ発展してきたかなという要因の一つでもないかなと思っていますので、非常に重要かと思っておりますので、その辺も含めて農業の将来、町の将来を見据えていただければありがたいなと思います。

また、農業の維持と町の地域開発には相反するものがあります。どこにその調和点を求めるのか難しいものがあると思います。農業の維持と町の発展の関係を町はどのように考えているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 吉岡町は開発圧力が高いことから、今後も農地の減少が懸念される状況でございます。農業との関わりでございますが、都市計画の観点からは、令和元年に商業用途の設定を行い、良好な商業集積を図っておりますが、農業を基幹産業としてきた町の成り立ちを踏まえながら、今後も都市と農地の健全な調和に努める必要があると考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） しっかりと精査して、農業と町の開発、これは難しいと思うんですけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、町の防災についてですけれども、11月20日に3年ぶりの町の総合防災訓練が利根川河川敷の総合運動場で行われました。自衛隊、警察、消防等その他に多くの関係団体と町民の皆様が参加しての内容の充実した防災訓練が行われたと思ひます。将来にわたり、この防災訓練が多くの町民の皆様方に参加していただき、災害時の被害を最小限にとどめるべく防災訓練を体験していただくことを願うものです。町はこの防災訓練で得たものは何があつたでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 11月20日、町として3年ぶりの総合防災訓練を行いました。多くの自治会の皆さん、そして関係機関の皆さんのご協力をいただき、この訓練、実施することができました。この訓練によって、吉岡町がまた新たに災害等が起きた場合に何をすべ

きか、どういう対応をしたらいいか、それぞれの関係機関、それぞれまた役場としても対応を個々に検討できたのではないかなど考えております。これをまた生かして次の訓練等に持っていったらと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） いろいろと私も感じるものがありましたけれども、得るものが大きかったなど感じております。

町は、昨年度吉岡町地域防災計画を策定しました。この防災計画により、災害時のきめ細かい対応が円滑にできることを願うものです。防災計画に対して、幾つかお尋ねいたします。防災計画の第1編の第3節の雪害の予防についてですが、現在、建設業者との間でどのような取決めが行われているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 町内幹線道路の大雪時の対応についてでございますけれども、町内建設事業者8社と道路除雪作業委託契約書を締結し、有事に備えておるところでございます。

また、災害級の大雪により、孤立世帯発生時の雪害が生じる場合やこれが予測される場合には、町道除雪作業委託契約の締結事業者以外にも、除雪機械を有する町内事業者に除雪の依頼を行い、対応していきたいと考えております。

具体的な内容になりますが、道路除雪作業委託契約の内容につきましては、建設事業者ごとに契約路線を定め、7社が降雪量が10センチメートルに達した場合を目安に作業を開始することをしております。

また、大雪警報発令時など、12時間降雪量が20センチメートル以上予測される場合を目安に1社が加わり、合計8社で契約路線以外の生活道路等につきましても除雪を実施する内容でございます。

災害級の大雪により、孤立世帯発生時の雪害が生じる場合やこれが予想される場合には、吉岡町雪害対応除雪費用交付金交付要綱に基づく対応を考えております。内容は、道路除雪作業委託契約の締結事業者以外にも、タイヤショベルやバックホー等を有する事業者に除雪を依頼し、協力していただいた事業者に対しましては交付金を交付する内容で対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 次に、雪下ろしについて援助体制の整備が提言されていますが、独り暮ら

しや高齢者の家屋についてはどのような組織で誰が支援するのでしょうか。具体的支援体制はできているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 独り暮らしや高齢者の家屋の雪下ろしの支援体制については、現在のところ具体的な体制は確立されておられません。この支援体制につきましては、地域防災計画の中では、自治会、自主防災組織を中心とした地域住民の支え合いと消防団等による支援を想定しております。

このため、今後につきましては、雪下ろしのことだけでなく、地域防災全体を考えた上で自主防災組織の組織体制の強化と活動の充実を促進させるよう、町としても支援していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 世界的な気候変動が今取り沙汰されております。群馬でも何年か前に大雪が降りました。雪害というのは、あしたあるかも分からない気象の状況です。しっかりとお願いしたいと思います。

第4節のまた避難所についてですが、町では吉岡町指定緊急避難場所、吉岡町指定避難所、指定福祉避難所及び応急仮設住宅建設予定地の一覧が資料欄に掲載されております。緊急避難所にはそれぞれ避難所の案内看板がありますが、看板の文言に避難対象地域名が記載されています。例えば役場西側にあるコミュニティセンターには、災害時避難所の看板には、避難対象地区「下野田」と明記されています。看板文字の解釈によっては、記載された地区の住民だけで、他の地域の住民はその避難所への避難ができないように解釈されてしまうのではないのでしょうか。この表記は誤解を招くのではないのでしょうか。この指摘は以前にもあったと思いますが、町はどのように考えているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 避難所の案内看板につきましては、避難対象地域名が記載されております。議員ご指摘のとおり、現在の表記では避難する方の混乱を招くおそれがあると認識しております。ほかにもいろいろなご指摘をいただいておりますので、今後指定避難所に新たな看板を設置する工事を予定しておりますので、いただいたご意見を参考にいたしまして、その際に併せて改善していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番(山畑祐男君) 現在記載されている看板の地区名はどのように対応しようとしていますか。このまま置いておくのか、消すのか、お尋ねします。

議長(岩崎信幸君) 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長(高田栄二君) 大分老朽化が進んでいるところについては付け替え、その他については、今後、防災ハザードマップの準備等と併せて検討していきたいと考えております。

議長(岩崎信幸君) 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番(山畑祐男君) 検討ではなく消すという方向の一言が欲しかったんですけども、なかなか消す意向がないようですね。ということは、混乱を招くということのをこれからも続けるという町の意識が推定できます。やはり改善していただきたいと思います。

避難所についてですが、町は認定農業者と災害時における協定を締結していますが、認定農業者のハウス等の農業施設を緊急避難所として避難所の案内看板も設置している農業施設もありますが、災害時の緊急避難所として農業施設のさらなる活用をすべきと考えます。

2004年10月23日の中越地震では、山古志村をはじめ近隣の農家等の被害状況の報道が記憶にあります。報道では農家のパイプハウスが避難所として近隣の住民が避難しているとの報道が思い出されます。一時的緊急避難所としてのパイプハウスや農業施設は大いに利用すべきではないでしょうか。施設内に作物があれば一時的な非常食にもなります。農業施設の避難所について町はどのように考えているのでしょうか。吉岡町認定農業者連絡協議会との締結内容も含めてお尋ねいたします。

議長(岩崎信幸君) 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長(高田栄二君) 農業施設の避難所活用についてですが、議員ご指摘のとおり、現在町と吉岡町認定農業者連絡協議会との間で災害時の協定が締結されておりまして、内容といたしましては、災害時の農地の使用及び生鮮食料品等の調達について定めているものでございます。この協定については、再三ご指摘をいただいているところでございます。

また、この協定が締結されて既に16年以上が経過しております。現状とすれば、長い年月の経過によりまして、協定締結時の協力農地登録台帳に記載された農地や協力者が、現在は既に台帳に記載すべき状況でないものも散見される状況となっております。したがって、町の開発状況の変化とか、その辺を踏まえまして、協定の内容の見直しも含めて災害時の農業施設の活用について検討していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 今年の第3回議会での災害時の情報収集方法でのドローンの活用についての質問に対して、答弁では「ドローンの購入について予算は確保されており、機種を検討を行っている」との答弁でした。その後、ドローンは購入したのでしょうか。また、どのような機種でしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） ドローンにつきましても、現在のところまだ購入に至っておりませんが、先日実施させていただきました地域防災訓練等で訓練展示等させていただきましたが、操縦できる職員については現在4人が講習を受けて操縦可能となっております。したがって、年度内の購入に向けて今事務手続を進めさせていただいております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 今操縦できる者が4人ということですが、この4人の練習している資格を取るための、あるいは取ってからでも練習の場所が必要だと思うんです。練習場所はどこを予定しているのでしょうか。また、有資格者をさらに増やさなければいけないと思うんですけれども、その辺の考えについてもお尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 練習場所については現在のところ決定しておりませんが、ドローンの購入に併せて練習場所の確保については、ただいま事務等を進めてまいるところでございます。また、操縦可能な職員については、今年度はドローンの本体の購入をするために資格取得の経費を見送ったんですけれども、来年度についてはまた資格の取得に向けた予算を確保したいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） この資格者は増やしていったほうがいいかなと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それから、次に食料、飲料水、生活必需品等の調達・供給についてですが、災害時の非常食の備蓄は各地域での防災備蓄コンテナに確保されています。十分な量が確保されていると思いますけれども、昼間の大規模地震等の災害では子供たちは保育園や学校内で被災します。災害規模や状況によってはそのまま避難することになりますが、非常食等の備蓄

は十分な量と最低限の備蓄は準備してあるのでしょうか、その各地区にですね。小中学校は指定避難場所に指定されています。災害時に多くの住民の皆様も避難してきます。役場には十分な備蓄品や備蓄量は確保されているのでしょうか。災害により道路の寸断等があれば、備蓄品の輸送は困難ではないでしょうか。それぞれの施設等に一定の量や品種の備蓄をすべきと思いますが、町ではどのように考えているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

教育委員会事務局長（高橋淳巳君） では、初めに私のほうからは、教育委員会が災害に限らず、米飯などの給食提供が急遽困難となった場合などに、学校の児童生徒用に備蓄している非常食があるんですけども、そちらについては学校に備蓄しているのではなくて給食センターの倉庫に備蓄しているわけですけども、アルファ米ワカメご飯が4,600食、こちらは小中学生が全員食べた場合の2食分程度の備蓄となっております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 備蓄しているのは分かっているんですけども、1か所にあるために、そこまで災害の内容によっては行けないですよね。地震とか、洪水とか、その辺も含めると、最低限の量が小中学校あるいは幼稚園等、そういう避難所に置くべきではないかなということをお尋ねしているわけですし、そうすべきではないかなと思います。これは今までも何回質問してもそういう答弁ですから、変える気持ちがないと私としては判断いたします。次に、災害時の消火活動についてお尋ねいたします。

町の地域防災計画では、初期消火の重要性を指摘しています。そのための地域消火体制の確立も提言していますが、この体制は早急に着手すべきことではないでしょうか。火災は自然災害時だけではなく、日常生活での火災でも初期消火は重要ではないでしょうか。町では地域消火体制をいつまでに誰を対象に地域消火体制をつくろうとしているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 地域の消火活動体制の整備についてですが、誰を対象とするという点につきましては、地域の住民や企業の皆さんであると考えております。また、いつまでに整備するかについては明確に定めておるところではございませんが、消火活動体制の整備や日頃からの自治会、自主防災組織の活動を通じて徐々に確立していってほしいと考えておるところでございます、そのために自治会や自主防災組織の組織体制の充実と活発な活動を促進するための取組といたしまして、各種防災訓練などの際に、町といたしまして

も消防団や渋川広域消防と連携をしながら、可能な限り支援をしていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 火災に対する損失は大きなものがあります。しっかりと防災組織というものを早い時期に確立するようお願いしたいと思います。自然災害の内容によっては消火栓が使用できるとは限りません。最悪を想定しての対応策はあるのでしょうか。最低限の消火用の水槽が必要ではないでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 議員ご指摘のとおり、災害の状況によっては一部の消火栓が使用できない可能性も想定されます。そのため、もう一つの代表的な水利の防火水槽、こちらは大変重要な役割を担っておるところでございます。現在のところ、町の防火水槽は105基ございますが、今後も適切な維持管理に努めていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） よろしくお願ひしたいと思います。

それから、吉岡町地域防災計画が昨年11月に策定されました。町民の皆様一人一人に周知していただくため、町はどのような方策を立てているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 吉岡町地域防災計画の町民の皆さんについての周知ですが、防災計画全体については町ホームページを通じてお知らせすることとしておりますが、また、地域防災計画の中でも町民の皆様ぜひ取り組んでいただきたい、あるいはぜひとも知っておいていただきたい部分はピックアップした上で、現在作成中の、先ほどもお話しさせていただきましたハザードマップに掲載するなどして、機を見て周知を図っていきたくと考えております。

議長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） よろしくお願ひします。

次に、町のコロナ感染症対策についてですけれども、コロナ感染も第8波に突入し、県は警戒レベル2としています。前回、議員さんも質問しておりましたけれども、町として

はどのような感染対策を行っているのか答弁がありました。それはしっかりとやっていたとということで、コロナ感染症のこれからの行方はまだ不明です。第9波、第10波が来る可能性は消えません。現在、町では第5回目の新型コロナワクチン接種の受付を開始しています。予約方法は、お任せ予約コールセンターでの予約、インターネット予約等の申込み方法で申し込んでいますが、今後もコロナワクチン接種の申込みはこの方法で行うのでしょうか、お尋ねします。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 現在、町では新型コロナウイルスワクチン接種についての予約方法につきましては、コールセンターの電話予約、スマホなどを使うLINE予約、本人の申出により町で日時を予約してお知らせするお任せ予約、一部の医療機関で実施している医療機関予約の4つの方法で行っております。以前は町内の複数の医療機関において直接予約を受け付けていたこともありましたが、電話対応等に多くの時間がかかるため、現在は一部の医療機関のみとなっております。

お任せ予約につきましては、令和4年3月、3回目接種の未接種者への接種勧奨から実施しており、オミクロン株対応ワクチンの追加接種についても利用していただいている状況になります。

今後につきましても、この方法で行うことになると考えております。また、近隣市町村の予約方法等の実施状況等も調査し、状況に応じ検討していきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 10月19日の臨時議会でのコロナ関連の質問に対する答弁では、コロナワクチン接種費用に多くの通信費用が含まれているようでしたが、血税は大切に扱わなければなりません。通信関係費用は、申込み方法を変更することにより予算の軽減ができるのではないのでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 富沢健康づくり室長。

〔健康づくり室長 富沢律子君発言〕

健康づくり室長（富沢律子君） 新型コロナワクチン接種の経費のうち、コールセンター予約に多くの経費がかかっておりますが、予約だけでなくワクチン接種に関する問合せなども受けている状況になります。しかし、経費の削減を進めるため、接種状況に応じたコールセンターの人員の減や他市町村の実施状況も調査し、住民の方に混乱を招くことのないよう経費削減に向け対応していきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 山畑議員。



〔12番 山畑祐男君発言〕

12番(山畑祐男君) 近隣の自治体では、65歳以上の対象者に対して接種予定日をあらかじめ決めて送付し、その日が都合の悪い人だけが新たに申込みをしていただく方法等を行っているところもあるようです。このほうが経費が軽減できるのではないのでしょうか。申込みの方法についてさらなる検討を求めたいと思います。

次に、町の未来についてですけれども、町長は「みんなで創ろう住み続けたいまち よしおか」、「安らぎとぬくもりのある住み続けたいまち よしおか」づくりを目指しますをキャッチフレーズに、さらに8つの約束を掲げて町長に就任しました。町長の任期もあと僅かですが、自身の掲げた約束はどの程度達成できたと思いますか。例えば「幹線道路等インフラ整備は集中と選択で取り組みます」と約束しておりますが、どのように取り組んだのでしょうか。また、「町自治会役員等の負担軽減のための取組を進めます」としてありますが、どの程度軽減したのでしょうか、お尋ねいたします。8つの約束の中で成果があった項目は幾つあったのでしょうか、お尋ねいたします。

議長(岩崎信幸君) 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長(柴崎徳一郎君) 今、山畑議員のほうから、町民との約束、その成果を問われて、そのお答えをさせていただきます。

任期4年、残すところあと4か月余りとなっております。議員方をはじめ多くの皆様からご支援をいただき、またお導きいただきながら、コロナウイルス感染症の蔓延に振り回される中でありますが、精いっぱい町政運営に努めさせていただいている最中でございます。

さて、私が掲げた「みんなで創ろう住み続けたいまち よしおか」、「安らぎとぬくもりある住み続けたいまち よしおか」のスローガンの下、8つの約束について、実施済みのものであれば、今も変わることなく町民目線の町政運営の中でそれぞれ取組を継続中であります。その成果があったかどうかの評価は、自分でするのではなく、町民皆様にそれぞれ評価していただくことではないかと思っております。

議長(岩崎信幸君) 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番(山畑祐男君) 道半ばではないのでしょうか。町民の皆様との約束を成就するために、来年度以降も町のかじ取りを継続するのでしょうか、お尋ねいたします。

議長(岩崎信幸君) 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長(柴崎徳一郎君) 道半ばではとお尋ねですけれども、まさにそのとおりにあると思ってお

ります。私としては、コロナウイルス感染症への感染防止対策事業を念頭とした町政運営の3年半、思い描くまちづくりの推進、掲げた約束を全うできず、悔しい思いだけが募るばかりでございます。

私がマニフェストに掲げた公約については、就任以来、状況に応じた適時適切な対応を常に考える中、実施してきたつもりです。特にコロナ禍で先行きが見通せない状況における町政運営は大変困難であり、時として実施したくてもできない事業もございました。結果的に現時点で達成できていないものもでございます。今年度スタートした第6次総合計画の中に反映させているところもあり、今後達成していきたいと考えております。

また、私の任期に関してでございますけれども、まずは現任期において、新型コロナ対策等の事業を着実に実施し、町民の皆様の暮らしを守ることを第一優先に考えているところでございます。現時点では結論に至っておりません。自らの出処進退につきましては、今後、後援会の方や周囲の仲間たち、そして地域支援者皆さん、関係者の方々とよく相談し、しかるべき時期に明確にしていきたいと思いますと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 続投については明言を避けたようでございますけれども、町長というのは、他の議員と違いまして町を代表するかじ取り役でございます。いろんな組織、後援会等の相談という文言がありましたけれども、やはり本人の考え方がどうであるか、これが一番重要ではないかなと思います。今の答弁の中ではまだ分からないということですが、しっかりと自分の上げた約束、これはやはり約束ですから成就しなければいけないと思います。そのためにも町の未来のために決意を新たに、町発展のために前進していただくことをお願いいたします。再度、考え方をお願いします。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 先ほど申し上げましたが、コロナ禍、中途半端なことばかりです。支援者の皆さん方とよく相談しながらしっかりと意思を固め、しかるべきときが来ましたら決断したいと思います。

議 長（岩崎信幸君） 山畑議員。

〔12番 山畑祐男君発言〕

12番（山畑祐男君） 以上で私の質問を終わります。

議 長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、12番山畑祐男議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を午後1時とします。

午前11時50分休憩

---

午後 1時00分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

---

議長（岩崎信幸君） 3番飯塚憲治議員を指名します。飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君登壇〕

3番（飯塚憲治君） それでは、通告書に基づきまして、一般質問を3番飯塚が行います。

まず、1項目めですけれども、これは過去に何回か質問してまいりました。そういった施策について心配事、疑問が残る点について今日は質問させていただきます。

まず、1つ目、公園の整備とその管理方式についてです。

公園の整備に関しては、過去に幾人もの議員、また何回も整備の提案、指摘、要請、お願いと、いろいろなことが関連しまして質問がありました。私もしております。しかし、一向に公園建設のニュースが耳に入ってきません。現在の公園建設の計画はどのようになっているのか、進捗状況と考え方をお尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 公園整備計画についてのご質問ですが、第6次吉岡町総合計画を策定する過程においても、町民の公園・広場への満足度が低い結果でございました。公園整備に関わる町民のニーズは非常に高く、公園整備には様々なご意見をいただいておりますが、特に歩いて行ける身近な公園が少ないなど、急務であり重要課題の一つと認識しているところでございます。

公園整備の考え方としましては、吉岡町総合計画及び都市計画マスタープランの基本方針に沿った公園づくりを進めてまいりたいと考えておりますが、高齢者や子育て世代からも要望の高い身近な公園の整備に向け、適地の調査や整備の在り方などの検討を進めてまいりたいと考えております。なお、検討に当たっては、適地を含め地域要望を把握する上でも、自治会にご協力願いながら進めてまいりたいと考えているところです。

また、漆原・天神東公園につきましては、既存施設の機能強化を図りたいと考えております。天神東公園については、都市計画マスタープランでは整備済みの身近な公園と位置づけられているところですが、隣接地には温泉施設や運動公園、物産館など複数の施設からなる道の駅よしか温泉や桜並木が続くサイクリングロードなど、公園が持つポテンシャルは高いものがございます。既存の施設を最大限生かしつつ、魅力ある公園の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） 基本は基本計画があるというのは以前からお聞きしているんですけども、その後どうも進み具合が遅いと感じているわけです。先ほど町長からの答弁にありましたように、天神南公園の拡張ですか、これは私も聞いておりますが、それは積極的にやっていただきたいと思います。また、それについて若干バックしているような話も聞いておりますので、積極的に確実に進めていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

次に、その天神南もいいんですけども、今大きな公園が2つありますね。そのほかに公園といったらやっぱり2つか3つ造る必要があるのかなと思います。そのときに、その後の費用もありますから、身丈に合った大きさの公園、身の丈に合った公園ですね。せいぜい2反歩ぐらいですかね。ちょっと1反歩では小さいと思いますので、そういったことを考えながらやっていただきたいと思います。今の公園はちょっと大き過ぎると思います。

それで、この公園を整備すれば、現状、先ほど言いました2つの公園ですが、約年間1,500万円程度の整備費がかかっていると。さらに公園を造ると、先ほどの天神南も同じですけども、その整備費が増大して町の財政を圧迫する一因になるのではないかなと。もちろんこれが増大しても町の財政はびくともしないでしょうけれども、ほかにもいろいろ施策があるわけですよね。ほかの施策にも影響を考えて、財源については今後どのように考えてお願いでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 笹沢建設課長。

〔建設課長 笹沢邦男君発言〕

建設課長（笹沢邦男君） 町民ニーズの高い公園施設の整備でございますが、設置による維持管理費は不可欠でございます。議員ご指摘のとおり、維持管理費の大半は税金などで賄っており、財政を圧迫することも危惧されます。快適で安全な施設の提供は管理者の責務ではございますが、費用負担の縮減を図り持続可能な施設とすることが今後の課題と認識しております。町内には大小多種多様な公園施設が設置されておりますが、それぞれの施設の特性に応じた効果的・効率的な管理を行っていく必要があるものと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） なかなか進展していないと、ただ計画はこのように考えているということで、天神南のやつは少し進展しているようですけども、町長、先ほど答弁のあったように、あなたの施策方針の一つにあります「便利で住み続けたいまち よしおか」といえば、その一つの欠けているものが公園だと町長も言われましたね、先ほど。この整備はぜひ必要であると私も考えております。しかし、公園の維持管理に必要な費用が増大することに対しては、その対策を考えていかなければならない。先ほど課長からもお話がありました。

そのとおりですよ。つまりその費用を全て税金で賄うのではなくて、ほかの考え方、別の考え方を取り入れる必要があると考えております。

それは現在でも既に自治会に代表されているように、もう自治会は既に始まっていますよね。行政に取り込まれております。要するに、行政への住民参加といってもいいでしょう。ちょうど先月の全員協議会で、たまたまちょうどの原稿を書いている頃です。介護福祉課長から、「来年度からボランティアなどの活動に対して活動ポイント制を導入して、そのインセンティブによって参加、活動意欲の向上を期待する取組をしたい」という話がありました。自治会長のときからいろいろ考えておりましたけれども、それを聞いたとき私はとうとうここまで来たかと思いました。そういう状況に吉岡町の状況、あるいは大きく言えば日本の状況がそういうふうになったんですね。

先ほど言いました自治会は既に行政の一部に取り込まれている、このことは多くの町民に対して周知の事実と思います。その中で自治会の負担を減らしてくれという話もありますが、なかなかそれも難しいと私は思います。そして、今回のポイント制に対しては、やはりこれはいいことだと思いますし、私も賛成であります。しかし、そのやり方は各種団体、各サークル、会、いろいろ多数こういう組織がありますよね。そこにポイント制を導入するに当たって、不公平感が出ないようにお願いしたいと思います。こういったものが発生するとその取組自体が逆効果になります、何だ、あれはと。町長、その辺はよろしいでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 介護福祉課のほうで進めているポイント制はあくまで福祉ポイントが中心でございますので、今飯塚議員のお尋ねのポイント制についてちょっと疑問があるような状況でございます。いずれにしても、福祉的なボランティアについてはそのポイント制で進めていきたいということで、今担当のほうで進めさせていただいているということでご理解いただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 若干異差があるというふうに町長から答弁がありましたけれども、やはりいろいろなこういう組織があるわけですよ。これは福祉の関係でやるからこれですよと、そういうところから外れた人が、町長の考えとしては、そういう福祉関係ではないからそれは外しますよというんですけれども、あくまでもそういうのはみんなボランティアですよ。要するに町民が行政のところに関わってくるわけですよ。そういうふうに関わっている人はほかにもいっぱいいるわけですよ、ボランティアだけではなくても。そういうの

を考慮してほしいと言っているわけです。お分かりですか、よろしいですか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 全体的には検討する課題ではあるかと思っています。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） その辺は不公平感が出ないように、よろしくお願ひしたいと思います。

次です。今会議初日、1日ですね、町長の発言にありました。地域住民に求めたい町への関わりとは、住民参加のことと私が言いました。住民参加のこととちょっと理解しておりますけれども、今日、日本は少子化と人口減少、これが顕著な社会現象になっております。今後はその予測どおりに人口が1億人を切り、9,000万人、8,000万人とどんどん少なくなっていくと、いろいろな現象が住民それぞれの身の上に直接降りかかってきます。社会的には働く人及び企業の減少で税収が減少します。行政の業務執行はほとんど全てが税金によって賄われている、実態はそうですけれども、と考えれば、税収が減少しますと、今までどおりの質と量を備えた行政サービスが続けられないということになります。

現在、吉岡には道路、路線名の数で約1,670、橋梁が約130あります。これはありますけれども、国税・町税いろいろなものが2割から3割減少するとどうでしょうか。ない袖は振れないわけですから、そのうちの幾つかの道、橋は管理放棄なのでしょうか。もちろんこれは道路と橋の例について単純に考えた例であって、そのとおりに全く進行するとは私も考えておりませんが、これに類似したような問題が私たちを取り巻くいろいろな面で出てくるのは確かです。この状況を生活レベルをあまり下げずに解決するためには、あまりやりたくない住民参加、不便を来すと一部管理放棄、そして一番嫌な増税、こういうのがだんだん考えられてくるのではないかと思います。今後はこの3つの方策を組み合わせることが考えられていくのではないかと危惧しております。

そこで、吉岡町として我々が直接的にできるのは住民参加であります。これによって町の支出をセーブし、できるだけ、そのお金を他のサービスに回していくということであり、今からその準備を始めるということでもあります。今年から来年から再来年からということではなくて、だんだんその状況がせつば詰まったものになってきますから、そのような状況をつくり出していくということが大切なのではないかと私は考えております。そこで、町長にお尋ねします。行政への住民の関わりを推進していくための方策、どのようにお考えでしょうか。そして、その方策を今の問題であります公園管理にどのように実践施策として取り組んでいく考えがあるでしょうか。そのお考えをお尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） ただいま飯塚議員のほうから、税金からの諸施策、あるいは削減手法というんですか、そういうもの、それを住民の関わり云々と今質問いただいたんですけれども、通告にない質問をいただいておりますので、ちょっと準備しておりませんので、回答は控えさせていただきます。

議 長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） これは町民参加で公園の整備費用、これをセーブしようということにつながっておりますよ。それについて質問したいんですよ。町長だって言われたではないですか、1日に。行政に地域住民が関わりを求めたいという発言されましたよね。ですから、財政が圧迫されたり逼迫してくれば、町民がいろいろなものに参加して税金の支出をセーブするということでもあります。今、大きな公園は全て町で管理整備されていますよね。そういったことにだんだん町民を参加させていく。そして、さらに今後は2つ、3つ造ったときの公園にはそういった制度を取り入れてやっていくということですよ。それを今後、公園が幾つもできて町で全部管理するといったら、それは何千万円の額になっていくわけですよ。それをどうセーブしていくかということが今後大切だと思いますよ。そうすると、そこにやたらと金がかかれば、今後はもう公園は拡大できないという方向になってしまうのではないですか。それはどうなんですか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 公園整備の考え方としましては、繰り返しになりますけれども、町の総合計画、都市計画マスタープランの基本方針に沿った公園づくりを進めてまいりたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） だんだんそういうことを考えていかないと駄目な状況になると思いますが、今後とも検討をよろしく願いいたします。

2つ目の温泉の利用料、これにつきましては、申し訳ありませんが、中止いたします。

次です。3つ目、G I G Aスクール施策に関して、I C T環境における学習の進捗度、児童生徒の習熟について質問いたします。

この質問については、以前にしました質問内容がほぼ同じですが、今日はそのレベルと格差についてお尋ねいたします。まず最初に、教える人のスキルアップは十分に達成され

ているでしょうか。前回質問に対しては、講習会への出席でスキルアップ、またベテラン教師の指導などで補完しているなどの答弁をいただきましたが、現状はいかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） GIGAスクール構想に関わる教員のスキル向上について、現状について説明をさせていただきます。

以前、飯塚議員から質問がありましたときから大分時間がたっておりますので、なるべく具体的に今教員がこういう状況にあるということを説明させていただきます。教員の端末の活用スキルにつきましては、向上策として、県の総合教育センターの研修、文部科学省などが公表しているオンラインコンテンツ等を活用しました自主学習、これら県の施策、国の施策に基づいた向上策をしているほかに、県のモデル校事業に吉岡町は参画しておりますので、それに関係する研修等も活用しながら、各学校で校内研修においてスキル向上に計画的に取り組んでおります。

また、学校におけるICT教育充実のための教員研修・授業支援・マニュアル作成等において技術的な支援を行うICT支援員を1名、町で配置しておりまして、町内3校に各学校、週1回から2回ほど巡回してICTを活用した授業への支援も行っております。端末を活用した教育現場の取組は始まって2年ほどたちます。先月、東日本の各地から北海道、東京都も含めて、東日本の道都県、市町村の教育長、教育委員の代表が多数参加して、前橋市で行われた市町村教育委員会研究協議会におきまして、ICT教育の先進的な実践発表を聴いたうちの町の教育委員の1人がこのように申し出ておりました。「そこに参加して先進的な実践発表を聴いて、吉岡町の学校の授業の様子を視察した結果と照らして、全国の先進的な発表内容と比べて遜色のないものとなっていると感じる」ということでした。

一人一人のスキルという点に目を向ければ、教職員は人事異動等において他市町村との交流があって、毎年年度初めには教員のスキルや活用意識の差が生じるということはやむを得ないことと考えております。今、議員がおっしゃった十分かと言われると、現在の状況を基にしながら授業改善を目指して、より授業力を向上させる必要はあると考えます。これは、ここまでスキルを到達させるという目標よりも、ひたすら常にその技術を、スキルを向上させていこうという向上目標と申し上げたほうが的確ではないかと考えております。

今後も、教員同士が互いの実践を交流したり教え合ったりすることを大切にするとともに、校内研修における授業研究、町教委・県教委主催の外部講師によるスキルアップ研修、またグーグル社とのパートナーシップ自治体への参画やリクルート社のアプリ活用に関する研修を活用するなど、民間の力を活用し、官民を問わない多様な資源を用いることによ



り、教員の情報端末活用スキルや指導力の向上、授業改善に取り組んでいきたいと考えています。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） いろいろ取り組まれていてスキルアップもされていると。特に先ほどの答弁の中で、全国的に遜色ないということで少し安心いたしました。ありがとうございました。

次に、それでは、児童生徒間の進捗度及び習熟度の格差についてどのように対応しているのでしょうか。前回の説明では子供たちは、これは答弁ではないです。私が事務局長から説明を受けた内容ですけれども、「子供たちはピポッパツというぐらいでゲーム感覚で問題なくやっている。教え合って適切に進んでいます」とのことでした。

一方、ここに1つの資料があります。これなんですけれども、これはある自治体が、先ほど教育長が言われたように、1年、2年のレビューをして現状はどうかということを書いているやつなんです。ある自治体の広報です。これを見ますと、先生は「成果、学習の意欲が高まっている」、「成果はまだ途中ですが、アプリを使って宿題も送れるようにしているし、ルールづくりも苦労しましたが、うまくいっている状況だ」と、先生はそういうふうに言っています。生徒がここに6人、感想を述べています。それが「難しくない、とても簡単」、「最初は難しかったが、動画で宿題を送れるようになったりしてうまくできるようになった」、次、「難しくない、とても簡単。最初は難しかった」といろいろあるんですけれども、大体最初は難しかったんですが、もう今はどんどんできるということなんです。私はそこにちょっと一抹の不安を、教育長、感じるんですよ。

それは、生徒が例えば100人いたら、こういう人たちはどういう人だと思われませんか。教育長も言われましたけれども、ここ1年、2年前に始まって体験している人が、ICT教育、いろいろな学校で1年、2年たったわけですよ。大きな変革、イノベーションですから、先生が自分でスキルをアップするとともに、学校全体、クラス全体にこの流れを早く取り組んでいって、一つの教育の流れ、形態を定着させるというのが今の現状ではないかと思うんです。

今後は、それをさらに全体、生徒も先生もスキルアップしてさらに高めていくという段階に、今後3年、4年には入ってくると思うんですけれども、そのとき、そのように軌道に乗せることが今まで主体だったんですけれども、こういうところに載ってくる人、先ほど私が説明を受けましたピポッパツとやっていますよと、ゲームみたいだと、どんどんできますよというのは、生徒が100人いたら、どの部分の人が言っているかというと半分以上、要するに半分はもう放っておいてもどんどんできそうだと、いわゆる優秀な方で

すよね。教育がうまくいっている上澄みの部分の人のことだと思いますよ、こういうことで出てくるのは。そうしますと、のみ込みで若干時間がかかるような人が4分の1、3分の1おられると。そういう人たちは取り残されているのではないかというのが私の不安の原因なんです。

これは先ほど言いましたけれども、一大変革ですから、全てうまくいくとは思いません。私も中学2年生のとき、これとは別ですけども苦い経験をちょっと踏んでおります。ここでは詳しく言いませんけれども、そういうことから取りこぼしのない指導、これが行われているか、それにどういうふうに取り組んでいるかお聞かせください。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 教育の根幹に関わるようなご質問をいただきまして、ありがとうございます。ただいま、飯塚議員紹介していただいた子供たちの感想について、「最初は難しかったけれども慣れてきて、端末の使い方についてはよくできる」という回答をした生徒が多いという紹介がありましたけれども、また事務局長が以前、「ピッポッパッという感じでゲーム感覚で使えるようになります」というふうなことを答えさせていただきましたけれども、端末自体の使い方、どのようにこの端末を使えば使えるかということについては、今の感覚でいけるかなと思っています。ただやっぱり大事なものは、その端末を使っていかにその子に合った力をつけていくかという、このところで今飯塚議員さんが心配をされているのかなと思います。そのことも踏まえてすごく大事なことですので説明をさせていただきます。

今年度、うちの町ではICT教育を「HiBALIプラン2.1」ということで、児童生徒が情報端末を授業で効果的に活用して、これからの社会を生き抜く力の基礎を身につけるため、授業改善を進めております。この授業改善というところが、やはり飯塚議員さんがおっしゃっている核心の部分かなと思います。この端末の技能習熟については、使いながら慣れていきながら使い方の習熟度を高めていくことということで、着実に成果を上げてきております。ログインの仕方、アプリケーションソフトの立ち上げの仕方、手書きやアルファベットによる文章や考えた内容の入力、写真の撮影の仕方、保存の仕方、インターネットから得られる情報のうち信頼できるものを見抜く力、図表の編集する力、調べたことを発表するための効果的な資料づくりなどのプレゼンテーション技能など、このような多様な技能が必要になりますけれども、子供たちは大分慣れてきております。ほとんどの児童生徒が基本的なところは大丈夫だと思っています。それで、学校ではそれぞれの学年に応じて、端末利用経験年数などを勘案して、該当学年で求められる技能を定めて利用させながら技能を高めてまいりました。

それで、教育の根幹の、今のも大事なんですけれども、やはり今の教育で大事にされている一人一人の子供に合った個別最適な学びという部分と、一緒に友達同士が話し合いをしたり意見交換をしたりしながら、自分の考えと照らし合わせてどういうふうにこれを考えたいんだろうというのをお互いに高める力、協働的な学びというふうに私たちは言っておりますけれども、そういう学びを通してできるだけ、この勉強が分からない、ここが苦手ということを克服するような工夫を授業で行っております。これがまさに、このことをするのが今までの教育と違う国のGIGAスクール構想の理念であるし、私たちのHIBALIプランの理念であります。

したがって、授業としては知識伝達型の一斉授業というのではなくて、一人一人の子供それぞれが満足感を得られ、友達と協働して学ぶ活動を保障した授業への改善、これが大事だと思っています。これには先生の指導観や授業観の変革が必要になりますけれども、これについては、現実を見ますとまだまだ一斉授業で知識伝達という授業が多くて、少し時間がかかるかなと思っています。各学校では、黒板やノート、鉛筆、消しゴムを使いながらの今までの学びと、1人1台端末など多様な可能性を持つICT環境を活用した学びのそれぞれの長所を生かした授業改善の取組を進めておりますけれども、さらなる授業改善、教員の指導観の変革に向け、このHIBALIプランのバージョンアップを基本に教育委員会として学校を支援していきたいと考えております。

もう一つ大事なのが、今までの教育ですとここまで到達させようという意識が非常に高く、これは大事なんですけれども、そうするとやはりここになかなか時間がかかって到達できない子供たちにとって非常に苦しいものになる。また、ここに到達してしまってもっと学びたいという子供たちにそれ以上のことを学ばせる、この両方の子供たちに対応することが非常に難しかったんです。ただ今回のこの1人1台端末を使った授業についてはその両方に対応できるものができてきているので、今までの教育の仕方よりも、できる子はよりできるように、また苦手な子は少しでも苦手を克服できるような、そういう体制は取れていけるかなと考えています。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

- 3番（飯塚憲治君） きめ細かく対応していただけるということで大変ありがたいと思います。先ほど教育長も言われましたけれども、私も文教厚生常任委員会の委員で、ある研修会に、もう2年ぐらい前ですかね、参加させてもらいました。教育に当たっている現場の先生から、「やはり教育は個人に適応した指導内容、速度で行うのが基本です」というのが聞かれました。やっぱりそうだと思います。今は、順番でいうと申し訳ないですけども、生徒が50人いれば1番から50番までの人を同じ場でやっているわけですね。それをま

た50人別々にやるというのは無理だからしょうがないんですけども、そういったことをできるだけその弊害を除けるような対応が必要なんではないかと思っております。

教育長も読まれたと思いますけれども、「ケーキの切れない非行少年たち」という本があります。そういう問題もありますし、今7人に1人は良好な家庭環境でない生活をしている生徒がいるということですから、この一大変革に対してつまずくと、次の高校、次に大学に行く子は大学、社会に入っても、それぞれだんだんつまずきが多くなるんですよ。そうすると、その人がその7人に1人という、自分自身が今なっていますけれども、今度は自分がその家庭をつくっていく。そういう家庭の再生産というのが起こる可能性があるわけですよ。ですから、今のつまずきをできるだけ少なくして、できるだけボトムアップしてやっていくというのが大切なのではないかなと私は思って質問いたしました。今後ともよろしくをお願いします。

次に行きます。風疹につきましては中止いたします。

次です。次は、地域開発の施策推進に関して質問いたします。

まず、1つ目、地場産業の振興・発展の取組について質問します。

吉岡町の地場産業といえはいろいろありますが、今回は吉岡の持つ強みと、それらの資源とを融合した観光開発関連、すなわち小倉のブドウ生産、乾燥芋生産、それに若干生産されておりますイチゴ栽培等についてお尋ねいたします。これは吉岡町周辺の自治体においても観光農業ということで盛んに行われていますが、なぜ吉岡町はそれを振興しないのか、周辺の自治体と差があるのかということに私は疑問を持っております。そこに問題点を見つけて、それを改善していくということが必要かと思ひまして質問しているわけです。

これにつきましては、町でもいろいろ今までコンサル委託事業を出しまして、どのような方策でやったらいいかというようなそういうコンサルの事業結果、提案結果を取り入れようとして栽培農家の方々を指導されていますよね。それに付け加えて支援、具体的にはいろいろな農機具だとかそういうのも支援していると。しかし、どうも今うまくいっていないというのが現状ではないかと思ひます。だんだん栽培農家が減少していると。作付面積が減っているということでもあります。吉岡町、この3つは非常に大きな将来性のある観光農業に発展できる可能性があるのではないかと私は思っていますけれども、なぜそういうことがうまくいっていないのか、進展させる方策はどのようなものがあるのか。その現状について、町長にお尋ねいたします。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 吉岡町を代表する観光農園であります小倉ぶどう郷は、小倉ぶどう組合という組織の下に継承されてきました地場産業でもあります。また、同地区の乾燥芋につ

いても、小倉甘藷生産組合という組織の下に古くから生産されている吉岡町を代表する特産品であります。イチゴにつきましては、生産者がおられることは承知しておりますが、生産者の組織というものの存在については確認しておりません。

以降、詳細につきましては、産業観光課長に答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） それでは、私からは現状等についてお答えをさせていただきます。

シーズンになりますと、毎年大勢の方がぶどう園に訪れ、にぎわいを見せていることや、乾燥芋についても多くの方々から支持を受けており、そのご期待にお応えしたいと思っております。しかし、議員のおっしゃるとおり、組合組織の構成員の減少により、需要に対応できる生産量の確保が難しい状況になっております。町といたしましても、これまで生産者の皆さん、群馬県や関係機関の方々と共に知恵を出し合い、将来的な展望も見据えた上で様々な取組を繰り返してまいりましたけれども、期待した成果を生み出すことができませんでした。

しかし、最近になって乾燥芋に参入された方がおまして、作付面積の拡大や農業機械の導入により生産量のアップを試みる動きも出てきております。さらに、需要に対応した品種の選定や新たな販路の開拓などにも積極的に取り組んでいただいております。町といたしましては、これからも吉岡町の特産品の生産を継続していけるよう、支援やPRなどに努めていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 先ほどの資料と似たようなものですが、これは皆さんご存じですよ。これは町長が発行したやつですが、8月号の広報よしおか、ブドウがこんなに全面に載っていますよ。これは我々議会の広報委員が作った議会だよりで、これはもう2年前ですかね。小倉の乾燥芋の製作風景、こういったものに載るということは、一般的にはその町、その地域が得意とするもの、誇れるもの、盛んなものをこれに載せるわけですよ。こういうふうに乗せるということは今後ともそれを発展させるということで、今課長が言っておられました、これからの発展に努力するというので大いに期待するんですけども、皆さん、これがあるということはまだその気持ちを諦めていない、うせていないということですよ。ですから、これは絶対にさらに縮小するようなことがあってはならないと私も思っています。

今、生産組合のことを言われましたけれども、いろいろな作り方、個人でやるとか、生産組合でやるとかいろいろありますよ。あるいは会社形式にするとか、今あまりうまく

いっていないんでしたら、ほかのいろいろな方式を検討してみると、それが大切だと思いますよ。要するに発想の転換ということです。極端なことではできないでしょうけれども、先ほど言いました、うちの自治体として吉岡町の周辺にはこれで成功しているところがいっぱいあるではないですか。その差と吉岡って何なんですかね。そういうことも考えながら取り組んでいただきたいと思います。

次に移ります。2つ目は地域開発の担当部署の拡充についてです。

町長、私これは絶対必要だと思ひまして、ここで質問させていただくのはもう4回目です。今日も先に質問しました議員が言われていましたよね。昨日の議員も言われていましたよね。過去に何回も何人もが質問していますよ。というのは、その議員もそういうふうには思っていますし、吉岡はそうあるべきだと思っているから質問するわけですよ。それで、その議員の後ろには、こういうことが必要だよとかといろいろ議員として耳に入ってきますよ、いろいろな町民の意見が。そういうのがあるから、皆さん何回もこれを質問しているわけですよ。それを踏まえてお聞きいただきたいと思います。

先ほどから言っていますけれども、吉岡町の現状、インフラの整備、産業の発展、住民の増、いろいろなものがそろってきました。しかし、地域社会発展の必須条件、大事な事柄の一つが進展していない。先ほど町長も言われましたけれども、進めているということですが、どうも我々には遅きに失していると思われるわけです。それは長きにわたり地域に根づくべき企業の誘致、この誘致こそが町が取り組むべき最優先課題と私は思います。前回、4回目と言ったけれども、前は半年前だったんです。半年が経過していますから、いろいろ町長も考えて前橋市と協定を組みましたし、進めていっていただいていると思いますけれども、ちょっとまだ遅いのかなと思います。

進み方が遅い理由は、一番は現体制でできるのかどうか、以前課長に答えていただきました。横同士の各課の一致協力体制でやりたいと。そんなような混成部隊でできるような問題ではないと思いますよ。いろいろ対策は取って進められているということですので、最初の質問を省きまして企業誘致ですね。住民の皆様説明して合意を得るのはいつ頃にしたいのか。土地の整備はどのくらいなのか。企業に話をしてどのくらいで工事が始まったらいいのかなというような、そういう大まかなもろみというのは、町長、あるんでしょうか。現状をお聞かせいただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 前回のご質問の中でもお答えをさせていただきましたけれども、進捗状況はということになりますと、工業団地のほうは、土地の所有者の方についてアンケートを今月中に実施させていただきたいと考えているというところがございます。それ以降

のスケジュール、工程的なものにつきましては、まだこちらでお示しするような状況になっておりませんので、お答えは控えさせていただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） そこが問題ですよ、お答えできませんというところが。だって、この話は前町長の時代からもう始まっているわけでしょう。町長はもう少しで4年過ぎてしまうわけですよ。それでまだそういう大きなもくろみも分からないと。前橋市とは協定している情報を得ながらやるんでしょうけれども、ちょっと遅過ぎるような感じがしますよ。このままいけば、もう5年、10年すぐたってしまうですよ、もう既に町長だって4年過ぎようとしているんですから。そういうのでいいんでしょうかね。行政のやり方というのはそういうのですか。私は議員になってまだもう少しで4年ですけども、私のサラリーマンとして仕事をやってきたことから考えるととても信じられませんよ。

町長ですね、吉岡町の発展、住民の安定した生活、これにはインフラの整備と殖産興業、それにそれを支える、それを発展・維持させるための知識を持つ住民の教育、この3つが世の中をつくる一番の基礎だと思います。それは国づくりであって、まちづくりでもあるんですよ。そのために、教育には特別に教育長という方がおられるんですから、これは江戸時代やそれ以前からの領主や城主の自己使命、今だったら町長ですよ。であって、自分の町、国をともしめる大切な事業です。吉岡町としてはインフラの整備は未完成の部分がありますけれども、村の時代からの諸先輩方々の努力により、かなり完成形に近づいてきました。教育は教育長にしっかりやっていただくということでお任せしているわけですので、そうしますと残っているのは殖産興業の分野だけです。企業誘致により吉岡町には働ける場所ができ、税収も増え、安定して住み続けられる場所になっていきます。

町長、あなた、午前中の議員が言われましたけれども、あなたは吉岡行政の総大将なんですよ。この10年、20年先を考えたとき、今は何をなすべきか、もちろん分かっていると思います。なかなかそれができないという状況かもしれないけれども、また喫緊の課題もあります。子ども・子育て、高齢者、障害者福祉、新型コロナ対策と業務は山積みでしょう。この喫緊の課題も消化していかなくてはならないということで、町長あれなんではないですかね。今役場の職員の方々は、そういった業務の執行であっふあっふ状態なんではないですか。それに加えて大型店舗の出店でそれに対応、さらにその周辺の道路整備で多忙、そのときに一から始める企業誘致なんて手がなかなか回らないでしょう。横同士で各課一致協力してやるなんていう腰かけ部隊の編成では無理ですよ。私はとてもそれでは無理だと思うんですけども、町長、今後の考え方はいかがですかね。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） ただいま飯塚議員のほうから、政策の進め方、アドバイスいただきました。ありがとうございます。工業団地の進め方につきましては、しっかりと取り組んでいけるよう、町の中に優秀な職員もそろっております。庁内みんなで検討させていただきたいと思っています。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） なかなか考えが変更にならないようですが、町長、これは必要だと思いますよ。さらに言いますと、インフラの整備、地理的な優位性などから多くの出店者、店舗が集まって大きな大型店舗が進出しています、これからもあと続くようですが、しかしこれらの出店は吉岡町に利益を求めて、そういった自発的にお店からやってきた結果ではないですか。町が一から誘致した出店はないと私は理解しておりますが、いかがでしょうか。

しかし、工業団地の準備と企業誘致の業務は全く別物と言うべき業務の内容ではないですか。工業団地予定地の地主さんとの説明会、それから交渉を含めて細心の注意を払いながらやらなくてはならない仕事など、難儀な仕事が多くあります。土地の準備から全て自分でやらなければならない。全て町でやらなくてはならないという企業誘致です。そこに各課横断的に協力でやり切れるでしょうか。とても疑問です。

吉岡町は今一種のブームです。ブームというのは長い年月続くものではありません。2040年まで人口が伸びるという予測はありますけれども、そこまでこういうブームが続くとは思いませんよ。もう先が見えたら、そういう会社、大型店舗なんていうのは来ませんから。今ブームだから、吉岡にはそういう利益を求めて人が集まっているわけです。将来のためにこのブーム、今つかんでいるチャンスを物にしなくてはならない。これが総大将、町長の役目です。今が大切ですよ。

ちょっと話は変わるんですけども、コロナ禍で我々の議員活動も制約されてきました。しかし、令和2年2月に静岡県的小山町というところに研修に行ってきました。この小山町は吉岡町と違いまして人口が減っていて、定住促進事業が主なものとして最大・喫緊の課題として取り組んでいるということでもあります。そこで、小山町はその取組の代表として、「おやまで暮らそう課」、暮らそうかと質問しているわけではないですよ。暮らそう課はごんべんの「課」ですよ。課という専門の担当課を置いて取り組んでいるということらしいです。要するに小山町はそれが一番の喫緊の課題。その当時は1万9,000人ぐらい人口がいたんですけども、2060年頃までには1万7,000人ぐらいに、ぎりぎり努力してそれだけ維持すると。それは努力しても減る予想なんですね。そういうこと



なんですよ。

それを考えますと、吉岡の現在の状況、将来を考えたとき、この地域開発というのは小山町の重要かつ大切な喫緊の課題ではないかと私は思っております。また、この小山町のように自分の自治体何が一番大切なのかというのを見て考えて、特別の課を設置している自治体は当然ほかにもあると思いますよ。町長、さらに聞きますけれども、吉岡役場は今のままの体制でいいのでしょうか。さらに言いますと、地域開発は漆原地区にも煙が立っております。これはもう10年、20年前から煙が立っていて、出たり引っ込んだりしていますけれども。

そしてさらに、吉岡バイパスに接続される大久保上野田線、この開通を見越したときに、下野田地区から上野田地区に広がる田畑にも開発の目を向けていく必要があると思います。少なくとも20年ぐらい先、町長、考えておく必要があるのではないですか。そうしたとき、今の体制でいくならば、10年ぐらいはすぐたっていると思いますよ。先ほど課長の答弁ですと、先行きまだ見えませんと、いつそういう着工するか分からないということなんですから、もう少なくとも五、六年はすぐたってしまいます。その先、この体制でいけば10年ぐらいはすぐたってしまうんですね。そうしたときに、なぜ地域開発の専門部署を設置しないのか。今が大切な時期ですよ。全然、町長、お考えはお変わりになりませんか、どうでしょう。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 前にもお答えさせていただいているかと思いますが、現機構につきましては、令和2年度、まだ体制をつくったばかりでございます。この体制を現状は維持、そして今後、課題として見直し等を進めながらしていきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） 町長、急に言われても、すぐしますとは言えないと私も理解できるんですけども、ぜひ今後とも、先ほどのお言葉のように今後検討していくということを進めていきたいと思っております。

ちょっと時間が、飛ばしましたのであるようなのでちょっとお話ししますと、先月ですかね、町村議会議員研修というのがそのセンターでありましたよね、文化センターで。町長は参加されていないと思いますけれども、議員ではないですからね。そこに講師の人が来られて言っていましたよ。今人口が減っているとか、子ども・子育てだとか、障害者、高齢者、こういったものを中心に、コロナもあるんでしょうけれども、多くの自治体が職員は業務の遂行で、特別な業務ではないですよ、そういった今私が言ったような業務の遂

行でもうてんやわんやだと、あっぷあっぷだと言っているんですよ。吉岡もそうなんではないですか。よく課長にお聞きになったほうがいいと思いますよ。これでできるできるとこの前答弁されていた課長が言っていましたけれども、本当にそうなのか私は疑問ですね。

その講師の方が多くの自治体でみんなあっぷあっぷですよというのがこの吉岡町に該当するか分からないですけども、吉岡町も忙しいでしょう。大型店舗が来れば、その申請・認可、それとそれに対して県との打合せ、周辺道路の整備、恐らくまた地主さんと相談したりいろいろ大変ではないですか。開発課と産業観光課は手いっぱいでもう大変だと思いますよ。この企業誘致というのはその課が主体となっているわけですよ。ですから、よく課長会議等でも実態の本音を聞いていただいて、今後とも企業誘致が、このチャンス逃さず、吉岡町として将来のためにつかみ取れるようによろしく願いいたします。

以上で終わります。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、3番飯塚憲治議員の一般質問が終わりました。

再開を14時15分とします。

午後1時58分休憩

---

午後2時15分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

議長（岩崎信幸君） 9番坂田一広議員を指名します。坂田議員。

〔9番 坂田一広君登壇〕

9番（坂田一広君） それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、第1点目に、高齢者福祉について質問をいたします。

（1）高齢者福祉の現状と課題等についてを質問するものであります。

まず、高齢化の現状についてお伺いします。

町長は、町の高齢化の現状と課題についてどのようにお考えになっているのでしょうか、伺います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） ただいま、坂田議員より、町の高齢化の現状と認識している課題についてご質問をいただきました。

群馬県企画部統計課による県内の年齢別人口を見ますと、吉岡町の高齢者の割合は、令和3年10月1日現在で23.98%でありました。これは、県全体の高齢者の割合30.8%と比較して6.82%も低く、高齢化率の低さでは県内で2番目という結果が出てお

ります。

国立社会保障・人口問題研究所が平成30年に発表した日本の地域別将来推計人口を見ても、吉岡町の高齢化率は推計が緩やかな上昇傾向を見せるものの、団塊の世代が後期高齢者になる2025年時点で25.5%、団塊ジュニア世代が高齢者となり、日本の高齢化人口が過去最大となる2040年でも30.4%と、全国や群馬県の高齢化率の推計値を下回っております。

しかし、楽観的な見方はできません。今後ますます高齢化が進むとともに、人手不足の時代が続きます。そのような社会において、高齢者の生活を誰が支えていくのか、難しい課題ではありますが、一つの答えとして住民相互の力を上手に引き出して高齢者の日常生活支援を進めていくことが今後必要になると考えられます。

つまりは、共助の力が地域の高齢者を支えるという仕組みをつくることでございます。このことは、高齢者施策にとどまらない地域づくりを進めることとほぼ同義であり、吉岡町の存立に関わる根源的な行政の役割と言えます。

個人の悩みは地域の悩みであるという視点に立ち、個の支援にだけ目を向けるのではなく、地域の課題を解決することによって個人の悩みも解決する。この地域ごとを巻き込んだ支援こそが、地域共生社会の実現に向けた高齢者施策の強化につながると考えます。

高齢化の現状と実態を町の外と比較するのではなく、高齢者の生活のしづらさに地域ごとに耳を傾け、共助の取組に地域ごとの隔たりがないか、この地域差こそが高齢者を取り巻く課題そのものであると考えます。地域の方々としっかり議論しながら、できる限り地域の特性に応じた支援を行っています。行政の力だけでなく、生活支援コーディネーター、介護支援ボランティア、認知症サポーターやチームオレンジ、認知症地域支援推進員、自治会や老人クラブ、あらゆる地域の応援者と力を合わせて課題の解決に努めていく所存でございます。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 続きまして、平均寿命と健康寿命について伺います。

令和元年の平均寿命は男性81.41歳、女性87.45歳となっております。一方、健康寿命につきましては、令和元年度、男性72.68歳、女性75.38歳となっているわけでありまして、平成22年と比べてみると、平均寿命は男性で1.86歳、女性で1.15歳、健康寿命は男性で2.26歳、女性で1.76歳と延伸し、平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加傾向は認められるものの、平均寿命と健康寿命の差というものは依然としてあるわけでありまして。

町民一人一人の生活の質を維持し、社会保障制度を持続可能なものとするためには、平

均寿命を上回る健康寿命の延伸を実現することが必要であると考えます。今後さらに平均寿命が延びたとしても、健康寿命との差が拡大すれば、不健康な期間が増大することを意味し、医療費や介護費の増加により家計や社会保障に大きな影響が及びます。

医療技術の発展や高齢者の心がけなどの結果、健康寿命と平均寿命は年々延びています。その一方で、自立した生活を送れない期間は約9年で推移している状況であり、減ってはきているものの、改善の余地もあります。今後はより健康寿命を延ばすための取組が必要だと言えます。町はこれをどう考えているのか、伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 富沢健康づくり室長。

〔健康づくり室長 富沢律子君発言〕

健康づくり室長（富沢律子君） 健康寿命の延伸につきましては、各種検診による疾病の早期発見や健康No.1プロジェクトを通じて支援をしていく必要があると考えております。

現在、よしおか健康推進協議会を中心に健康No.1プロジェクトの拡大を図っています。各自治会では、独自の事業展開を行っています。運動健康指導士が地域に出向き運動講座を行い、身近な場所で健康を維持できるような場の確保に努めるとともに、栄養士による食育教室の実施なども充実させ、健康寿命の延伸を図れるよう、地域の現状に応じた事業の実施を継続していきたいと考えます。

以上です。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 今、健康No.1プロジェクトについて言及ありましたけれども、今回コロナのことでなかなか活動ができない団体もあると。また、コロナ以前でも、いろいろその健康推進員さん、ご尽力されていることは重々承知なんですけれども、参加されるメンバーの方が大体顔ぶれがいつも同じだよというような問題もあるようです。そういった問題にはきちんとこれからも対応していかなければいけないのかなと思っております。

次の質問に移ります。

健康寿命延伸に係る施策等についてです。

厚生労働省は、2019年5月29日の「第2回2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」において、「誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現」のための3本柱の1つとして、「雇用・年金制度改革等」や「医療・福祉サービス改革プラン」とともに「健康寿命延伸プラン」を発表いたしました。健康寿命延伸プランでは、2016年は男性72.14歳、女性74.79歳だった健康寿命を、2040年までに男女ともに3年以上延伸し、75歳以上とすることを目指しているわけであります。

このプランを達成するため、①健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進、②地

域・保険者間の格差の解消に向け、自然に健康になれる環境づくりや行動変容を促す仕掛けなど新たな手法も活用し、「次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成」、3番目といたしまして「疾病予防・重症化予防」、「介護予防・フレイル対策、認知症予防」の3分野を中心に取組を推進することとしておるわけでありまして、ここでは、「介護予防・フレイル対策、認知症対策」を中心に質問するものであります。

まず、「通いの場」のさらなる充実についてを質問いたします。

国は2019年に健康寿命延伸プランを策定したと今申し上げましたけれども、2040年までに男女とも健康寿命3年以上延伸を掲げ、その中で具体的な取組の柱として、「介護予防・フレイル対策、認知症予防」が位置づけられ、通いの場のさらなる拡充の数値目標も提示されたわけでありまして。厚生労働省の「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制づくり」、これは令和3年11月16日に発表されたものでありますけれども、これによると、「通いの場の取組は、2020年の緊急事態宣言時（4月から5月にかけてでありますけれども）には約9割の通いの場が活動を自粛していたが、11月には約8割が活動を実施。高齢者の心身の状態は、令和2年度（コロナ影響下）や令和元年度（コロナ前）と比べ、外出機会の減少（約20%）や『毎日の生活に充実感がない』など鬱の項目に該当する者の増加（5%）等が見られた」としているわけでありまして。

町内の通いの場の活動自体というのは現在どのようになっているか、伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、高齢者の通いの場の活動実態についてお答えしたいと思います。

高齢者の通いの場についてですが、現在、町内には高齢者のサロン、こちらが30か所ございます。内訳としまして、小倉が1か所、上野田3か所、上野原1か所、下野田4か所、北下2か所、南下4か所、陣場2か所、寺下2か所、寺上1か所、溝祭1か所、駒寄1か所、漆原西1か所、漆原東7か所になります。

ただし、先ほど議員がおっしゃったとおり、コロナ禍等の影響によりまして、現時点で活動を休止している、あるいは一時的に活動のお休みをしているサロンが3か所ございます。

これに老人クラブで実施していますサロン6か所、こちらは下野田と北下、寺下、駒寄、漆原西、万蔵寺にそれぞれ1か所あるんですが、そちらの6か所を加えて全部で通いの場は町内で36か所ございます。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

- 9 番 (坂田一広君) 現状では、コロナ対策をした上での通いの場の開催が中心となっております。しかしながら、今後はICTを活用した通いの場の体制づくりが必要となると考えております。国でも「オンライン通いの場アプリ」などを開発しておるようでありまして、こういったアプリを活用した高齢者の健康維持や介護予防の推進についてどのようにお考えになっているのか、伺うものであります。

議長 (岩崎信幸君) 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長 (永井勇一郎君) 先ほどご紹介いただいております国立長寿医療研究センター、こちらでリリースされております「オンライン通いの場」、こちらのアプリの活用についてお答えいたしたいと思っております。

このアプリにつきましては、高齢者が自分のスマートフォンを使ってオンラインによる自己管理、健康づくり、または介護予防に取り組めるというもので、コロナ禍において外出を自粛している場合であっても、自宅にいながら動画を見ながら体操をしたり、あるいは健康チェック、脳トレなども利用できる大変興味深いものであります。高齢者への推進につきましては、今後の検討材料とさせていただきたいと思っております。

ただ課題があるとすれば、スマホの活用にはまだ慣れていない高齢者に対してどのように利用を推進していくのか、また、個人で取り組めるこのような自己管理ができるアプリ、そういったものの活用が増えることによって、在宅でのひきこもりですとか、他者とのコミュニケーション不足、こういったことも懸念されます。こういった今後の対策についても必要が生じてくると感じております。

当面につきましては、現在実施しております高齢者のスマホ教室、こういった高齢者のデジタル支援と併せて、高齢者の外出の機会と対面によるコミュニケーションの機会、こちらを確保するためにサロンの充実等を進めていきたいと考えております。

議長 (岩崎信幸君) 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

- 9 番 (坂田一広君) サロンを主催してくださっている方はボランティアの方が多いと思うんですけども、ボランティアの方の負担を考えると、月1回程度の開催がやっとかなと。2回、3回、4回、週1とかになってしまうとちょっと厳しいものが出てきて、私も地元の状況を見ておると、月1回ぐらいの開催が多いような気がします。高齢者の方、その月1回のサロンの出席を楽しみに待っていらっしゃる方もいらっしゃる。そういった対面でのいろいろな軽スポーツ、あるいは脳トレ、お茶飲みなんかを楽しまれる高齢者の方もいらっしゃいますけれども、その残りの間、次の1か月間までどうするのかということ

考えたら、やっぱりこのアプリ等を使った在宅でのものというのも、これから需要が高まってくるのかなというような感じもいたします。このアプリを使ってスマート介護予防プラットフォームなどというのも国のほうは考えて、これを介護予防やらそういったことに展開していこうと、今AIの開発中なようでございます。

また、自治体によっては、先ほど答弁の中にもありましたけれども、スマホサポーターなどを活用して、高齢者の方にスマホの取扱い等々をサポートして、それでこのオンライン通いの場アプリなどを使った通いの場というのをつくっているところもあるようであります。国のほうではそういった取組事例というのも多く紹介されておりますので、こういった流れに遅れないように、一方で対面による通いの場の充実をしつつも、このオンラインのほうもしっかりやっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

健康支援型配食サービスの推進等について伺います。

フレイル予防で掲げている柱は、1つは、たんぱく質を取り、バランスよく食事をし、水分も十分摂取するなどの「栄養」、次に、歩いたり、筋トレをしたりするなどの「身体活動」、さらに、就労や余暇活動、ボランティアなどに取り組む「社会参加」の3点であります。

このうち「栄養」に関しまして、高齢化の進展により、地域の在宅高齢者等が医療・介護関連施設以外でも健康・栄養状態を適切に保つことができ、かつ口から食べる楽しみも十分得られるような食環境整備、とりわけ良質な配食サービスを求める声は、単身や高齢者のみの高齢世帯が増加する中、買物や調理など食事の用意に援助が必要な状況も生じていることから、今後ますます高まるものと考えられます。町では、社会福祉協議会がボランティアによる配食サービスを行っているということは承知しております。この実績というか、活動実態というのはどうなっておりますか。この配食の意義も含めて伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、社会協議会で実施をしていただいております配食サービスの実績等についてお答えしたいと思います。

現在、配食サービスは、毎週月曜日から金曜日のお昼にお弁当の調理と配達をボランティアの協力により実施しております。火曜・水曜・金曜については、吉岡町ボランティア協会が調理から配達までを行っております。月曜と木曜は、町内のお弁当を作っているキッチンハウスみやまさん、こちらで調理したお弁当を配食ボランティアが配達しております。

ボランティア協会には現在115名の方が所属しておりまして、それぞれ利用者の方の地域ごとにボランティアさんたちが分かれて、シフトを組みながらお弁当の調理と配達に携わってくれています。また、月曜日と木曜日に業者のお弁当を配達している配食ボランティアの登録人数は現在15名です。

利用されている方の登録人数なんですが、令和3年度末は49人でしたが、現時点11月時点で61人と増えております。登録者の利用状況ですが、令和3年度の月平均の利用者数は43人、1人平均で1月当たり14食を注文しております。令和4年度、こちらは10月分までの実績ですが、月平均の利用者数は52人、1人平均で月当たり14食となっております。

それから、配食サービスの意義についてですが、配食サービス事業の実施要綱によれば、吉岡町社会福祉協議会、こちらが制定をしておる要綱なんですが、定期的な食事サービス、こちらを実施することによりまして高齢者及び障害者の安否確認、それから食生活の安定及び健康保持に寄与するということがあります。

以上です。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 今、利用者数について増加傾向があるよというような説明ありましたけれども、これを利用するには何らかの要件というのがあるのでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 配食サービスの利用の対象者の条件になりますが、町内に居住するおおむね70歳以上の独り暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯及びこれらに準ずる世帯並びに障害者であって、心身の障害や疾病等の理由により食事を作ることが困難であると思われ、協力者、これはご家族、ご近所の方も含まれるんですが、への協力の依頼ができない、安否確認が必要なものとするということでございます。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） そうしますと、70歳以上で独り暮らしあるいは高齢者の方というのはほぼほぼこれに該当すると考えてよろしいんですか。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 独り暮らしの高齢者の方は、今現在利用されている方よりも大変少なくなっております。ただし、心身ともに調理ができない状況、あるいは安否確認が必要な



場合、持病等により常日頃の安否確認が必要な方、あるいはご家族が近くに住んでいない方、そういった健康状態に不安のない方、自分で調理できる方については対象となりますので、そういった方につきましては申請があったとしてもお断りしている場合があると聞いております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） そうすると、全ての高齢者の方がこれを利用できるようなシステムではなくて、あくまでも安否確認が必要な方のためのシステムなんだというようなことで、この件については理解しました。

国は健康寿命延伸プランにおいて、健康支援型配食サービスの推進等を掲げておるわけであり、町内で利用できる配食業者というのはどれくらいあるのでしょうか。

また、厚生労働省は、今後利用の増大が見込まれる配食の選択・活用を通じて、地域高齢者等の健康支援につなげるため、平成28年7月より、関係省庁・部局連携の下、配食業者における栄養管理体制等の在り方を検討し、平成29年3月に配食業者向けの「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」を公表しておるわけであり、このガイドラインを踏まえた良質な配食サービスを高齢者等が受けられるよう、配食業者へのガイドラインの周知を図るとともに、事業者と行政の連携も必要であると考えます。

例えば、新潟市江南区では、独り暮らしの高齢者や病気、障害、介護などにより毎日の食事や栄養摂取に苦勞されている方々へ配食サービス提供事業者や団体の情報を紹介するガイドブックを作成し配布するなどの取組をしておるわけであり、このような取組を町でも実施する考えはないのか、伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 町では、町内の弁当を配達してくれる事業者の数がどの程度あるかというのは、正確な数字というのは把握しておりませんが、食事を作ることが困難な高齢者あるいは障害者のために、社会福祉協議会で2年ほど前にこういった業者の調査を行った経緯がございました。その情報によりますと、町内を配達エリアとしてお弁当を自宅まで配達してくれている事業者、こちらは6事業者ございました。そのうちの1社は、事前に希望しておけば、配達時に応答がなかった場合には安否確認までしてくれるということです。ただこれは2年前に調査をした時点の情報であるため、現在とはちょっと情報の内容変更が生じている場合もあることを申し添えておきたいと思っております。

また、現時点で配食サービスの情報、そういった高齢者の方、障害者の方に対しての栄

養改善に資する、そういった配食サービスの情報のガイドブック、こちらの作成は現在のところ考えておりません。しかしながら、昨年町で作成しましたこちらの吉岡町高齢者支援ファイル、こちらについては配食サービスの情報は含まれておりますので、こちらの情報プラス、先ほどお話しした社会福祉協議会で調べた情報、これを最新の情報に更新しまして、必要な方にチラシ等でお配りできるような対応は取りたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 先ほどのこの社会福祉協議会、ボランティアによる配食サービスをお断りするような場合もあるというような答弁でありました。そういった方にどのような配食サービスが今受け取り可能なのかということ、そういったガイドブックできちんとお知らせいただければと思います。

続きまして、健康支援型配食サービスに関連した事項についてということで、買物、調理等が困難な方々に対する配食サービスへのニーズは今後も高まっていくと考えておるわけでありましてけれども、高齢者が自ら買物をし、調理するということは、フレイル対策、認知症予防の観点からも重要であると考えます。そこで、ここでは2点伺うものであります。

まず第1点目、買物代行サービスについて伺います。

町でも、買物代行サービスに係る補正予算がさきに可決いたしました。以前、町では商工会に委託して同様のサービスを行っていましたが、事業廃止に至ったという経緯があるということで、周知方法をどうするのかということはこの補正予算の審議過程、本会議の席で質問させていただきましたけれども、改めてこの利用状況というのはどうなっているか伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 買物代行サービス事業の進捗状況についてお答えいたします。

現在事業の委託先であります吉岡町シルバー人材センターにおいて、事業に必要な軽自動車、こちらを購入するため令和4年8月26日に入札が行われました。ただ、当初の予定では11月までに納車が行われて、12月、今月から事業の実施が開始できる予定ではあったんですが、昨今の物資不足等で納車が1か月ずれ込みまして、事業の開始見込みは年明け1月16日からということに変更となりました。事業の広報等、年明けから随時行っていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） そうしますと、町民一般に関しましては、このサービスはまだご存じないということよろしいんですね。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） こちらの広報等は年明けから行う予定でございます。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） ぜひともしっかりとした周知を行って、せっかく予算を取ったわけでありますから、これが住民の方によく利用していただけるよう、周知をよろしくお願いします。続きまして、デマンドバスについて伺うものであります。

都市部と異なり、地方では自家用車が主な交通手段となっていますが、高齢者の運転免許証の返納と関連して、高齢者等交通弱者に対する交通手段の提供は今後の課題であると考えます。第6次総合計画前期基本計画にもデマンドバスの導入に取り組むとあるわけがあります。どのようなスケジュールで取り組むのか。また、進捗状況はどのようになっているか伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 議員ご指摘のデマンドバスへの取組ということですが、ご指摘のとおり総合計画の前期基本計画に盛り込まれています。多様な公共交通システムの構築を目指し、現在デマンドバスの実証実験について業者から聞き取り調査を行っております。スケジュール感としては前期計画期間内、令和8年度になりますが、令和8年度までには検証まで終える予定で協議を進めている状況になります。

以上です。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 免許証を返納してしまったら、高齢者の方は移動手段がなくなってしまうわけであります。その一方で、やっぱり後期高齢者も過ぎてきて80歳が目の前に来るなという、そろそろ私も返納しなければななどと思いつつも、免許証を返納してしまったらちょっと暮らしていけないよと。買物もできないし、医者にも行けないよと。確かにタクシー運賃等助成事業というのはありますけれども、どうしてもあれですと自己負担分が、助成はしていただいているという意味では一定の評価はできるんですけども、高い頻度で使えるものかといったら、遠くのほうのお医者さんに行くとか、そういった場合に限られてしまうのではないかなとも思います。そういったことで、二、三百円で片道、ド

ア・ツー・ドアで運んでもらえるデマンドバスというのはこれからどんどん、どんどん需要が高まると考えますので、しっかりやっていただきたいと申し上げまして、次の質問に移ります。

「共生」・「予防」を柱とした認知症対策について伺うものであります。

まず、チームオレンジについて伺います。

先ほど、町長の冒頭の質問の答弁の中でも、チームオレンジの取組というようなことで答弁ありましたけれども、ここでチームオレンジの取組について伺います。町では、認知症サポーターが認知症カフェ等で活躍なさっているということは承知しております。認知症サポーターの活動実態はどうなっているのでしょうか。また、認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座の開催頻度、受講者数の推移はどうなっているか、伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 認知症サポーターの養成講座につきましては、平成22年度から実施されております。これまでの受講者数は延べ2,957人に上りました。こちらの養成講座は毎年行っているものでございます。一般町民向けと学校に出向いて行う小学生向けの講座があります。令和4年度につきましては、来年の2月18日に予定をしております。学校での講座については、年明け1月頃の予定で今進めております。

サポーターとして現在活動を登録されている方の人数は現時点で143人です。主な活動内容は、先ほど議員おっしゃったとおり、毎週木曜日にJAげんき喫茶室、それからよしおかロバロバの2か所で認知症カフェを行っております。そちらでは参加者への飲物の提供や認知症の介護者の方との話し相手等になっていただいております。ステップアップ講座は、令和4年11月7日に実施し、受講生は25人でした。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 国の認知症施策推進大綱によると、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み、これが先ほど申し上げましたチームオレンジのことですけれども、こういった仕組みの整備とあるわけでありまして。チームオレンジは、認知症と思われる初期の段階から心理面・生活面の支援として市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等を認知症サポーター、この認知症サポーターというのは基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を受講した者とされておるわけでありましてけれども、こういったステップアップ講座を受講された方を中心とした支援者をつなぐ仕組みであり、

具体的な活動としては見守り・声がけ、話し相手、外出ボランティア、訪問等、孤立しないための関係づくり、専門職へのつなぎ、必要な窓口の紹介等が上げられております。認知症サポーターに応じてくださった方々の活躍の場としても有用であるし、推進すべきと考えます。

また、先ほどの答弁でも、新たにステップアップ講座、25名の方が受講してくださったというようなことでありますけれども、このチームオレンジに対する町の取組状況は現在どのようになっているか、伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） チームオレンジについて回答させていただきます。

吉岡町では今年度からこちらの事業をスタートいたしました。ステップアップ講座は、先ほど申しましたとおり、令和4年11月7日に実施しまして、受講生は25人でした。チームオレンジの具体的な活動としまして、これまでの認知症カフェに加えて地域の見守り活動ということになります。

具体的には、議員ご指摘のとおり、地域コーディネーター、こちらを町が配置しまして、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターによるチームを編成します。そのチームが主体となって、それぞれの各地域において把握した認知症の方、そういった方々の悩みや家族の生活支援について、早期かつ継続的な支援につなげる仕組みを執り行うものです。地域コーディネーターに関しては、吉岡町では認知症地域支援推進員を活用しています。この方たちは3名おまして、地域包括支援センターと社会福祉協議会の保健師、ケアマネ、社会福祉士が現在配置されております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 具体的な活動というのはやっておるんですか。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） ステップアップ講座につきましては先月終わったところでございまして、今後の具体的な活動については、先ほど申し上げたような取組を進めていく予定でございまして。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 中には、現在社会福祉協議会等でもやっているような事業もあるようです。話し相手などというのは今社会福祉協議会でもやっておりますけれども、チーム

として有機的に認知症サポーターさんが活躍できるような場づくりにも取り組んでいただきたい。まだ始まったばかりですので、25名もステップアップ講座を受けてくださったということでもありますので、こういった方々の働く場というか、活躍の場というのをつくってあげていただきたいと思います。

続きまして、成年後見制度利用推進について伺うものであります。

町では、令和3年3月に第2期地域福祉計画（以下、計画という）が策定されました。そこでは、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、市町村が定める基本的な計画である成年後見制度利用促進基本計画が包含されているとありました。また、成年後見制度推進のため、中核機関が社会福祉協議会に設置されております。

認知症、知的障害その他精神上の障害があることにより財産管理（これには不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認）、こういったことに支障がある人たちを社会全体で支え合うことが高齢社会における喫緊の課題であり、かつ共生社会の実現に資するわけであります。しかし、成年後見制度はこれらの人々を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されておらず、そのことはこの町の計画にも記載があるところであります。

そこで、まず町内の成年被後見人、被保佐人、被補助人はどれくらいいるのか伺うものであります。また、利用促進のための制度の周知が必要と考えるけれども、町の取組状況について伺うものであります。

議 長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 町内の成年後見制度の利用者数ですが、こちらにつきましては前橋家庭裁判所にデータの提供をお願いしました。令和4年5月16日現在の数値ということで、まだ速報値ということですので、今後の集計整理により異動訂正が生じることがあるということがございます。こちらの提供されたデータによりますと、吉岡町の被後見人の方は44名、被保佐人が11名、被補助人が1名、合計56名ということになっております。

利用促進につきましてですが、こちらについては制度の周知が必須と考えております。全国どこに住んでいても権利擁護支援が届くような体制を整えるべきという国の観点もございます。本町においては、令和3年度に吉岡町社会福祉協議会に委託をしまして、中核機関であります成年後見支援センターを設立しました。センターの事業内容の中でも普及啓発事業については優先すべき事業と位置づけ、町と連携して周知を図っております。

広報紙、ホームページ、チラシの毎戸配布、これはもちろんなんですが、医療機関、相

談支援事業所、高齢者施設、福祉団体、そういった施設等へもチラシを細かく配布しまして、支援センターの周知と制度の説明をした上で、該当になりそうな方の支援について協力をお願いしております。

また、自治会の会議や民生委員児童委員の会議、老人クラブ連合会等にも職員がお邪魔して事業の説明をしております。相談窓口の紹介と制度の周知、必要と思われる方の情報提供などもそちらのほうでお願いしております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

- 9番（坂田一広君） 成年後見制度利用の必要性があっても、身寄りがなかったり、親族があっても関係が希薄であったり、親族による財産等の侵害があるといった問題がある場合には、親族による申立てというのは期待できません。成年後見制度における申立て権者は、民法第7条に規定するところの本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、あるいは後見人等ということになっております。そのほか、最近の法改正によりまして老人福祉法、あるいは知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等々の改正によりまして、町長申立ての後見開始というようなことが可能となりました。この町長申立てによる審判等の請求の推移はどのようになっておるのか。また、単身で身寄りがなく、判断能力が不十分となった方を把握する仕組みづくり、こういったことも必要になってくると思いますけれども、町の実情について伺えればと思います。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 町長申立てにつきましては、令和元年度が4人、令和2年度が2人、令和3年度、令和4年度、令和4年度は現時点でということですが、どちらもゼロ人ということになっております。

成年後見制度の必要性が認められる方の把握につきましては、まずは当事者の方と直接関わっている親族の方、あるいはケアマネジャーさん、そういった方をはじめとする相談員等の支援者との連携が非常に重要であると考えております。これまでの相談実績を見ましても、支援者からの相談が最も多いという状況が見受けられます。支援者の方は当事者の方に寄り添った相談支援を行う立場でもあります。最も早く当事者の状況や悩みを把握することも可能です。よって、支援者向けの情報提供と連携を強化することが、当事者へのアウトリーチにつながると考えております。

支援者から権利擁護支援が必要な対象者の情報を的確に収集しまして、専門職や関係機関と連携をしながら必要な支援を行っていく、そういった仕組みづくりを目指しております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 町の成年後見制度利用促進基本計画によると、「障害者等支援の長期化が想定される場合、切れ目なく支援が提供できるよう、法人後見人の促進策について検討します」とありました。

増大・多様化する後見ニーズに対して、第三者後見を受任している弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職後見人の対応には限界が生じてきているのが現状であります。そのような状況で、親族や専門職から個人後見の引受手がない人の権利を擁護するため、法人や市民が後見の受皿となることが期待されておるわけであります。これまで地域資源、行政との連携の下に地域福祉を推進し、日常生活自立支援事業により福祉サービス利用援助や日常的金銭管理サービスを実施してきた社協というのは、成年後見人等として地域資源等と連携した身上監護や、金銭管理のノウハウを生かした財産管理を実施する素地、マネジメント力があると言えます。

また、これまで日常生活自立支援事業の支援で関わってきた社協が引き続き成年後見人等となることで、判断能力が不十分な方から全くなくなった方まで幅広く息が長い支援を行うことができ、地域住民がいつまでも安心して暮らすことができる地域づくりにつながるものと考えます。特に親族関係が破綻している、あるいは低所得のために後見報酬が負担できない方について、金銭に関する課題はもとより、精神的な疾患が原因で日常生活に関する課題を抱えている場合もあるわけであります。

以前、私もこの成年後見制度について一般質問したときに、町でも後見人の報酬等につきまして支援していると、助成しているよと。でも、それは住民税が非課税に加えて、預貯金がたしか百何十万円という極めて限定された状況での助成であって、これに該当しない人というのも随分いるからこの要件を緩和してはどうかというような趣旨で一般質問したわけですが、答弁としては色よい答弁ではなかったと、そのつもりはございませんという答弁でありました。

しかしながら、この後見ニーズが高まっているし、であるからといって誰しもの助成の要件に当たるわけではなくて、報酬支払いが厳しいと、中核機関をつくって制度を周知されて、知って相談しに行くと、ではうちも後見、でも報酬が発生しますよ、2万円を毎月払わなければいけないと。非常にこういったことで後見制度の利用をためらう事例というのが生じているようであります。こういったことに対応するためにも、この専門職等の引受手がなかった場合、あるいは報酬の支払いがちょっとこの助成の要件には満たないけれども厳しいような場合に、社会福祉協議会による法人後見というものを開始すべきであると、検討ではなくて早急に開始すべきである。



県の社会福祉協議会においても、成年後見制度法人後見マニュアルということでマニュアル作成しております。こんなことで早急に、この法人後見というのは社協でもどこでもいいんですけども、そういったところにやっていただけないかと思うわけでありまして、町の考えについて伺います。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 確かに議員おっしゃるとおり、町の地域福祉計画の中に内包されております成年後見制度の利用促進基本計画の中におきまして、こちら法人後見の利用についても今後検討を進めていくという記載がございます。判断能力が不十分な方、認知症高齢者ですとか知的障害者の方、精神障害者等の方を支援するための成年後見制度、こちらが施行されて22年目がたとうとしております。様々な社会的情勢を踏まえた困難ケースの増加ですとか、また地域において受任者の不足が課題ということで、問題となっているのは吉岡町だけではございません。

そういった中で、市町村の社会福祉協議会が行うべき役割、社会福祉法人と協議会等が法人後見人として後見業務を行う体制、こういったものの確立というのが求められていることは十分承知しております。吉岡町でも、令和3年度の支援センターの設置に伴いまして、この広報・相談業務のほかに受任者の調整、または担い手の育成、後見人支援、こういったことを行っていくということも目標に掲げております。多様化する支援困難なケースの増加に伴い、受任者の不足は喫緊の課題と認識しております。法人後見専門員の養成、多くの課題が確かにございますが、法人後見人としての後見業務を行う体制を確立していくための検討を社会福祉協議会のほうと進めていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） これは判断能力が十分でない、全くない方の身上保護という側面もこの成年後見にはあるわけでありまして。そういったこともありまして、後見の受任者がいないというのは全く身上保護すらできないということになってしまいますので、お金がある方は受任してくださる方はたくさんいらっしゃると思うんですよ、いろんな専門職の方が。また、お金がなくても助成の要件に当てはまればこれも何とか後見をされると。そのグレーの人たちをどうしていくかというのをしっかり考えていただきたいと思います。

続きまして、子供の貧困についてお尋ねするものであります。

子供の貧困に係る施策等について伺います。

子供の貧困に係るアンケート調査について伺います。

令和3年第4回定例会において子供の貧困について一般質問したところ、町長は「子供

の貧困の現状についてですが、現在町で把握している貧困に関する情報については、令和2年度に策定した子ども・子育て支援計画策定に伴うアンケートの設問での回答による程度となっております」との答弁があり、町長の補足答弁で健康子育て課長が「このアンケートの中で、一応金銭的なものということで、公共料金等の滞納がありましたかというような設問があります。その結果としては9.7%、10%弱なんですけれども、こちらの方が結果的に滞納があったというような形で把握しているくらいということになっております。それと、そのほか、第2回定例会でヤングケアラー関連の質問がありまして、そのとき答弁させていただいたんですが、町の要保護児童対策協議会、その中で取り上げられる支援の必要な家庭があるんですけれども、そういったところの状況については町としても把握しておりますが、一般の家庭についての把握というのは難しく現状把握はできておりません」との答弁があり、「町の子供の貧困の実態というのを把握していただいて、必要な施策を講じていただきたい」との質問に対し、町長は「もちろん子供の貧困対策につきましては、先ほど担当課長のほうから話がありましたように、全庁挙げて進めていけたらと思っております」との答弁がありました。

その後、予算編成に向けた文教厚生常任委員会の要望でも「子供の貧困の実態調査を早急に求める」とし、執行に回答を求めたところ、令和4年3月には「3年後に実施」との回答がありました。その後、令和4年5月に「現在県内では対象者を抽出したアンケート調査を実施する市町村の事例が報道され始めています。(中略)この問題の顕在化が計画立案時の諸調査後であったことにより、課題把握が後手に回ってしまったと認識しています。したがって、子供の貧困状態の多面性を考慮しつつ、学校生活や進学悩み、健康状態への影響及び表面化しにくいヤングケアラーに関する実態について、教育委員会及び介護福祉課と連携し、タブレットを活用した児童並びに保護者へのアンケート調査の実施を現在計画しています」との回答がありました。アンケート調査は実施したのでしょうか、伺います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議員ご指摘のとおり、子供の貧困に関する実態調査の実施につきましては、議会から再三にわたりご要望いただいているところでございます。

今年度中の実施に向けて、健康子育て課、介護福祉課、教育委員会事務局の3課局で協議を進めておりましたが、小中学校においてヤングケアラーの実態調査を最優先することになったため、調査の方法やタイミングを再検討しております。来年度に調査を実施できるよう準備を進めているところでございます。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

**教育委員会事務局長（高橋淳巳君）** 教育委員会では、今年度、ヤングケアラーという観点から、町立学校の小学5年生から中学3年生までの児童生徒を対象といたしまして、小中学生の生活実態アンケートを実施しており、その中に全国調査とほぼ同様の設問があります。その設問の内容ですが、こちらは「家族の中にあなたがお世話をしている人がいますか」（ここでいう「お世話をする」とは、本来は大人がすると考えられる家族の世話などを子供が代わりにすることを言います）という問いには、全体の4.1%が「いる」との回答をしております。ただし、この数値ではその世話の程度を知ることはできません。また、アンケートはプライバシーを配慮し、無記名での実施であるため、児童生徒のうち、誰がこの「世話をしている家族がいる」という設問に答えたのかは分かりません。

今回のアンケートの趣旨は、ヤングケアラーの個人や家族を特定することを主としていたのではなく、アンケートの際に中部教育事務所のスクールソーシャルワーカーから、ヤングケアラーの定義や全国的な現状を町立学校の児童生徒や教職員に聞いた後、アンケートに回答してもらうことで、ヤングケアラーの認識を高め、児童生徒やその家族、教職員がヤングケアラーに対するアンテナを高くし、困り感を持つ児童生徒を見逃さないように心がけてもらいたいという面が強いものであります。

今後、今回のアンケート結果につきましては、設問ごとの関連等をさらに細かく分析して、教職員や役場の関係部局とも共有いたしまして、潜在化するヤングケアラーの早期発見、支援に役立てていきたいと考えております。

**議長（岩崎信幸君）** 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

**9番（坂田一広君）** そうすると、ヤングケアラーの問題を優先して子供の貧困問題は今回後回しにしたということですが、いま一度確認しますけれども、子供の貧困に関するアンケートはいつ行うんですか。

**議長（岩崎信幸君）** 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

**介護福祉課長（永井勇一郎君）** 今回、子供の貧困において大きな課題となっているのが、ヤングケアラーも同様なんですけど、その見えにくさになります。いわゆる相対的貧困と呼ばれるもので、必要な支援が届きにくい、見えない貧困という部分、こちらを子供の貧困調査では洗い出していきたいと考えています。なので、来年度、実施に向けた事業の協議を現在、担当部局と一緒に進めておりますので、来年度まだこれについて具体的な財源ですとか、そういった部分も加味しなくてはいけない部分もありますので、そういったスケジュール、それにのっとった形で進めていきたいということで、なるべく早急に行うような形で考え

ております。（「終わります」の声あり）

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、9番坂田一広議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を15時30分とします。

午後3時16分休憩

---

午後3時30分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

---

議長（岩崎信幸君） 13番小池春雄議員を指名します。小池議員。

〔13番 小池春雄君登壇〕

13番（小池春雄君） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、1点目でありますけれども、ふるさと納税の増額ですが、吉岡町では昨年度のふるさと納税額が1,458万3,000円で、企業版ふるさと納税の税額が約600万円です。2021年度では県下でも1県35市町村で31位という低い位置に行きます。増額のために施策が必要であります。そのためには専属の職員を配置し、増額に努めるべきだと思いますけれども、まず、町長の見解をお伺いするものであります。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 小池議員のご指摘のとおり、専属職員の配置はふるさと納税の増額に大変有効なものだと私も考えております。そのため、今年の4月にふるさと納税の増額を目指し、吉岡町においても担当部署である企画財政課財政室に1名増員し、ほぼ専従に近い状態で業務をさせていただいております。

その他、現状の取組状況などについて、詳細は企画財政課長に答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 先ほど町長が答弁したとおり、今年の4月の人事異動時に財政室に1名増員されたことに伴い、ほぼ専属に近い状態で職員が業務に当たっています。今年の4月ということですので、まだ大きな成果は出ていないかもしれませんが、以前より業務を着実に進めることができるようになっていきます。

主な取組としますと、この4月から1名増員したことにより、ふるさと納税の返礼品の発掘を目的に、町内にある事業者への訪問等を実施しております。今のところの実績とすると、16事業者へ訪問しまして、7事業者について実際に返礼品の登録がされました。また、事業者につきましては、町長によるトップセールスということで、町長が直接事業

所にお伺いをお願いをしているというようにいきさつもあり、こちらにつきましては今後また進めていきたいと思っております。

また、並行してふるさと納税の納税サイト、こちらにつきましても今年度に入ってから3つ新たに追加し、ふるさと納税へのアクセスの機会の増加を図りました。また、PRの充実としてインターネット広告の実施も現在行っており、これから12月末における繁忙期におけるふるさと納税の増額を目指しております。

現状の取組については以上となります。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） まず、確認しておきますけれども、このふるさと納税は基準財政収入額の中にカウントはされませんか。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） そのとおりでございます。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） そういう意味からしまして、ふるさと納税というのは集めれば集めただけその町の固有財産になるというところで、これによりまして町が潤うかどうかという大きな分かれ目なんです、起点なんですよ。これまでも何回も言っていますけれども、隣にあります榛東村と吉岡町は何が違うんだろうかということで、件数にしても榛東村では4万件を超している納税があるわけですよ。吉岡町ですと1,400ぐらいなんですよ。どこにそういう差があるのかということを考える必要あると思います。

そして、これから1人増やしたということでどうなるかという、見ものという言い方で言ったら失礼なんですけれども、どこまでチャレンジできるか。そしてまた、その担当に1人つくったからそれで自然に増えるというもんでなくて、私は以前から言っていますけれども、町の職員のそこに英知を結集して、そしてこれを増やすことが大事なんだと言ってきました。群馬県で今36自治体でしたっけ、その中で吉岡町は2021年で31番目なんですよ。もう本当にそのお尻のほうなんです。これが額にしても件数にしても、県下でそういう数字なんですよ。何でここまで来てしまったのかというと、今まで本気になってこれに取り組むという姿勢がやっぱりなかったんだと思うんですよ。どこかで置いていかれた。

そして、何とかしようと。そのことによって4億円、5億円、町の自主財源が増えれば、これはまたどこにそれを充てようかとなるわけですから、だから、与えられたそのコップ

の中でやっているだけではなくて、新たな財源をいかにして、この制度がいい悪いは別としまして、ここに存在するという事は確かですから。ですから、先ほど聞きました1人増やしたと、それはいいことだと思います。そこに、だけれども英知が詰まっていないと、ただ増やしただけでは駄目なので、そのことによってこのふるさと納税が増えましたというふうにならないと意味ないですよ。

私も近所にふるさと納税を町で頼まれて開設しているところがあったのでちょっと聞きに行ってきたんですけども、ちょっと考えてみれば、もうこのいろんな手続とかが面倒と、だけれどもだからといってあるわけではないと、やめようかとも思っているというのを聞きました。何でそういうふうになるのかなという、やはりそこでその事業を行う人にもよくて、また町にとってもいいんだという認識が本当にあるのかどうかということだと思えますよ。本当に職員の皆さんの英知がその中で生かし切れているかどうか。担当の職員をつけたからそれでいいではなくて、もう専門的な人も必要なんです。

だけれども、1人が考えることにも50人や100人が考えることのほうがアイデアってたくさん出るわけですよ。その出たいろんなアイデアの中からどれをチョイスするかと、どの方向がいいかということによって、これがみんなのものになって初めてふるさと納税というのはこれが完結するわけなんです。また、それを聞きたいんですけども、私が何回も言っていますけれども、そういう認識が今いる職員の中で皆さんがそういう意識は共有していますかね。どう思いますか、担当の課長は。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 当然、ふるさと納税といっても町の歳入になるものですから、これは職員皆一丸となって行っていると考えています。当然アイデアも以前に募集をしたこともありますので、またこの後もそういった形で募集等できて、いいアイデアであれば当然担当課としても導入というか、それを前に進めていきたいと考えています。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 皆さんが承知していると言うなら、これまでにどのくらい上がってきましたか。

議長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） すみません、ちょっと今手持ち資料がないので、具体的な数字というのはここではお答えができません。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番(小池春雄君) 具体的でなくてもいいよ。大づかみでいいよ、この程度ありましたと。  
議長(岩崎信幸君) 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長(米沢弘幸君) すみません、ちょっとここでお答えできる資料等を持ち合わせておりませんので、お答えができません。

議長(岩崎信幸君) 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番(小池春雄君) だから、そこでそういうふうに適当に言っておけばいいやというのではなくて、実際にこのことが、私以前から言っているんですけれども、本当に職員全体のものになっているかどうかということの確認なんです。まだそこまで行っていないならまだ行っていないと、今後ぜひそのようにやっていくというならそれでいいんです。でも、やっていないんだけどもやったふうなことを言っているんだと、それは違うんだと思うんです。別にこれはとがめているわけではないですから、でも確かにそうだなというふうに思えば、今後どういうふうになれば、榛東村は4億数千万円集めていますから、我が町は1,400万円ですから、どこが違うのかな、どうすればなるのかなというスタートにまずは立つことが大事だと思うんです。

ですから、これから、やっぱり今まで担当課がつくったけれども、それ以上の努力がちょっと足りなかったなと。やっぱりいいことは隣でもどこでもまねしていいんだと思うんです。何であそこの町はあんなにあるんだろうとか、それで我が町は何でこんなに少ないんだろうと。そこからスタートしないと、私はいいいことはまねすべきだと思うんです。そして、そのことをお隣よりも、吉岡町のほうが職員も多いわけですから、もっと英知を本当に集めるという気になれば集められると思うんです。今までどうでしたかということとは聞きません。これからは、私が今言ったようなことをしっかりと頭に入れてということですかね。

群馬県のオープンデータという中で、群馬県のふるさと納税の金額であるとか、納税の件数ランキングとか、みんな入っていますけれども、全国の中でも吉岡町というのは、全国で1,779の自治体があるんです。その中で1,454位、全国でも尻のほうなんです。お話にならないぐらい。もっと下の町がどうかというその下の争いはしなくてもいいので、どういうふうになればもう少し稼げるかということはしっかり考えるべきだと思うんです。この問題だけにとどまらず、ほかのこともそうだと思うんです。よそに比べてやっぱり低かったら、いかにしてそれを上げようかと。少なくとも努力して真ん中ぐらいにしようやというふうにするべきだと思うんです。今後の取組方について再度お

尋ねますけれども、どうですか。

議 長（岩崎信幸君） 米沢企画財政課長。

〔企画財政課長 米沢弘幸君発言〕

企画財政課長（米沢弘幸君） 当然のことながら成功している市町村もあるわけですから、現在も参考にはしていますけれども、これまで以上にアンテナを高くしていきたいと思います。また、今議員ご指摘のとおり、職員の英知をまた募集して今後取り組んでいきたいと考えています。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長からもぜひともこのことは多くの職員に理解してもらって、皆さんの知恵が本当に生きる場面だと思うんですよ。だから、そういう意味では皆さんが試されているということで、町長からも強く職員のほうに訓示をしていただきたいと思いたくても、いかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 小池議員のご指摘、もったもだと思います。町が今ふるさと納税に関して低迷している、これは一番はスタートラインが遅かったというのは、自分としては一番大きな課題ではなかったかなと、そんなふうに思っています。これから、先ほど職員1名増員をしております。そういった中で、その課だけではなくて職員、吉岡町全体として、これから地道でありますけれども少しずつ強化をしていきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） やはり何といたしても、これは努力とアイデアというのにも必要だと思うんですよ。アイデア、欲しくなる。榛東村で担当していた以前の人にも聞きましたけれども、村の中をいろいろ歩いて探せば必ずあるものだと。私たちがもう最初からないんだというのではなくて、これを広げることによって、今行っている人たちもこんなものは返礼品にならないだろうなというふうに思っている方もいるかもしれません。でも、その部分を、よそにいっぱいあるものってあまり価値がないものだと思うんですよ。よそにいっぱいないからその価値がある。だから、これを出せばそれが返礼品にもつなげられるんだというそのマッチングというのを、やはりそこをどうつなげるかというのは皆さんの能力だと思うんですよ。需要をいかにして喚起していくかと。それは需要と供給ですから、そのためには生産者とかそういうところをお願いをして、今までやっているものにちょっと形を変えればこんなふうになるので、そうすれば載せられますよとか、その部分だと思



うんですよね。その努力をぜひともやっていただきたいということをお願いしておきます。

次に、2点目といたしまして、子育て支援策についてお尋ねをするものであります。

県下でも給食費の無料制度を実施している町村が年々増えています。コロナ禍の中におきまして、保護者の収入減により子供たちの置かれている環境も厳しくなっていることは容易に想像することができます。高校卒業程度18歳未満の医療費の無料化も来年度から実施され、多くの方が喜んでいることと思います。他市町村に遅れることなく学校給食費の無料化にぜひ取り組むべきだと思いますけれども、町長の英断を期待するものであります。

また、隣の渋川市では保育料の無料制度を実施しています。当町でも実施すべき時期に来ていると思いますがいかがですかという質問を出しておきましたけれども、これについては、飯島議員でしたか、の質問に対して来年度から考えていきたいというような回答があったやに聞きましたけれども、ぜひこのこともお願いをしたいと思います。

それから、この2点目、また、保育士さんの給与が低く社会問題となっておりますが、町独自の支援制度も考えられますけれどもいかがでしょうかと出しておきましたけれども、私も今朝役場に來ながらラジオを聞いていたんですけれども、女性の保育士さんが3人逮捕されたという事件がありました。子供たちにこれは暴行罪に当たるというようなことでしたけれども、その中でラジオで聞いていて言われていたのが、子供たちに虐待または暴行を加えることというのは決してよくないことだと。しかし、なぜそういう問題が発生したのかというと、保育士さんの方々が持つ子供たちの人数が多過ぎて、保育士さんも日々その仕事に追われていて大変なので、もう何というんですかね、ゆとりがなくてそういうふうになっているんだということもぜひ指摘し、また考えていかなければならない問題だということも聞いて、私もなるほどなと思いました。

そういう中におきましては、この法律というのも、保育所の制度もできたのが古くて、今の時代にニーズに合っているかということ、やはりその国の制度そのものが、人員の配置とか遅れているという部分があると思うんですよね。しかし、国からお金が来てないんだからどうこうもできないというのではなくて、できる範囲でそういう保育士さんたちに余裕を持っていただくには、町ができる部分の私は補助というものも必要ではないかと思えます。保護者も安心し、そしてまた保育をする経営者、経営者というよりも保育士にそれなりの賃金が行き渡るということによって、余裕の持てる保育ができるということが感心なことではないかと思えます。

そういう点におきまして、町ができる裁量というのは限られておりますけれども、ぜひその点も考えて、町ができる応援をすべきだと思っておりますけれども、学校の給食費、また保育園、そして保育士さんの処遇改善、3点について質問いたしましたけれども、こ

れについて見解を求めるものであります。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 子育て支援策について、給食費の無償化、保育料の無償化、そして保育士さんの処遇改善と質問をいただきました。

まず、学校給食費につきましては、町では現在1人当たり年間1万450円分の学校給食費を支援しております。今年度からは、第3子以降の学校給食費を無償化する制度を導入しました。また、食材費高騰分を保護者への負担に転嫁することのないよう、国の臨時交付金などを活用し対応しております。現在も物価高に伴う食材費の高騰が続いておりますが、給食費の保護者負担の増加につながることをないよう対応してまいりたいと考えております。しかしながら、今後も児童生徒数の増加が見込まれる現状は変わりありません。給食費については、保護者の負担軽減についても考慮しつつ、一定の負担を求めていきたいと考えております。

また、保育料の無償化につきまして、来年度、医療費の完全無償化の実施と併せ、保育料についても完全無償化に向け準備を進められたと考えております。

なお、保育士さんの処遇改善につきましては、所管課から報告をさせていただきます。

議 長（岩崎信幸君） 吉田子育て支援室長。

〔子育て支援室長 吉田功一君発言〕

子育て支援室長（吉田功一君） それでは、保育士さんへの処遇改善への取組についてでございます。

町の独自支援といたしましては、保育士等確保事業補助金を各園に交付しております。これは保育士の方を余剰に配置することで、年度途中においても児童が保育所等へ入所しやすい体制を整備することを目的に、また、保育を円滑にかつ安定的に実現するための補助金助成事業となります。

また、独自の制度ではございませんが、保育士等処遇改善臨時特例交付金が昨年度創設されました。保育園等で働く保育士さんの収入を引き上げるため、月額9,000円程度、率にしますと3%程度引き上げる措置をした園に対して助成を行っているものです。これらの制度を活用しながら、保育士の方への支援を実施しております。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） この学校給食費の無料化につきましても、私だけではなくて他の議員からも今日質問も出ておりました。私は、これは時代の要請だと思っているんですよね。まずは18歳までの医療費の無料化、これまで入院だけだったものがその次まで拡大をこれからすると。そして、保育園のほうも少し見通しが出てきたと。そういう中で学校給食費に

つきまして、確かに町では1人950円掛ける11か月で1万450円の補助をしていることは私も承知しております。現在、渋川市、みどり市、太田市、上野村、それから南牧とか、嬭恋、草津、板倉、神流、中之条、吾妻、長野原、そして太田市がそれに続くというふうになっておりまして、もう大きな市においてもこのことが進んでおります。

私はいつも思うんですけども、吉岡町に住んでよかったということというのは、他市町村に遅れることなく、子育て支援でも吉岡町はどこよりも優れていますよというふうに言われる町であってほしいと思うんですよね。群馬県の中でも本当に選ばれる自治体であって、何で吉岡を選んだのですか、ただ交通の利便性、地の利がいいというだけではなくて子育て環境もしっかりしていますよという意味で、やっぱり町長、胸を張って誇れる町に私はすべきだと思います。だんだん、だんだん近づいてまいりました。しかし、もう一押しだと思うんですよ。町長が確かに財政が厳しい厳しいと言っていますけれども、お金というのはどこも決められていますから、その中でやりくりをどうするかだと思うんですよね。渋川市だって決して財政需要なんて全然よくないですよ。でも、やっているではないですか。やれたではないですか。それはトップがその気にさえなればできることだと思うんですよ。

町長が今日一般質問で聞いていたように、何人かから無料化についてもその発言がありました。そしてまた、委員会でも要望もしていることです。ほかのことはともあれ、これについても私は、今このコロナ禍によりまして、今までとは違って給食のお金を捻出するのも大変な保護者が多いわけですよ。子供の貧困と同時に、子供の貧困は親の貧困から来ておりますから、これは独り親世帯に対する県が5年に一度行う調査というのがありまして、新型コロナの影響について設問、母子・父子家庭とも収入の減少が多かった、次が食費で母子世帯36.7%、父子世帯の38.9%、特にないという人が3割というように、また収入におきましても、母子世帯の年収というのは100万円から200万円、あるいは200万円から300万円という方が7割を越す部分なんです。本当にコロナにおいて収入も減っている。

子供の貧困というのは、一番犠牲になるのは子供なんですけれども、家庭によりましては学校の給食が唯一の食事、栄養源だと言われている家庭もあるようです。ですから、そのお金を捻出するのもにも保護者が厳しい状況において、今コロナ禍の中で取りあえず3か月だけでも補助しようではないかというところで、昨日でしたか質問もありましたけれども、そういう自治体も出ております。私はこの窮状を考えたときに、やはり町長のできる仕事というのはその部分だと思うんですよね。そういう観点においても、簡単に町長、木で鼻をくくったように財政的に困難だからできませんというのではなく、今置かれている保護者であるとか、その子供たちのことを考えれば、私はもう少し、町長、違う言葉が出

てくるのではないかと思いますけれどもいかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 給食費の無償化、確かに他町村が今進めている状況は承知しております。ただ、吉岡町の現状を考えると、この人口増加の町、子供たちの増えている町、これをどこに悩みを訴えても聞いてくれるところはございません。そういう中で悩みながらの決断として、今回医療費だけは無料化を来年度実施するというので今進めさせていただいています。それに加えて保育料の無償化も検討したいということで今準備を進めているところなんですけれども、それに加えて給食費の無償化というのは考えられませんので、現状では現状でいきたいということでご理解いただきたいと思います。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長、渋川市なんかではそういうふうには実施されているんですけども、渋川市のことはどういうふうに思いますか。財政力指数なんて吉岡町よりずっと悪いですよ。渋川市なんかをどういうふうに思いますか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 渋川市さんは渋川市さんとして、実現されているということに対しましてはすばらしいなと思っております。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） すばらしいなというだけではなくて、小倉との道を1本挟めば、ここで幼稚園であるとか、子供の給食費であるとか、道一本隔てただけで違うわけですよ。こっちは有料、向こうは無料という、そういう矛盾についてどういうふうに思いますかということと、本当に知恵を絞ってもそのことが不可能なんでしょうか。私は、町長、知恵を絞れば何とかなるもんだと思うんですよ。渋川市だって本当に財政が決して豊かではないですよ。それでもできていますよ。できないところをまねするのではなくて、私はできるところのまねをぜひしていただきたいと思っておりますよ。どういうふうにすればできるだろうかと、どこをどうするんだとやってもいいではないですか。職員の中で論議して、するためにはちょっと皆さん知恵を出せやと、どうすればできるんだというふうにして、町長どうですか。最初からもうできませんと言うのは簡単ですよ、誰でも、今までやっていないことをするわけですから。でも、どうしたらできるかなということをこれまで考えたことがあるのでしょうか、いかがですか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 当然、考えてはおります。ただそういう中で、吉岡町は今後も児童生徒数の増加が見込まれる中、現状は変わりありません。給食費については、保護者の負担軽減についても考慮しつつ、一定の負担は求めていきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、町長、一度に無料というのが難しければ、今は小学生が学校の給食費月額3,640円、そして中学生が4,100円です。これを半額にすると。一度に無料というのは難しいけれども、取りあえずその半額にしようという検討ぐらいはできないでしょうかね。いかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 今年度、第3子以降の給食費無償化を行いました。当分これで進めたいと思います。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、もう一度尋ねますけれども、これでいきたいというんですけれども、できない理由というのは何でしょうかね。できない理由、ある自治体ではできる、でも吉岡町ではできないという、人数がこれから、今の子供が多い少ないという問題ではないと思うんですよね。できない理由といたら何でしょうかね。私は、町長がやる気にさえなれば十分にできることだと思いますよ。太田市だってそうではないですか。太田市は結構人口増えていますよ。それでも今までは中学生だけだったんですが、それを今度小学生までに拡大するということでしたかね。だから、段階的にやっているわけですよ。だから、段階的にやるような気もあるんだかないんだか分からないですけれども、まずは町長、そのできない明確な理由というものを示してください。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 私としては、子育て支援策として段階的に今進めているつもりでございます。そういった中で、あえてできない理由とすれば、教育環境整備をまずは進めていきたいと思っております。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

1 3 番（小池春雄君） 箱物を造るのと、やっぱりソフト・ハードとありますけれども、ハード・ソフトというのは両方が相まって教育環境というのは整うものだと思うんですよ。箱物を先行したからソフトの面が遅れるということはあってはならないことだと思うんですよ。それは箱物も必要です。箱物がなくていいなんていう考えは持っていません。やっぱり、でもその箱物ができたからソフト面が充実していない、そっちが遅れているのは箱物を作ったせいですからというのは、私はそれは言い逃れだと思うんですよ。

それ以上言ってももうやむを得ませんけれども、町長、少なくとも3子といても、3子というのは全体の中で本当に数%でしょう、率からいって。子供が3人いるという人は少ないですよ。3人、4人いるという、それは中にはいますよ、でも少ないではないですか。今出生率が1.3、1.4というふうにいっている時代ですから、その倍以上を求めてそれが対象になるというのは、それはありますけれども、ないに等しいとは言いませんけれども、どっちかというところらに近い数字だと思うんですよ。

だから、私が先ほど言いましたように、全て無料化するのが無理でしたら、少なくとも、町長、段階的に今950円の補助を1,950円にするとか、2,950円にするかというので、これを少しずつ段階的に進めて、3年、4年かけて頑張ってみるというくらいことは言えるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 私としては、段階的に子育て支援策で進めてきているつもりでございます。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

1 3 番（小池春雄君） それでは、来年度、取りあえず1段階として1,000円ぐらいの町からの補助をと思えますけれども、私ももうこれ以上同じこと繰り返したくないので、いうふうに思えますけれども、町長いかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 現状で進めたいと思っております。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

1 3 番（小池春雄君） 1,000円の補助もできないということによろしいですか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 現在の状況で進めさせていただきます。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 1,000円の補助ができないということによろしいですかと言っているんですから、1,000円の補助もできませんならできません、現状のままということはそうなんでしょうけれども、もう少しはっきりと1,000円の補助もできませんと言えますか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 現状で進めさせていただきます。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 1,000円の補助もできないということが容易に分かりました。

それと、保育士さんの問題でありますけれども、そちらは言うまでもなく国が9,000円の処遇改善ということで、これは国からの補助ですから、町からの補助ではありませんから、私は町からこういうことができませんかという話をしているんですよ。そんな制度があることは私も承知していますよ。聞かないことに答えなくていいですから、聞いているのは町として補助しませんか、できませんかということなんですけれども、町長、改めてお伺いしますけれども、いかがでしょうか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 保育士関係につきましても、現状で進めていきたいと思っております。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 先ほども言いましたように、こういう事故が起きたというのはその原因はどこにあったかというときに、保育士さんの賃金の問題もあるんだということで、仕事で手いっぱいなのでゆとりの保育はできていないんだという、今のこういう事件を見たときに何とかしなければならぬという町長、気持ちはございませんか。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 保育園のほうとしっかり話をしていきたいと思います。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

1 3 番 (小池春雄君) 話はどなたでもできるんですよ。でも、やっぱり話をする中で、町はこういう考えを持っていますよと、このくらいの補助なら何とかありますよというものがないければ、町長、幾ら協議したって、向こうは「ああ、そうですか」だけで終わってしまうんですよ。やっぱりそのくらいのもがこちらにあるということになれば、向こうもそういう話なら結構な話ですと、ぜひお聞きしたいというふうになると思うんですよ。でも、処遇改善というのは、ここに預けられている子供たち、そしてこういう子供たちがああいう事故を起こさないためにその原因は何かといたら、先ほど言ったように保育士さんたちが日々もう毎日その限られた時間の中で目いっぱい働いて余裕がないことから起きた事件だと指摘もされているんですよ。でしたら、そういうことをなくすために町としてどういうことができるかと。

何を言っても、それは全てお金がかかりますよ。でも、その財源を何に求めるかといったら、先ほどのふるさと納税もそこにも求められるんですけども、そこにも皆さんの英知を結集していかにして財源を確保するか。これは卵が先か鶏が先の話なんですけれども、その施策をやったらその施策のその財源を求めるために、ではどれだけこれからそれを頑張ろうかと。人というのは追い込まれると一生懸命やるもんなんですよね。でも、第三者から見ていると、役場の職員っていいよねと、今日できる仕事をあしたやって、ただゆっくり帰っていれば金になるんだからというふうにやゆされることもあります。でも、そんなことがないように、私たちはこういうふうにやっています、そしてその後、私が考えたことによってこうなりましたと。ああ、そうだね、よくみんなやってくれるよねというふうに、やっぱり住民が行われる行政というのが大事なわけですよ。

その中の町長というのはトップなんですよ、トップリーダーなんですよ。だから、この人がどう采配するかによってこの町が決まるんですよ。私はこのことが大切だと思っているんですよ。そうでなければ、ここに町長がいる意味がありませんから、そしてこの民主主義の中で町長というのは公選、住民がトップリーダーを選ぶんだというシステムになっているわけですから、だからその手腕を発揮するには、まず皆さんの意見を聞いて、そうすれば自分の頭で考えて、これを解決するにはこうするんだと、これしかないなということが皆さんの幸せになるというふうに思えば、町長、相談してということで、国がこの間は処遇改善で9,000円、僅か3%でしたけれどもやりましたよ。でも、その中で町がまたもう少し色をつけてちょっと何かやってみようと。これはコロナ関連の交付金事業なんかもありますから、こういうものを充ててもいいと思うんですよ。

何か考える施策というのは、少しでもその中に町が思っているその気持ちが乗るというだけでも、私はこのことは大事だと思います。皆さんがやる気になる、そのやる気の気持ちを起こさせる、そして同じような事故を繰り返さないためにも、我が町はこういう努力



をしていますというような形で何か、町長、僅かでもいいんだと思うんですよね。まるっきりの気持ちだから300円、500円という話ではなくて、ある程度皆さんが納得できるそういう財政的支援をすべきだと思いますけれども、再度お伺いしますけれどもいかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 今、小池議員のほうから、意見を聞いてというアドバイスをいただきました。ぜひ、保育園等と意見交換をしていきたいと思っています。そういった中で、いわゆるお金ではなくて心、ハート・ツー・ハート、これをもって事故防止に向けて協議できたらと思っています。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、次の質問ですけれども、貧困対策とヤングケアラー等の問題に対する取組について伺います。

大きな社会問題となり、議会でも多くの方が関心を持ち質問しています。対策が急がれると思いますけれども、町として子供が安心し、明日に希望が持てる社会の構築のために果たすべき役割はたくさんあると思いますけれども、実行策と決意をお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 吉田子育て支援室長。

〔子育て支援室長 吉田功一君発言〕

子育て支援室長（吉田功一君） 子供の貧困やヤングケアラーの背景につきましては、養育者の健康上の問題や養育力不足、各世代・各家庭の生活困窮がベースにあると考えられます。このため、介護福祉課、教育委員会、学校等と関係各部署が連携し、対応していくことになると考えております。

町では、要保護児童対策協議会の実務者会議というものを毎月開催しています。この会議では、町が把握する支援が必要と思われる家庭について、町教育委員会、児童相談所、保健福祉事務所や警察がその構成員となって情報共有を図りながら、継続的に最善の支援をどのように行っていくかを検討しております。

この会議で取り上げられる家庭内の状況につきましては、個別訪問や聞き取り調査などで把握しており、ヤングケアラーと思われるお子さんについて数名把握しているところであります。これらのご家庭については今後とも家庭訪問等を行い、必要と思われる支援を行ってまいります。

議長（岩崎信幸君） 高橋教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 高橋淳巳君発言〕

**教育委員会事務局長（高橋淳巳君）** まず、教育委員会としましては、小池議員もよくご存じのとおり、就学援助制度、また家計急変とって、令和2年度から就学援助以外のもので、家計が急変してしまった世帯への就学援助も開始いたしました。この支援につきましては、コロナを理由とした家計急変には限定せず、令和5年度以降も継続して実施できるように現在検討しておるところでございます。また、ヤングケアラーの関係なんですけれども、先ほど坂田議員の質問にもお答えさせていただきました……（「要らない、要らない。聞いたからいい」の声あり）

**議長（岩崎信幸君）** 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

**13番（小池春雄君）** 同じことを回答してもらっても、聞いていましたから大丈夫です。私はこの中で聞いていて思ったことというのは、ヤングケアラーということがクローズアップされて、そしてその中で大事なことというのは、調査しましたとか、アンケートを取ったとか言うのではなくて、それも大事なことですよ。しかし、実態としてこういう子供たちがいたとき、どういうケアができるかと、制度としてそれが出来上がっているかと。これは高崎の例がありますよね、皆さんも知っていますよね。これはもう1億円とか2億円の金を積んで、その中にはヘルパーさんを派遣するとかということがもう決定されて、予算化もされておりますよね。ですから、それを調査してそのことが明らかになったら、そこを財政面でも心理的面でもどういうふうにかケアしていきますかと。その制度を整えておくべきですけども、そのことが整っていますかということを確認したいだけなんですけれども、いかがですか。

**議長（岩崎信幸君）** 吉田子育て支援室長。

〔子育て支援室長 吉田功一君発言〕

**子育て支援室長（吉田功一君）** まず、私ども健康子育て課では、職員で社会福祉士を配置しております。そういったご家庭につきましては、社会福祉サービスをご案内するよう常に努めて、または相談等に乗らせていただいているところです。

**議長（岩崎信幸君）** 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

**介護福祉課長（永井勇一郎君）** 介護福祉課では、重層的支援体制整備事業、こちらの実施を見越した支援メニューを今年度から拡充しております。先日の議会でも申し上げました生活困窮世帯を対象としたフードサポート事業、それから生活困窮の世帯のお子さんへの学習支援、こちらはリモート型学習支援事業という名称ですが、まだ試行段階ではありますが今年度スタートしました。この事業は、生徒と講師の先生をインターネット回線でつなげることによって、自宅にしながら学習の指導が受けられる、それだけではなく児童の様々な家庭

での相談に乗ったり、また家庭での児童の様子を訪問せずに把握することも可能な生活困窮対策であります。また、ヤングケアラーの支援にも有効な施策と認識しております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町独自の支援制度も考えてくれませんかという中でたくさんあるんですけども、それから貧困対策の問題もありますけれども、実行策として決意を先ほどお伺いしたいと言ったんですけども、実行策ですね。アンケートするとかではなくて、先ほど言ったように、今課長からも一度答えがありましたけれども、そういう人たちがいたときに、要するに自分たちがヤングケアラーだというのが分かったときに、ヤングケアラーと言われる方というのはほとんど子供なんですよね。子供たちがこれを見たときに、自分が行政からどういう支援が受けられるのかなということが、より小学生、中学生の人たちがこれが理解できるかということだと思えますよ。

それが大人の言葉で、自分が大人で大人に言うような言葉で言ったんではこれは解決しないんですよ。そういう意味では、ぜひとも子供たちが、町がやろうとしていること、やってもらえることはどういうことなのか、そしてまた子供たちが町にどういう制度があって、どういうふうにすればどういうふうにしてもらえるのかなというのが分かるように、ぜひとも子供のヤングケアラーと言われるそういう子供たちの目線で方策を考えていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

それから、貧困対策という中で、これは何人かから質問がありましたけれども、教育長はもうどういうんですかね、頭が固まっちゃったわけではないんですけども、思考停止になっているのではないかと私は思っているんですけども、生理用品を前から議会でもお手洗いに設置してくれと、そういうことがいいのではないかと。そして、教育長が答えるには、養護の先生のところへ行けばもらえるようになっていると。その養護の先生ところへ行けば、そこへまた自分が困っていることも言いに行くのも教育であるかのことも言われていますけれども、教育長ね、恥部に関わる問題ということは分かりますよね。それをね、恥部の問題というのは、やっぱり文化ではなくて人間の尊厳に関わる問題なんですよ。それをさらけ出せる人もいれば、やっぱり見せたくないというものもあるんですよ。でも、聞いていると、その部分も先生に何でも言える人間になれるというけれどもね、それは自分の尊厳を傷つけることってやっぱり人に言いたくないんですよ。

だから、私はそういうところも配慮する中で、今必要とされている、困窮されている皆さんのところにそういう必要とされるものが、誰にも分からず、人間の尊厳を傷つけることなく行き渡ることが私は大事なんではないのかということで、そういう配布の方法をぜひとも考えていただきたいというのが私の考えでもありましたし、議会でも皆さんの考え

だと思っんですよ。そこについてね、そういう言い方でなくて、そのことも十分分かるという形での回答を得ないと、やっぱりこのことは全然、教育長、もう前から話しているんですけれども全然進んでいないんですよ。私は不思議なんです。何がそんなに問題なのか、何が引っかかるのかと。だって、やっている市町村があるわけですから、だったら、そのところは何か不都合があるかと。不都合があると言っているところってあまりないと思っんですけれどもね。ぜひ、そのところを再考していただきたい。そして、そういう方向で進めていただきたいと思っんですけれども、教育長いかがですか。

議 長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） 今、小池議員がおっしゃった、自分のことをさらけ出したくない子もいるんではないかという、そういう気持ちを持つ子がいる可能性は私も否定しません。前も申し上げたんですけれども、やはり学校の一番の大きい役割の中に、しっかりまだ思春期で生理が始まったばかりの子供たちにきちんとこれを準備するという、そういう意識をきちんと身につけたいという、そういう教育をしたいという気持ちが学校にはすごくあります。世の中全体がトイレットペーパーのようにどこに行っても生理用品が置いてあるというふうな文化、社会ができ上がったときにはその必要性は低くなるかなと思っんですけれども、きちんと準備をしていない、そこで失敗をしたりということをできるだけ防ぎたいという、そういう気持ちも学校のほうにはございまして、その教育の力をつけたいというところもあります。

もう一つ、できるだけ負担のないように、さらけ出すということを必要としないように、気軽に取りに来てください、理由は問いません、忘れたというふうに言ってももちろん構いませんし、今そのような状況の中で、私も小池議員がおっしゃるようなことも十分分かりますので、拮抗するこの2つのことをどういうふうにしてバランスを取っていくかというところについて考えている最中です。もう少し時間をいただいて、学校とも話し合いを進めていきたいと思っております。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） いや、教育長ね、もう勘弁してもらいたいんだけど、これね、もう前から議会の中でも議論していて、これが全く進まない。ほかのところでもあったんですけども、私は昨日の担当課の話を聞いていて、後で質問しますけれども、どなたかが「保育園の紙おむつを回収してくれ」と言ったら、「いや、どういう便が出たかうちで確認したい人もいますから持ち帰らせています」という、これね、こういうのは詭弁というんです。そういうのは詭弁というの。それはいるかもしれませんよ。でも、いたとしてもご

くごく僅かですよ。圧倒的多数のところはどう合わせていくかでしょう。やっぱり便なんというのは決して清潔なものではありませんから、そこで始末できればそれが一番いいんですよ。お金がかかる、だったら、その財政的支援を町がすればいいだけのことなんですよ。

でも、それをだからね、見たい人がいるからなんて、見たい人がいたらその人にだけ渡してやればいいではないですか。そういうね、詭弁しては駄目なんです。全く正面から答えようとしなくて、自分たちがやっていることはみんな正しいんだというところからスタートしているから物事を間違うんです。そうではなくて、やっぱりそういう意見があったらそういう意見に対してどう応えていくかということが大事だと思うんですよ。そういう意味においても、へ理屈をつけて自分たちを正当化するというのではなく、やっぱりそこに置かれている子供たちの状況というものをぜひしっかりと考えて対応していただきたい。これ以上言いませんから、そのことはお願いしておきたいと思います。

続きまして、高齢者福祉問題、時間もありませんので、これは2点くらいありますけれども、後ののは3月に町長、回しますから。3点目でありますけれども、高齢者福祉問題についてお尋ねをいたします。

高齢者世帯への配食サービスです。ボランティアさんの協力を得まして実施していることは感謝もし、ありがたく思っているところであります。しかし、希望する全ての方に実施され、同時に安否確認をしていただくという大変に貴重な役割を担っていただくこととなりますけれども、必要な方全てに実施されるべきだと思っております。前橋などでは既に数年前から実施され、半額補助をしております。高齢者が安心して生きられる吉岡町を目指し、ぜひとも実施していただきたいというふうに出しておきましたけれども、これも前橋市では、もしかしたら3食配食しているかもしれない。2食は間違いないんですけれども、こういうふうに行っているわけなんですよ。

だから、ぜひとも、先ほど坂田議員からありましたけれども、そういう状況で、町の状況は知っていますよ。それはもうボランティアさんがやってくれている、みやまから取ってくることは知っています。ですから、それをさらに進めて、町がこういうのをやりますよという、誰かやってくれませんか、応募してくれませんかという、必ず手を挙げてくれる人はいますから、そういう中で町が、前橋市はそうですよね、半額補助しますと。それと同時に安否確認、ですから希望する人、同じ親子で世帯であっても、子供が働いていてじいさん、ばあさんの面倒まで見ていられないよといううちだっただくさんあるんですよ。ですから、希望する人には年齢制限を設けてもいいですよ。希望する方には配食サービス、そしてその安否確認をしていただく。これを制度化して、高齢者が何とか生きられる、喜びを感じられる、そして、ここに出しておきましたけれども、また今後町とし

て実施していきたいことがありましたらお知らせくださいということも書いておきましたので、これにつきましても回答をお願いします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 配食サービスは、高齢者の食生活の安定と健康保持に寄与し、安否確認と地域社会との交流を深めることを目的に、吉岡町社会福祉協議会が実施しているようでございます。事業に係る経費は共同募金の配分金と利用者の負担金によって賅われていましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、1食300円の利用者負担の全額助成を令和2年の5月から実施しております。助成事業の効果もあり、利用者は年々増加しております。

事業の課題は、担い手であるボランティアの確保であると社会福祉協議会から伺っております。利用希望者が増加することによって、お弁当の調理から配達までを担うボランティアの負担が増えております。今後は、ボランティアの募集を強化するとともに、民間事業者へ業務の一部を委託することなども検討していく必要があると感じております。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、13番小池春雄議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の会議で予定されていた一般質問が全て終了しました。

---

散 会

議長（岩崎信幸君） 本日はこれをもって散会といたします。

午後4時30分散会

# 令和4年第4回吉岡町議会定例会会議録第4号

令和4年12月9日（金曜日）

## 議事日程 第4号

令和4年12月9日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員長報告）〔第2～第19〕  
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第 2 議案第63号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
(討論・表決)
- 日程第 3 議案第64号 吉岡町職員の高齢者部分休業に関する条例  
(討論・表決)
- 日程第 4 議案第65号 吉岡町職員の修学部分休業に関する条例  
(討論・表決)
- 日程第 5 議案第66号 吉岡町職員の自己啓発等休業に関する条例  
(討論・表決)
- 日程第 6 議案第67号 吉岡町職員の配偶者同行休業に関する条例  
(討論・表決)
- 日程第 7 議案第68号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 8 議案第69号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 9 議案第70号 吉岡町個人情報保護法施行条例  
(討論・表決)
- 日程第10 議案第71号 吉岡町道路構造条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第11 議案第72号 吉岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第12 議案第73号 町道路線の認定について  
(討論・表決)
- 日程第13 議案第74号 吉岡町老人福祉センターに係る指定管理者の指定について

- (討論・表決)
- 日程第14 議案第75号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算(第7号)  
(討論・表決)
- 日程第15 議案第76号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)  
(討論・表決)
- 日程第16 議案第77号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)  
(討論・表決)
- 日程第17 議案第78号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)  
(討論・表決)
- 日程第18 議案第79号 令和4年度吉岡町水道事業会計補正予算(第2号)  
(討論・表決)
- 日程第19 議案第80号 令和4年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第2号)  
(討論・表決)
- 日程第20 発議第1号 吉岡町議会の個人情報の保護に関する条例  
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第21 請願の付託案件審査報告(文教厚生常任委員長報告)〔第22・第23〕  
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第22 請願第2号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願  
(討論・表決)
- 日程第23 請願第3号 吉岡町犯罪被害者等支援条例の制定に関する請願  
(討論・表決)
- 日程第24 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第25 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第26 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第27 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第28 地域開発対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第29 人口問題対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第30 議会議員の派遣について

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員会議案審査報告(総務産業・文教厚生 各常任委員長報告)〔第2～第19〕  
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第2 議案第63号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する



る条例

- (討論・表決)
- 日程第 3 議案第 6 4 号 吉岡町職員の高齢者部分休業に関する条例  
(討論・表決)
- 日程第 4 議案第 6 5 号 吉岡町職員 of 修学部分休業に関する条例  
(討論・表決)
- 日程第 5 議案第 6 6 号 吉岡町職員の自己啓発等休業に関する条例  
(討論・表決)
- 日程第 6 議案第 6 7 号 吉岡町職員の配偶者同行休業に関する条例  
(討論・表決)
- 日程第 7 議案第 6 8 号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 8 議案第 6 9 号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 9 議案第 7 0 号 吉岡町個人情報保護法施行条例  
(討論・表決)
- 日程第 1 0 議案第 7 1 号 吉岡町道路構造条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 1 1 議案第 7 2 号 吉岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 1 2 議案第 7 3 号 町道路線の認定について  
(討論・表決)
- 日程第 1 3 議案第 7 4 号 吉岡町老人福祉センターに係る指定管理者の指定について  
(討論・表決)
- 日程第 1 4 議案第 7 5 号 令和 4 年度吉岡町一般会計補正予算 (第 7 号)  
(討論・表決)
- 日程第 1 5 議案第 7 6 号 令和 4 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)  
(討論・表決)
- 日程第 1 6 議案第 7 7 号 令和 4 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)  
(討論・表決)
- 日程第 1 7 議案第 7 8 号 令和 4 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号)  
(討論・表決)

- 日程第18 議案第79号 令和4年度吉岡町水道事業会計補正予算(第2号)  
(討論・表決)
- 日程第19 議案第80号 令和4年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第2号)  
(討論・表決)
- 日程第20 発議第1号 吉岡町議会の個人情報の保護に関する条例  
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第21 請願の付託案件審査報告(文教厚生常任委員長報告)〔第22・第23〕  
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第22 請願第2号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願  
(討論・表決)
- 日程第23 請願第3号 吉岡町犯罪被害者等支援条例の制定に関する請願  
(討論・表決)
- 追加日程第1 発委第2号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の  
提出について  
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第24 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第25 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第26 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第27 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第28 地域開発対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第29 人口問題対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第30 議会議員の派遣について

## 出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	平形 薫 君
12番	山畑 祐 男 君	13番	小池 春 雄 君
14番	岩崎 信 幸 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	米沢 弘 幸 君	住 民 課 長	小林 康 弘 君
健康子育て課長	中島 繁 君	介護福祉課長	永井 勇一郎 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	笹沢 邦 男 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	大澤 正 弘 君
教育委員会事務局長	高橋 淳 巳 君		

---

## 事務局職員出席者

事務局 長 福 島 良 一 主 事 岸 美 穂

## 開 議

午前9時30分開議

議長（岩崎信幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより、お手元に配付してあります議事日程（第4号）により会議を進めます。

本日は、委員会に付託した議案の委員長報告を議事日程第1で行い、付託した請願の委員長報告を議事日程第21で行う予定でございますので、各委員長におかれましては、よろしくお願いします。

---

### 日程第1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員長報告）

議長（岩崎信幸君） 日程第1、委員会議案審査報告を議題とします。

総務産業・文教厚生各常任委員会に付託した議事日程第2から第19までの議案の審査報告をお願いします。

それでは、総務産業常任委員会富岡大志委員長、委員長報告をお願いします。富岡委員長。

〔総務産業常任委員会委員長 富岡大志君登壇〕

総務産業常任委員長（富岡大志君） 5番富岡です。

総務産業常任委員会の議案審査報告を行います。

12月1日に本会議にて議長より当委員会に付託されました議案について、12月6日午前9時30分より、役場2階大会議室において、委員全員、議長及び執行から町長、副町長、教育長、課局長、室長の出席の下審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

議案第75号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出それぞれに関し、事項別明細書の款項ごとに審査しました。

主な質疑答弁では、歳入では、15款国庫支出金2項国庫補助金5目土木費国庫補助金1節交通安全対策事業補助金では、何回目の交付になるのかとの質疑に、今回は1回目、来年度にもう1回予定しているとの答弁。増額する補助金と事業費全体について問う質疑に、国交省が創設した通学路の交通安全確保に向けた補助金であり、補正前の補助対象の事業費は3,217万7,000円で、補助金はその55%である1,769万7,350円、補正後の補助対象事業費が3,480万円となり、補助金は55%の1,914万円となる。よって、補正によるこの補助金の増額が144万3,000円となるとの答弁などの質疑答弁がありました。

歳出では、2款総務費1項総務管理費6目企画費12節委託料、タクシー運賃等助成事業委託料では、利用者はどれだけ増えたのかとの質疑に、昨年度の9月末で人数が2,141名だったのが、本年度は9月末で2,731名になっているとの答弁。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費12節委託料、デジタルポイント事業システム導入委託料では、330万円の費用の内容を問う質疑に、システムの導入経費とポイントカードの印刷代との答弁。今後のランニングコストはどうなるのかとの質疑には、現在町が業務提案を受けているシステムが幾つかあり、仮に今回の予算で導入した場合、窓口用のアプリの使用料で年間4万8,000円、年間のサポート保守料が7万円で、トータルでも12万円程度で考えているとの答弁がありました。

ポイント付与に係る財源はどうなるのかとの質疑に、ボランティアの目的とか趣旨が65歳以上の高齢者の社会参加と介護予防、その両方につながると認められるものに関しては、介護保険の交付金が充てられるが、その他のランニングコストは町単になるとの答弁。

ポイント付与の対象となる活動となるのか否かの判断はどうするのかという趣旨の質疑に対して、県と事前によく協議をして、対象となる活動について十分精査する必要がある。ポイントの対象範囲については来年度の事業開始までに慎重に検討させていただく。不公平感が生じないように、それぞれ皆さんがどんな目的でその地域のボランティアとして活躍しているかということをよく確認し調査した上で、皆さん納得できるような要綱をつくりたいとの答弁。

ポイント付与の対象活動の記録や報告はどうなるのかとの質疑に、活動報告という形で団体の代表者を通じて活動内容についての実績と参加者の名簿を出していただくことになる。事務局はその報告書に基づいてポイントを付与する形を想定しているとの答弁などの質疑答弁がありました。

10款教育費5項保健体育費1目保健体育総務費11節役務費、スポーツ安全保険（部活動地域移行）では、どんな内容の保険なのかとの質疑に、生徒に係る保険で、部活動の地域移行によって学校で加入している保険以外にスポーツ安全保険への加入が必要になるためとの答弁などの質疑答弁がありました。

以上が主な質疑答弁です。

審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第63号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、条文の解釈について問う質疑が複数あり、答弁では、管理監督職員は課長と室長のことで、年度途中で60歳になっても、その次の3月31日までは管理監督職員として勤務する。任命権者が認めた場合は63歳まで管理監督職員として勤務する場合もあるとの説明がありました。

審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第64号 吉岡町職員の高齢者部分休業に関する条例については、地方公務員法の規定に基づきとあるので、今後は参考資料として添付してもらえないかとの質疑に、新旧対照表の後に根拠法の条文を添付するような形で検討したいとの答弁などの質疑答弁がありました。

審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第65号 吉岡町職員の修学部分休業に関する条例については、回数は定年まで何回でも申請できるのかとの質疑に、基本的な回数制限については規定していないとの答弁などの質疑答弁がありました。

審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第66号 吉岡町職員の自己啓発等休業に関する条例については、第5条で「派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動」とあるが、奉仕活動を行っていたときに不慮の事故に遭った場合、公務員の身分というものは保障されるのかとの質疑に、当然休業はしているが公務員としての身分は持つ。ただ、あくまでも公務ではないという解釈となると考えられるとの答弁がありました。

審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第67号 吉岡町職員の配偶者同行休業に関する条例については、外務省が危険だとしている地域に行くために配偶者同行休業を取ることは可能かとの質疑に、細かな部分を想定した条文ではないので、運用で補完していく。国の方針等にそぐわないものについては承認をするということとはできないと考えているとの答弁がありました。

審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第68号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第69号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第70号 吉岡町個人情報保護法施行条例については、附則第3条の6項に、「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」とあるが、それを根拠とする、例えば法律とか裁判例とか、そういうものを検討されたのかとの質疑に、附則第3条の経過措置ということで旧条例に基づくものを、旧条例の施行される中であるもので、今回これは消えてなくなるものだが、量刑協議という形で検察庁のほうで協議をさせていただいた結果に基づいたもの。今後は法律に収れんされますので、法律の規定に基づいて行うということになるとの答弁がありました。

審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第71号 吉岡町道路構造条例の一部を改正する条例は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第72号 吉岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第73号 町道路線の認定については、ロータリー形状として町道となる理由を問う質疑に、当初、ここのロータリー形状の道路はジョイフル本田の事業計画にはなかったが、渋滞緩和対策等を検討していくうちに、南新井前橋線の右折レーンを活用してジョイフルの店舗の敷地内に入って迂回して戻ってこられるようなものが必要ということになり、ここの路線の認定が必要になった。そのため、一旦町道として廃止したが、改めて認定をしていただくことになったとの答弁などの質疑答弁がありました。

審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第79号 令和4年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第80号 令和4年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第2号）は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

以上をもって報告とさせていただきます。

議長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

富岡委員長、自席へお戻りください。

続いて、文教厚生常任委員会村越哲夫委員長、委員長報告をお願いします。村越委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 村越哲夫君登壇〕

文教厚生常任委員長（村越哲夫君） 8番村越です。

文教厚生常任委員会からの報告を行います。

文教厚生常任委員会では、9月1日、本会議において議長より付託された議案4件について、9月7日木曜日午前9時30分より、委員会室において、委員全員、議長、執行側からは町長、副町長、教育長、関係課長・局長・室長の出席の下審査をいたしましたので、結果を報告いたします。

議案第74号 吉岡町老人福祉センターに係る指定管理者の指定について、指定管理者を決定する審議内容と決定の経緯はの質問について、指定管理者の決定は、指定委員会を設置して行いました。

議長（岩崎信幸君） 委員長、途中ですが、今指摘があって、「12月」のところを「9月」と

言ったという指摘がありました。改めてもう一度発言を願います。

文教厚生常任委員長（村越哲夫君） 議案第74号 吉岡町老人福祉センターに係る指定管理者の指定について……

議長（岩崎信幸君） 委員長、先ほど日にちを会議の……（「議長、暫時休憩して」の声あり）  
暫時休憩します。

午前9時44分休憩

---

午前9時45分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

先ほど、委員長の報告の誤りがありましたので、訂正して、改めて最初の文からお願いいたします。

文教厚生常任委員長（村越哲夫君） 文教厚生常任委員会からの報告を行います。

議長（岩崎信幸君） 暫時休憩します。

午前9時45分休憩

---

午前9時46分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

改めて、村越委員長、報告をお願いいたします。

文教厚生常任委員長（村越哲夫君） 8番村越。

文教厚生常任委員会からの報告を行います。

文教厚生常任委員会では、12月1日、本会議において議長より付託された議案4件について、12月7日水曜日午後9時30分より、委員会において、委員全員6名、議長、執行側からは町長、副町長、教育長、関係課長・局長・室長の出席の下審査をいたしましたので、結果を報告します。

議案第74号 吉岡町老人福祉センターに係る指定管理者の指定について、指定管理者を決定する審議内容と決定の経緯はの質問について、指定管理者の決定は、指定委員会を設置いたしました。指定先となった吉岡町社会福祉協議会は、長年、指定管理者業務に携わってきており、適切な業務運営を遂行しているとともに、その業務運営ノウハウも十分定め、指定管理者に指定されましたとの回答でした。

指定委員会の構成員はの質問に対して、副町長、教育長、企画財政課長、介護福祉課長、民生委員長、老人会連合会会長、自治会連合会会長、以上8名との回答でありました。

以上、採決の結果、賛成多数で可決いたしました。

議案第76号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、出産



育児一時金の補正196万円の増額の理由はの質問に対して、年初15人を予定、予算計上していたが、年間の出生者が7人の増加により、22人と見込みましたとの回答がありました。

一般被保険者療養給付費の増額補正の1億1,400万円の増額の理由はの質問に対して、医療費の全体的増加、また、医療の高度化などの原因でしたとの回答でした。

医療費増加を抑える対策はの質問に対して、健康No.1活動、食事の健康指導、病の放置者への受診奨励などの健康維持、発症防止ケアの実施との回答でした。

以上、採決の結果、賛成多数で可決しました。

議案第77号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、現年度分特別徴収保険料の増額補正の1,340万円の増額の理由はの質問に対して、保険料は算定対象の高齢者が増えたためです。また、所得中間層の所得も若干増加した理由もあるが、これは一時的なものだとの回答がありました。

以上、採決の結果、賛成多数で可決しました。

議案第78号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、審査の結果、原案適正と認め、賛成多数で可決しました。

報告は以上といたします。

なお、文教厚生常任委員会では、今回、執行部から提出された要望書の回答を精査し、また、今回の議案等の審査の過程等で問題となった議案に対して、次の要望事項を要望書として提出することに決定しましたので、その要望事項について報告します。

1. コロナワクチン接種の適切な対応を今後も求める。
2. 国及び県の融資制度から漏れた事業者も多いため、困窮小規模事業者と生活困窮者への町独自の貸付けと給付等及び小中高校生の就学助成金の支援を求める。
3. 児童生徒が生理用品をプライバシーに配慮した方法で、自由に使用できる支給を求める。
4. 通学バス無料化の方向で検討を求める。
5. 給食費、幼児教育・保育費の無料化を求める。
6. 奨学金制度の創設を求める。
7. 子供の貧困の実態調査を早急に行い、実情に沿った対策を求める。
8. 保育園による紙おむつの回収と処理及び公共施設へのサンタリーボックスの設置を求める。

この8つについて、委員会として要望いたします。

報告は以上となります。

議長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

村越委員長、自席へお戻りください。

---

## 日程第2 議案第63号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第2、議案第63号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第63号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第63号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第3 議案第64号 吉岡町職員の高齢者部分休業に関する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第3、議案第64号 吉岡町職員の高齢者部分休業に関する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第64号 吉岡町職員の高齢者部分休業に関する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第64号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第4 議案第65号 吉岡町職員の修学部分休業に関する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第4、議案第65号 吉岡町職員の修学部分休業に関する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第65号 吉岡町職員の修学部分休業に関する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第65号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第5 議案第66号 吉岡町職員の自己啓発等休業に関する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第5、議案第66号 吉岡町職員の自己啓発等休業に関する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第66号 吉岡町職員の自己啓発等休業に関する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第66号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第6 議案第67号 吉岡町職員の配偶者同行休業に関する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第6、議案第67号 吉岡町職員の配偶者同行休業に関する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第67号 吉岡町職員の配偶者同行休業に関する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第67号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第7 議案第68号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第7、議案第68号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第68号 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第68号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第8 議案第69号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第8、議案第69号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第69号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第69号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第9 議案第70号 吉岡町個人情報保護法施行条例

議長（岩崎信幸君） 日程第9、議案第70号 吉岡町個人情報保護法施行条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第70号 吉岡町個人情報保護法施行条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第70号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第10 議案第71号 吉岡町道路構造条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第10、議案第71号 吉岡町道路構造条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第71号 吉岡町道路構造条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第71号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

### 日程第 1 1 議案第 7 2 号 吉岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第 1 1、議案第 7 2 号 吉岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 7 2 号 吉岡町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第 7 2 号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

### 日程第 1 2 議案第 7 3 号 町道路線の認定について

議長（岩崎信幸君） 日程第 1 2、議案第 7 3 号 町道路線の認定についてを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 7 3 号 町道路線の認定についてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第 7 3 号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

### 日程第 1 3 議案第 7 4 号 吉岡町老人福祉センターに係る指定管理者の指定について

議長（岩崎信幸君） 日程第 1 3、議案第 7 4 号 吉岡町老人福祉センターに係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第74号 吉岡町老人福祉センターに係る指定管理者の指定についてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第74号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第14 議案第75号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）

議長（岩崎信幸君） 日程第14、議案第75号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第75号 令和4年度吉岡町一般会計補正予算（第7号）を委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第75号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第15 議案第76号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議長（岩崎信幸君） 日程第15、議案第76号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第76号 令和4年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第76号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第16 議案第77号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議長（岩崎信幸君） 日程第16、議案第77号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第77号 令和4年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第77号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第17 議案第78号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

議長（岩崎信幸君） 日程第17、議案第78号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第78号 令和4年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第78号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第18 議案第79号 令和4年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）

議長（岩崎信幸君） 日程第18、議案第79号 令和4年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。



〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第79号 令和4年度吉岡町水道事業会計補正予算（第2号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第79号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第19 議案第80号 令和4年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第2号）

議長（岩崎信幸君） 日程第19、議案第80号 令和4年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第80号 令和4年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第2号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第80号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第20 発議第1号 吉岡町議会の個人情報の保護に関する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第20、発議第1号 吉岡町議会の個人情報の保護に関する条例を議題とします。

提出者の金谷康弘議員に提案の説明を求めます。

金谷議員。

〔6番 金谷康弘君登壇〕

6番（金谷康弘君） 6番金谷です。

吉岡町議会の個人情報の保護に関する条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正に伴い、地方公共団体の議会については適用対象から除かれるが、引き続き個人情報の適切な取扱いが行われることが望ましいことから、町議会における個人情報の取扱いについて制定するもの。

本条例は、第1章総則、第2章個人情報等の取扱い、第3章個人情報ファイル等、第4章開示、訂正及び利用停止第1節開示、第2節訂正、第3節利用停止、第4節審査請求、第5章雑則、第6章罰則、附則となっております。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 17/17ページになりますけれども、先ほど言いました施行期日につきまして、第2条におきまして、第2条の中で、第1条中「及び」を「並びに」に改め、ここに令和〇〇年……

議 長（岩崎信幸君） 暫時休憩します。

午前10時09分休憩

---

午前10時09分再開

議 長（岩崎信幸君） 再開します。

13番（小池春雄君） 17/17ページの一番最後ですね。施行期日の第2条、ここが〇が4つ入っていますけれども、「令和〇〇年吉岡町条例第〇〇号」になっていますけれども、ここを埋めないと、このままじゃうまくないですね。

議 長（岩崎信幸君） 暫時休憩します。

午前10時10分休憩

---

午前10時31分再開

議 長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 先ほどの小池議員の質問についてお答えします。

吉岡町議会の個人情報の保護に関する条例において、議会からの個人情報に関する諮問先が吉岡町情報公開個人情報保護審査会となります。この場合において、審査会の所管事務等に議会からの諮問を追加する改正が必要となりますので、附則第2条において一部改正をするものであります。

なお、改正文中の成立年及び条例番号が〇〇となっておりますのは、本条例が可決をい

ただいた後に、吉岡町公告式条例に基づき、条例番号を振る手続が必要となりますので、公示公告が行われた際に付番されることとなります。

以上です。

議 長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

金谷議員、自席にお戻りください。

ただいま議題となっております発議第1号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

発議第1号 吉岡町議会の個人情報の保護に関する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（岩崎信幸君） 起立多数です。よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第21 請願の付託案件審査報告（文教厚生常任委員長報告）

議 長（岩崎信幸君） 日程第21、請願の付託案件審査報告を議題とします。

文教厚生常任委員会に付託した請願の審査報告をお願いします。

それでは、文教厚生常任委員会村越哲夫委員長、委員長報告をお願いします。村越委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 村越哲夫君登壇〕

文教厚生常任委員長（村越哲夫君） 8番村越。

文教厚生常任委員会の請願審査報告を行います。

12月7日水曜日午後9時30分から、委員会室において、委員全員、議長の出席の下審査を行いましたので、その結果について報告します。

請願第2号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願につい

ては、新型コロナウイルス感染の拡大により入院が必要にもかかわらず入院できない医療崩壊や、介護を受けたくても受けられない介護崩壊などの状況が生じておりました、これは感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因となっております。この人手不足を解消するためにも、看護師の賃金収入など、ケア労働者の処遇改善が必要と考えます。

また、医師や看護師等の過酷な勤務条件を解消するために、労働時間規制を含めた実効ある対策は猶予できない喫緊の課題であり、毎年のように発生している自然災害のときの対応や新たな感染症に備えるためにも、平常時から必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など、機能強化を強く求めるものであり、委員会で内容を精査して、今回の請願の趣旨は同意できるものであり、委員の同意を得られましたので、委員会審査の結果、採択となりました。

請願第3号 吉岡町犯罪被害者等支援条例の制定に関する請願については、犯罪の被害者となった方は、病院等での治療費や介護の費用、そのための自宅の改造費など、金銭的に厳しい負担がかかります。しかしながら、加害者に対する賠償請求による被害回復の実現の可能性は低い状況であります。そうした被害者の支援について、身近な公的機関が窓口となり、各種の届出や申請手続などを取りまとめてもらえたら、多くの被害者の負担が軽減されると考えます。そのために、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、並びに、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策を基本となる事項を定め、犯罪被害者等に対する支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復、または軽減及び犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、もって町民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする条例の制定を求めるとしております。

また、地方公共団体が犯罪被害者等の支援活動に実質的に関与するためには、その活動の根拠として条例の制定が必要です。条例が制定されることで住民への認知度が高まりますし、担当する職員の権限や活動内容が具体化され、予算の裏づけも与えられることとなりますので、条例の制定を求めるといふものであります。

また、委員会においては、この請願について協議する中で幾つかの意見が出されましたが、請願の内容は適切と認め、賛成多数により採択しました。

委員会のまとめとしては、被害者への金銭的支援などを具体的に定めるなど、実効性のある条例を制定していただくとともに、条例に続く要綱等の制定も同時に求めるものであります。

以上、報告いたします。

議長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

村越委員長、自席へお戻りください。

---

## 日程第22 請願第2号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願

議長（岩崎信幸君） 日程第22、請願第2号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願を議題とします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立によって採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第2号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める請願を委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、請願第2号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

---

## 日程第23 請願第3号 吉岡町犯罪被害者等支援条例の制定に関する請願

議長（岩崎信幸君） 日程第23、請願第3号 吉岡町犯罪被害者等支援条例の制定に関する請願を議題とします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより起立によって採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第3号 吉岡町犯罪被害者等支援条例の制定に関する請願を委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、請願第3号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。









[文教厚生常任委員会委員長 村越哲夫君発言]

文教厚生常任委員長（村越哲夫君）

発委第2号

令和4年12月9日

吉岡町議会

議長 岩崎 信幸 様

提出者

文教厚生常任委員会

委員長 村越 哲夫

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出について  
上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び吉岡町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提出の理由

標記の意見書を提出するために、委員会発議するもの。

安全・安心の医療・介護実現のため

人員増と処遇改善を求める意見書

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。人手不足が長年続いている状況を解消するためには、OECD平均以下の看護師の賃金収入など、ケア労働者の処遇改善は待ったなしの状況であり、16時間を連続で働き続けなくてはならない過酷な長時間夜勤や、寝る間もない極端に短い勤務と勤務の間隔などを解消するために、労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。

毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。

私たちは、安全・安心の医療・介護の実現のために下記の事項について国に要望します。

記

1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃金の引き上げを支援すること。
2. 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を改善すること。

①労働時間の上限規制や夜勤間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働条件改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。

②夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。

③介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。

3. 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設なども考慮した公衆衛生体制を拡充すること。

4. 患者・利用者の負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年12月9日

群馬県吉岡町議会

議長 岩崎 信幸

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

財務大臣 鈴木 俊一 様

総務大臣 松本 剛明 様

以上、提案理由の説明といたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

村越委員長、自席へお戻りください。

議長（岩崎信幸君） この件は、委員会発議でありますので、吉岡町議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を行いません。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

発委第2号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、発委第2号は原案のとおり可決することに決定しました。

議事日程（第4号）に戻ります。

---

日程第24 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第25 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第26 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第27 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第28 地域開発対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第29 人口問題対策特別委員会の閉会中の継続審査の申し出について

議長（岩崎信幸君） 日程第24から第29までの各委員会の閉会中の継続調査について、吉岡町議会会議規則第35条により一括議題にし、採決はそれぞれ分離して行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、一括議題と決定しました。

各委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員会委員長から、吉岡町議会会議規則第71条の規定により、お手元に配りました調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

これから、その申出6件を分離して採決します。

最初に、議会運営委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、総務産業常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、文教厚生常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、議会広報常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、地域開発対策特別委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、人口問題対策特別委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### 日程第30 議会議員の派遣について

議 長（岩崎信幸君） 日程第30、議会議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付してあるとおり、議員研修のため議会議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり、議会議員を派遣することに決定しました。

---

### 町長挨拶

議 長（岩崎信幸君） 以上で本日の日程が全て終了しました。

閉会の前に、町長の発言の申入れを許可します。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

初冬を迎え、大分、朝晩は寒くなってまいりました。新型コロナウイルス感染症の感染状況も一進一退を繰り返し、第8波のただ中にあり、特に子供たちの感染等による日常生活への影響が出ているようであります。これから迎える年末年始の人の流れにより、感染

状況は予断を許さない状況となつてきております。

今年一年を振り返りまして、新型コロナウイルスの感染状況に振り回されつつ、5月に開催したチャレンジデー、10月に開催したふるさと祭りをはじめとして、ウィズコロナを念頭に置いた行事開催をすることができました。これからもこうした事態に負けないしなやかな行政運営を心がけていきたいと思っております。

さて、本定例会の中で審議していただきました議案18件につきまして、いずれも可決いただき、誠にありがとうございました。

そして、本議会における各議案審議の過程及び一般質問の中で賜りましたご指摘、ご意見に対しましても同様に、町政執行の中で留意してまいりたいと思っております。

これから寒さも一段と厳しくなる慌ただしい年の瀬を迎えることとなりますが、どうか皆様も健康には十分ご留意の上、ご活躍くださいますようお願い申し上げます。議員皆様におかれましても、また、吉岡町にとりましても、明るい新年を迎えることができますようにご祈念申し上げて、閉会に当たりましての挨拶に代えさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

---

## 閉 会

議 長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、令和4年第4回吉岡町議会定例会を閉会します。

午前11時09分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 岩 崎 信 幸

吉岡町議会議員 富 岡 大 志

吉岡町議会議員 金 谷 康 弘